

守山市地域防災計画 共通編

令和7年6月

守山市防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の基本方針	1
第3 計画の内容	2
第4 計画の修正	3
第5 他の計画との関係	3
第6 計画の習熟	4
第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	5
第1 実施責任	5
第2 処理すべき事務または業務の大綱	6
第3節 用語	12
第4節 守山市の現況と防災対策の推進方向	13
第1 守山市の位置	13
第2 自然的条件	13
第3 社会的条件	15
第4 既往災害・災害特性	18
第5 防災施策の基本方針	28
第2章 災害予防計画	1
第1節 防災体制の整備	1
第1 防災組織の整備	1
第2 防災拠点の整備	4
第3 情報連絡体制の整備	6
第4 災害救助体制の整備	7
第5 自治体等からの受援計画の整備	8
第6 災害応急・復旧対策に必要な用地の確保と管理	8
第7 災害記録および防災対策に関する資料の収集・整理	8
第8 被災者支援システムの運用	8
第9 災害応急・復旧に対応できる職員の育成	8
第2節 災害に強いまちづくりの推進	9
第1 市街地の整備	9
第2 オープンスペースの整備	9
第3 河川・排水路等の整備	9
第4 交通施設の整備	10
第5 ライフライン施設の整備	11
第6 都市公共施設の災害対応力の強化	22
第7 農業用施設災害予防	24
第8 文化財等の災害対策	25
第9 危険な盛土等への対策	26
第3節 被害の軽減・防止方策	27
第1 風害その他の災害の防止	27

第2	火災の防止	28
第3	消防水利の整備	31
第4	資機材の整備・点検	32
第5	防災救助施設等	32
第6	危険物施設	33
第7	事業所に対する指導	33
第8	地盤の液状化	34
第9	その他の被害防止	34
第4節	救援・救護体制の整備	36
第1	救急・救助	36
第2	応急医療	36
第3	食料等の備蓄および調達	39
第4	飲料水等の供給	40
第5	し尿処理	41
第5節	緊急輸送体制の整備	42
第1	陸上輸送の体制	42
第2	航空輸送の体制	43
第3	湖上輸送の体制	43
第6節	避難環境整備	44
第1	避難施設の指定および整備	44
第2	避難誘導体制の確立等	48
第3	避難計画、避難者受入計画の策定	50
第7節	防災教育・広報および防災訓練	51
第1	防災教育および広報	51
第2	自主防災組織の育成	53
第3	事業所等の防災組織	54
第4	防災訓練	55
第5	防災マップの活用	56
第6	要配慮者等への配慮	56
第7	消防団の育成	56
第8	言い伝えや教訓の継承	57
第9	防災週間の周知徹底	57
第10	防災パトロールの実施	57
第8節	要配慮者の安全確保	58
第1	要配慮者の定義	58
第2	要配慮者への対策	58
第3	避難行動要支援者の定義	58
第4	避難支援等関係者の定義	59
第5	避難行動要支援者の避難体制の構築	59
第6	社会福祉施設等における防災体制の構築	61
第7	市外からの来訪者および外国人への対策	62
第8	指定避難所における要配慮者への配慮	62
第9	要配慮者利用施設における対策	63

第10	男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策.....	63
第9節	ボランティア.....	64
第1	ボランティアの活動と種類.....	64
第2	ボランティア意識の醸成.....	64
第3	ボランティアコーディネーター等の育成.....	64
第4	ボランティア活動を支援するための環境整備.....	65
第5	専門ボランティアとの連携体制の構築.....	65
第6	協力体制の構築.....	65
第10節	帰宅困難者対策.....	66
第1	事業所等における帰宅困難者対策の推進.....	66
第2	駅周辺の混乱防止.....	66
第3	帰宅困難者の支援対策の充実.....	66
第11節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	67
第1	具体的な施策の展開.....	67
第3章	災害復旧計画.....	1
第1節	公共施設の災害復旧計画.....	1
第1	災害復旧事業の種類.....	1
第2	復旧事業の方針.....	1
第2節	災害復興計画の策定.....	4
第1	被災状況の把握等.....	4
第2	復興計画の策定.....	4
第3節	市民生活安定のための緊急措置.....	5
第1	被災者の生活確保.....	5
第2	農林漁業関係対策.....	12
第3	中小企業関係対策.....	13
第4	義援金品の受入・配分.....	13
第4節	激甚災害の指定.....	16
第1	法律に基づき国が一部負担または援助するもの.....	16
第2	激甚災害指定の手続き.....	16
第3	激甚災害に関する被害状況等の報告.....	17
第4	激甚災害指定の基準.....	17
第5	特別財政援助額の交付手続き.....	17
第5節	治安の確保および交通対策.....	19
第1	復旧・復興事業からの暴力団排除.....	19
第2	交通対策.....	19

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、守山市防災会議が作成する計画であって、守山市、滋賀県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、当市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、市、国、県、地方公共団体およびその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図るものであるが、計画の樹立ならびに推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

1. 防災事業の推進

公園、街路をはじめ様々な都市施設を整備する都市計画関連事業および治水事業等は、市域における防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

また、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい災害リスクの開示に努める。

2. 自主防災体制の確立

災害を未然に防止し、災害に対処するため国および地方公共団体は、地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織および住民の隣保共同の精神に基づく、自発的な防災組織の充実、つまり「消防団・自主防災組織の充実」をはかることで、自らの地域は自らで守る意識をはぐくむと共に、障害者、高齢者等の要配慮者を守る仕組みを構築する「要配慮者の支援」や女性の参画を含め、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。特に減災のための備えをより一層充実する必要がある、重点課題として「消防団・自主防災組織の充実」、「要配慮者の支援」を中心とした市民運動を展開する。

3. 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

4. 防災業務施設、設備および物資の整備、備蓄

防災関係機関は、災害が発生し、または発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備、備蓄等を図る。

5. 総合的な危機管理体制の確立

地震や台風等の自然災害をはじめ、大規模な事故・事件、新たな感染症や武力攻撃事態等と危

機事象が多様化する中、被害を軽減し市民の生命・身体・財産を守るために、総合的な危機管理体制の確立を図る。

6. 避難行動要支援者への配慮

災害発生時における避難に支援が必要な高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）について、市、地域住民、福祉関係者等が協働し、個別避難計画を作成し、個別避難計画の円滑な推進を図る。

7. 災害時要配慮者への支援、多様な視点による対応

少子高齢化、人口の偏在、隣保精神の衰退、グローバリゼーション等の社会情勢の変化を踏まえ、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の、年齢、性別、障害の有無といった事情から生じる多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画をし、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

8. 業務継続計画（BCP）の確立

本市は、災害対策の拠点となる市庁舎の機能低下を最小限にとどめながら、市民の生命、生活および財産を保護し、社会経済活動を維持すること、また、災害応急対策業務にあたる職員の防災意識の向上と防災対策の実行による業務執行体制を確保することを目的として、平成 31 年 3 月に守山市業務継続計画（震災対策編）を令和 4 年 3 月に守山市新型インフルエンザ等感染症発生時における業務継続計画を策定した。

災害発生時にはこれらの業務継続計画を踏まえ、応急対策業務等に取り組む。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

9. 関係法令の遵守

国および地方公共団体はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法およびその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講じる。

第3 計画の内容

この計画は、守山市の災害対策の基本であるとともに、住民、事業所等の防災活動の指針になる等、市域における適切な災害予防、災害応急対策および災害復旧の推進に対し、大きな役割を担うものである。

この計画は、災害予防計画、災害種別ごとに災害応急対策計画、災害復旧計画について定めており、各計画の概要は次のとおりである。

1. 災害予防計画

災害の発生を未然に防止するため、平常時において実施すべき諸施策、および施設の整備について定める計画であり、災害対策基本法では第 46 条以下 4 箇条で成っている。

第 46 条 災害予防及びその実施責任

第 47 条 防災に関する組織の整備義務、防災教育の実施

第 48 条 防災訓練義務

第 49 条 防災に必要な物資資材の備蓄等の義務、
円滑な相互応援の実施のために必要な措置

について規定しており、災害予防は防災の基礎であるとともに、最も重要なものである。

2. 災害応急対策計画

災害が発生し、また、発生するおそれのある場合の配備体制や分掌事務を始め、各種情報の伝達方法等応急救助および災害の拡大防止のための計画であり、災害対策基本法では第 50 条以下 37 箇条で成っている。

第 50 条～第 53 条 通則

第 54 条～第 57 条 警報の伝達等

第 58 条～第 61 条 事前措置及び避難

第 62 条～第 86 条 応急措置等、被災者の保護、広域一時滞在、被災者の運送、安否情報の提供等、物資等の供給及び運送

について規定しており、災害応急対策における市町村の役割を重視し、市町村長に広範な権限を付与し、国、都道府県および市町村の責任とその相互関係を規定している。

3. 災害復旧計画

災害を受けた施設の復旧および災害の再発防止のため、施設の新設・改良ならびに、被災した住民への復旧援助対策についての計画であり、災害対策基本法では第 87 条以下 4 箇条で成っている。

第 87 条 災害復旧の実施責任

第 88 条 災害復旧事業費の決定

第 89 条 防災会議への報告

第 90 条 国の負担金又は補助金の早期交付等

について規定しており、災害復旧にあたっては、原形復旧のみならず、再度災害が発生するのを防止するよう施設の改良復旧に十分配慮すべく定めている。

第 4 計画の修正

この計画は、市行政機構の変更、防災基本計画、県地域防災計画等の上位計画が修正された場合、および市域の構造が著しく変化し計画内容が不備になった場合等、社会情勢の変化等に応じ常時実情にあった計画とするため、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年守山市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を守山市防災会議に提出する。

第 5 他の計画との関係

この計画は、市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、市が作成する防災に関する計画（水防計画等）および関連計画の防災に関する部分は、以下に掲げる計画はもとより、この計画と矛盾、または抵触するものであってはならない。防災計画には次のものがある。

(1) 中央防災会議（国）の作成する『防災基本計画』

- (2) 指定行政機関（内閣府、国家公安委員会、国土交通省、総務省等中央省庁）および指定公共機関（ＮＴＴ各社、ＪＲ各社、電力各社、日本赤十字社等）の作成する『防災業務計画』
- (3) 滋賀県防災会議の作成する『滋賀県地域防災計画』

本計画は、県の計画するところと統一性、整合性を図り、滋賀県地域防災計画を基準として策定される。

第6 計画の習熟

各機関は平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 実施責任

1. 市

市は、市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、地域住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、その機能が十分発揮できるように努める。

2. 県

県は、県の地域ならびに県民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするとき等に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

4. 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 市民（自主防災組織）

「自らの命は自ら守る」自助の取り組みより、食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄や消火、救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、防災訓練等へ参加し、市民自らが被害の事前防止および拡大防止に努める。

地域の実情に即して自主防災組織を結成し、自分達の地域は自分達で守るという共助の取り組みより、主体的に参画する防災体制の確立を図る。

また、地域住民および当該地域の事業者は必要に応じて自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。市は、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地域において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

7. 企業

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

守山市の地域ならびに市民の生命・身体および財産を災害から保護するため、防災関係機関の業務の大綱は、次のとおりとする。

1. 守山市	① 守山市防災会議に関する事務 ② 防災対策の組織の整備 ③ 管内における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 ④ 防災施設の整備 ⑤ 防災のための知識の普及、教育および訓練 ⑥ 防災に必要な資機材等の備蓄、整備 ⑦ 水防、消防その他の応急措置 ⑧ 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 ⑨ 被災者の救出、救護等の措置 ⑩ 避難の指示および避難者の誘導ならびに指定避難所の開設 ⑪ 災害時における保健衛生についての措置 ⑫ 被災児童、生徒等の応急教育 ⑬ 災害復旧の実施 ⑭ 災害ボランティア活動の支援
2. 湖南広域消防局 北消防署	① 火災予防措置および防災知識の普及、教育 ② 大災、火災対策および消防力の強化 ③ 危険物等の規制および安全措置 ④ 消防計画 ⑤ 救助・救急措置 ⑥ 火災の鎮圧、その他の災害の軽減措置
3. 滋賀県	① 滋賀県防災会議に関する事務 ② 防災対策の組織の整備 ③ 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 ④ 防災施設の整備 ⑤ 防災のための知識の普及、教育および訓練 ⑥ 防災に必要な資機材の備蓄および整備 ⑦ 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 ⑧ 水防その他の応急措置 ⑨ 被災者の救出、救護等の措置、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 ⑩ 避難の指示ならびに指定避難所開設の指示

	⑪ 災害時における交通規制および輸送の確保 ⑫ 災害時における保健衛生についての措置 ⑬ 被災児童、生徒等の応急教育 ⑭ 災害復旧の実施 ⑮ 自衛隊の災害派遣要請 ⑯ 災害ボランティア活動の支援
4. 滋賀県警察本部 (守山警察署)	① 警備体制の整備 ② 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握 ③ 避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止 ④ 交通規制の実施および緊急交通路の確保 ⑤ 行方不明者の搜索、遺体の検視 ⑥ 被災地および避難場所の警戒 ⑦ その他警察本部長が必要と認める活動

【指定地方行政機関】

5. 近畿管区警察局	① 管区内各府県警察の指導・調整 ② 他管区警察局との連帯 ③ 関係機関との協力 ④ 情報の収集および連絡 ⑤ 警察通信の運用 ⑥ 警察災害派遣隊の運用
6. 近畿財務局 (大津財務事務所)	① 公共土木等被災施設の査定の立会 ② 地方公共団体に対する災害融資 ③ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 ④ 国有財産の無償貸付等
7. 近畿厚生局	① 救援等にかかる情報の収集および提供
8. 近畿農政局 (滋賀拠点)	① 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 ② 農業関係被害情報の収集報告 ③ 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導 ④ 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋・指導 ⑤ 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け ⑥ 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の安定供給対策 ⑦ 災害時における主要食料の供給についての連絡調整
9. 近畿経済産業局	① 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 ② 災害対策用物資の調達に関する情報の収集および伝達 ③ 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 ④ 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
10. 中部近畿産業 保安監督部近畿支部	① 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保 ② ガスおよび火薬類施設等の保安の確保 ③ 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保

11. 近畿運輸局 (滋賀陸運支局)	① 所管事業者の所有する交通施設および設備の整備についての指導 ② 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 ③ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 ④ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 ⑤ 特に必要があると認められる場合の輸送命令 ⑥ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
12. 大阪航空局 (大阪空港事務所)	① 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
13. 大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	① 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表を行う ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う ③ 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
14. 近畿総合通信局	① 電波ならび有線電気通信の監理 ② 非常通信訓練の計画およびその実施指導 ③ 非常通信協議会の育成、指導 ④ 防災および災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 ⑤ 非常時における重要通信の確保 ⑥ 災害対策用移動通信機器等の貸出し ⑦ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
15. 滋賀労働局	① 工場、事業場（鉱山関係は除く）における労働災害防止のための指導 ② 被災労働者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 ③ 被災労働者の労災保険給付に関する対応 ④ 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
16. 近畿地方整備局 (琵琶湖河川事務所) (滋賀国道事務所)	① 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること ③ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること ④ 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること ⑤ 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること ⑥ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること ⑦ 直轄公共土木施設の復旧に関すること ⑧ 公共土木被災施設災害の査定
17. 近畿地方環境事務所	① 災害廃棄物等の処理対策に関すること ② 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 ③ 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

18. 国土地理院近畿地方 測量部	① 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握および提供に関すること ② 地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量結果の提供に関すること ③ 防災地理情報の整備に関すること

【自衛隊】

19. 陸上自衛隊 (陸上自衛隊 今津駐屯部隊)	① 災害派遣計画の作成 ② 市、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

【指定公共機関】

20. 西日本旅客鉄道株式会社(京滋支社) 東海旅客鉄道株式会社(東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部関西支社)	① 鉄道施設の整備と防災管理 ② 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 ③ 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 ④ 被災鉄道施設の復旧
21. 西日本電信電話株式会社(滋賀支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	① 電気通信施設の整備と防災管理 ② 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 ③ 被災施設の復旧
22. 日本銀行(京都支店)	① 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
23. 日本赤十字社 (滋賀県支部)	① 医療救護 ② こころのケア ③ 救援物資の備蓄および配分 ④ 血液製剤の供給 ⑤ 義援金の受付および配分 ⑥ その他応急対応に必要な業務 ⑦ ①～⑥の救護業務に関連し、次の業務を実施する。 (1) 復旧・復興に関する業務 (2) 防災・減災に関する業務
24. 日本放送協会 (大津放送局)	① 放送施設の保全 ② 住民に対する防災知識の普及 ③ 気象等予警報、被害状況等の報道 ④ 避難所への受信機の貸与 ⑤ 被災放送施設の復旧 ⑥ 社会事業団体等による義援金品の募集配分

25. 独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所)	① 琵琶湖開発関連施設の操作と防災管理 ② 被災施設の復旧
26. 日本通運株式会社 (大津支店)	① 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
27. 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	① 電力施設の整備と防災管理 ② 災害時における電力供給の確保 ③ 被災施設の復旧
28. 大阪ガスネットワーク株式会社 (京滋事業部)	① ガス施設の整備と防災管理 ② 災害時におけるガス供給の確保 ③ 被災施設の復旧
29. 日本郵便株式会社 (近江守山郵便局)	① 郵便物の送達の確保 ② 郵便物の窓口業務の維持 ③ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除

【指定地方公共機関】

30. 一般社団法人 滋賀県バス協会 一般社団法人 滋賀県トラック協会 琵琶湖汽船株式会社 近江鉄道株式会社	① 災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
31. 滋賀県土地改良事業 団体連合会	① ため池および農業用施設の整備と防災管理 ② 農地および農業用施設の被害調査と復旧
32. 一般社団法人 滋賀県医師会 公益社団法人 滋賀県看護協会 一般社団法人 滋賀県薬剤師会	① 災害時における医療救護の実施 ② 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 ③ 災害時における医薬品等の管理
33. 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	① 災害ボランティア活動の支援 ② 要配慮者の避難支援への協力
34. 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀	① 放送施設の保全 ② 住民に対する防災知識の普及 ③ 気象予警報、被害状況等の報道 ④ 被災放送施設の復旧 ⑤ 社会事業団等による義援金品の募集配分
35. 一般社団法人 滋賀県LPガス協会	① ガス施設の整備と防災管理 ② 災害時におけるガス供給の確保 ③ 被災施設の復旧

36. 滋賀県建設業協会	① 災害時における公共土木建築施設の復旧 ② 災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 ③ 災害時における土木資機材労力の提供

【公共的団体その他防災上重要な施設の管理者】

37. 一般社団法人 守山野洲医師会 一般社団法人 草津栗東守山野洲歯 科医師会 守山野洲薬剤師会	① 災害時における医療救護の実施 ② 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力 ③ 災害時における医薬品等の管理
38. 社会福祉法人 守山市社会福祉協議会	① 災害ボランティア活動の支援 ② 要配慮者の避難支援への協力
39. レーク滋賀農業協同 組合	① 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 ② 農水産関係の市、県で実施する災害調査、応急対策に対する協力 ③ 被災農業者に対する融資およびその斡旋 ④ 被災農業者に対する生産資材の確保・斡旋
40. 守山市有線放送 農業協同組合	① 住民に対する防災知識の普及 ② 気象予警報、被害状況、避難所開設状況等の周知
41. 守山商工会議所	① 災害時における物価安定についての協力 ② 災害救助用および復旧物資の確保についての協力
42. 高圧ガス、危険物等 関係施設の管理者	① 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
43. 新聞社等 報道関係機関	① 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 ③ 社会事業団等による義援金品の募集配分

第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

市本部	守山市災害対策本部
消防署	湖南広域消防局北消防署
消防団	守山市消防団
県本部	滋賀県災害対策本部
県地方本部	滋賀県南部土木事務所に設ける滋賀県災害対策本部の地方本部

なお、本部設置前にあつては、市本部、県本部および県地方本部をそれぞれ守山市、滋賀県、南部土木事務所と読み替え、平常時の分掌事務により措置する。

第4節 守山市の現況と防災対策の推進方向

第1 守山市の位置

本市は、滋賀県の南部にあり、琵琶湖の東岸に位置し、県内最大の河川である野洲川がつくった扇状地性三角州低地上に位置している。市域の総面積は55.73km²、人口約8.6万人（令和6年12月）を擁する。北東部は野洲市、南は草津市および栗東市、西は琵琶湖と接しており、本市を含む4市により、湖南広域行政組合を組織している。

第2 自然的条件

1. 地勢・地形

守山市の位置する近江盆地の南東部は湖南低地と呼ばれ、野洲川や草津川等が形成した広い沖積低地が展開している。守山市は野洲川が形成した野洲川低地の上に発達し、市域は琵琶湖に向かってごく緩く傾斜した扇状地や湖岸部の三角州の上になっている。

野洲川は県内最大の河川であり、また、湖岸部に発達する三角州は、わが国最大の湖成三角州である。

この地帯は、古くから穀倉地帯として開発され、肥沃な土地は、弥生時代から水田化され、後に条里制土地割が広範に実施されてきたことで知られている。

一方で野洲川は、後背山地からの活発な土砂流出に伴って、河道の変遷を重ねてきた形跡を示し、また、古くから洪水氾濫を繰り返してきた。それに対して河道の付け替えや固定等の人為的な地形改変も古くから試みられてきたが、旧南流や北流は著しい天井川を形成し、最近まで洪水氾濫による災害が高い頻度で発生してきた。野洲川改修が昭和46年（1971年）に始められ、8年の歳月と約200億円の費用をかけて昭和54年（1979年）新放水路への暫定通水が行われた。新しい野洲川は、低水と高水の二段構えの護岸工事ができているため、計画高水流量は毎秒4,500m³もあり、これまでの南北流を合わせても毎秒850m³であったことや、昭和28年（1953年）の大水害時の流量である毎秒2,600m³と比べても大きく、百年に一度の大雨にも安心な野洲川に生まれ変わった。

2. 気象

守山市は湖南気候区に位置し、琵琶湖の影響で瀬戸内型の気候を示し、滋賀県の中でも比較的温暖で、冬季の降雪量も少なく、めぐまれた気象条件を有しているといえる。

(1) 気温および降水量

地域気象観測（彦根）の平年値（1991～2020）によると平均気温15.0℃、年間降水量は1,610mmである。降水量が多いのは6月下旬～7月中旬、および9月中旬であり過去の風水害もこの時期に多く発生している。

降雪日数の平年値は彦根49.3日で、県北部の多雪地帯と大きな相違があり、市域内での降雪量は野洲川堤防を境に北部でやや多い。

守山市は一面の平地であるため、湖岸と内陸では琵琶湖の気温緩和作用の影響を受けて気温、降水量にわずかな差がみられる。

(2) 風

守山市は琵琶湖に接しているため、風速の弱い日の昼間は湖から陸に向かって風が吹き、夜間は陸地から湖に向かって吹く風（湖陸風）が卓越する。平年値では年間を通じて北西の風が最多となっており、12月のみ南南東が最多で逆転している。寒冷前線通過時や台風時または比良八荒と呼ばれる強風が吹き、沿岸部の農作物や建物に被害を及ぼしてきた。平均風速は彦根

で 3.0m/s、大津で 1.7m/s である。過去における最大風速は、室戸台風（1934 年）の 31.2m/s である。

3. 地盤

本市における地盤の種別を、「建設省告示第 1047 号(昭和 27 年)」を基準に判定した。結果、市域南部のおよそ地盤高が 90m より高い区域は第 2 種地盤、それより地盤高が低い氾濫平野・三角州の区域は第 3 種地盤、湖岸の埋め立て地は第 4 種地盤となった。

したがって、守山市の場合地震動の増幅が大きくなる地域は、湖岸の埋立地や氾濫平野および旧河道上の軟弱地盤が分布する地域である。

しかし、地震による建物等の被害は表層の地盤条件によるところが大きく、同じ町内でも川や池、水田等を埋め立てたところは自然の土地と比べて軟弱であることから、地震被害が相対的に大きくなってしまう。例えば、地山と埋め土あるいは盛り土部分では地震の揺れが異なり、盛り土部分は局地的に揺れが強くなるとともに、切り盛りの境界付近に亀裂が入ったり、盛り土の崩壊が起きることから、被害が集中的に発生することが少なくない。

地盤の判定基準

良い	第 1 種	第三紀層以前の地層（岩盤、硬質砂礫層）
	第 2 種	洪積層（砂礫層、砂混じり硬質粘土層、ローム層） 沖積層の一部（5 m 以上の砂利層、砂礫層）
普通	第 3 種	「基準的地盤」沖積層（砂利、砂混じり粘土層、粘土層、泥土）
悪い	第 4 種	「著しく軟弱」沖積層（30m 以上の腐植土、泥土） 埋立て地（沼地、ごみ、沼土、3 m 以上、30 年未満）

特に悪いところ：① 海、湿地帯、田、遊水池、沼地を埋めたところ

② ゼロメートル地帯

③ 三角州

④ 中小河川沿い

⑤ 大雨の時、水の出るところ

⑥ 丘陵を切り開いた造成地で、盛り土部分

⑦ 以前の地震で被害が大きかったところ

出典：防災アセスメントマニュアル(1988)

第3 社会的条件

1. 人口

(1) 人口および世帯数

守山市の人口は、近年増加率は低下しつつあるものの人口増加の一途をたどっており、令和2年の国勢調査では83,236人である。

世帯数も増加を示し、核家族化の進行により、1世帯あたり平均世帯員数は昭和35年5.1人から、令和2年2.6人となっている。

人口の推移

	世帯数	1世帯当り人員	人口総数	人口密度(人/k㎡)	面積(k㎡)
昭和35年	5,758世帯	5.1人	29,207人	685.3	42.62
45	7,721	4.5	34,785	793.6	43.83
55	12,094	3.9	46,763	1,065.7	43.88
60	14,224	3.7	53,052	1,200.8	44.18
平成2	16,317	3.6	58,561	1,323.1	44.26
7	18,022	3.4	61,859	1,397.6	44.26
12	20,623	3.2	65,542	1,480.8	44.26
17	23,543	3.1	70,823	1,600.2	44.26
22	26,819	2.9	76,560	1,373.8	55.73
27	29,052	2.7	79,859	1,432.7	55.73
令和2	31,796	2.6	83,236	1,493.3	55.73

出典：守山市統計書

(2) 年齢別人口構成

年齢別人口の推移をみると若年層の減少、高齢者層の増加の傾向がみてとれるが、令和2年国勢調査によると65歳以上の人口比率は21.7%であり、全国平均28.6%と比較すると低い値となっている。

(3) 要配慮者の分布

要配慮者のうち、65歳以上の高齢者と障害者の分布を学区別にみてみる。これらの人口が最も多いのは守山学区であるが、学区別人口に占める割合が最も多いのは中洲学区で高齢者の割合は31%と3人に一人弱の値を示している。市街地に近い守山学区、吉身学区では高齢者・障害者とも低い値となっている。

要配慮者の分布状況

	合計	守山	吉身	小津	玉津	河西	速野	中洲
学区人口	85,846	27,635	17,685	6,079	4,447	14,921	12,334	2,745
65歳以上	19,177	4,734	3,750	1,833	1332	3,643	3,026	859
(%)	22.34%	17.13%	21.20%	30.15%	29.95%	24.42%	24.53%	31.29%
障害者	2,363	591	481	195	155	443	396	102
(%)	2.75%	2.14%	2.72%	3.21%	3.49%	2.97%	3.21%	3.72%

資料 人口：令和5年、障害者：令和4年度 守山市統計書

(4) 通勤・通学による人口の流入

通勤・通学による人口の流入を見ても、令和2年国勢調査による流入人口は25,841人、流

入人口は 17,274 人、流出超過は 8,567 人となっている。流出超過が増加の傾向にあり、ベッドタウンとしての性格が表れている。

(5) 就業構造

産業別人口の傾向を、昭和 40 年から令和 2 年の国勢調査結果からみると、第一次産業就業者は引き続き減少しているが、第二次・第三次産業就業者は増加している。特に第三次産業の増加が顕著である。

産業別 15 歳以上就業者

単位：人・％

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
昭和 40	6,248 (36.1)	5,906 (34.1)	5,158 (29.8)	17,312
50	3,411 (16.6)	8,741 (42.7)	8,330 (40.7)	20,482
60	1,977 (7.8)	10,748 (42.3)	12,701 (49.9)	25,426
平成 2	1,627 (5.6)	12,089 (41.6)	15,363 (52.8)	29,079
12	1,291 (3.8)	12,616 (37.4)	19,831 (58.8)	33,738
22	1,031 (2.9)	12,037 (33.6)	22,742 (63.5)	35,810
令和 2	834 (2.2)	12,431 (32.3)	25,146 (65.5)	38,411

資料：守山市統計書

2. 都市化の動向

守山市の将来都市構造として守山市都市計画マスタープランで、ＪＲ守山駅周辺に「中心商業拠点」、北部市街地地域に「観光・レクリエーション特別用途地区」、南部市街地地域と中部田園地域の境界に「市民交流ゾーン」の３つの都市機能が集積した拠点を設け、それぞれの特性を活かした施設整備を促進し、市民だけでなく市外から訪れた人々も含めた多様な交流を促進している。

(1) 人口集中地区市街地の状況

人口集中地区（ＤＩＤ）人口は、急速に増加しており、令和 2 年には守山市総人口の 70％を越えている。

人口集中地区（ＤＩＤ）人口および面積

年	ＤＩＤ人口	市全域人口	全域人口に対するＤＩＤ人口（％）	ＤＩＤ面積（k㎡）	市域面積に対する面積（％）	ＤＩＤ人口密度（人/k㎡）
昭和 45	5,495	34,785	15.8	0.9	2.1	6,104
50	10,086	41,439	24.3	1.9	4.3	5,308
55	13,630	46,763	29.1	2.7	6.2	5,048
60	15,696	53,052	29.6	2.9	6.6	5,412
平成 2	24,404	58,561	41.7	4.4	10.0	5,546
12	33,169	65,542	50.6	6.0	13.6	5,501
22	50,675	76,560	66.2	8.5	15.3	5,941
令和 2	61,282	83,236	73.6	11.0	19.7	5,571

資料：守山市統計書

(2) 出火延焼要因の分布

地震時の出火・延焼の要因として以下の施設がある。

- ① 事業所（工場、販売所等）、飲食店、一般住宅等で使用している火気器具類
- ② 上記施設で貯蔵している、石油類、都市ガス、あるいはプロパンガス

出火・延焼要因のうち、特に大きい事務所（工場、販売所等）の分布状況を、消防署の危険物施設に関する資料から抽出した。

その分布状況を見ると、危険物施設は、おおむね市街化区域に集中している。特に守山駅を中心とする東部には危険物施設と住宅街が集積・隣接する傾向がある。危険物の種類は第4類（石油等の引火物）が主である。危険物の量が多いのは勝部、三宅町、小島町、古高町等の工業地帯と、水保町等の商業地域である。

(3) 木造建物の分布状況

令和5年の固定資産家屋台帳を基にした建築物の棟数は、守山市全域の建物棟数 36,930 棟のうち木造建物は 23,960 棟であり、64.9%を占めている。

また、平成17年度に実施した守山市防災アセスメント調査では、守山市の中心的商業地域である守山、梅田、吉身についてみると、吉身一丁目、吉身二丁目および吉身七丁目では70～80%を木造建物が占めているが、梅田では約30%、吉身では約5%という状況である。

更に、昭和56年以前に建てられた木造建物棟数は、全建物棟数の34%であるが、旧市街地および集落に集積しており、吉身一丁目、吉身二丁目、吉身七丁目、今宿一丁目、今宿二丁目、山賀町、杉江町、中町、洲本町、新庄町、服部町、立田町、幸津川町、小浜町では50%以上を占めている。一方、非木造建物が多い守山四丁目、守山五丁目、勝部四丁目、吉身町、勝部町では、10%未満となっている。

(4) 都市化の動向

以上のように市域における土地利用の変化は、昭和40年頃から大きく変化しており、農地の転用や湖岸の埋め立て、河川の改修工事により地震時に被害を受けやすい軟弱地盤地域や豪雨時に内水氾濫の危険のある地域への市街地の拡大が進んでいる。

今後守山市の進展を考えると、交通手段の発達と就業状況の変化を背景に、京阪神のベッドタウンとしての宅地の拡大、都市施設の集積が予想される。また、産業の集積、市民生活の高度化は、危険物を量的に増加させ、市街地の中へ広く分散させることになる。このような都市的土地利用の発展は、指定緊急避難場所としてのオープンスペースの減少や出火・延焼等の危険性が高くなり、危険物災害の発生等、二次災害を招く大きな要因となる。

第4 既往災害・災害特性

1. 水害

市域の形成は野洲川の氾濫とともにあり、数年おきに氾濫が繰り返された。明治29年には市域の70%が浸水したと記録されている。昭和54年に新放水路が完成したことにより、水害の危険性は大きく軽減した。結果、近年における本市の水害実績をみると、県内の他市町より、比較的少ないといえる。昭和50年以前の野洲川氾濫の歴史と、それ以降の守山市および滋賀県の主な災害についてまとめた。

既往災害の概要

発生年	洪水の原因	野洲川流域の被害	流量 (m^3/s)
天文 6 年(1537) 11. 16 7 年(1538) 3. 22 8 年(1539) 8 9 年(1540) 12 年(1543) 8. 19 13 年(1544)		*幸津川、戸田、津田決壊 戸田決壊 戸田決壊	
天正 6 年(1578) 6. 17 慶長 7 年(1602)	前線性	堤防決壊、辻、出庭、中、小坂等の諸村に浸水（栗太郡史） 善岸（播磨田、今市、荒見、中、笠原）決壊	
承応 2 年(1653) 6 元禄 12 年(1699) 宝永 6 年(1709) 6 享保 6 年(1721) 7 7 年(1722) 13 年(1728)	前線性	伊勢落堤防決壊、伊勢落、野洲郡南桜の諸村に浸水（栗太郡史） 開発井関決壊 笠原、氏神の上 42 間決壊 太田、中野、開発、笠原、播磨田、津田、乙窪決壊 堤防切れ 水保切れ	
元文元年(1736) 8. 17 5 年(1740) 7. 17	前線性	水保切れ、蓼原切れ 水口、人家 50 戸浸水、甲賀郡岩根の田畑 50ha 流出（甲賀郡史）	
宝暦 6 年(1756) 9. 16 明和 2 年(1765) 7 年(1770) 7. 22	台風	高山、岩坂、2～3 戸流失、妙感時村 54 戸流出、死者 93 名 三雲堤防決壊 900m、流失 3 戸、死者 14 名 堤防切れ、浦方皆無 水保、中野 280 間、野洲 134 間、出庭、林決壊	
安永 2 年(1773) 6. 19 享和 2 年(1802) 6. 29		中野切れ 今浜、中野、野洲、播磨田、小島、田中、吉身、立入、 出庭、守山、林決壊	
文化 12 年(1815) 6 文政 12 年(1829) 天保元年(1830) 4 年(1833)		笠原宮ノ上 70 間決壊 開発決壊 開発決壊 開発決壊	
嘉永元年(1848) 8. 13 明治 18 年(1885) 7. 1 22 年(1889)	台風	井関決壊 堤防決壊、三上 90m、市三宅 150m、浸水田畑 200ha、埋没 10ha、 今浜決壊	

発生年	洪水の原因	野洲川流域の被害	流量
29 年(1896) 9. 4～12	台 風 前 線 性	雨量彦根 7～8 日 684mm、最高水位、柏木 3.00m(9 日 7 時) 流出家屋 78、その他 370、死者 7 *善岸、立入、今浜、田中決壊	
33 年(1900) 9. 28	台 風	雨量彦根 26～28 日 171mm、八幡 118mm、野洲川、杣川出水 水口～柏木、浸水、橋りょう流失 *今浜新田決壊	
大正 2 年(1913)10. 2～3	台 風	雨量彦根 2～3 日 160mm、土山 286mm、笠原地先で決壊 死者男 20 名、女 11 名、流失 21 戸、浸水 300 町	
3 年(1914) 7. 1	前 線 性	死者 2 名、浸水家屋 32、田畑流失、埋没数 10ha	
6 年(1917)		今浜新田決壊	
7 年(1918) 8. 30	台 風	堤防決壊	
12 年(1923) 6. 16～18	前 線 性	橋りょう流失	
13 年(1924) 9. 15	台 風	雨量彦根 114(13～16) 堤防決壊野洲、葉山、中里 今浜新田決壊	
昭和 13 年(1938) 7		今浜新田決壊	
19 年(1944)10. 8		今浜新田決壊	
28 年(1953) 8. 14～15	前線(南山城豪雨)	雨量、土山 261(14～15)、上流氾濫	
28 年(1953) 9. 25	台 風 1 3 号	雨量、彦根 183mm(23～25)、水位柏木 3.13m、野洲 3.17m 堤防決壊 笠原 150m、今治 100m、井口 200m、田畑浸水 300 町歩、埋没 523 町歩、 家屋 683 戸、非家屋 1030 戸、流失または半壊、死者 3 名、重傷 170 名 *今浜新田決壊	1250
31 年(1956) 9. 27			
33 年(1958) 9. 26	台風(狩野川台風)	雨量彦根 116mm、土山 189mm(25～26)、氾濫袖川、野洲川下流	2170
34 年(1959) 9. 26	台風(伊勢湾台風)	雨量彦根 338mm(24～26)床上浸水、野洲、中主 *今浜新田決壊	1610
36 年(1961) 9. 16	台風(第 2 室戸)	床上浸水 72、*今浜新田決壊	2580
40 年(1965) 9. 17～18	台 風	今浜新田孤立、堤防決壊 11、死者 1 名、家屋全半壊 411 浸水 1522	
47 年(1972) 7. 11	前 線 性	南流下流 2 箇所堤防決壊、田畑 20ha	

* 守山市史野洲川決壊年表より () 推定流量
無印 滋賀県災害史より編集

守山市および滋賀県の主な災害

災害発生年月日・災害名	守山市における被害	滋賀県における被害
昭和 54 年 9 月 30 日～10 月 1 日 台風 16 号	半壊 1 棟	一部損壊 3005
昭和 55 年 7 月 23 日～24 日 豪雨	床下浸水 20	床下浸水 279
昭和 55 年 8 月 26 日～27 日 豪雨	床下浸水 105	床下浸水 1182
昭和 56 年 1 月～2 月 豪雪		死者 5 負傷者 91 全壊 14 半壊 65 一部損壊 4112 床下浸水 558
昭和 56 年 7 月 21 日 豪雨	床下浸水 80	床下浸水 763
昭和 56 年 10 月 8 日～9 日 豪雨	床下浸水 2	床下浸水 121
昭和 57 年 8 月 1 日～2 日 台風 10 号	床下浸水 1 田冠水 1 ha 畑冠水 2.5ha 河川 5 箇所	床上浸水 120 床下浸水 1101
昭和 58 年 6 月 20 日～21 日 豪雨	道路 2 箇所	床下浸水 77
昭和 58 年 9 月 27 日～28 日 台風 10 号	畑冠水 2.25ha 河川 3 箇所	床下浸水 53
昭和 59 年 1 月～3 月 豪雪		負傷者 26 一部損壊 876
昭和 60 年 6 月 21 日～7 月 19 日 台風 6 号と梅雨前線豪雨		全壊 5 半壊 3 床下浸水 201
昭和 61 年 6 月 16 日～7 月 23 日 梅雨前線豪雨	床下浸水 57	床下浸水 425
昭和 62 年 7 月 14 日～21 日 梅雨前線豪雨	床下浸水 41 田冠水 2.1ha	死者 1 床下浸水 766
平成 2 年 9 月 11 日～20 日 台風第 19 号		死者 1 負傷者 2 一部損壊 174 床上浸水 180 床下浸水 1,428
平成 7 年 12 月 24 日～27 日 大雪		死者 1 負傷者 1 一部損壊 2
平成 9 年 1 月 26 日 なだれ		死者 1 負傷者 3
平成 10 年 9 月 21 日～23 日 台風第 7・8 号		死者 3 負傷者 22 半壊 4 一部損壊 400 床上浸水 1 床下浸水 26

災害発生年月日・災害名	守山市における被害	滋賀県における被害
平成 13 年 8 月 21 日～22 日 台風第 11 号	床下浸水 1	死者 1 一部損壊 3 床下浸水 1
平成 15 年 8 月 8 日～9 日 台風第 10 号		負傷者 1 一部損壊 2 床下浸水 6
平成 16 年 6 月 21 日 台風第 6 号	一部損壊 1	負傷者 7 半壊 1 一部損壊 17
平成 16 年 8 月 30 日～31 日 台風第 16 号		負傷者 1 一部損壊 2
平成 16 年 9 月 7 日 台風第 18 号		負傷者 2
平成 16 年 9 月 29 日～30 日 台風第 21 号		床下浸水 1
平成 16 年 10 月 20 日～21 日 台風第 23 号		死者 1 負傷者 1 半壊 1 一部損壊 5 床下浸水 41
平成 17 年 12 月 大雪		死者 4 負傷者 10 一部損壊 381 床下浸水 3
平成 18 年 1 月 大雪		負傷者 7 半壊 2 一部損壊 525 床下浸水 1
平成 19 年 7 月 12 日～15 日 大雨、台風第 4 号		負傷者 1 床下浸水 43
平成 20 年 6 月 20 日～21 日 大雨	床下浸水 10	床下浸水 38
平成 20 年 7 月 18 日 大雨		床上浸水 11 床下浸水 204
平成 24 年 4 月 3 日 大雨、突風および降雹	負傷者 1	負傷者 8
平成 25 年 9 月 15 日～16 日 台風第 18 号	床下浸水 16	死者 1 負傷者 9
平成 30 年 9 月 4 日 台風第 21 号	負傷者 1	死者 2 負傷者 74 全壊 2 半壊 17 一部損壊 44

出典：滋賀県災害史 第5部、消防防災年報（滋賀県）

2. 地震災害

守山市は、野洲川の沖積平野上に位置し、厚い砂層が広く分布している事や、盛土地、埋立地も多い事から地震時の危険性が高いと予想される。琵琶湖周辺には20数本の活断層が存在し、地震発生の可能性は全国的にみても高い状況にある。滋賀県地震対策調査研究報告書によると、滋賀県内では過去震度5以上の地震が約80年～100年に1回、震度6以上の地震が約200～400年に1回発生している。

滋賀県およびその周辺で発生した主な地震について以下にまとめた。

また、最近の遺跡発掘調査により、それ以前の地震の痕跡が徐々に明らかにされてきている。それによると琵琶湖湖岸ではこれまでに、縄文時代晩期（およそ3000年前）、弥生時代中期（紀元前1～2世紀）、1325年、1662年（琵琶湖岸西側地震）の地震が砂の液状化痕跡や古文書の記録で明らかにされてきている。

琵琶湖周辺で検出された地震痕跡

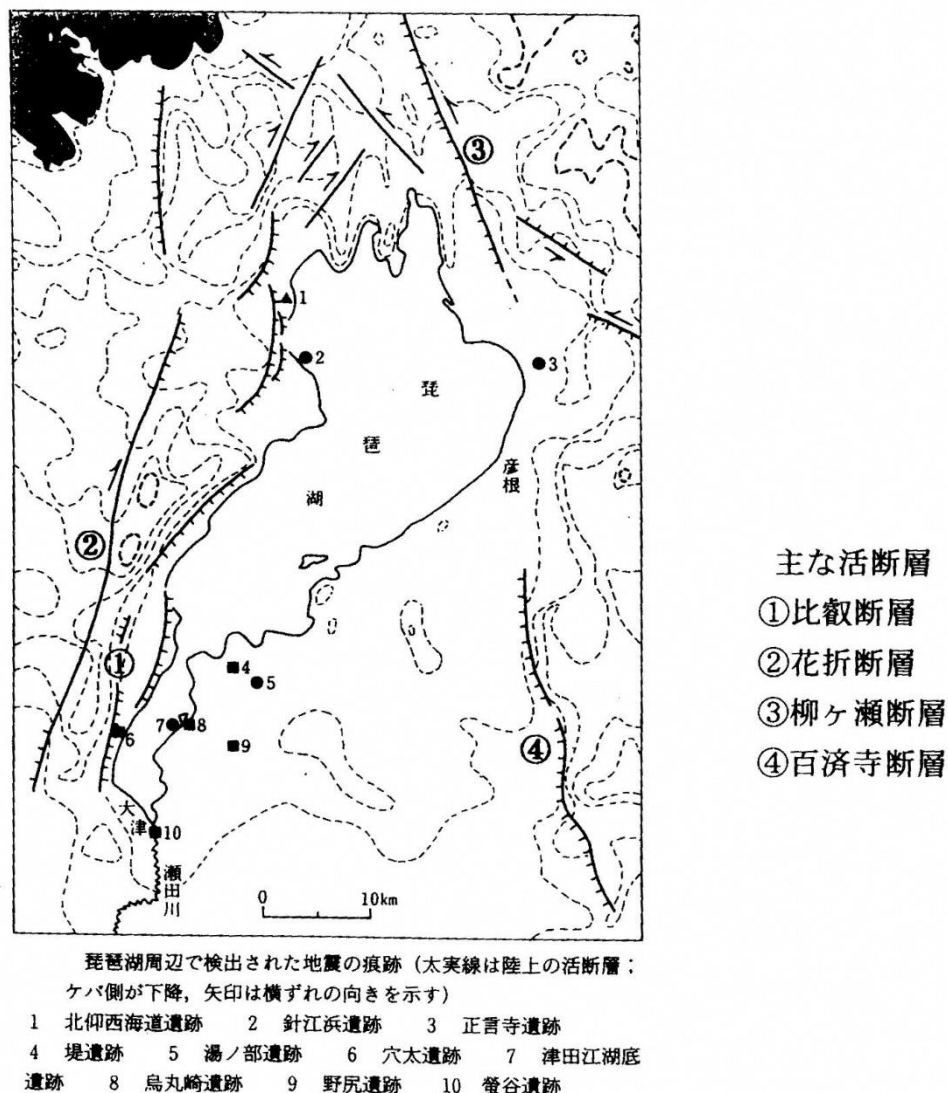


図3-2 琵琶湖周辺で検出された地震痕跡

出典：「古地震を探る」

滋賀県およびその周辺で発生した主な地震

出典 令和4年度 滋賀県地域防災計画・消防庁資料

地震名	年月日 (日本暦)	震央	マグニチュード	被害状況 ※ () は、うち本県地域の被害
濃尾地震	1891 年 10 月 28 日 (明治 24 年)	美濃―尾張 136.6° E 35.6° N	M=8.0	マグニチュード 8.0 の大規模な地震は内陸部で発生した地震のうち最大級のものである。震域は九州、陸羽地方から佐渡におよび、根尾谷地震断層を生じた。 死者 7,273 人 (6) 負傷者 17,175 人 (47) 全壊家屋 142,177 戸 (404) 半壊家屋 80,324 戸 (776) 道路破損 多数 (47) 橋りょう落下 多数 (7) 防崩壊 多数 (177) 山崩れ 多数 (1) 県内の 30% (東北部) が激震、残り 70% (南西部) が烈震地域となった。
大和地震	1899 年 3 月 7 日 (明治 32 年)	紀伊・大和 136.1° E 34.1° N	M=7.0	大和の北部から紀伊半島の東岸にかけて発生した烈震で、その震域は極めて広い。奈良県吉野郡南部の山地では斜面崩壊や地面の亀裂が著しく発生し、死者 7 人、全壊戸数 35 戸に及んだ。県内では湖東平野南部に強い地震を感じている。
姉川地震	1909 年 8 月 14 日 (明治 42 年)	姉川流域 136.3° E 35.4° N	M=6.8	この地震は内陸部に発生した地震のうちでも、最も顕著なもののひとつといわれ、その震央は、本県東浅井郡東草野村山塊の下と認められ、山腹崩壊、地面の亀裂、地下水の変動、表流水の変動、噴砂現象等が見られた。 死者 41 人 (35) 重傷者 133 人 (115) 軽傷者 651 人 (528) 全壊家屋 2,243 戸 (2,192) 半壊家屋 6,123 戸 (5,985)
関東大地震	1923 年 9 月 1 日 (大正 12 年)	関東南部 (神奈川県西部) 139.1° E 35.3° N	M=7.9	滋賀県では彦根が震度 4 で、古壁の落剥する程度であった。
北丹後地震	1927 年 3 月 7 日 (昭和 2 年)	丹後西北部 (京都府北部) 134.9° E 35.6° N	M=7.3	この地震は関東から南九州にわたって地震を感じ、県下でも電線、電話線の断線等、軽微ではあるが、負傷者も 2 名の被害を出した。
東南海地震	1944 年 12 月 7 日 (昭和 19 年)	東南海沖 (三重県南東沖) 136.2° E 33.6° N	M=7.9	熊野灘の沖合 20 キロメートル地点に震央をもつマグニチュード 7.9 という大規模地震であり、死者 998 人、負傷者 1,859 人、全壊家屋 30,288 戸、流出家屋 3,059 戸という大きな被害を出した。県内の被害は、湖北の湖畔デルタもしくは泥炭の発達地域に集中しており、その被害は次のとおりであった。 負傷者 1 人 全壊家屋 16 戸 半壊家屋 33 戸 工場の全壊 3 棟

地震名	年月日 (日本暦)	震央	マグニ チュード	被害状況 ※ () は、うち本県地域の被害
南海地震	1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海道沖 (和歌山県南海沖) 135.8° E 32.9° N	M=8.0	高知県の海岸地域に顕著な地形変動を生じたマグニチュード 8.0 のきわめて大きな地震であり、その震害は四国、九州、近畿、中国および中部地方の一部にもおよんでいる。 被害も大きく、 死者 1,330 人 (3) 負傷者 3,842 人 (1) 全壊家屋 11,661 戸 (9) 半壊家屋 23,566 戸 (23) となっており、県内ではこのほか工場の全壊や、電話線、電線の断線等の被害が生じた。
福井地震	1948 年 6 月 28 日 (昭和 23 年)	越前平野 (福井県嶺北) 136.3° E 36.2° N	M=7.1	越前平野全域にわたって大被害をおよぼした。 特に被害のはげしい地域は、九頭竜流域の平野で多数の地割れや噴砂現象が生じた。被害は、死者 3,769 人、負傷者 22,203 人、全壊家屋 36,184 戸、半壊家屋 11,816 戸、焼失家屋 3,851 戸、滋賀県の被害は、彦根地方で全壊家屋 1 戸であった。
吉野地震	1952 年 7 月 18 日 (昭和 27 年)	奈良県 135.8° E 34.5° N	M=6.8	この地震の有感地域は近畿、中部、中国、四国、関東地方および大分県、福岡県の一部におよんでいる。被害は吉野川流域に大きく、 死者 9 人 (1) 負傷者 139 人 (13) 全壊家屋 20 戸 (6) 半壊家屋 26 戸 (6) となっている。
兵庫県南部地震	1995 年 1 月 17 日 (平成 7 年)	大阪湾 135.0° E 34.6° N	M=7.3	死者 6,434 人 負傷者 43,792 人 (9) 全壊家屋 104,906 棟 半壊家屋 144,274 棟 県内では彦根で震度 5 を記録。鉄道や道路の一時不通や断水、停電、ガス漏れ等の被害があった。
紀伊半島南東沖	2004 年 9 月 5 日 (平成 16 年)	紀伊半島南東沖 136.5° E 33.2° N	M=7.4	負傷者 10 名 (1) 住家一部破損 4 棟
大阪府北部	2018 年 6 月 18 日 (平成 30 年)	大阪府北部 135.6° E 34.8° N	M=6.1	死者 6 人 負傷者 462 人 (3) 全壊家屋 21 棟 半壊家屋 483 棟

※ 1923 年以後の地震のマグニチュードおよび経緯度は、気象庁震源カタログによる。

3. 災害特性

(1) 水害の発生危険区域

本市においては、昭和 54 年に野洲川新放水路への暫定通水が行われたことにより、水の危険性は大きく軽減された。このような河川改修等の整備の進歩とともに、大きな水害は減少してきているが、全くその危険性が回避されたわけではなく、都市化の発展とともに堤内地に氾濫水が滞留する内水災害が増えている。

河川の氾濫は、水位が堤防または河岸よりも高くなって溢れる越流による場合と、堤防が破

壊され、その破堤口から堤内地に氾濫水が流れ込む場合がある。また、堤防の決壊は、通常、洪水によって引き起こされるが、地震によっても起こる。堤防は地震動を受けて、法面の滑り出し、堤体・天端の亀裂、地盤の液状化による沈下を破る。

洪水の原因となる破堤や越流が生じやすい地形等の条件は以下のとおりである。

【河川の氾濫が生じやすい場所】

- ① 河道の屈曲部
- ② 本支川の合流点付近
- ③ 河道幅の急減部（狭さく部）
- ④ 河道勾配の急減部
- ⑤ 堤防を貫く樋門・樋管の設置場所
- ⑥ 橋梁・堰等河道を横断する工作物の付近
- ⑦ 旧河川の締め切り箇所
- ⑧ 堤防に接して池がある箇所
- ⑨ 地盤沈下域、軟弱地盤域
- ⑩ 河床低下の著しい箇所

滋賀県土木交通部流域政策局では、「滋賀県流域治水基本方針－水害から命を守る総合的な治水を目指して－平成24年3月」に基づき、滋賀県がどれくらいの雨の時に家屋等の近くを流れる川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを、シミュレーションにより求めた地先の安全度マップを作成している。

この地先の安全度マップでは、滋賀県氾濫解析として、10年に一度の大雨（最大50mm/hr）、100年に一度の大雨（最大109mm/hr）、200年に一度の大雨（最大131mm/hr）において、浸水深図、流体力図、被害発生確率図を示しており、浸水深図では0.5m未満、0.5m～1.0m、1.0m～2.0m、2.0m～3.0m、3.0m～4.0m、4.0m～5.0m、5.0m以上の7ランクに分けて表示している。

滋賀県氾濫解析による浸水危険区域

氾濫浸水	浸水危険区域
2.0m以上	守山川河口付近（赤野井町、杉江町）
0.5m～2.0m	氾濫浸水0.5～2.0m：北消防署出張所付近（矢島町）、北公民館北東付近（洲本町）、新守山川河口からおおよそ500m付近（杉江町、欲賀町）
0.5m未満	氾濫浸水0.5m未満：市域ほぼ全域

国土交通省琵琶湖河川事務所では、野洲川洪水氾濫危険区域図、野洲川浸水想定区域図および琵琶湖浸水想定区域図を作成している。

野洲川洪水氾濫危険区域図では、野洲川河川改修の長期目標である100年確率の降雨（350mm/日、これは昭和28年の台風13号の240mm/日の1.5倍）において、洪水氾濫する区域を示しており、氾濫水深を0.5m未満、0.5m～2.0m、2.0m以上の3ランクに分けて表示している。また、野洲川浸水想定区域図では0.5m未満、0.5m～1.0m、1.0m～2.0m、2.0m～5.0m、5.0m以上の5ランクに分けて表示している。

それによると、浸水の危険が大きいのは、野洲川の河口付近で標高が90mより低い区域である。また、その周辺の野洲川旧南流と北流に囲まれた一帯は浸水深0.5m～2.0mの区域で浸水の危険性がやや高い。その他、市街地内を硫化する中小河川の合流点付近や河道が狭く曲流し

ている付近、要水防区域に指定されている危険箇所も同様に浸水の危険性がやや高い。

野洲川の破堤による浸水危険区域

氾濫浸水	浸水危険区域
2.0m以上	野洲川旧南北流路分岐点より河口の区域 (幸津川町、立田町、服部町、新庄町) 湖南中部処理区守山ポンプ場周辺 (川田町)
0.5m～2.0m	野洲川新放水路の河口付近の区域 (小浜町、幸津川町、今浜町) 法竜川の曲流部 (矢島町、洲本町、笠原町、荒見町、中町、川田町) 法竜川の上流部 (小島町、今市町、播磨田町、下之郷) 法竜川・三反田川・旧一級河川 天神川の河口付近 (木浜町、洲本町、赤野井町) 守山川の上流部、野洲川の曲流部 (金森町、守山一～三丁目、今宿町一・三丁目、勝部一丁目、吉身一・六・七丁目、浮気町、岡町、梅田町)
0.5m未満	上記以外の市街地

琵琶湖浸水想定区域図では、実績洪水の最大である明治 29 年 9 月洪水 (10 日間連続雨量 1,008mm、1 日雨量 597mm) が起こることにより、琵琶湖の水位が B. S. L. +2.5m (Biwako Surface Level : 琵琶湖の水面の高さ) まで上昇した場合に想定される浸水の区域を示しており、浸水想定区域図では浸水水深を 0.5m 未満、0.5m～1.0m、1.0m～2.0m、2.0m～5.0m、5.0m 以上の 5 ランクに分けて表示している。

それによると、浸水の危険が大きいのは、法竜川、三反田川、山賀川、堺川の河口からおおよそ 500m の区域である。また、その周辺の区域や野洲川新・旧放水路の河口付近の区域は、浸水深 0.5m～2.0m の区域で、浸水の危険性がやや高い。その他、守山市内を南北に通過する国道 477 号周辺の区域も浸水の危険性がやや高い。

琵琶湖の水位上昇による浸水危険区域

氾濫浸水	浸水危険区域
2.0m以上	環境学習都市宣言記念公園周辺 大川・新川の河口付近 (今浜町) 法竜川、三反田川、山賀川、堺川の河口からおおよそ 500m の区域 (小浜町、洲本町、赤野井町、矢島町、杉江町、山賀町、森川原町)
0.5m～2.0m	野洲川新・旧放水路の河口付近の区域 (小浜町、幸津川町、立田町、今浜町、水保町) 法竜川、三反田川、山賀川、堺川の河口付近の区域 (小浜町、洲本町、赤野井町、矢島町、杉江町、山賀町、森川原町)
0.5m 未満	国道 477 号周辺の区域 (小浜町、幸津川町、立田町、今浜町、水保町、洲本町、赤野井町、矢島町、杉江町、山賀町、森川原町)

直轄河川重要水防箇所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種別	⑤ 重要度	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 L(m)	⑨ 対象と する流量 Q(m3/s)	⑩ 対象とす る流量を現 河道に流し た時の水位 (m)	⑪ 現堤 防高 H(m)	⑫ 計画 堤防余 裕高 H(m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
1	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	守山市笠原町地先	3.80 ～4.90	1,100	4,500	93.56	96.51	1.50	野洲川	
2	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	守山市川田町地先	5.50 ～5.90	400	4,500	95.96	97.62	1.50	野洲川	
3	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	野洲市野洲地先	6.80 ～8.00	1,200	4,500	102.01	104.29	1.50	野洲川	
4	野洲川	左岸	旧川跡※2箇所含む	要注意	守山市立入町地先	8.60 ～9.70	1,100	4,500	9.6k付近 破堤跡	108.27	1.50	野洲川	
5	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市出庭地先	10.6 +180付近	—	4,500	107.86	111.66	1.50	野洲川	
6	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	栗東市出庭地先	10.8 +0.00	—	4,500	108.85	111.6	1.50	野洲川	
7	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市出庭地先	11 付近	—	4,500	108.99	111.76	1.50	野洲川	
8	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市出庭地先	11 +150付近	—	4,500	108.99	111.76	1.50	野洲川	
9	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市林地先	11.60 +40付近	—	4,500	111.11	113.48	1.50	野洲川	
10	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市林地先	11.80 付近	—	4,500	111.67	114.62	1.50	野洲川	
11	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	栗東市林地先	12.20 +0.00	—	4,500	112.66	115.36	1.50	野洲川	
12	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市伊勢落地先	12.80 付近	—	4,500	115.14	117.11	1.50	野洲川	
13	野洲川	左岸	越水(溢水)	B	湖南市石部北地先	13.10 ～13.50	400	4,500	117.08～ 117.58	118.44～ 118.77	1.50	野洲川	
14	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	湖南市石部北地先	13.40 +100付近	—	4,500	117.35	118.8	1.50	野洲川	
15	野洲川	右岸	旧川跡	要注意	守山市新庄町 ～野洲市市三宅地先	4.80 ～7.80	3000	4,500	101.82	105.15	1.50	野洲川	
16	野洲川	右岸	堤体漏水	B	野洲市野洲地先	7.50 ～8.10	600	4,500	101.71～ 102.24	104.18～ 105.01	1.50	野洲川	t*≥0.01
17	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	野洲市野洲地先	8.20 +100付近	—	4,500	102.39	105.48	1.50	野洲川	
18	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	野洲市三上地先	9.60 +50付近	—	4,500	105.47	108.18	1.50	野洲川	
19	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	野洲市三上地先	9.8 +70付近	—	4,500	106.00	108.79	1.50	野洲川	
20	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	野洲市三上地先	10.2 +150付近	—	4,500	106.79	109.36	1.50	野洲川	
21	野洲川	右岸	越水(溢水)	B	野洲市南櫻地先	12.90 ～13.50	600	4,500	116.12～ 117.58	117.52～ 118.57	1.50	野洲川	
22	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	湖南市菩提寺地先	13.4 +70付近	—	4,500	117.35	118.58	1.50	野洲川	
23	野洲川	左右岸	工作物	B	守山市幸津川町地先	2.30 +90	—	4,500	90.42	91.91	1.50	野洲川	稲荷大橋
24	野洲川	左右岸	工作物	B	守山市服部町地先	3.20 +37	—	4,500	91.86	93.18	1.50	野洲川	服部大橋
25	野洲川	左右岸	工作物	B	守山市新庄町地先	3.70 +62.00	—	4,500	92.81	93.97	1.50	野洲川	新庄大橋
26	野洲川	左右岸	工作物	B	守山市川田町地先	5.50 +55.00	—	4,500	95.58	97.00	1.50	野洲川	川田大橋
27	野洲川	左右岸	工作物	B	野洲市野洲地先	8.20 +153.30	—	4,500	102.69	103.35	1.50	野洲川	野洲川橋

注) 種別「工作物」における現堤防高の数値は、各橋梁の現桁下高を示す。

※伏樋跡

出典：滋賀県水防計画

要水防区域および危険箇所

番号	河川名	左右岸	管内	担当水防 監視団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な 水防区域		左の理由	防御すべ き施設	対策水 防工法
					区域	延長(m)	区域	延長(m)	区域	延長(m)			
51	法竜川	左右岸	南部	守山市	始点から下流 1,860m	3,720					護岸老朽		
52	天神川	左右岸	南部	守山市	県道大津守山近江八幡 線より上流 420m	840							
53	山賀川	左右岸	南部	守山市	薬師橋から上流 700m	1,400							
54	堺川	左右岸	南部	守山市	県道片岡栗東線より下 流 1,200m	2,400							

出典：滋賀県水防計画

滋賀県では、日野川浸水想定区域図を作成している。

日野川浸水想定区域図では0.5m未満、0.5m～3.0m、3.0m～5.0m、5.0m～10.0m未満の4ランクに分けて表示している。

それによると、浸水の危険が大きいのは野洲川河口付近の北西側であり、浸水深0.5m～3.0

mの区域で浸水の危険性がやや高い。

日野川の破堤による浸水想定区域

氾濫浸水	浸水想定区域
0.5m～3.0m	野洲川河口付近北西側の区域（小浜町）

(2) 地震動による被害

湖岸部の埋め立て地だけでなく、内陸部においてもため池や旧河道を埋め立てた人工地盤は、地震動の影響を受けやすく、構造物被害や地盤変状の被害が現れる。以前は、かんがい用の貯水池として活用されていたため池は、農業用地の減少にともなってかんがい需要が減り、埋め立てられ、宅地化されている。一般的に、公共施設等はため池を埋めて建設されている例が多いが、阪神・淡路大震災においては、学校施設の多くが液状化現象や地表面の変形によって緊急時の指定緊急避難場所に指定されているにもかかわらず使用不可能となった。本市においても、学校等の避難施設は、その立地する地域の特性を考慮し、防災対策を検討することが望ましい。

ア. 木造建物の被害

本市においては、昭和 45 年以前の木造建物数が全木造建物数の 16%を超えており、地震に対しての建物被害の危険性が高い。地震動による木造建物の被害は地区内の棟数に左右され、「第 2 次琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査（滋賀県）」によると、金森町、赤野井町、矢島町、播磨田町、洲本町、木浜町、今浜町、水保町、立田町等で被害棟数が多く、小津学区、中洲学区、大門町、横江町、金森町、大林町、欲賀町、森川原町、山賀町、杉江町、赤野井町、矢島町、笠原町、洲本町、今浜町で被害率が高くなると予想されている。

イ. 地震火災

地震災害における火災は、出火過程の特殊性、火災の同時多発、初期消火の困難性、火災旋風発生の可能性等、一般の市街地火災とは異なった特徴を有する。

地震時の火災危険度を、木造建物の比率や木造建物棟数密度、不燃領域率等から検討すると、今宿一丁目、今宿二丁目、今宿三丁目、守山町、守山二丁目、下之郷、吉身一丁目、吉身二丁目、吉身六丁目、吉身七丁目、勝部二丁目、二町町の危険性がやや高くなっている。

ウ. 地盤の液状化

液状化は、緩く堆積した飽和砂質地盤特有の現象であり、粒径 0.1mm 前後の細砂で、それが締まっていないほど、また、細粒分が少なく粒径が揃っているほど液状化しやすい。本市域は、野洲川により形成された沖積低地上に位置し、砂、シルト、粘土等の互層からなる軟弱な地盤で占められている。また、一般的に地下水位が高く、地震時における液状化の危険性は高いといえる。液状化危険度は、自然堤防の縁辺部、河川沿いの微高地および琵琶湖湖岸の埋立地において液状化指数（P L 値）が高く、液状化の危険性が極めて高いといえる。

第 5 防災施策の基本方針

1. 防災施策の理念

(1) 防災対策の現状

東日本大震災や、日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、災害に対する市民意識が高まっており、都市基盤の整備、防災体制の整備等を進めてきた。

本市にとって最も大きな災害のおそれがある野洲川については、改修事業の伸展により、大規模災害の危機は少なくなっている。ただし、近年の開発事業により、豪雨時の浸水被害等の

増加傾向が見られる。また、県より大河川だけでなく中小河川や農業用排水路等、身近な水路の氾濫も考慮した水害リスクを求めた地先の安全度マップが、公開されており、令和3年3月に守山市防災マップを改訂し、防災意識の啓発を行なった。

組織・体制等については、各地域に自主防災組織がつけられ、消防署や消防団の指導のもとに活動しており、さらには、災害時に備えて、国内の友好都市（北海道登別市、東京都福生市）や全国の自治体（長野県飯田市、熊本県水俣市、愛媛県今治市、岐阜県高山市、福井県大野市、岡山県総社市）との間で締結している災害時相互応援協定や湖南地域四市間での相互応援連携基本協定、また、市内の民間機関との間で締結した災害時における応援協定がある。

また、大規模災害時には、液状化等地域の実情に応じたより迅速かつ的確な応急対策が必要であることから、生活圏や防災活動の範囲、指定避難所との連携面等を考慮して、市内を北部、中部、南部と3区域に分割し、それぞれの区域に消防・防災に関する広域防災拠点として、平成15年度にコミュニティ防災センター、平成21年度に北部防災拠点、平成23年度に南部防災拠点として備蓄倉庫の整備を図った。令和5年度には庁舎を建て替え、防災対策活動を推進するため災害対策本部を設置できる防災会議室を整備した。

一方、台風や豪雨による洪水、土砂災害の多発がみられており、また、東海地震とともに、東南海・南海地震も視野に入れた地震対策も重視されるようになってきた。

その結果、水防法の改正によって、主要な河川においては浸水想定区域を明らかにし、洪水ハザードマップを作成することとなったこと、洪水情報、洪水予報等の充実が図られること等が定められた。また、「避難情報に関するガイドライン」「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が相次いで出され、適切な避難を実施するために、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等におけるわかりやすい基準の作成と、避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画の作成が求められるようになった。

(2) 防災施策の理念

防災体制の現状を踏まえ、防災施策の理念を次のように設定する。

「自助・共助・公助の連携による減災のまちづくり」

行政においては、公助である災害に強い都市基盤の整備、災害に備えた様々な防災機能の充実が求められるとともに、市民においては、自助である自らの防災力の向上と、共助である隣人・隣近所・地域社会が一体となって相互に協力し、助け合うまちづくりが重要であり、市民・行政が一体となって取り組むことによって、より確実で充実した「安全・安心」のまちづくりを推進する。

2. 防災施策の基本方針

防災施策の理念である「自助・共助・公助の連携による減災のまちづくり」を実現するために、次のような基本方針を設定する。

(1) 災害に強い都市基盤の整備

野洲川の河川改修事業をはじめとする河川・水路の整備、災害時における緊急交通路、避難路となる道路の整備、鉄道等公共交通機関の防災対策、電気・ガス・水道等のライフライン施設の防災対策等、都市基盤施設整備の充実を図る。

- ・河川改修事業の促進
- ・都市計画道路、都市公園の整備
- ・市街整備の推進
- ・建築物の耐震・不燃化の推進

- ・ライフライン施設の耐震化の推進

(2) 防災体制の整備・充実

災害を未然に防止し、被害の拡大を防ぎ、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実行するには、市民と行政の協働活動が欠かせないものである。そのため、自主防災組織の育成および総合防災訓練の実施を中心とする防災組織体制の充実・強化を図る。

また、市民の防災意識の向上を図るために、令和3年に配布した防災マップの活用、防災訓練等を通じた市民の防災意識の普及に努める。

さらには、市民一人ひとりの防災力の向上とともに、積極的に防災活動に参加するボランティアの育成を図り、行政と市民が一体となった防災活動の展開や、市民相互の防災支援の展開が図られるように努める。

- ・自主防災組織の育成
- ・防災マップの活用
- ・防災意識の啓発
- ・ボランティアの育成
- ・消防体制の強化
- ・救急・救助体制の強化
- ・情報通信ネットワークの整備・充実

(3) 災害に備えた防災機能の充実

災害時において、迅速かつ適切な災害応急対策活動を進めるために、各種資機材の整備・充実、拠点施設整備等の防災施設整備を推進するとともに、公共施設の耐震不燃化、非常用食料等の備蓄等、防災機能の強化に努める。

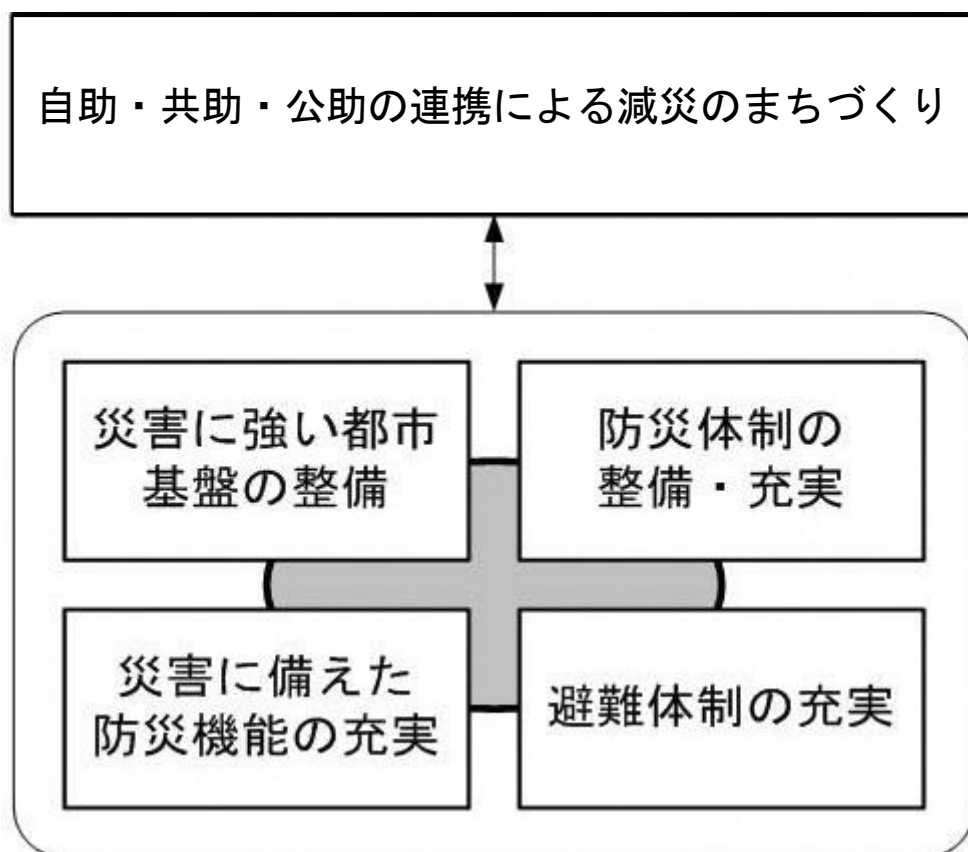
- ・防災用の各種資機材の整備・充実
- ・避難路の安全確保と指定避難所の耐震不燃化、バリアフリー化
- ・非常用食料・飲料水、生活必需品等の備蓄および確保体制の確立

(4) 避難体制の充実

台風、集中豪雨等の災害が予想される場合、災害が発生した場合等における避難行動は最も基本的な防災活動のひとつであり、情報の提供、避難の誘導支援、指定緊急避難場所の安全確保等、避難体制の充実に努める。

- ・避難指示等の基準の活用
- ・避難行動要支援者の名簿および個別避難計画の作成
- ・指定避難所の開設・運営システムの充実

防災施策の構図



第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

【各機関】

市や県をはじめとする各防災関係機関は、それぞれの責任分野において、災害を防止し被害を軽減するための施策を実施している。

各機関、市民、事業所が予防、応急、復旧対策を実施し、適切な活動を行うために目標とする「防災組織の整備」に関する計画、市を中心として各機関が相互に連帯協力するための、「情報連絡体制の整備」に関する計画を進める。

第1 防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、市を中心とする防災関係機関において、迅速な防災活動を行うための組織をあらかじめ整備しておく必要があるため、防災組織整備計画を進める。

1. 市

(1) 市防災会議

ア. 設置の根拠等

① 災害対策基本法 第16条

② 守山市防災会議条例

※（資料1-1）守山市防災会議条例

イ. 組織

守山市防災会議は、条例に基づき組織する。

ウ. 所掌事務

① 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

② 市の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

③ その他法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(2) 市水防協議会

ア. 設置の根拠等

① 水防法 第34条

② 守山市水防協議会条例

※（資料1-2）守山市水防協議会条例

イ. 所掌事務

水防計画その他水防に関し必要な事項を調査審議すること。

ウ. 組織

守山市水防協議会は、条例に基づき組織する。

(3) 市災害対策本部

ア. 設置の根拠等

① 災害対策基本法 第23条の2

※（資料1-3）災害対策基本法

② 守山市災害対策本部条例

※（資料1-4）守山市災害対策本部条例

イ．組織

市災害対策本部組織は、風水害等対策編第1章第1節第3「災害対策本部」のとおり組織する。

ウ．所掌事務

地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防計画、災害応急対策および応急復旧対策を実施すること。

(4) 市水防本部

ア．設置の根拠等

- ① 水防法 第3条の1、第5条
- ② 守山市水防計画

イ．所掌事務

水防計画の定めるところにより、市域の水害の防止および軽減に関わる災害応急対策を実施する。

ウ．組織

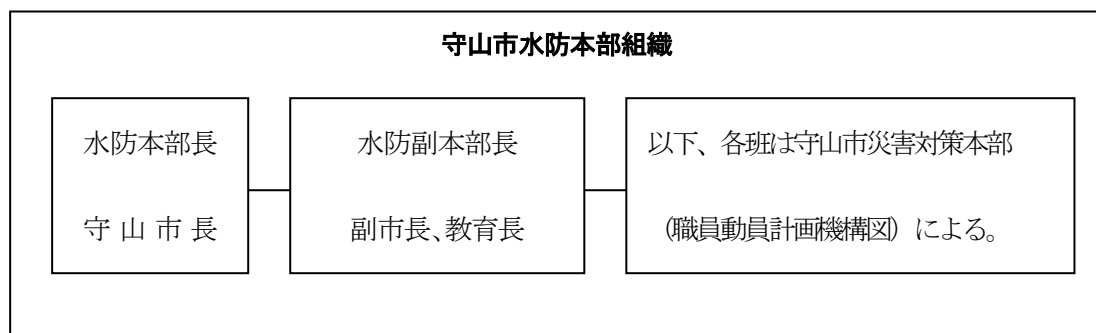
水防本部の組織系統と所掌事務は、水防計画のとおりである。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統合される。

① 水防本部

水防管理者は、洪水等で水防活動が必要であると認めたときから、その危険が除去されるまでの間、市に水防本部を設置、水防事務を処理する。

② 水防本部の事務局は建設部道路河川課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。



2. 県

県は市町を包括する団体として、次の防災組織を設置することとしている。

- (1) 県防災会議
- (2) 県災害対策本部
- (3) 県水防本部

3. 防災関係機関

市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」(以上国の機関)、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」(以上公共的機関、公益的事業を営む法人で、それぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの)、および「公共団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画および市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画および応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、その改善に努める。

4. 自主防災組織

(1) 根拠および目的

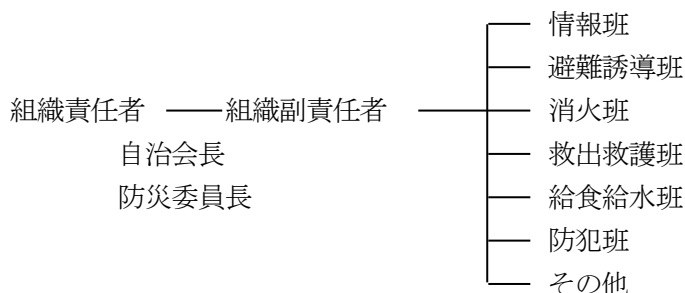
市民への防災知識の普及、防災訓練、研修等啓発事業を継続して実施し、リーダー養成、活動および施設整備経費の助成等により、地域および事業所において自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 組織系統

ア. 地域住民自主防災組織

地域住民の自主防災組織は、自治会単位とし、地区の規模、態様によりその内容が異なるものがあるが、おおむね次の例により組織の編成、役割および活動内容について育成指導を図る。

イ. 組織の編成の例示



5. 施設の防災組織

学校、病院その他多数の人が出入りする施設は、災害を軽減防止するため、防災組織を結成し防災対策を実施する。

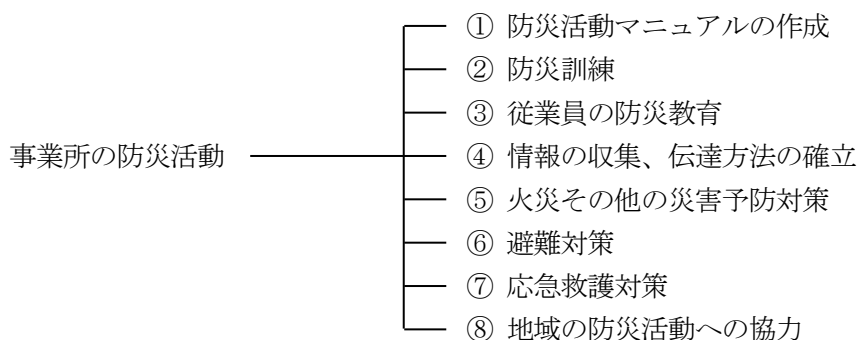
また、市が実施する防災事業に積極的に協力する。なお、その具体的な活動内容は、次の「6. 事業所等の防災組織」に準ずる。

6. 事業所等の防災組織

事業所（企業等）は、消防法第8条の規定により「消防計画」を作成するとともに、地域の安全と密接な関連がある場合においては、従業員、利用者の安全を確保するとともに地域の被害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行う。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自治会等と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。また、市が実施する防災事業に積極的に協力する。

なお、具体的な活動内容については、おおむね次のとおり行う。



第2 防災拠点の整備

1. 防災中枢拠点の整備

(1) 施設・設備の整備

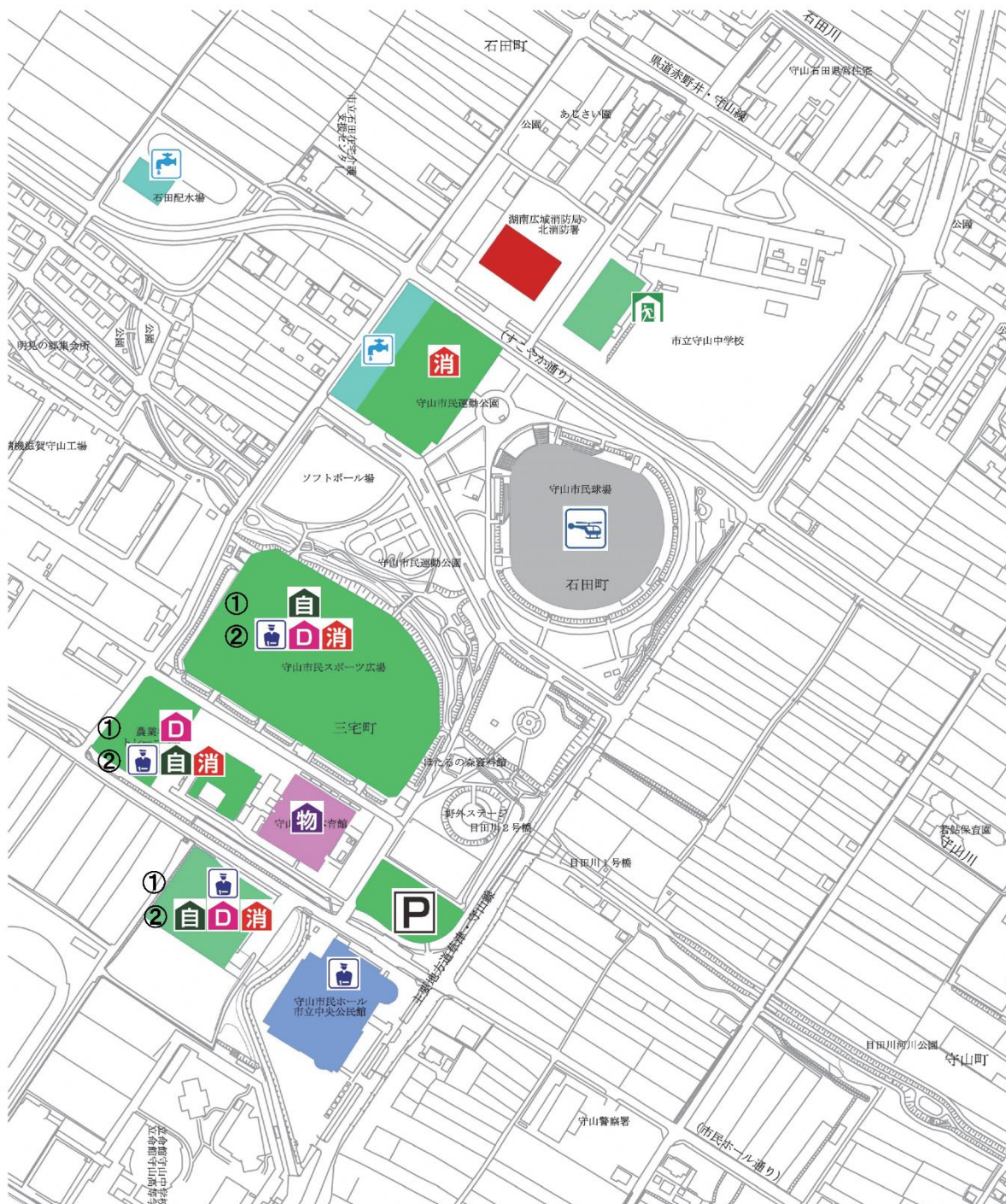
市役所、コミュニティ防災センター、市民ホール、市民運動公園の市民体育館（大アリーナおよび多目的アリーナ）および整備検討中のプール等を防災中枢拠点として位置づけ、災害時に中枢拠点として機能させるために耐震化を図るとともに、それぞれの利用用途に応じ、必要となる設備の整備を行う。

また、市役所においては、太陽光をはじめとする自然エネルギー発電設備および自家発電設備等の既存の商用電力に依拠しないエネルギーの供給システムを整備し、更に、蓄電池の整備を行うことで、昼夜を問わず、十分な期間の電力を賄うことができるよう整備を図る。

(2) 活動拠点の利用計画

東日本大震災等過去の大規模災害時においては、自衛隊やDMA T（災害派遣医療チーム）、緊急消防援助隊、警察等の団体が人命救助、医療、給食等、様々な活躍があったことを踏まえ、下図のとおり市民運動公園周辺を各種団体の活動拠点として位置づけを行い、あらかじめ意思疎通を図っておく。なお、同所が不足する場合は、野洲川河川敷やびわこ地球市民の森、被災地近くの公共空地を使用する。

【活動拠点利用計画図】



	避難所 (福祉避難室を含む)		警察		物資拠点
	自衛隊拠点		DMAT (災害派遣医療チーム)		緊急消防援助隊
	給水活動拠点		駐車場		ヘリポート

※数字は各エリアの利用の優先順位を表します。

2. 地域防災拠点の整備

交流拠点施設および環境学習都市宣言記念公園について、平常時は、「環境」「健康」「交流」の拠点として、また、災害時には指定避難所および指定緊急避難場所、資機材や生活物資の北部防災中継基地として利用する。現在、環境学習都市宣言記念公園の一部は整備中であるが、整備が完了した箇所から供用を開始する。

3. 地区防災拠点の整備

平常時から地域における災害に対処する能力を高めるとともに、災害時の応急・復旧活動を円滑に行う等、自主的・組織的な救助活動を支援するために、地区ごとに各地区会館を地区防災拠点と位置づけ、整備を推進する。

地区防災拠点には、市災害対策本部および各自治会との情報の受発信機能を強化するための防災行政無線等を整備する。

4. 防災拠点備蓄倉庫の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

指定避難所（福祉避難室を含む）と指定している小学校、中学校また、指定緊急避難場所として指定しており防災の拠点となりうる公園等には備蓄倉庫を整備し、必要な下記の資機材と防火水槽を整備する。

- ① 小型動力ポンプ
- ② ろ水器
- ③ 移動式炊飯器
- ④ 発電機
- ⑤ 投光器

(2) 広域防災拠点備蓄倉庫の整備

防災活動の範囲、指定避難所との連携、また、分散備蓄の観点から市内を南部地域、中部地域、北部地域と3区域に分割し、広域の備蓄倉庫の整備を行っている。南部拠点備蓄倉庫については、プレハブ施設であるため、今後再整備を検討する。

第3 情報連絡体制の整備

大規模な地震が発生した場合、防災関係機関相互の情報連絡や被害状況その他に関する情報収集活動、市民に対する広報活動が困難になることが予想される。

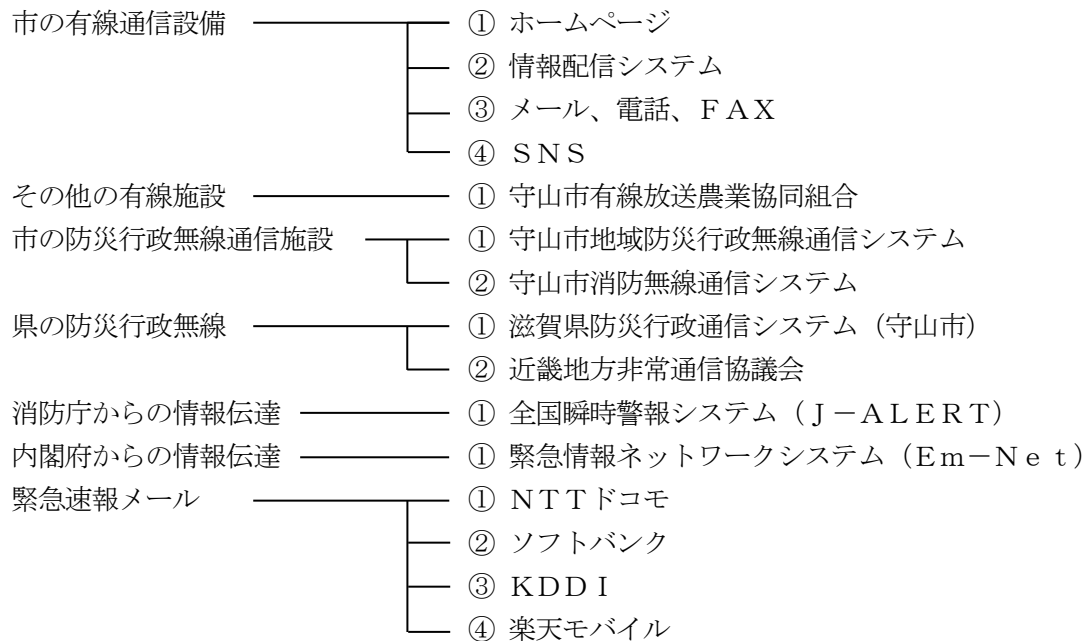
東日本大震災を踏まえ、電気・電話等が一時的に途絶しても情報連絡体制が確保されるよう、バックアップ電力を確保する。

また、有線通信が途絶した際の、市民への情報源の確保のため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの多重化を検討する。

市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。

1. 施設・設備の整備

(1) 現況



※（資料 4-1） 市内公共施設連絡簿

(2) 基本方針

- ① 消防防災無線のデジタル化推進
- ② 情報配信システムの登録促進
- ③ その他 SNS 等の市民への情報発信手段の整備
- ④ 防災行政無線等の無線通信ネットワークの多重化

2. 担い手の確保

滋賀県防災危機管理局および滋賀県アマチュア無線連盟との連携強化を図る。また、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の幅広い情報収集を行うため、無線従事者の確保ならびに、市内のアマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者等、運輸業者等との災害時協力協定の締結を推進する。

3. 通信途絶地域への対応

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

第4 災害救助体制の整備

災害発生時における相互援助の実施を目的として、自治体間で広域の相互応援等に関する協定締結等を強化・推進する。また、災害応急復旧に係わる機関や事業所、各種民間組織との連携を強化し、協定締結等を推進する。なお、市では災害時の支援体制として庁内において、組織体制を確立し、事業継続計画（BCP）の改定を行う。

※（資料 3-1） 守山市支援対策庁内組織体制

第5 自治体等からの受援計画の整備

災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行う。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第6 災害応急・復旧対策に必要な用地の確保と管理

災害応急対策や復旧対策の過程で必要となる様々な用地を、円滑に、かつ体系的に処理するため、関係機関等と協力し、用地の確保を図る。また、それぞれの用途に適した用地の利用方針を定めるとともに、個別の対応項目ごとに用地選定するのではなく、体系的な管理計画を策定する。

【確保すべき用地】

- ・緊急ヘリポート、物資の集配場、緊急車両の駐停車
- ・復旧用資機材置き場、車両置き場
- ・指定緊急避難場所等（仮設テント、仮設トイレ、給水場所、その他）
- ・自衛隊等の活動拠点
- ・ガレキ等仮置き場
- ・応急仮設住宅建設用地

第7 災害記録および防災対策に関する資料の収集・整理

災害実態に関する記録、災害対策に関する記録は防災研究や災害対策の基礎となるデータであり、今後のまちづくりの施策や防災計画等に生かすべく、これらデータの収集・整理、分析に努める。

特に、災害復旧・復興への備えの強化を図る観点から、災害発生時の円滑な復旧に役立つ地籍調査の実施、ならびに土地の数値情報化を推進し、土地情報の整備を図る。

第8 被災者支援システムの運用

市は、迅速な市民生活の再建のため、り災者台帳の作成、り災証明の発行、指定避難所および仮設住宅の管理、また、様々な義援金品の給付や生活支援金の貸付管理等を行う、被災者支援システムを導入し、運用に向けた整備を行う。

第9 災害応急・復旧に対応できる職員の育成

市は、下水道施設復旧作業、水道施設の漏水調査・応急復旧作業、被災建築物応急危険度判定、住家の被害状況調査・り災証明書の発行、公費解体業務など、災害応急・復旧に対応できる職員の育成に努める。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

河川施設や公共下水道等を整備し、市域の流出能力を向上させ洪水防御を行うもので、治水対策の体系を踏まえつつ、各対策を図る。

市街地の整備と道路・橋梁の整備は延焼火災の防止と緊急道路の確保を主とし、オープンスペースの整備と建築物の耐震・不燃化については、地域の耐震性能・耐火性能の向上を図ることを目的とする。

第1 市街地の整備

【都市経済部】

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備手法を活用した良好な市街地の形成を進める。

なお、市街地整備としては、暮らしの快適性を求めて、ライフスタイルの多様化、高度化において生活拠点としてのまちのあり方も大きく変わり、活力に満ちた市街地の整備とともに、まちの安全性に配慮した整備を図る。

第2 オープンスペースの整備

【危機管理課、建設部、都市経済部】

大震火災等の災害時における避難地、火災の延焼防止、自衛隊やボランティア等の救援活動拠点、仮設住宅建設用地として活用される公園・緑地等の公共空地の計画的な配置と整備を図る。また、緑地の保全と創出および農地の保全に努め、オープンスペースをできるだけ多く確保する。

1. 公園・緑地の整備

本市は、平地に位置するため、樹林率は低いですが、市域の約半分が水田で占められており、オープンスペースに恵まれている。災害時における住民の避難場所となる都市公園・緑地は、令和5年度末現在、1,146,700㎡、住民一人あたり13.4㎡に整備が進められており、さらに整備を推進するとともに、防災機能を強化するため、公園・緑地への災害応急対策施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等）の整備を推進する。

2. 緑地・農地の保全

現在残されている市街化区域の緑地に対して、都市防災機能を付加させ、都市の緑地空間を保全しつつ、都市の防災機能の確保を図る。

市街化調整区域の農地については、各種施策を有効に活用しながら、オープンスペースとしての緑地・農地の保全を図る。

第3 河川・排水路等の整備

【建設部、都市経済部、環境生活部】

1. 河川等の状況

市内には、野洲川をはじめ多くの河川があるが下流に行くほど河川の断面が小さい田用水路特有の川が多いことから、集中豪雨時には浸水被害が発生しやすい状況である。

また、農地の宅地化に伴う保水力の低下も懸念される等、早急な河川の整備がもとめられている。

※（資料5-1）市域を流れる河川等

2. 河川改修等の整備

防災機能を強化するため、河川改修等の整備を推進する。

3. 河川施設等の耐震化

阪神淡路大震災では河川施設に多くの被害があった教訓を踏まえ、河川の堤防、護岸、水門、排水機場等の河川施設について、耐震性強化の整備を図る。また、琵琶湖岸の木浜漁港については、救援物資や被災者の湖上運送基地、復興期における復旧資材等の陸揚げ物流拠点となるため、耐震強化等の整備を行う。

4. 防災マップの作成・配布

令和3年に地震時の震度分布、液状化危険度および洪水時の浸水予想区域等を示した防災マップを更新し、全戸配布を行った。転入者に対して、災害リスクを適切に伝えるため転入時に配布を行う。

また、住民への防災意識の向上のために、指定避難所（福祉避難室を含む）の見直しや名称変更、新たな知見を反映する等、必要に応じて更新し、配布する。

第4 交通施設の整備

【県、建設部、西日本旅客鉄道株式会社】

主要幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路、生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網整備を推進し、都市防災機能の確保を体系的に進めるために、公園・緑地、広域避難場所、一時避難場所、地区防災拠点、小・中学校等の市施設、市役所、防災関係機関、鉄道や駅、その他公共施設等とのネットワーク化を図る。

なお、道路の整備や橋梁の架替にあたっては、交通安全施設の拡充や沿道緑地等、健常者だけでなく、身体障害者、高齢者等いわゆる要配慮者の歩行、避難に配慮した道路環境の整備に努める。

1. 道路の整備

(1) 基幹道路の整備

大津湖南幹線道路の拡幅整備、片岡栗東線の拡幅整備、国道477号バイパスの早期整備により、広域の交通ネットワークの整備を推進する。

(2) 生活道路の整備

都市計画道路や生活道路については、まちづくり市道整備計画に基づき、計画的な整備を進める。

ア. 生活道路（区画道路）の整備については、障害者対策、防災対策等、安全性に配慮して、幅員6m確保を原則としながら、狭隘道路の解消に努める。

イ. 歩行者が安全かつ快適に通行できる空間づくりをめざしたコミュニティ道路の整備を推進する。

ウ. その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良や排水の整備に努める。

(3) 道路環境の整備

ア. 良好な道路環境を維持するため、歩道の緑化を推進する。特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、緑化を図る。

イ. 道路標識の設置や拡幅・改良にあたっては、災害時の避難の安全確保に配慮する。

ウ．アンダーパス（交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺より低くなっている道路）における冠水対策 等の水害防止対策を行うものとする。

2. 橋梁の点検・整備

防災対策上、十分な安全性を確保するため、橋梁点検・修理を実施する。

3. 鉄道の整備

JR 施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行う。

災害を予防するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋りょうの維持補修ならびに改良強化、耐震性確保
- (2) 河川改修に伴う橋りょう改良
- (3) 法面、土留の維持補修ならびに改良強化、耐震性確保
- (4) トンネルの維持補修ならびに改良強化、耐震性確保
- (5) 鉄道林の造成ならびに落石防止設備の改良強化
- (6) 建物等の維持補修ならびに改良強化、耐震性確保
- (7) 通信設備の維持補修、耐震性確保
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (10) 台風ならびに強風時等における線路警戒態勢の確立
- (11) 地震計の設置
- (12) その他防災上必要な設備改良

第5 ライフライン施設の整備

【都市経済部、上下水道事業所、各機関】

上下水道、電気、通信、ガス等のライフライン施設は、市民の日常生活や業務を支える基盤施設である。震災時にこれら施設の破損や機能低下が発生すると、市民生活、救助活動、復旧活動等に大きな支障が出てくる。社会全体への影響を最小限に止めるため、市は、ライフライン事業者と協力し、耐震化等の安全対策に努めるとともに、バックアップ機能を確立する。また、下水道管渠の新設、更新にはリブ管等を使用するとともに、液状化となった場合の上下水道等の復旧計画を作成し、早期の復旧体制の整備を図る。

1. 上水道施設の整備

(1) 施設の耐震化等の推進

水道施設は、水源から給水装置にいたるまで広い地域に分布し、かつ各施設は、構造物、管路設備等によって多種多様に構成されているため、一定規模以上の災害による施設設備等の損傷はある程度免れないと思われる。このため重要施設について、調査結果に基づき改良を行う。

また、災害時等による停電時に安定給水の確保を図るため、主要な施設への非常用発電設備の設置を検討する。

浄水施設については、消毒設備等の点検を行い安全性の確保に努め必要に応じて改良を行い、また、配水池の有効容量は、非常時にも対応可能な容量の確保に努める。

送・配水施設については、構造物の耐久性を確認し積極的に改良を行い、緊急時の弾力的水利用を可能にし、断水区間を最小限にできるよう配水管網のブロック化の推進を図る。また、

送・配水幹線の相互連絡を行うため、環状（ループ）化を図り安全給水の確保に努める。さらに、緊急時給水を支援補強するため、隣接水道事業の水道システムとの相互連絡管の設置検討を行う。

水道施設の情報管理システムの充実を図るとともに台帳分散管理に努める。

水道施設の耐震化等の安全対策については、平成 27 年 6 月に厚生労働省で作成された「水道の耐震化計画等策定指針」および令和 6 年 9 月に国土交通省で策定された「上下水道耐震化計画」を参考に、既存水道施設の構造形式、立地場所の地質、地形条件、過去の被害状況を踏まえ、飲料水確保の観点から配水池の整備・耐震補強や給水重要施設（医療機関、福祉施設、指定避難所となる施設等）への基幹配水管路の耐震化を優先的に行う等、効果的、効率的な対策を推進する。

(2) 復旧体制の整備

水道事業者は、被災時におけるすみやかな復旧活動を行うため、指揮命令系統、外部支援者の受入体制、資機材の備蓄や図面等の整備、住民への広報内容等を定めた震災時の行動指針を策定する。

また、応急給水量や復旧期間等の目標を明確にし、迅速確実な対応が図れる体制を整備する。

(3) 多系統化の推進等（バックアップシステム）の構築

緊急時の給水能力を確保するため、隣接する水道事業者間との連絡管はもとより、広域的バックアップ機能を充実強化するとともに、井戸等の既存小規模水源の維持・保全により緊急時用水源の確保を図る。

また、大口経配水管、大容量送水管などの整備や配水池容量の拡大等により貯水能力の強化を図る。

2. 下水道の整備

(1) 施設の耐震化等の推進

守山市の下水道計画は、県が策定する「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」に適合した守山市流域関連公共下水道事業計画を策定し、昭和 48 年度から事業に着手し、昭和 57 年 4 月から一部供用開始を行っている。

また、現在事業中である公共下水道の整備を推進していくとともに震災時において排水処理機能を確保できるよう、耐震性の強化を図る。

公共下水道(汚水)は、令和 5 年度末現在、事業計画面積 1,876.7ha のうち、1,726.7ha (92.0%) の整備率となっている。また、公共下水道(雨水)は、令和 5 年度末現在、事業計画面積 412.5ha のうち、281.7ha (68.3%) の整備率となっている。今後、今般の激甚化、頻発化している降雨に耐える雨水幹線の整備が課題である。

なお、本市と栗東市にまたがる新守山川流域においては、県が琵琶湖流域下水道守山栗東雨水幹線として整備が完了し、栗東市において順次接続工事を進めている。

(2) 下水道危機管理機能の強化

下水道施設は、住民生活や社会経済活動にとって欠くことのできないライフラインの一つである。下水道施設等が被災した場合でも、従来よりもすみやかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能（トイレ使用の確保、公衆衛生の保全、浸水被害の防除等）を維持・回復することを目的として次の事項について下水道業務継続計画（BCP）の策定を行い、防災対応力の向上を図る。

ア．基本的事項の整理（体制、被害想定、対象範囲・業務）

・策定体制（下水道関係機関の体制）

- ・被害想定等（地震規模、業務量の把握、リソースの把握）
- ・対象範囲（下水道の暫定機能確保期間）
- ・業務（下水道が主体となる業務）
- ・基本事項（連絡先、保有資機材、耐震化の現状）

イ. 優先実施業務

- ・通常業務
- ・災害対応業務

ウ. 訓練、維持改善計画

- ・訓練計画
- ・維持改善計画

エ. 非常時対応計画

- ・優先実施業務の選定
- ・「対応の目標時間」の決定

オ. 事前対策計画

- ・耐震化の推進
- ・民間企業との協定締結等

3. 電力施設の整備

(1) 計画方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注する。具体的には、災害別に、設備ごとの災害予防の計画をたて、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施する。

(2) 電力設備の災害予防措置に関する実施計画

ア. 水害対策

① 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合には、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

② 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処する。

イ. 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ. 雷害対策

① 送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンを設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合には、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

エ. 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

オ. 地震対策

① 送電設備

架空電線路については、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき整備を行う。

地中電線路である終端接続箱および給油装置については電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき整備を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき整備を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する等、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて整備を行う。

建物については、建築基準法による耐震整備を行う。

③ 配電設備

架空配電線路については、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計する。

地中配電線路については、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する等、不同沈下を考慮した設計を行う。

④ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(3) 防災業務施設および設備の整備

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

ア. 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

② 地震動観測設備

イ. 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設および設備の整備ならびに通信手段伝達の強化を図る。

- ① 無線伝送設備
 - a. マイクロ波無線等の固定無線施設および設備
 - b. 移動無線設備
 - c. 衛星通信設備
- ② 有線伝送設備
 - a. 通信ケーブル
 - b. 電力線搬送設備
 - c. 通信線搬送設備、光搬送設備
- ③ 交換設備（交換設備（防災関係機関との直通電話含む）
- ④ I Pネットワーク設備
- ⑤ 通信用電源設備

また、夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、本号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

ウ. 非常用電源設備

復旧拠点となる事務所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

エ. コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ. 水防・消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

- ① 水防関係
 - a. ダム管理用観測設備
 - b. ダム操作用の予備発電設備
 - c. 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
 - d. 排水用のポンプ設備
 - e. 車両等のエンジン設備
- ② 消防関係
 - a. 消火栓
 - b. 各種消火器具および消化剤
 - c. 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

カ. 石油等の流出による災害を防止する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

- ① ガス検知器、漏油検知器
- ② オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

キ. その他災害復旧用施設および設備

電気施設への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するように努めるとともに、整備・点検を行う。

ク. 防災機関との事前連携

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害発生時に早期連携できるよう努める。

ケ. 無電柱化の実施

災害時、電柱倒壊による停電や道路の通行不能を防ぐため、自治体や電線管理者等と連携および協議を行い、緊急輸送道路を基本に、電線共同溝等による無電柱化事業に参画していく。

(4) 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害に備え、次の事項を実施する。

ア. 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ. 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ. 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

エ. 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ. 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

カ. 復旧用資機材等の仮置場の確保

復旧用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(5) 電気事故の防止

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

ア. 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視) および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ. 広報活動

① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

a. 無断昇柱、無断工事をしないこと。

b. 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに当

社事業所に通報すること。

- c. 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d. 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e. 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付けすること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- f. 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- g. 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- h. その他事故防止のため留意すべき事項。

② P Rの方法

電気事故防止P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析、人工呼吸器などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用発電設備の設置や使用訓練等を要請する。

(6) 防災教育

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(7) 防災訓練

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(8) マニュアル類の整備

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

4. 電気通信設備の整備

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、災害による故障が発生した場合において電気通信設備または回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立化防止対策用衛星電話を整備して遠隔地市町の通信途絶の防止等通信サービスの確保を図る。

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を行い万全を期している。

- ア. 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力耐水構造化を行う。
- イ. 風または豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行う。
- ウ. 主要な電信通信設備が設置されている局舎、建物について、耐震および耐火構造化を行う。

エ. 主要な電気通信設備について予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局部的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施または計画する。

ア. 主要市町間の各ルートの伝送路を整備する。

イ. 主要区間の伝送路について、有線および無線による２ルート化を実現する。

ウ. 災害対策機関等の通信を確保する。

(3) 回線の応急措置計画

災害が発生した場合において迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめつぎの措置計画を定め、万全を期す。

ア. 回線の切替措置方法

イ. 二中継順路の臨時変更（う回路変更を含む）発信規制措置等の臨時疎通措置方法

ウ. 移動無線機および移動無線車の発動ならびに運用方法

エ. 災害対策用電話回線の作成

(4) 孤立化防止対策計画

災害の発生で、県下の遠隔地市町との通信途絶による孤立化するおそれがある場合、孤立化防止対策用衛星電話の整備充実を図る。

(5) 実施状況

電気通信設備の防災計画、回線の非常措置計画および、孤立化防止対策計画についてはほぼ実施済みであり、伝送路の整備計画についても、一部の遠隔地域を除いてほぼ実施済みである。

(6) 地震対策

ア. 地震災害による被害を回避または最小限にするために、下記の措置を実施する。

① 情報連絡体制の強化・充実

② 関係設備の監視強化・充実

③ 関係設備の点検整備

④ 応急復旧用機器・資材等の把握および防御

⑤ 回線等の応急措置の準備

⑥ 災害発生危険設備の補強および防御

⑦ 工事中設備の防御、二次災害防止策の実施

⑧ 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立

イ. 災害救助機関等における重要な通信を確保するため、ネットワークのトラフィックコントロールを実施する。

ウ. 輻輳緩和のため「全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）」サービスを提供する。

エ. 公衆電話の無料化（災害救助法適用地域に限定）を実施する。

オ. 「被災地情報ネットワーク」の構築・運用の支援に努める。

カ. 災害時、電柱の倒壊による通信の寸断や道路の通行不能を防ぐため、自治体や他電線管理者と連携および協議を行い、緊急輸送道路を基本に無電柱化事業に参画していく。

5. ガス施設の整備

(1) 計画方針

災害の発生を未然に防止するために、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施する。

(2) 事業計画

ア. ガス施設安全対策

① 風水害対策

a. ガス供給設備

- ・風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器を巡回点検する。

② 震災対策

a. 定期点検による機能維持

- ・ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し所与の機能を維持する。

b. 耐震性の強化

- ・導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管、ポリエチレン管を採用する。

c. 供給区域のブロック化

- ・地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防止するため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を行う。

d. ブロックの供給停止システム

- ・地震発生時に被害集中地区のブロックを迅速にガス供給停止するため、一定以上の地震動になると自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

e. 屋内ガス設備対策

- ・地震発生時に使用中のガス器具による二次災害発生の防止や屋内ガス管の被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を図っている。

f. 地震計の設置

- ・地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を設置しており、さらに増設を進めている。

g. 無線通信網の拡充

- ・各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進して行く。

(i) 移動無線系による通信体制の強化

(ii) 滋賀県非常通信協議会および各地方機関との相互協力体制の充実

(iii) 緊急時の通信統制のルール化

h. 災害対策体制の強化

- ・地震発生時の対策本部設置など、組織体制および初期活動要領を定める。

イ. その他の防災設備の整備

① 検知・警報設備

災害発生時において、すみやかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

a. ガス漏れ警報設備

b. 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信機器等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

ウ. 防災教育・訓練の実施

① 防災教育

ガス施設に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

② 防災訓練

災害発生時の対策を円滑に推進するため、年1回以上、被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認するとともに、地域防災訓練に積極的に参加する。

また、震災訓練時に各事業所においては、応援体制、設備の応急修理など、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）を行う。

エ. 広報活動

顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方およびガス漏れの際の注意事項を周知する。また、地震による二次災害を防止するため、元栓の閉止、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置、ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置等についても周知を図る。

6. LPガス施設

(1) 計画方針

災害発生を未然に防止するため、または災害が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、平時から容器および供給設備の設置と維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識促進に努める。

(2) 事業計画

ア. 保安体制

液化石油等ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油等ガス販売事業者には保安体制ならびに非常体制の具体的措置を確立する。

イ. LPガス設備対策

LPガス容器ならびにLPガス容器置場内容器の転倒転落防止措置に加え、容器回りの配管をパイプサドル等により建物等に固定するほか、容器の流出防止対策を講じる。

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準および製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

なお、液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度5以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

また、液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するとともに、災害防止のためガス漏れ警報器の設置促進とヒューズコック等への取り替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

ウ. LPガス設備の巡回点検

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ供給設備（容器置場、容器設置場所）の被

害のおそれのある箇所へ赴き巡回点検を行う。

エ. 教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、L P ガスに係る災害発生の防止に努めるため、災害措置に関する専門知識、関係法令、保安管理技術について、液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

地震発生時の災害対策を円滑に進めるため、年1回以上被害想定を明確にした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、県および地域が実施する防災訓練に積極的に参加する。

オ. 連絡・通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

カ. 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検を行う。

キ. 広報活動

① 消費者に対する周知

パンフレット等を利用して、L P ガスの性質、正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項等について周知する。

② 液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、L P ガス供給設備ならびにL P ガス消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図るほか、L P ガス事故防止についての注意事項を周知する。

7. 鉄道施設

(1) 現況と計画方針

J R 東海道本線は市域を 3.0 km、東海道新幹線は 0.7 km に渡り通過している。

鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行う。

(2) 事業計画

災害を予防するため、おおむね次の各号にあげる事項について計画実施する。

ア. 橋梁の維持補修および改良強化

イ. 河川改修に伴う橋梁の改良

ウ. 法面、土留の維持補修および改良強化

エ. トンネルの維持補修および改良強化

オ. 鉄道林の造成および落石防止設備の改良強化

カ. 建物等の維持補修および改良強化

キ. 通信施設の維持補修

ク. 空頭不足による橋桁衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進

ケ. 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化

コ. 台風、地震および強風時等における線路警戒態勢の確立

サ. その他防災上必要な設備改良

また、地震災害の発生に備え、各種施設の機能が外力および環境の変化に耐える防災強度を

確保できるよう綿密な計画をたて、その実施を図る。

ア．耐震性の確保

耐震性を考慮した線区防災強化を推進して耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

イ．地震計の設置

地震計の設置箇所と警報、ガルは次の二段階とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

ウ．防災訓練

災害発生時の初動体制を確立するため、定期的に非常招集等の防災訓練を行う。

エ．防災関係資機材の整備点検および要員の確保

クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等を整備するとともに、重機械類、その他の資機材および要員は、関係の企業等から緊急時に協力が得られるよう平常時から連携体制の構築に努める。

第6 都市公共施設の災害対応力の強化

【各課、各機関】

各種防災活動の拠点となる市施設の災害対応力の強化を図り、地域における防災活動拠点である、市立小・中学校および高等学校の、災害初期の救援対策を行うのに必要な機能強化について検討し、ライフライン施設のうち電力・通信施設について、各機関（事業者）が計画実施する予防対策を図る。

都市計画法、建築基準法その他の法律に基づき、地域の特性をいかした整備手法を適切に適用し、建築物の耐震・不燃化の推進に努める。

1. 市の施設

市の施設については、排水溝の定期清掃の実施、重要施設・設備の浸水対策の実施および資機材の備蓄・点検等の耐災害性能の維持・強化を図るとともに、利用者の安全確保、防災施設の整備、活動体制の整備といった視点から災害対応力の強化に努める。

(1) 市の施設の防災体制整備

市災害対策本部組織としての役割を中心にして、個々の施設の性格・実情に応じて、次のことを基本的事項とする防災計画を作成し、実践的な防災体制の確立を図る。

ア．施設利用者の安全第一

災害発生時の「施設利用者の安全」を第一に考えていく。

イ．体制の整備

非常時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員・利用者に対する防災手引書作成および実践的な訓練の定期的実施を推進する。

ウ．防災点検の実施

危険物等の引火性物資の安全管理、施設および壁・塀等の耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

エ．施設周辺地域との交流

日頃の交流を通じて、非常時の地域ぐるみ防災体制の素地づくりに努める。

(2) 学校教育施設の整備

ア. 基本方針

学校教育施設の整備については、園児・児童・生徒の安全確保、指定緊急避難場所、地域における防災活動拠点、指定避難所の4つの視点から災害対応力の充実・強化するよう推進する。

災害発生時には、防災機関の被災、損壊、交通渋滞等による道路機能のマヒ、通信施設の被災等様々な事態がおこり、市をはじめとする中枢防災機関による応急復旧対策の実行が一時的に不可能になることが予想される。

地域における防災活動拠点は、災害発生直後の混乱期にも、各地域（コミュニティ）において、自主防災組織や自治会等の住民組織が中心となって、必要最小限の初期的応急対策を自主的に行えるように整備を推進する。

また、情報の収集・伝達、飲料水・食料・その他物資の供給や応急医療救護等の初期救援対策を行うために必要な機能の整備を推進する。

※（資料 4-1）市内公共施設連絡簿

(3) 公共施設の耐震・不燃化

公共施設は、災害時における避難、救護、応急復旧対策上、最も重要な施設となるため、公共施設が被害を受けた場合、災害応急復旧対策の遅れ、人命の危険だけでなく社会経済活動および市民生活に与える影響は非常に大きい。

以上のことから、公共施設は、耐震調査の結果に基づき、社会的影響の大きい公共施設より耐震や建替え等を実施する。

※（資料 5-2）防災上重要建築物指定一覧

2. 建築物の防災対策等

(1) 建築物の防災知識の普及および啓発

一般住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携の上、次の対策を講ずる。

ア. ポスター掲示（駅、公民館、公共施設、その他人目につきやすい場所）

イ. 講演会等の開催

(2) 木造住宅の耐震診断および耐震化の促進

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅については、無料の簡易耐震診断を行っている。また、耐震診断の結果（倒壊または大破壊の危険がある）と診断された場合、耐震改修工事に対して補助を行っており、その普及を促進する。

(3) 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じるおそれがあることから、付属物、工作物の安全対策の啓発に努める。

また、ブロック塀の安全性確保および特定天井の脱落対策についても、建築基準法に基づく改修の指導を行う。

(4) 建築基準法の普及

関係団体に対する法施行上の協力を要請して遵法精神の高揚に努める。

3. 宅地防災対策

(1) 宅地防災月間

梅雨期および台風期に備えて、住民および事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう

指導することにより、安全な宅地を確保し災害のない街づくりに寄与するため5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで宅地防災月間と定め、その期間内は防災パトロール、標識の設置、ポスターの掲示等の諸事業および広報活動を行う。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等(土石流および地すべりを含む)の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域(建築基準条例により建築を制限している区域)に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、市、国、県が一体となって移転について指導をし、移転を実施する者には補助金を交付する。

4. 市街地の不燃化促進等

(1) 市街地の不燃化促進

延焼危険度が高い地区等、緊急性の高い地区については、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業、沿道環境整備事業の制度の活用により不燃化率の向上に努める。

(2) 民間建築物の耐震化

民間建築物の耐震性向上に対しては、マニュアル等の広報・啓発に努め、耐震診断・補強等を指導していく。

第7 農業用施設災害予防

【都市経済部】

農業用排水路の決壊による災害を未然に防止するため、老朽用排水路、防災上特に重要な用排水路を中心に、耐震点検、整備を行う。

1. 農業用施設現況

本市の農業用排水路は、アーム等による施設が多く、経過年数が長いため、漏水等による弱体化の傾向にある。全体として、地震に対する安全度を計算して施工したものは少なく、法面等も長い年月に波浪浸食を受けており、耐震性も減じていると想定できる施設が多い。

2. 整備目標

農業用排水路施設のうち、老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるもの等で、決壊流出の際下流に及ぼす被害の大きいものから、順次対策を講じる。まず、現地調査測量等、各施設の危険度を判定し、その資料をもとにすみやかに施設の補強ならびに漏水防止等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行う。

3. 実施計画

農業用排水路等については、計画目標に基づいて事業実施の整備計画を樹立する必要がある。このため下記資料を収集する。

- ① 農業用配水施設概要調査票
- ② 気象資料
- ③ 設計計算書ならびに設計図その他必要な資料

これに対する事業として、国庫補助基準等に適合するものについては防災関係事業として国等に申請し、それ以外は市単独事業として取り組むほか、非補助事業においても改善を指導することとし、事業化の見通しが困難な施設については、土地改良区、その他の管理団体を平常時に指導する。

第8 文化財等の災害対策

【教育委員会】

守山市には縄文時代からの遺跡が多く、指定文化財の地、埋蔵文化財も多数存在する。これらの歴史的遺産を災害から守るため、現況を把握し、施設整備等の予防対策を強化する他、文化財保護のソフト対策を強化する。また、災害時における文化財の被害を最小限にするため、関係機関と協力して応急対策計画を策定する。

民間の歴史資料や民具・建造物等の指定文化財以外の地域の文化遺産についても、災害時のレスキュー活動や復興過程における破壊・散逸に対し、研究者や郷土史家、民間組織（ボランティア等）、関係機関と協力して保全対策の検討が必要である。

1. 指定文化財の維持管理

文化財の所有者および管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理を行う。また、それらに対する勧告、助言、指導機関は以下のとおりである。

- (1) 国指定文化財：文化庁長官またはその権限を委任もしくは指示を受けた県教育委員会
- (2) 県指定文化財：県教育委員会またはその指示を受けた市教育委員会
- (3) 市指定文化財：市教育委員会

※（資料 5-3）指定文化財一覧

2. 指定文化財の防災対策

- (1) 国、県、市、消防機関および文化財所有・管理者は具体的な事業計画のもと、火災、雷火、その他の対策のための防災施設整備を促進する。
- (2) 現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。
- (3) 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の啓発事業を通じて防火、防災の趣旨を周知する。
また、消防機関は、文化財について防火査察および防火訓練、あるいは図上訓練を随時行う。

3. 地域の文化遺産（地域文化遺産）の保全対策

- (1) 地域の文化遺産に対する保護や活用への意識の普及
- (2) 地域の文化遺産に対する基盤整備
 - ア．文化遺産の分布状況や現況の把握、リストづくり
 - イ．所有者および管理者間のネットワークづくり
 - ウ．地域の文化遺産に対する基金や助成制度の検討
- (3) 災害時の救済・保護対策の検討
 - ア．相談窓口の設置、民間組織を主体とした緊急レスキュー組織
 - イ．緊急保管場所
 - ウ．修復、保全対策

4. 文化財の耐震化

文化財を地震から守るため、以下の対策を推進する。

- (1) 建造物および史跡の構成物件となる建物等は、老朽化や腐朽、破損度合の大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。
- (2) 建造物、美術工芸品、記念物とも防災施設整備事業を推進する。
- (3) 美術工芸品は耐震保有施設の設置等を推進する。

- (4) 公益財団法人滋賀県文化財保護協会の融資制度を活用し修理や防災施設の整備を推進する。
- (5) 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。

5. 文化財周辺の環境整備

市は、文化財保護対策の観点にも留意し、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備の推進に努める。

第9 危険な盛土等への対策

【建設部】

県は、危険な盛土等による災害から市民の生命および財産を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）に基づき、一定規模以上の盛土等について規制をする。また、県は、危険が確認された盛土等について、盛土規制法などの各法令に基づき、すみやかに監督処分や撤去命令等の行政処分を行い、盛土等に伴う災害を防止する。

これらについて、県と連携し、情報共有を行うとともに、危険が確認された盛土等について、対策が完了するまでの間、必要に応じて避難情報の発令等を行う。

第3節 被害の軽減・防止方策

風害防止対策として、電力・通信施設、鉄道事業者、立木・街路樹および農作物に対する対策を図るとともに、雪害の防止対策および文化財の保護のための対策についても実施する。

地震災害の防止、消防水利の整備、事業所に対する指導において、地震に関して最大の被害拡大要因となる延焼火災の発生を防止し、拡大を防ぎ、出火の防止、初期消火体制の強化、消防力の強化等についての計画と、一次的、二次的被害として、液状化およびブロック塀等の倒壊対策、落下物・倒壊等の対策（その他の被害）に対して、取りまとめる。

第1 風害その他の災害の防止

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、
西日本旅客鉄道株式会社、都市経済部、建設部】

1. 風害防止対策

(1) 監視・情報収集体制の整備

台風の接近や発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、県および防災関係機関と連携した監視体制に入る。また、竜巻については、気象庁が段階的に発表する気象情報、雷注意報、竜巻注意報に注意を払う。

災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒体制など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

(2) 一般予防対策

公共施設の管理者および民間施設の管理者ならびに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事用建設資材等）および周辺に存置している物品等で倒壊、落下物飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置および警戒管理に努めなければならない。

また、住民等は、激しい突風等に備え、身の安全を守るため、屋外にいる場合は頑丈な建物などに避難し、屋内では窓ガラスには近づかないなどの対応をとる。

(3) 電力施設対策

施設管理者は、電気設備については、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。また、強風による災害が予想される場合においては、巡視を実施し、予防措置を講じる。（関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社の防災対策については、第2章第2節第5「ライフライン施設の整備」参照）

(4) 通信施設対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。（西日本電信電話株式会社の防災対策については、第2章第2節第5「ライフライン施設の整備」参照）

(5) 立木・街路樹対策

立木・街路樹自体が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木等が電線を切ったり、塀をこわす場合も多く、枝おろし、支柱等の手入れや措置を講ずる。

(6) 農作物対策

水稻では、水田を深水にして倒伏防止対策を講じる。また、畑地では、防風ネットや防風林等の設置が望ましい。

施設園芸では、パイプなど施設の補強を行うとともに、風が吹き込まないように穴あきなど被覆資材の修繕などを行う。

露地栽培では、寒冷紗等での被覆や支柱等の補強などを実施する。

果樹では、枝折れ等を防止するため、幹や主枝を誘引し固定する。

このほか、施設周辺を整理するなど資材の飛散防止対策を行う。

(7) 鉄道事業者対策

鉄道事業者は、各事業者の災害予防計画に基づき、風害予防対策を図る。(各鉄道事業者の防災対策については、第2章第2節第5「ライフライン施設の整備」参照)

(8) 重要インフラ施設に対する被害予防対策

電気、通信等の重要インフラ施設へ風倒等の被害を及ぼすおそれのある森林について、市がインフラ管理者、森林所有者との協力体制を構築し、事前に予防伐採等の森林整備を行うことでリスクの低減を図る。

(9) 道路施設対策

災害時に電柱が倒れ、道路を塞ぐ状況が発生するなど、緊急の活動に支障が生じることのないように、緊急輸送道路を基本に無電柱化を実施する。

2. 雪害防止対策

市は、以下の場合において迅速に対応を行うため、気象情報、道路交通状況、除雪状況等の情報を共有し、除雪作業および通行規制に関する各機関間の調整を行い、住民、道路利用者等に対して情報提供を行う。

- ・人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に、計画的・予防的な通行規制を行う場合
- ・大雪により広域的な交通障害が発生した場合（または発生するおそれのある場合）

第2 火災の防止

【北消防署、総務部、危機管理課】

消防法をはじめ関係法令に基づいて、建築物、危険物、火気取扱い施設等に対する規制指導を行ない、火災発生から延焼まで、火災の進行の各段階において、防災関係機関と市民、事業所がそれぞれの役割において可能な限り、発生件数の減少を図る方策を講じ、火災の防止をめざす。

1. 出火の防止

(1) 建築物の火災

ア. 一般建築物の火災

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務における書類等の審査に際して防災上の指導を行う。

イ. 火災警報器の設置促進

消防法の改正により住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、条例で設置、維持の基準が定められた。各住宅に対し、積極的に火災報知器の普及を促進する。

ウ. 予防査察等

予防査察の実施にあたっては、地震火災時の被害を想定しての指導も合わせて行い、不備欠陥については、是正措置を講ずる。

なお、査察にあたっては、大地震に対する平素の心構えについて指導する。

その他の一般住宅等についても、機会あるごと、出火防止のための指導を徹底する。

(2) 危険物施設の安全性

関係機関と協力して、危険物施設における構造・設備の耐震化および安全性の向上を図るとともに、貯蔵、取扱の保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

(3) 薬品等による出火防止

引火性の薬品類を取扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査を行い、以下のとおり、保管の適正化を指導する。

ア. 主な指導事項

- ① 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- ② 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ③ 混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底
- ④ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- ⑤ 初期消火資機材の整備

(4) 出火防止知識の普及

ア. 予防思想の普及徹底

- ① 毎月第1日曜日を「市民防火の日」と定め、市民一人ひとりが各家庭の自主点検をはじめとする防火の実践活動を行い、また、春秋の火災予防運動、夏季災害予防運動、文化財防火デーおよび年末年始火災予防運動等を通じ、集中的、効果的な広報活動によって火災予防思想の徹底を図る。
- ② 消防団を核とする各地域の防火行事は、市民防火の日に集中して実施する。

イ. 予防査察体制の充実強化

- ① 年間計画に基づき、市内防火対象物の予防査察を実施する。
- ② 火災警報発令中は、火を使用する施設、設備、物品に対して重点的に予防査察を実施する。
- ③ その他必要に応じ特別査察を実施する。

ウ. 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

- ① 防火対象物に係わる防火基準適合の表示に関する要綱に基づき一定規模以上の対象物に対して査察を実施する。
- ② 悪質で継続性のある消防法違反対象物については、要綱に基づき報道機関および市広報によってその旨を公表する。
- ③ 事業所に対して、自主安全管理意識の高揚を促進し、防火対象物の自主点検および法定訓練の実施、消防計画の作成等指導を強力に推進する。
- ④ 年少者、高齢者、身体障害者等の火災弱者に対する消防施策を推進する。

エ. 火災予防条例等の普及徹底

広く市民に対し、火災予防条例等の火災予防に関する規制の普及を図る。

オ. 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物および同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

- ① 市は、消防法、市火災予防条例に基づき学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を励行し、消防用設備等に不備が認められる場合は、消防法第17条の規定により設置、改修について強い指導を行うものとする。また、通報、避難、消火等の訓練の実施および消防計画の作成の指導を強化する。
- ② 市は、消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格附与講習会の開催、また、現任防火管理者に対し、防火管理者再講習を開催する等により、その資質の向上を図るとともに消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の拡充、消防用設備等の整備点検および火気の使用等につい

て十分な指導を行う。また、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理者を要する防火対象物に対し、共同防火管理体制の推進を図る。

- ③ 市は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用(変更)届出の際の指導を強力に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

カ. 火入れ対策

守山市火入れに関する条例の内容周知と条件遵守を推進し、その他火災の防止に努める。

キ. 地震時出火の予防

地震時に多発が予想される出火の危険性を排除するため次の対策を推進する。

- ① 各種講習会の開催や起震車の活用、広報媒体等を通じた住民への出火防止知識や技術の普及。
- ② 耐震安全装置付ストーブやマイコンメーターの普及、LPガスボンベの転倒防止策の実施促進、ストーブ等の周囲にある可燃物除去の励行、通電火災の発生抑制のための感震ブレーカーの取付け等の普及徹底。
- ③ 変電設備、自家発電設備、畜電池等の自家用電気設備に対する点検、整備の励行による安全化対策の推進。
- ④ 高層建築物、百貨店および多量の火気を使用する特殊建築物等に対する消火設備、警報設備の点検・整備の励行による安全化対策の推進。
- ⑤ 住宅用火災警報器や防災品等による延焼拡大防止対策の推進。

2. 初期消火体制の確立

(1) 消防用設備等の適正化

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時有効にその機能が発揮されるよう、対応方法について指導の徹底を図る。

(2) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を備えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じた消火器具の設置を指導する。

(3) 家庭における初期消火体制の構築

地震時の出火を防止するには、各家庭で迅速・確実に火元の消火を行うことが重要であり、市は、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図る。

(4) 自主防災体制による初期消火対策

地震時の出火に的確に対処するためには、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織や事業所の自衛消防組織による初期消火体制を確立する必要がある。

このため市は、地域における自主防災組織の育成や資機材の整備を進め、消防団や地域住民と自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを推進する。

3. 火災の拡大防止

(1) 市庁舎の防火管理体制

市では、庁舎出火の防止或いは火災の拡大防止のために防災体制を組織している。

※(資料3-3)庁内防火管理体制

(2) 常備消防の強化

ア. 消防力の現況

消防組織、人員、装備について、湖南広域消防局が5ヵ年ごとに策定する消防計画による。

※（資料 3-7）消防の組織系統

イ. 基本方針

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備、器具の普及等による消防需要増大に対応するとともに、年々高層化する都市施設の構造の変化に伴う災害の多様化、大規模化に対応できる消防活動体制の強化ならびに地域の特殊性に応じた震災対策の充実強化を図る。

また、消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

さらに、危険物による災害の発生および拡大を防止するため、化学消防車等の整備を図り、科学消防力の強化を促進する。

(3) 消防通信体制の強化

一斉指令電話および消防無線等の整備強化を図る。

(4) 消防団の整備強化

災害時における消防団のさらなる強化を図るため、消防団詰所、消防車両、消防用資機材、携帯用無線機等の整備・点検・増強を進める。

※（資料 5-4）消防団の現況

(5) 消防水利の整備

耐震性貯水槽の導入および消火栓を整備し消防水利の充実を図る。

※（資料 5-5）消防水利の整備状況

(6) 消防活動困難区域の解消

消防水利の整備、小型動力ポンプの配備、消防団体制の整備等の施策を推進するとともに、関係各部に協力を求め消防活動困難区域の解消に努める。

(7) 延焼の防止対策

老朽木造住宅密集地等の火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防設備の充実や消防水利の確保、耐震性の高い設備・資機材の整備等の延焼防止対策の検討を進め、都市防災化対策や不燃化対策への反映に努める。

4. 消防団職員に対する教育訓練の徹底

市は消防職団員の消防に関する知識および技術の向上を図るため次の措置をとる。

(1) 消防大学校および県消防学校における教育訓練

市は、消防職団員にかかる初任教育、幹部教育、専科教育等の各教育課程へ各職務に該当する消防職団員を派遣するよう努める。

(2) 現地教育

市は、県消防学校が市に出向いて実施する現地教育には、全員を受講せしめるよう努める。

第3 消防水利の整備

【危機管理課】

地震時には、地盤の変動による水道管の破損等により、消火栓の使用が制限されることが予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽、河川水等のほか、プール等の活用により、消防水利の多様化を図る。

1. 防火水槽の整備

防火水槽は、災害時には重要な消防水利としての機能が期待されることから、消火活動に有効に機能しなければならない。

このため、防火水槽の整備においては、耐震性貯水槽を重点的に整備する等、効果的な配置に努める。

2. 防火水槽以外の消防水利の整備

消火栓、防火水槽を補完する消防水利として河川、池等の自然水利、農業用水利施設、プール等の水利を消火活動に有効に活用できるよう施設等の管理者の協力のもと、消防水利の確保に努める。

第4 資機材の整備・点検

【危機管理課ほか】

同時多発火災や大規模火災に対応するため、消火活動用資機材や水防活動用資機材、救助・救急救護活動用資機材の増強整備を図るとともに、防災訓練時にこれら機材の点検を実施し、整備の充実を図る。

資機材整備計画

初期消火用資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、消火栓器具、組立式水槽、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハットマイク、発電機、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式クレーン、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救助ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯器、リヤカー、防災井戸、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練に必要な資機材

第5 防災救助施設等

【危機管理課、建設部】

1. 水防施設

(1) 水防倉庫

水防用資機材を備蓄する水防倉庫は、堤防近傍の水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤内地、堤防法肩その他支障のない箇所に設置する。

(2) 水防用資機材

ア. 資材中腐損傷のおそれのあるものは、常に点検し新しいものを備蓄する。

イ. 資材確保のため、水防区域近住の資材業者等の手持資材量を調査しておいて、緊急時の補給に備える。

ウ. 資材器具を使用中、減損したときはただちに補充する。

エ. 災害発生に伴う停電時の情報確保のため、電池式受信機を設備するように努める。

オ. 水防従事者の安全確保のため、携帯用通信機器やライフジャケットを確保するよう努める。

(3) 量水標

ア. 担当区域内の適当な箇所に量水標を設置する。

イ. 設置場所は河状の整った所で流失のおそれなく夜間でも観測し得るところとする。

- (4) 雨量計
担当区域内の適当な箇所に雨量計を設置する。

第6 危険物施設

【北消防署】

関係機関と協力して、危険物施設における構造・設備の耐震化および安全性の向上を図るとともに、貯蔵、取扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

1. 保安教育の実施

危険物事業所の保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者および危険物施設保安員の質的向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2. 規制の強化

危険物施設については、査察規定に基づき定期的に予防査察を実施し、必要に応じ特別査察を実施する。なお、査察にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化
- (2) 危険物の運搬および積載の方法についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物取扱者等に対する指導の強化
- (4) 予防規程の作成および貯蔵取扱い等、安全管理についての指導の強化

3. 自衛消防組織の強化促進

危険物事業所の保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者および危険物施設保安員の質的向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会等の保安教育を実施する。

- (1) 自衛消防隊の組織強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- (3) 危険物事業所における化学消火薬剤および必要資機材の備蓄を促進する。

第7 事業所に対する指導

【北消防署】

事業所においては大規模地震発生により、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物の流出等二次災害の危険性がある。このため、発災の危険を排除し被害の軽減を図るべく事業所における出火防止、危険物等の保安確保、避難対策等を徹底し、防災体制の強化に努める。

1. 防火管理体制の推進

消防署は、消防法に定める多数の人が利用する事業所について防火管理者を選任し、地震に対する事前対策および応急対策を含めた消防計画の作成を指導する。

これに基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検、整備、火気使用設備器具の点検、従事者に対する防災教育の実施等を行うよう指導し、出火の防止等事業所における防火管理体制の推進を図る。

また、多種の用途が存在しており、管理権限が分かれている雑居ビル等については、共同防火管理体制の確立を推進し、防災体制の強化を図る。

2. 予防査察の強化

消防法による予防査察を通じ、出火危険および延焼拡大要因を排除するため、火気使用設備・器具の安全管理、消火設備および避難施設の適正管理等指導を強化する。

3. 危険物等の保安確保

危険物、高圧ガス、火薬、毒物劇物、放射性物質等を保有する事業所における発生を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従事者の保安教育等、危険物等に対する保安確保に努めるよう指導する。

第8 地盤の液状化

【各機関】

東日本大震災や阪神淡路大震災では、埋立地や軟弱地盤、河川区域に液状化や崖崩れ等の地盤災害が多数発生した。内陸部においては、自然堤防や扇状地の末端や斜面等の地形の境界区域において被害が多く発生した。最新の防災マップを活用して、液状化しやすい地域を周知し、軟弱地盤・液状化対策として地盤改良等の啓発を行う。

1. 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設および橋梁等）の液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法とがある。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴を考慮して1つの工法だけにとらわれず、2種以上の工法を併用することが望ましい。

2. 建築物

建築物の液状化対策工法とは、敷地地盤に液状化の発生があっても被害を起こさず、またはこれを最小限に抑えるために建築物に施すもので、対策工法としては液状化現象の発生そのものを防止する工法と、液状化現象の発生を前提とした構造上の対策の2つに大別できる。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案して効果的に組み合わせることによって、全体として実効を上げることが望まれる。

公共あるいは公益的な建築物については、積極的に液状化対策を推進するとともに、民間の建築物については、建築確認申請等によって指導および対策の促進を行う。

3. 地下埋設物

地下埋設物（上下水道、ガス、電気、電話の管路）の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と、地盤の改良工法の2つに大別できる。

地下埋設物は、都市のライフライン施設であり相互に深く依存するネットワーク施設であることから、単に液状化対策だけに限定せず、施設の耐震化やバイパスルートの整備等事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について総合的な対策を講ずることが望まれる。

第9 その他の被害防止

【建設部、危機管理課】

1. ブロック塀等の安全対策の推進

建築確認に伴う事前指導を強化するとともに、ブロック塀等の実態把握、施工技術の啓発、住民への啓発、既存塀の補強・改善指導を行う。また、市民を災害から守ることを目的として、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスターおよび広報による住民へのPRを行う。

2. 落下物、家具等の落下・転倒による災害防止

地震に伴う屋内、屋外の落下物や自動販売機、広告物の倒壊による人的被害を防ぐため、また、ガラスの拡散防止策、電気温水器や家具類の転倒防止等、家庭における対策等を、防災訓練や講演会等を通して、事前対策を促す。

3. 所有者不明土地の活用

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第4節 救援・救護体制の整備

被災地の市民の生命と生活を維持し、市民の不安を解消し社会秩序の回復を図ることを目的とする。

第1 救急・救助

【北消防署、危機管理課、健康福祉部】

市は、守山野洲医師会、日赤県支部等関係機関と協力して、広域的または局地的に多発することが予想される救急・救助要請に的確に対処するため、必要な救急・救助体制の整備・充実を図る。

また、市民の自主救護能力の向上に努めるとともに、災害時の重症（傷）病者優先の方針への理解協力を得るよう広報活動に努める。

1. 救急・救助体制の整備

- (1) 医療機関との連携強化
- (2) 災害時に対応する救急・救助資機材の備蓄等の整備推進
- (3) 消防職員の救急・救助知識および技術向上の推進
- (4) 保健師による医療救護や健康支援のための体制整備の推進

2. 市民の自主救護能力の向上等の推進

防災訓練や講習会等を通して市民の自主救護能力の向上および災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、応急救護知識、技術の普及、災害時救急医療活動方針に関するPRを推進する。

第2 応急医療

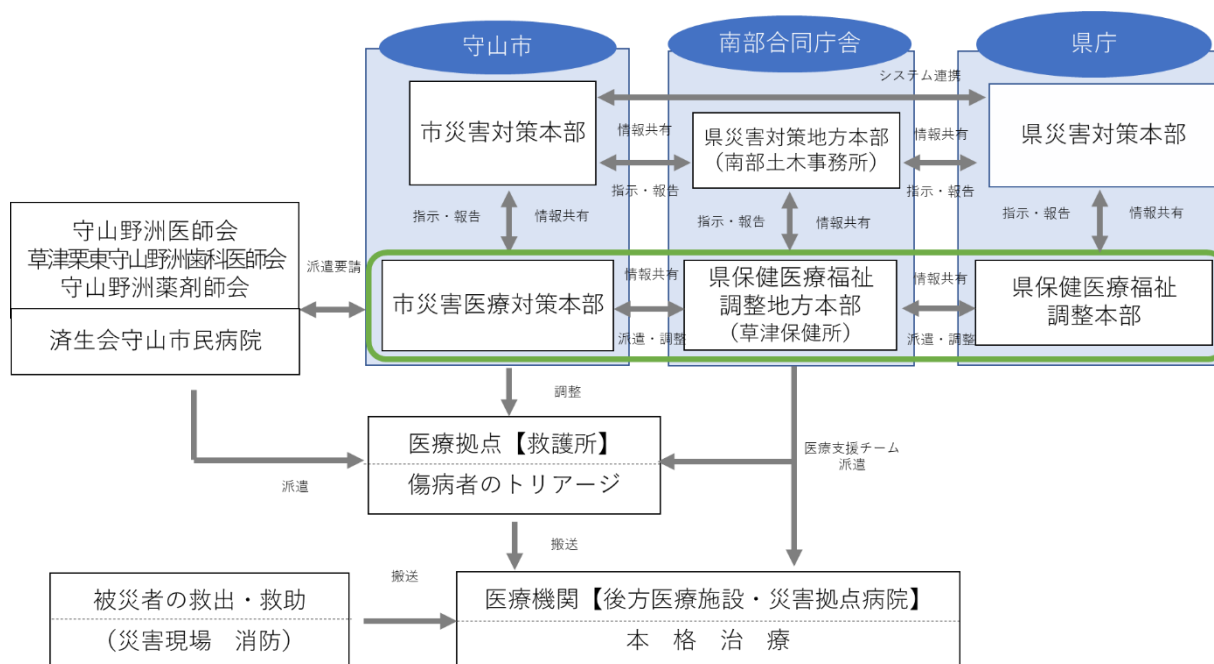
【北消防署、危機管理課、健康福祉部】

災害時においては、災害対策本部のもとに医療対策本部を設置する。

医療対策本部は、守山野洲医師会、済生会守山市民病院、歯科医師会、薬剤師会、市（すこやか生活班、地域医療政策班、地域包括支援センター班（在宅医療・介護連携サポートセンター含む）、母子保健班等）をもって構成する。

医療対策本部を構成する機関は、災害時においては、人命救助を最優先とし、医療対策本部、医療拠点（救護所）、後方医療機関が連携して被災者に対応するため、日頃から医療救護班の体制づくりを図り、通信連絡網の整備、防災訓練の実施等を推進し、医療救護体制の確立に努める。

※災害発生時医療計画体系図（概要）



1. 初動医療体制の整備

(1) 医療救護所の設置

救護所を開設する予定の場所：指定避難所（福祉避難室を含む）、被災現場

(2) 救急・救助班

救急・救助班は、消防署が組織する救急隊・救助隊をもって充てる。

(3) 医療救護班

医師会、市保健師、市職員で医療救護班を編成する。

2. 後方医療体制の整備

(1) 災害拠点病院の確認

滋賀県の災害拠点病院として、以下の施設が指定され、施設・設備の整備が推進されている。

基幹災害拠点病院：大津赤十字病院

地域災害拠点病院（湖南保健医療圏）：済生会滋賀県病院、淡海医療センター、滋賀県立総合病院

(2) 市内の医療機関の防災体制の充実

市内の中心的な医療機関である済生会守山市民病院については、重症（傷）者等の受入れを行う後方医療施設として、災害時防災マニュアルに則し、防災体制の整備に努める。

(3) 収容医療機関のネットワーク化を構築する

市内収容医療機関および他地域の収容医療機関等とのネットワークを検討する。

(4) 後方医療機関への搬送体制の整備を推進する

後方医療機関への傷病者等の搬送に関する手段および情報連絡体制を検討する。

（滋賀県広域災害・救急医療情報システム）

3. 医療器具および医薬品の確保

(1) 災害対策医療品（救急箱）の配備を整備する

指定避難所（福祉避難室を含む）等の仮救護所設置予定施設に災害対策用医薬品セット（救急箱）等の配備を検討する。

(2) 自動体外式除細動器（AED）の整備

市内公共施設に、自動体外式除細動器（AED）を、整備する。

(3) 守山野洲医師会等との連携強化

備蓄倉庫および指定避難所（福祉避難室を含む）もしくは仮救護所設置予定施設への災害対策用医薬品セット（救急箱）の配備にあたっては、内容品等について、医師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

また、協定を締結している三師会に対し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。

4. 医療救護活動

【健康福祉部、各機関】

医療機関外の現場で医療が必要である場合、また、医療機関が混乱し、被災者の住民が医療の途を失ったような場合における、市、県、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動（分べん含む）を行う。

(1) 医療救護活動

ア. 第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察等からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ. 第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地救護所において、負傷者のトリアージ（傷病者の重症度による分類）および応急処置を行う。

② 市

市は、必要に応じて救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ. 第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班の派遣を要請する。

エ. 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、災害の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

(2) 医療救護班の編成、派遣

ア. 市の機関による医療救護班

健康福祉部長は、救急救護を必要とすると判断した場合、市の機関による医療救護班の編成、出動を命じる。

イ. 医師会による医療救護班

健康福祉部長は、状況に応じ必要と認めた場合、守山野洲医師会に対し、医療救護班の編成、出動を要請する。

ウ. 県への要請

市は、県に医療救護に関する協力要請を行い、または医療救護を必要と認めた時は、災害拠点病院等各医療関係団体（独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所、滋賀医科大学医学部付属病院、日本赤十字社滋賀県支部、一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、一般社団法人滋賀県病院協会等）の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

第3 食料等の備蓄および調達

【危機管理課】

被災者の生活の維持のため、必要な食料、飲料水、毛布等の生活必需品の備蓄に努めるとともに、災害時の生活物資の調達・確保について、民間との協定締結等を推進する。また、防災マップや広報で各家庭においては、最低3日分、推奨1週間分の食料備蓄を行うようその啓発に努める。

1. 食料・生活必需品等

緊急用食料、生活必需品およびその他の応急対策用資機材の備蓄を進める。

特に、食料、生活必需品のうち緊急に調達することが困難と予想される下記のものについては、緊急度に応じて、被災想定人口の1日分相当を各備蓄場所に配置されるよう順次備蓄を行う。

なお、備蓄物資の中で消費期限や耐用年数のあるものについては、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施する等、品質管理および機能の維持に努めるよう、計画的な備蓄を推進するとともに、コミュニティ防災センター、北部防災拠点備蓄倉庫、南部防災拠点備蓄倉庫に分散して備蓄する。毛布については各自治会に配布したものも合わせて活用する。

また、災害時に備え、市は各家庭や自治会、自主防災組織と一体となって災害発生直後の応急期に必要と想定される食料を確保する体制整備に努めるとともに、要配慮者、女性、子どもへの配慮、災害発生時において必要と想定される被服・寝具、その他生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資について各家庭等と一体となり、確保を行う体制の整備に努める。

- (1) 特定原材料等 28 品目を含まない非常食
- (2) 飲料水
- (3) 毛布
- (4) 衣服
- (5) 身回り品
- (6) 炊事用具
- (7) 日用品
- (8) 食器

- (9) 光熱材料
- (10) アレルギー対応の粉ミルク等および哺乳ビン
- (11) 衛生用品（幼児用紙おむつおよび大人用紙おむつ、携帯トイレ、簡易トイレ、生理用品）
- (12) 感染症対策に必要な物資（マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション） 等

2. 緊急調達体制の整備

次のとおり、市内各事業所等との協定締結を推進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

- (1) 主食になる米穀について、市内の米小売業者との間で県の「災害時等における応急食料の緊急引渡し取扱要領」による締結を推進する。
- (2) 生鮮食品その他の食品の供給に関して、農協等と協力協定の締結を推進する。
- (3) 災害時における燃料供給に関し、燃料供給業者との間で協定の締結を推進する。
- (4) 粉ミルク・液体ミルク・紙オムツ等について、市内薬局との協力協定を推進する。
- (5) ストーマ装具について、装具供給業者との協力協定を推進する。
- (6) その他災害対策用物資一般の調達に関して、市内小売店等の関係業者と協力協定の締結を推進する。

※（資料 4-2）守山商工会議所登録事業所

第4 飲料水等の供給

【危機管理課、上下水道事業所】

被災者の飲料水、生活用水、医療用水等の確保と給水の方法等についてきめ細かな応急給水体制の整備を図る。

1. 飲料水等の確保

60m³～100m³級の耐震性貯水槽により、飲料水の確保を図る。また、民間との協定締結等を推進し、確保を図る。

2. 給水の方法

給水車を確保し、給水所の適切な設置を行い、高齢者、障害者等の要配慮者への配慮をしながら、医療機関、福祉施設等への応急給水体制を図る。

3. 緊急時協力体制の整備

守山市管工事業協同組合、その他地方公共団体等と災害時の協力要請の連絡窓口・方法、動員可能な人員・資機材等について取り決めを行い、迅速かつ的確な応急給水活動を行う。

また、市民および自主防災組織等に対して、貯水および給水に関する指導を徹底し、応急給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

4. 資機材の備蓄

きめ細かな応急給水を実施するため、給水タンク、飲料用ポリ袋等を備蓄する。

第5 し尿処理

【危機管理課、環境生活部、上下水道事業所】

災害用仮設トイレについては、必要最小限の数の備蓄を行う。また、車椅子対応型の仮設トイレは小学校と中学校の指定避難所（福祉避難室を含む）に配置できるよう備蓄に努めるとともに、計画的にオストメイト専用の仮設トイレの備蓄を行う。なお、予測される不足分についてあらかじめ業者との協定締結等を推進し、調達・確保を図る。

また、指定緊急避難場所等のし尿の収集運搬、処理体制の確立に努める。

更に、指定避難所（福祉避難室を含む）としている小学校と中学校、また、指定緊急避難場所として公園等にマンホールトイレの整備を推進する。

1. 災害用仮設トイレの緊急調達体制の整備

災害時における仮設トイレの調達について、リース業者と災害時の協力要請の連絡、窓口・方法、調達可能な基数等の取り決めを行い、調達協力に関する協定等の締結を推進する。

また、調達する仮設トイレについては、トイレカーやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

2. 収集運搬体制の確保

指定緊急避難場所等で発生したし尿の収集については、公衆衛生の観点から、すみやかに協定書に基づき、委託業者と収集運搬体制を確保する。

また、大規模災害や災害の長期化が予測される場合には、他市との応援依頼体制を検討する。

3. 処理方法の検討

収集運搬されたし尿の処理については、湖南広域行政組合環境衛生センターでの処理を原則とするが、処理施設が被災した場合には、すみやかに県や他市町等と協議し、公共下水道処理場や他の処理施設での処理等で適切な手法を検討する。

第5節 緊急輸送体制の整備

災害時の人命救助、災害応急対策を実施するための要員、物資、資機材等を搬送するための設備計画と、適切な緊急輸送体制の確保を図るとともに、輸送体系が混乱することを想定し、陸・空・湖上の輸送ルートを選定し、市内の各防災拠点、輸送基地間のネットワークを構築するべく、ハードおよびソフト整備を図る。

第1 陸上輸送の体制

【危機管理課、建設部、都市経済部】

市は、県が指定した輸送路と本市の防災拠点（市庁舎、輸送基地、消防機関、病院、指定避難所、応急給水施設等）とを連絡する主要な道路を選定し、緊急輸送体制の確立を図る。また、緊急輸送道路に指定された道路について、耐震性の確保に努める。

1. 緊急輸送道路

(1) 選定基準

ア. 第1次緊急輸送道路（県指定）

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする。）

イ. 第2次緊急輸送道路（県指定）

第1次緊急輸送道路と市庁舎および主要な防災拠点を相互に連絡する道路

ウ. 第3次緊急輸送道路（市指定）

第1次、第2次緊急輸送道路と以下に掲げる本市の防災拠点を相互連絡する道路

— 緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設 —

- ・ 市庁舎、および地区会館、消防署、警察署、収容医療機関等の主要公共施設
- ・ 広域避難場所、一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所、防災備蓄倉庫
- ・ 輸送拠点、臨時ヘリポート、木浜漁港

(2) 緊急輸送道路の指定

※（資料 5-6）緊急輸送道路路線一覧

※（資料 5-7）緊急輸送道路路線位置図

2. 集積場所・輸送拠点の整備

災害時における物資の受入れ、一時保管および市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を指定する。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」または「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管および中継物流機能を果たすための施設・設備を選定し指定する。

3. 民間との協定締結の推進

災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関およびその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、すみやかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

4. 緊急通行車両確認標章等の事前交付の周知・普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知および普及を図る。

第2 航空輸送の体制

【危機管理課】

市は、災害の程度に応じて、県に対し航空輸送の支援要請を行う。また、航空輸送の基地およびヘリポートの指定等、航空輸送体制の整備を図る。

1. 臨時ヘリポート適地の選択

(1) 選定基準

ア. 災害時における重症(傷)病者の後方医療施設への搬送や医療救護班の派遣を迅速に行うため、医療施設等の近隣におけるヘリポートの整備を図る。

イ. 市内の防災拠点および緊急輸送道路間のネットワークと併せて位置選定する。

(2) ヘリポート適地

※(資料5-8)ヘリポート適地

2. 航空輸送体制の整備

(1) ヘリポート適地の現況把握

(2) ヘリポート適地の液状化対策

(3) 円滑な輸送体制を図るために必要な施設整備およびソフト体制の整備

(4) 避難場所と競合する場合の誘導体制の整備

第3 湖上輸送の体制

【都市経済部】

沿道建物倒壊や、道路そのものの損壊あるいは交通渋滞等によって、陸上輸送路の機能が低下し物資や要員の輸送に著しく支障が生じる場合には、琵琶湖岸に位置する本市の特長をいかし、湖上輸送手段を確保する。

1. 湖上輸送基地の指定

市内漁港のうち、木浜漁港を湖上輸送基地に指定し、物資の収集配送拠点とする。

2. 湖上輸送基地の整備

漁港施設は埋立地等の軟弱な地盤条件に位置し液状化等の被害が発生するおそれがあるため、防災拠点として耐震性を強化した施設整備を促進する。

第6節 避難環境整備

指定避難所の果たすべき役割・機能を定めるとともに、市・関係機関および地域における市民・事業所等それぞれの役割分担を定める。

第1 避難施設の指定および整備

【危機管理課、各施設管理者】

1. 避難場所・避難施設の定義

災害発生後、出火・延焼、家屋の倒壊等により、避難を余儀なくされた場合の避難施設の定義は次のとおりである。

(1) 一時避難場所

各地域において、日常的に身近な施設であり距離的にも比較的至近であること。学区または自治会が自主的に指定するもの。

(2) 指定緊急避難場所、広域避難場所

指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、市長により、洪水、崖崩れ・土石流・地滑り、地震、津波、大規模な火事等の災害種別ごとに指定が行われるもの。

広域避難場所は、広域延焼火災、洪水等の事態において、市民の安全・生命を一時的に守り得る性能を有すること。

(3) 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市が指定するもの。

指定避難所は、「指定避難所（福祉避難室を含む）」「福祉避難所」に大分される。

(4) 指定避難所（福祉避難室含む）

指定避難所の中で福祉避難所を除く避難所をさす。

福祉避難室は、専門性の高いサービスは必要としないが、避難生活に困難が生じる高齢者、障害者等に対して特別の配慮をした避難所をいい、学校などの指定避難所内に必要に応じて開設する。

(5) 福祉避難所

緊急の入院加療等を必要としないが、より専門性の高いサービスを必要とする者を収容するため、高齢者施設、障害者施設などの施設を、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や県作成の「誰もが安心して利用できるための避難所チェック13項目」等を参考にあらかじめ指定し、災害時に必要が生じた際に、開設を要請する。

2. 一時避難場所

(1) 一時避難場所の役割の検討

ア. 地域住民の相互安全確認を行う場所

イ. 高齢者、乳幼児、病人等の要配慮者の一時的な避難待機場所

ウ. 広域避難場所および指定避難所へ適切に二次避難するための集結地点

(2) 選定の目安

ア. 延焼等を考慮して地区内に複数の一時避難場所を選定すること

- イ. ある程度のオープンスペースが確保されていること
- ウ. 複数の出入口が常時確保されていること
- エ. 情報の伝達上の利便性があること
- オ. 公共的施設だけでなく、民間施設の提供についても協力を得る

3. 指定緊急避難場所・広域避難場所

(1) 指定基準

- ア. 広域避難場所は、10ha 以上のグラウンド、公園、ゴルフ場等のオープンスペース（国土交通省基準）
- イ. 必要十分なオープンスペースが確保されていること
- ウ. 火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が確保されていること
- エ. 複数の出入口が常時確保されていること
- オ. オープンスペースはなるべく公共施設であること

(2) 指定緊急避難場所の指定

上記基準を満たす公共施設を指定し、特に公立小学校、中学校、高等学校のグラウンドについて指定を行う。また、民間施設については協定を締結し指定を行う。ただし、水害時の避難場所については、滋賀県氾濫解析等各種シミュレーションの結果、危険な避難場所について検討を行い、別途指定する。

(3) 指定緊急避難場所の点検

避難場所については、毎年点検を実施し、見直しを行う。また、点検記録の整備を行う。

(4) 指定等の広報

指定の追加・廃止、また、水害時の避難場所等については、すみやかに市の広報紙等で住民への周知徹底を図る。

4. 指定避難所（福祉避難室を含む）

(1) 指定基準

- ア. 被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること
- イ. 被災者の住所地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保すること
- ウ. 情報の伝達上の利便性があること
- エ. 安全な二階建以上の建建物（鉄筋またはブロック建）で耐震耐水構造物として耐災害性に比較的優れていること
- オ. 公共施設を基本とするが民間施設の活用も図る

(2) 指定避難所（福祉避難室を含む）の指定

上記基準を満たす公共施設を指定し、特に公立小学校、中学校、高等学校の体育館について指定を行う。更に、公立小学校、中学校、高等学校の教室については一時的な使用に向けて検討を行う。また、民間施設については協定を締結し指定を行う。ただし、水害時の指定避難所（福祉避難室を含む）については、滋賀県氾濫解析等各種シミュレーションの結果、危険な指定避難所（福祉避難室を含む）について検討を行い、別途指定する。

また、協定等により、ホテルや旅館等の施設を可能な限り多く避難所として活用できるよう、平常時からの避難所確保に努める。

(3) 指定避難所（福祉避難室を含む）の点検

指定避難所（福祉避難室を含む）については、毎年点検を実施し、見直しを行う。また、点検記録の整備を行う。

(4) 指定等の広報

指定の追加・廃止、また、水害時の指定避難所（福祉避難室を含む）、家庭動物の受け入れ方法等については、すみやかに市の広報紙等で住民への周知徹底を図る。

(5) 指定避難所（福祉避難室を含む）の鍵の保管等

指定避難所（福祉避難室を含む）の各管理責任者は、災害時の迅速な開設に備え、開設実務の習熟に努め、鍵の保管については所属職員に周知徹底しておく。

5. 避難施設の整備

(1) 一時避難場所の整備

一時避難場所については、各学区または自治会単位に指定を行うものとし、学区または自治会における防災訓練等において、その周知を図る。

(2) 指定緊急避難場所、広域避難場所の整備

指定緊急避難場所、広域避難場所については広報等での周知徹底とともに、避難路となるルート上に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した案内標識等の整備を推進する。

(3) 指定避難所（福祉避難室を含む）の整備

ア. 指定避難所の整備

指定避難所（福祉避難室を含む）として指定される公共施設については、バリアフリートイレ、スロープや障害者用トイレ、FAX、文字放送テレビの設置を図る等の高齢者や障害者等に配慮した設備の整備を促進する。

イ. 避難対策

指定避難所（福祉避難室を含む）が遠距離にある地域については、民間施設を含めて、指定避難所（福祉避難室を含む）の確保に努めるとともに、早期の避難指示等の発令、車両による避難、バス等での移送等の対策を検討する。

ウ. 電力の確保

停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備等（蓄電池も含む）の整備に努める。

更に、災害時における自立的な電源の確保を図るため、太陽光をはじめとする自然エネルギー発電設備の整備を推進するほか、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、電力容量の拡大に努める。

エ. 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、住民への広報、資機材の準備、備蓄品の拡充、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から県担当部局と連携して、必要な措置を講じるよう努め、必要な場合には、ホテル等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

オ. 備蓄

指定避難所の円滑な運営を図るため、近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する。

カ．施設利用計画の作成

あらかじめ指定避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

キ．生活環境の継続的な確保

指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(4) 福祉避難所の指定

指定避難所（福祉避難室を含む）におけるバリアフリー化の促進を図るとともに、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を収容する福祉避難所の指定に向けた協定締結を推進する。

福祉避難所の指定・整備にあたっては、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるとともに、特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

なお、福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者の意見等を反映とともに、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を策定し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(5) 在宅避難者への対応

在宅避難者等が発生する場合や、指定避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(6) 車中泊避難者への対応

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

※（資料 5-9）避難場所一覧

※（資料 5-10）避難場所位置図

6. 避難所運営マニュアルの活用

市は、「守山市避難所運営マニュアル」を活用して、指定避難所の開設および運営について、地域住民、災害対策本部、ボランティアとの連携・協力が円滑に行えるように努める。

7. 地震防災対策特別措置法に基づく避難地、避難路の整備推進

市は、避難計画に基づいて的確な避難地、避難路の整備を推進する。

また、耐震改修促進法の規定に基づき県において指定した避難路沿道の建築物の耐震化を支援する。

8. 男女双方の視点等への配慮

各避難所運営管理者は、指定避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

第2 避難誘導體制の確立等

【危機管理課、守山警察署、北消防署】

避難誘導體制の整備について、基本的な考え方を検討する。

市は洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした洪水等避難計画を作成する。

避難計画は「滋賀県洪水等避難計画作成支援マニュアル（滋賀県）」および「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」等をもとに作成する

1. 基本的な考え方

- (1) 災害が発生した場合または発生するおそれがある場合、広報車等により指定緊急避難場所等への避難指示等を行う。
- (2) 市長は、災害が発生した場合または発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する要配慮者に対し、避難指示等に先立って、避難の準備と避難行動の開始を促す高齢者等避難開始を発表するとともに、自主防災組織の協力を得て、避難誘導等を実施する。
- (3) 高齢者等避難（警戒レベル3）・避難指示（警戒レベル4）・緊急安全確保（警戒レベル5）が出された場合、市は、指定避難所に職員を派遣し情報・伝達および指定避難所の受け入れ体制を整える。

過去の震災では、多くの車中泊避難者が発生し、車中泊によるエコノミークラス症候群患者が多発した。このため、車中泊避難者の健康管理対策や屋内避難所への入所を勧めるなどの支援とエコノミークラス症候群患者の予防対策などを迅速に行うため、関係医療機関、市保健師、医師会およびボランティアセンターなどとの連携を図る。

- (4) 避難道路等の要所には、自主防災組織の避難誘導班員等を配置し避難誘導にあたる。
- (5) 消防署長は、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路および消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を市長、警察署長等に通報する。また、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が出された時点以降の消火活動は避難道路の安全を最優先として、その確保に努める。
- (6) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための方法等を

明確にし、住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

■避難の指示権者および時期

警戒レベル	区分	指示権者	措置	実施の基準
警戒レベル3	高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立ち退きの準備やその他の措置を通知および警告	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
警戒レベル4	避難指示	市長 (災害対策基本法第60条)	避難のための立ち退きを指示立ち退き先の指示緊急に安全を確保するための措置を指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
		知事およびその命を受けた職員 (水防法第29条) (地すべり等防止法第25条)	避難のための立ち退きを指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
		水防管理者 (水防法第29条)	避難のための立ち退きを指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	緊急安全確保	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	避難のための立ち退きの指示 警告 避難等の措置	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき 市長から要求があったとき 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
警戒レベル5		自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる

2. 避難誘導体制の確立

(1) 市および消防署

ア. 被災地の状況把握

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関・隣接市等との連携により適切な避難誘導のために必要な情報収集を行う。

イ. 指定避難所の保安全管理

① 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法についてあらかじめ協議を行う。

② 指定避難所の保安

広域避難場所および指定避難所を市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

③ 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応を行うため、広域避難場所および指定避難所に災害時の携帯無線等の配備を図る。

(2) 警察署の対策

関係機関とともに道路の安全確保に努めるとともに、広報活動を積極的に実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行う。

第3 避難計画、避難者受入計画の策定

【危機管理課】

(1) 避難計画の策定

市は、地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、地域の実情に応じた避難計画を策定するとともに、市域を超える避難の実施について検討する。

(2) 避難者受入計画の策定

市は、市外から避難者を受け入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。

また、市外からの避難者受入れのため、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7節 防災教育・広報および防災訓練

市および消防署は、職員はもちろん、住民に対して日頃からあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行い、防災意識の高揚に努めるとともに、住民の自主防災組織の育成充実および事業所における防災体制の充実を図る。また、防災訓練を通じて、災害時における防災活動が円滑に実施されるよう努める。

第1 防災教育および広報

【危機管理課、北消防署、教育委員会】

1. 職員に対する防災教育

職員の災害時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識および技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア. 防災訓練の実施
- イ. 講習会、研修会の開催
- ウ. 防災対策に関する検討会の開催
- エ. 見学・現地調査
- オ. 手引書（防災活動のマニュアル、パンフレット）等の配布

(2) 教育内容

- ア. 地震、風水害等に関する基礎知識、専門知識
- イ. 県が実施している防災計画、災害対策に関する知識
- ウ. 防災行政無線および防災関係資機材の取扱い等の防災対策の技術
- エ. 災害対策関係法、その他の防災対策関係法令等、防災対策に必要な知識
- オ. 災害時に職員がとるべき具体的行動に関する知識（初動体制、業務分担等）
- カ. 防災関係施設、防災関係研修機関の見学、危険地域の現地調査による現況の把握と対策の検討

2. 学校における防災教育

地震、風水害等に関する科学的知識、避難の方法、災害時の心得等について、園児・児童・生徒の発達段階および地域の実態等に応じた学校教育活動を通じて園児・児童生徒一人ひとりが、平常時からの備えや「自らの安全は自らで守る」という心構えなど、防災教育の徹底を図る。

(1) 実施計画

- ア. 学校長は毎年度始めに、非常災害時における児童・生徒等の避難、学校の警備、防火防災等の計画を作成し徹底を図る。
- イ. 学校には、校務分掌として学校防災教育コーディネーターを位置づけ、年3回以上「学校防災委員会」を開催し、学校防災アドバイザー（消防署等）からの専門的な立場の方から助言を受ける。
- ウ. 学校では、火事や地震等の想定を考えた避難訓練を実施するとともに、児童生徒の発達段階や学校の実情に応じた防災教育を行う。
- エ. 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 安全指導

教育課程の中に、地震、風水害等の原因、実態ならびにその対策等の事項をとりあげ習得さ

せる。

(3) 防災訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

(4) その他の教育活動

防災関係機関、防災施設ならびに防災関係の催し等の見学を行う。

3. 住民に対する防災教育および広報

住民が自らの予防措置を講じ、災害時には一人ひとりが落ち着いて行動することが大切である。特に、同時多発火災の発生を抑えることが被害の軽減につながるため、各家庭における出火防止、初期消火等の徹底を図ることが課題となる。このため防災に関する講演会・講習会、地震・風水害パネル展示・映写会の開催、あるいはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、広報紙、パンフレット、チラシ等の作成、配布を通じて防災意識の啓発等、防災に関する知識の普及を図る。

(1) 防災意識の啓発

公民館等で行われる講座および総合防災訓練等を通して、地震、風水害等に関する一般知識、災害時の心得等の習得ならびに応急手当等の知識と技術の習得を図る。

(2) 非常用食料、飲料水等の備蓄の対応

最低3日分、推奨1週間分の非常用食料、飲料水等の備蓄、携帯ラジオ、乾電池、ポリタンク等の非常用持ち出し備品の保有、宅地内の給水装置の耐震化等の防災知識の普及を図るとともに、その実践を奨める。

(3) 広報

市民に対して災害に対する心得等の知識を普及するほか、ボランティア活動に関する情報や、要配慮者に対する防災活動について情報提供する。

ア. 内容

- ① 地震、風水害等に関する一般事項
- ② 平常時の心得に関する事項（住宅の点検、屋内の整理点検、火災の防止、応急救護、非常食料の準備、避難地・避難場所・避難路等の確認、非常持出品の準備）
- ③ 災害時の心得に関する事項（場所別・状況別の心得、出火防止および初期消火、避難の心得）
- ④ 防災関係機関の災害対策に関する事項
- ⑤ ボランティア活動等の防災対策に関する事項
- ⑥ 要配慮者に対する防災対策に関する事項

イ. 普及活動

- ① 「広報もりやま」および防災マニュアル・パンフレット等の配布
- ② 市ホームページの活用ならびに関係機関のホームページの紹介
- ③ 災害に関するDVD等の作成、貸出し
- ④ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用
- ⑤ 防災訓練の実施
- ⑥ 防災に関する講演会等の開催
- ⑦ 自主防災組織に対する指導
- ⑧ 民生委員等を通じて要配慮者への啓発
- ⑨ 交流機会の創出（SNSやワークショップ等）による普及

4. 防災相談の受付

市は、防災対策に関する様々な事項について、相談窓口を設置し、市民からの相談等に積極的に応じることとする。

第2 自主防災組織の育成

【危機管理課、北消防署、消防団、自治会】

災害による被害を最小限におさえ、その拡大を防ぐには、防災関係機関の活動のみでなく、日頃からの住民意識の高揚と災害時の自主的・組織的な出火防止、初期消火、避難等の防災活動が不可欠である。このため、既存の防災組織との連携を図りつつ、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

1. 自主防災組織の結成および育成・指導

自治会域ごとに自主防災組織を設け、組織として救出・救護班、避難誘導班、消火班等を置くような自主防災組織の結成を促進する。

これらの自主防災組織に対して、研修会の開催、救出・救護・初期消火、避難等の実技指導等、適切な支援を行い、効果的な防災活動の促進を図る。

さらに、自主防災組織の活動の円滑化を図るため、基本的事項については、規約等を作成するためのマニュアルを示し、育成・指導に努める。

「守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱」にもとづき、以下の場合において、助成を行う。

- ・自治会が災害に対する自衛のために防災施設および設備の整備をする場合
- ・自主防災組織を結成する場合
- ・自治会または学区が総合防災訓練を実施する場合

※（資料 1-5）守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

2. 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次の例示する事項を中心に行い、日頃から、地域の消防団や事業所等の防災組織と連帯を図りつつ、防災訓練等を通じて、災害対策に必要な知識・技術等の習得に努め、自らの防災能力を高める。

平常時の活動	(1) 防災に関する知識の普及および出火防止の徹底 (2) 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 (3) 防災資機材（消火・救助用、応急手当用医薬品等）の備蓄、保守管理 (4) 地域内の避難行動要支援者の把握 (5) 地域内の危険箇所、指定避難所・避難路の把握 (6) 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立 (7) 市の災害予防活動に対する協力
災害時の活動	(1) 初期消火の実施 (2) 救出・救護の実施および協力 (3) 地域内の被害状況の把握、情報収集・伝達 (4) 避難活動、避難誘導の実施 (5) 炊き出しや救助物資の配分に関する協力

自主防災組織各班の活動内容

班	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の習得および映画、印刷物等による啓発、情報伝達収集訓練	災害情報の収集伝達、避難命令の伝達、被害状況を収集し、防災機関への伝達
避難誘導班	避難路、避難場所の巡回点検、避難訓練の実施	避難場所の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導
消火班	火災予防運動の推進、家庭での初期消火の講習および訓練、消防水利の確保 調達計画や斡旋方法の検討	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出救護班	負傷者の救出に必要な用具の調達および技術の習得、救助訓練の実施、応急修理技術の習得、資機材の備蓄、労務の出動計画の作成	負傷者の救助活動および破損した家屋等の応急修理
給食給水班	炊飯用具等の調達計画と管理、必要物資の調達計画や斡旋方法の検討、炊き出し訓練	備蓄品の確認、管理、炊き出し実施、給 救援物資の配分の協力
防犯班	警察署との連携体制づくり、地区内および周辺の巡回点検、危険物等の調査	警察活動に協力、被災地区の点検
その他	地区の特性で何が必要か話し合いそのものについて役割を決める	地区のなかで対処すべきことを実施

3. 地域防災リーダーの育成

コミュニティ消防教室等の受講者を中心に、地域における防災活動のリーダーの育成に努める。
その際、女性の参画の促進に努める。

第3 事業所等の防災組織

【各事業所、都市経済部、危機管理課】

1. 防災体制の整備

事業所（企業等）は、消防法第8条の規定により、防火管理者を定め「消防計画」を作成し、従業員、利用者の安全を確保するとともに地域の災害の拡大を防止するため、的確な防災活動を行う。

また、事業所は、自主的な防災組織「自衛消防組織」を編成し、周辺地域の自治会等と密接な連携をとり、守山市が実施する防災関係事業に積極的に協力し、地域の安全に寄与するよう努める。

なお、学校、病院その他多数の人が出入りする公共施設についても、上記に準ずる。

2. 企業防災の促進

- (1) 企業は、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、風水害等に対する防災体制の整備を実施するなどの防災活動に努める。
- (2) 市は、企業と協力して市内の防災力の向上を図る。
- (3) 企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるた

めの適切な措置を講ずるよう努める。

3. 施設の自主防災計画

風水害が発生した場合、浸水被害や危険物類の流出により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておくものとする。特に、危険物等関係施設の代表者や責任者は、施設が所在する地域の浸水想定区域、地先の安全度マップの想定浸水深および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

また、大地震が発生した場合、高層建築物、地下道、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、または利用する施設および石油等、ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設または多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、浸水被害や危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておく。

第4 防災訓練

【危機管理課、建設部、健康福祉部、北消防署、消防団ほか】

災害時または災害が発生するおそれがある場合における防災活動の円滑な実施を期すため、防災に関する知識および技能の修得とあわせて、住民に対する防災知識の普及を目的とした初期消防訓練、避難訓練等の基礎的訓練および図上訓練を実施するとともに、これらの基礎訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。

また、訓練に際しては新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

さらに、障害者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援する者、防災関係機関など地域に係する多様な主体との連携を図りつつ、各種防災訓練を実施する。

1. 基礎的訓練

技能の修得を主体とした水防工法、通信連絡、消火、避難、救出・救護等の基礎的な実施訓練および図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図る。

(1) 水防工法訓練

水害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市職員、消防団、地域関係者に対し、土のう造り、杭打積土のう工その他防止工法全般についての水防訓練を実施する。

(2) 無線通信訓練

災害時には、情報の伝達収集に必要な電話網（有線通信）が不通または利用困難な状況になることが予想されるため、市職員、防災関係機関に対し防災無線の通信訓練を実施する。

(3) その他の訓練

炊き出し訓練、避難訓練、非常召集訓練、その他の訓練を適宜実施する。

2. 総合訓練

防災関係機関、住民、事業所等の協力のもとに消火、避難、救出・救護、情報収集・伝達等各種の内容を包含した有機的かつ効果的な総合防災訓練を計画実施し、災害時における防災活動の

円滑な実施を期する。

(1) 実施時期

原則として毎年防災週間に実施する。

(2) 実施方法

市総合防災訓練の中で実施する。

(3) 参加機関

市、住民、学区・自治会・自主防災組織等、小・中学校、高等学校、幼稚園、保育園、こども園、消防署、消防団、警察署、医療関係機関、防災関係機関、民間協力団体等

(4) 訓練内容

災害対策本部設置訓練、災害医療対策本部設置訓練、通信訓練、情報伝達訓練、広報訓練、水防工法訓練、避難誘導訓練、災害警備訓練、応急救護訓練、道路障害物除去訓練、救護物資輸送配付訓練、応急給水訓練、応急炊き出し訓練、初期消火訓練、その他各種復旧訓練

3. 防災訓練の検証

市および防災訓練を実施した団体等は、訓練後、訓練結果を検証し、防災活動に有効な訓練が行われるように努める。

4. 防災訓練の指導協力

市および消防署は、防災関係機関、住民、事業所が実施する防災訓練について、必要な助言・指導を行うとともに積極的に協力する。

第5 防災マップの活用

【危機管理課、北消防署、消防団、自治会】

防災マップを活用し、防災教育や防災訓練を積極的に実施する。

防災マップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、マイ・タイムライン等を作成して一人ひとりが避難計画を立てておき、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。

第6 要配慮者等への配慮

【危機管理課、総合政策部、健康福祉部】

要配慮者の多様なニーズに十分配慮することを含め、要配慮者に関する必要な防災知識の普及を図る。さらに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第7 消防団の育成

【危機管理課、消防団】

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練

体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

第8 言い伝えや教訓の継承

【危機管理課、総務部】

大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努める。

また、市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや自然災害伝承碑の持つ意味、過去の災害教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史を編纂したしたりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第9 防災週間の周知徹底

【危機管理課】

防災週間は、毎年9月1日を含む8月30日から9月5日までとすることが、昭和57年5月11日に閣議決定されている。

この週間の趣旨に基づき、市は、下記の防災行事を実施する。

(1) 防災意識の高揚および防災知識の普及

- ア. 各種防災訓練、防災フェア、展示会等の開催
- イ. 講演会、研修会、映画会、その他防災教育
- ウ. ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布
- エ. 防災フォーラムの開催
- オ. 標語、作文、図面等の募集
- カ. 災害危険区域の巡視、点検、周知
- キ. マスメディアによる広報
- ク. 防災功労者の表彰

第10 防災パトロールの実施

【危機管理課】

市長が実施責任者となり、市および県ならびに自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれの問題を想定して、その対策を検討し、必要な指示、指導を行う。

第8節 要配慮者の安全確保

【危機管理課、健康福祉部ほか】

災害が発生した場合、高齢者、障害者等の要配慮者にとって、適切な防災行動をとることは、容易ではないことから、環境の整備や支援等が必要である。

以下に要配慮者の安全対策ならびに社会福祉施設等の安全対策について定める。

第1 要配慮者の定義

要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に定める者とする。

第2 要配慮者への対策

災害発生時には、要配慮者は特に移動面に支障が伴うため、被害を受ける場合が多いことから市および社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全確保のため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1. 要配慮者の支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地または指定避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、福祉関係機関との連携に努める。また、車中泊避難者や在宅残留者の中には屋内避難所に入所できない要配慮者が存在することに留意し、巡回パトロールや生活援助物資等の配分が迅速かつ的確に実施できるよう体制整備に努める。

2. 緊急連絡体制の確立

地域の自主防災組織、民生委員・児童委員等と協力し、要配慮者の情報を把握するとともに、緊急時の連絡体制について整備に努める。

3. 訓練の充実

要配慮者自らの対応能力を出来るだけ高めるため、自主防災組織等が実施する防災訓練に要配慮者が参加するよう支援する。また、迅速な支援体制を確立するため、個別避難計画や避難行動要支援者名簿を活用した訓練等を実施するよう努める。

4. 人材の確保

市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

5. 協働による支援

市は、要配慮者の支援を行うため、社会福祉協議会、社会福祉法人および福祉関係団体、地域企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて協定を締結する。

また、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先および移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第3 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者の定義は、守山市避難行動要支援者名簿に関する条例第3条に定める者とする。

※（資料5-11）災害時要援護者の現況

第4 避難支援等関係者の定義

避難支援等関係者の定義は、守山市避難行動要支援者名簿に関する条例第2条第3号に定める者とする。

第5 避難行動要支援者の避難体制の構築

市は、県と協力し、要配慮者のうち自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。

また、日本語の理解が困難な外国人等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化の防災環境づくりに努める。

1. 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

市は避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

ア. 氏名

イ. 生年月日

ウ. 性別

エ. 住所または居所

オ. 避難支援等を必要とする事由

カ. 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容を保つよう努める。

(2) 同意者の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、原則として本人の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる自治会（自主防災組織を含む）、民生委員・児童委員、湖南広域消防局北消防署、守山警察署、社会福祉法人守山市社会福祉協議会およびその他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供する。

ただし、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者全員の名簿情報を提供することができる。

(3) 名簿情報の漏えい防止のための措置

市は、名簿情報を提供しようとするときは、当該名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結し、協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、または提供した名簿情報の管理の状況を検査する。

(4) デジタル技術の活用

計画の作成にあたっては、デジタル技術を活用するよう検討する。

2. 避難行動要支援者のための個別避難計画の作成等

(1) 避難支援マニュアルの作成

市は、高齢者・障害者等の避難行動要支援者やその介護者、避難支援等関係者が普段からあらゆる災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルを作成するとともに、地域における避難行動要支援者に係る情報の把握・共有および安否確認方法・支援対策について地域福祉計画に盛り込むこととする。

(2) 個別避難計画の作成

地域住民、自主防災組織等の協力を得て、それらの者と連携しながら、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定める等具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(3) 個別避難計画の提供

策定した個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人および避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(5) 地区防災計画作成済み地区における個別避難計画の作成

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3. 安否確認体制の整備

市は、災害時における避難行動要支援者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

(1) 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、またはそのおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要なもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、災害対策基本法第 49 条の 10 から同条の 13 および国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しながら、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携し、災害時に迅速な対応がとれるように備える。

(2) 市職員、社会福祉協議会職員、ケアマネジャー等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者との連携による避難行動要支援者情報の収集と避難支援体制の確保

(3) 避難支援者、自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保

- (4) 警察、消防署等との連携

4. 自主防災組織の強化

- (1) 自主防災組織が策定する自主防災計画において、災害発生時に援助を必要とする避難行動要支援者の実態把握に努めることとしている。
- (2) 災害発生後、ただちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、避難支援者、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施する等、自らの活動力の強化を図る。

5. 防災訓練の充実

市は、総合防災訓練の実施にあたっては、自主防災組織等を中心に、避難行動要支援者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

また、個別避難計画が実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者が参加する訓練の実施に努める。

6. 社会福祉施設への緊急入所

市は、県と協力し、災害により在宅生活が困難となる要介護度の高い高齢者や障害者を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項についてあらかじめ関係施設との協定の締結を推進する。

7. 緊急通報システムの整備

市は、平常時の福祉・緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、要介護度の高い高齢者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの利用促進に努める。

また、一人暮らしや要介護度の高い在宅高齢者に対しては近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実に努める。

第6 社会福祉施設等における防災体制の構築

社会福祉施設の防災体制については、市の健康福祉部を通じて防災対策計画の策定、近隣の地域住民や自主防災組織、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等の指導を行っているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

1. 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を努める。

2. 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

3. 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、風水被害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市の関係機関との緊急連絡体制を整える。

4. 入所者情報の整備

社会福祉施設の管理者は、風水害の発生による避難に備え、入所者の名簿および避難（移動）手段および生活支援に関する個人情報を整えておく。

5. 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が風水被害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

6. 施設間における災害援助協定の締結

市および県は、施設の浸水等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

社会福祉施設の管理者は、風水被害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結を推進する。

7. 浸水想定区域内の社会福祉施設等への情報提供

水防法第 15 条に基づき、市は、浸水想定区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を地域防災計画において定める。

8. 防災対策計画の実効性の確保

社会福祉施設等は、その設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、防災対策計画を作成することとされている。浸水想定区域内に存在し、地域防災計画に位置付けられた施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務化されたことに伴い、この防災対策計画には自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、防災対策計画等の内容や避難訓練の実施状況について、市や県が施設開設時および定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努める。

第7 市外からの来訪者および外国人への対策

地理不案内な市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、指定避難所（福祉避難室を含む）案内板等の整備に努める。

また、日本語が不自由な外国人に対しては、外国語による防災マニュアルの作成や住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行うよう努める。

第8 指定避難所における要配慮者への配慮

市は、指定避難所（福祉避難室を含む）となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点から、バリアフリースイレー、スロープ、手摺り、

FAX、字幕放送対応テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。

また、指定避難所（福祉避難室を含む）生活が困難である高齢者、障害者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の拡充に努め、これに係る必要な支援を検討する。

特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

第9 要配慮者利用施設における対策

水防法の浸水想定区域に所在する社会福祉施設等の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成、計画の市への報告および、計画に基づく避難訓練の実施および訓練結果の報告が義務化されていることから、要配慮者利用施設の管理者および市は、連携して円滑な避難に資する計画の作成を行う。

第10 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策

災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員の積極的な登用や、平常時および災害時における男女共同参画担当部局の役割について明確にするなど、危機管理課と人権政策課が連携した体制整備に努める。

第9節 ボランティア

【危機管理課、健康福祉部、守山市社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の人々の生活の安全と再建を図る上で重要な役割を担うものである。以下に防災活動におけるボランティアとの連携協力が円滑に行えるよう、条件整備等について定める。

第1 ボランティアの活動と種類

ボランティアには被災建築物の応急危険度判定や通訳業務等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアと、指定避難所における炊き出しや支援物資の管理・配布、被災地の人々の世話や話し相手等の一般ボランティアがある。今後それぞれの活動形態の応じた受け入れ体制の整備を図る。

1. ボランティアの活動項目

- (1) 生命・身体の危険を伴う公的救援活動の後方支援活動

〔内容〕 災害情報伝達、炊き出し、医療救護、応急救護、負傷者搬送、物資等の輸送、通信、コミュニケーション支援、災害状況調査等

- (2) 災害現象が終息した後の、応急・復旧・復興過程における活動

〔内容〕 医療（補助）、教育（補助・援助）、専門的な各種活動、失業対策等の福祉活動（生活再建のためのソフト部分を支える活動）

2. ボランティアの種類

- (1) 一般ボランティア

ア. 地元ボランティア

守山市ボランティア連絡協議会をはじめ自治会等の従来の地域の組織や個人ボランティアが活動の担い手となる。

イ. 外部からのボランティア

各種団体等による組織的なものと、個人または個人のグループでボランティアに参加するものがある。

- (2) 専門ボランティア

災害発生後、救助活動から復旧、復興活動へと進んでいく課程で、種々の専門性をもったボランティア活動が必要となってくる。応急危険度判定士、外国語通訳、医療従事者等、一定の知識と経験や資格を必要とする活動である。

第2 ボランティア意識の醸成

市は、守山市社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携し、ボランティア活動に関する広報・啓発、研修等を推進するとともに、地域や学校、事業所等でボランティア活動に接する機会の充実に努める。

第3 ボランティアコーディネーター等の育成

市は、県ボランティアセンター等で実施される災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整方法等についての研修等を利用し、また、県と協力し、市ボランティアセンターでの研修を開催する等により、コーディネーターの養成に努める。

第4 ボランティア活動を支援するための環境整備

ボランティアには、専門知識や経験、資格に基づいた専門ボランティアと、特別な資格を必要としない一般ボランティアがあり、それぞれの活動形態に対応した、受け入れ体制の整備を推進する。また、ボランティア活動保険の加入等、事故の際の損害賠償や活動費用の検討も行う。

- (1) 平常時、災害発生時、災害発生後の各段階別にボランティアの活用に関する計画を策定する。
- (2) ボランティア活動の基本概念を検討し、要綱等を作成する。
- (3) 各ボランティア団体の対応活動について調整を行う窓口を設置する。(県災害ボランティアセンターおよび市災害ボランティアセンター)
- (4) ボランティア団体とその専門機能、人的・物資資源についてのリストを作成する。
- (5) 地域活動団体、ボランティア団体、NPO（民間非営利団体）、企業の社会貢献活動等を含めたネットワークづくりをすすめる。
- (6) 捜索・救助、応急処置、消防その他の緊急時対応活動等のボランティア活動の研修を実施し、登録するプログラム等を策定する。
- (7) 緊急時に必要な一定の活動を行う許可または保護を与える条例を制定する。
- (8) 災害ボランティアの保険制度を活用する。
- (9) 各種ボランティア団体等に対する支援情報を提供する。
- (10) ボランティア活動に対する理解の啓発・普及、ボランティア意識の啓発を行う。

第5 専門ボランティアとの連携体制の構築

市は、県と協力して、建設業界団体や滋賀県国際協会等の関係団体と、災害時における連携協力関係の構築に努める。

第6 協力体制の構築

市災害ボランティアセンターは、平常時からボランティア団体等と連携することにより、災害時の連絡体制や役割分担を明確にし、発災時の運営を円滑化する。

また、市内外の災害ボランティアに関わる団体・グループと平常時から連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入等への備えをしておく。

第10節 帰宅困難者対策

【危機管理課】

大地震等の災害により、道路や鉄道等の交通機能等が停止した場合、すみやかに帰宅できない帰宅困難者が発生すること予想される。

このため、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、関係機関と連携を図りながら、対策を推進する。

第1 事業所等における帰宅困難者対策の推進

事業所および施設の管理者は、災害が発生した場合、従業員、施設利用者、来客者について、施設内外の安全な場所に保護・誘導を行うものとし、災害時の避難空間の確保と、仮眠等のための必需品等の備蓄を図る。

また、駅周辺の混乱を事前に防止するために、交通機関の運行状況等の情報を報道機関等から収集し、保護・誘導した者に対して的確な情報提供を行えるように、情報収集体制の確保に努める。

第2 駅周辺の混乱防止

1. 帰宅困難者の一時的な保護施設の確保

災害時において、帰宅困難者による駅周辺の混乱を防止するために、駅周辺の公共施設・指定避難所（福祉避難室を含む）等について、帰宅困難者の休憩場所として開放することを検討する。

2. 帰宅困難者への情報提供体制の整備・充実

駅周辺における帰宅困難者に対し、市は、鉄道会社、バス会社等の各事業者と協力して、交通機関の運行状況等の情報提供体制を整備・充実する。

第3 帰宅困難者の支援対策の充実

市は、帰宅困難者の支援対策として、市の開設した指定避難所（福祉避難室を含む）において、情報、休憩場所、トイレ、飲料水、非常食等の提供を行うものとし、その体制の確保に努める。

第 11 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【各部】

地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、南海トラフ推進地域内に位置する本市は、南海トラフ法第 5 条第 1 項第 1 号および同法施行令第 1 条の規定に基づく避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。

これらの整備にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序および方法について考慮するものとし、また、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

特に、全国各地で発生した過去の大規模地震を教訓として、行政の災害対応能力の充実・強化を「滋賀県防災プラン」に基づき推進する。

第 1 具体的な施策の展開

市は、次に掲げる施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画において年次計画を定め、その整備に努める。

- (1) 避難地、避難路
- (2) 消防用施設および消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (3) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設または漁港施設
- (4) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- (5) 次に掲げる施設で、地震防災上改築または補強を要するもの
 - ア. 医療機関、社会福祉施設
 - イ. 公立の幼稚園、小学校、中学校
 - ウ. アおよびイに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
- (6) 海岸保全施設または河川管理施設
- (7) 砂防施設、森林法に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設であるため池で地震防災上必要なもの
- (8) 地域防災拠点施設
- (9) 防災行政無線設備
- (10) 飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備
- (11) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (12) 老朽住宅密集市街地にかかる地震防災対策

第3章 災害復旧計画

災害時に発生する混乱をすみやかに収拾するために講ぜられる対策として、市民生活安定のための緊急措置および、激甚災害の指定等により生活の安定を図る。

第1節では、大規模な災害が発生した場合には、迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるための災害復興計画について定める。

第2節では、市民生活再建のために国・県・各機関および市が行う各種救助施策と、義援金品の受け入れ・配分の手順等の実施について定める。

第3節では、復旧事業を実施する上で、国・県からの財政的な援助を得るために必要な“激甚災害の指定”に関する手続きを基本に、市民生活の復旧を進める。

第1節 公共施設の災害復旧計画

【危機管理課、各部】

第1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア. 河川
- イ. 砂防設備
- ウ. 林地荒廃防止施設
- エ. 地すべり防止施設
- オ. 急傾斜地崩壊防止施設
- カ. 道路
- キ. 港湾
- ク. 漁港
- ケ. 下水道
- コ. 公園

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上・下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) 復旧上必要な金融その他資金計画

(11) その他の計画

第2 復旧事業の方針

1. 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うために、市、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

2. 災害復旧事業計画

国または県が費用の全部または一部を負担し補助するものについては、市または県、その他の機関においては、早急に被災施設の復旧事業計画を作成し、復旧事業費の決定を受けるために査定計画をたて、査定実施がすみやかに行えるように努める。

3. 緊急調査の促進

被災施設の災害の程度により緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律その他に規定する緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4. 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止およびすみやかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

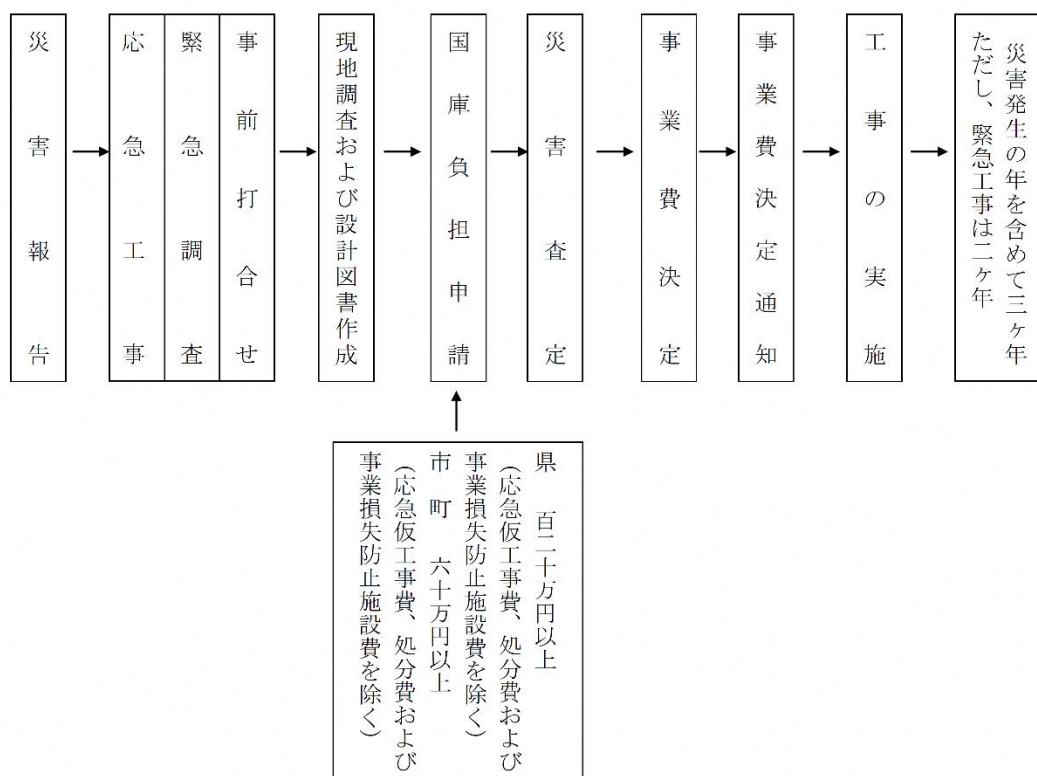
5. 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

6. 公共土木施設災害復旧の取扱い

公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、道路、下水道、公園、急傾斜地崩壊防止施設）の取扱い手続きは次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

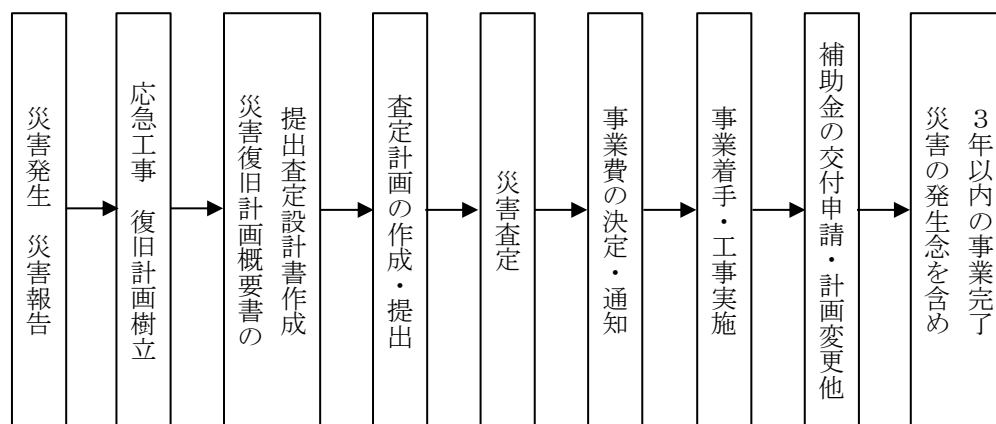
上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、市単事業等として災害復旧をすみやかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努める。

7. 農林水産施設災害復旧の取扱い

農林水産施設災害復旧（農地・農業用施設および林道）の取扱い手続きは次のとおりである。

(1) 農地・農業用施設災害復旧事業および林道（暫定法）



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行規則、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱、同査定要領、林道施設災害復旧事業取扱要領、林道施設災害復旧事業および林道災害関連事業費査定要領、その他通達により運営される。

(2) 小災害の措置について

中山間指定区域または平均傾斜度 1/20 以上の地域において市、土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない 1 か所工事費 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧事業について県単独事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

(3) 小災害の措置について（林業用施設・林道）

市、森林組合等が実施する暫定法の対象とならない箇所、および 1 箇所の工事費が 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧事業については、県単独林道復旧事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

第2節 災害復興計画の策定

【総合政策部ほか】

第1 被災状況の把握等

1. 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。このため、市は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。

2. 地域住民の意向の把握

市は、被災した住民等、関係者との話合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

第2 復興計画の策定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、すみやかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

1. 復興に向けた地域別指針の策定

市は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

2. 復興の手順、基本目標の検討

市は、優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

3. 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、市が中心となり国・県・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

4. 地域住民への情報提供

地域復興の主体は地域住民であり、市は、定期的に住民との話合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

第3節 市民生活安定のための緊急措置

災害時には、多くの市民が負傷し、住宅や家財等を失うとともに、電気、ガス、水道、電話等のライフライン（生活関連）施設の被害が重なり、被災者はきわめて精神的に不安な状態に置かれることが予想される。

市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービス機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な復旧対策を講ずるとともに、精神的に不安な状態にある市民に対して、市民生活再建のための各種援助施策をあわせて行う。

災害により独力では克服することが困難な被害をうけた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、国・県・市等は「被災者の生活確保」、「農林漁業関係対策」、「中小企業関係対策」および「義援金品の受入れ、配分」に関する緊急措置対策を実施する。

第1 被災者の生活確保

1. 職業の斡旋

【都市経済部】

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋については、県計画に基づき、県が離職者の把握に努め、被災状況を勘案のうえ、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じ、職業の斡旋を講ずることとする。市は、臨時市民相談所等において、離職者の状況を把握し迅速に県に報告する。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施

2. 税等の徴収猶予および減免

【総務部】

(1) 市税

ア. 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出または市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り、当該期限を延長する。

- ① 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域および期限の延長日を指定する。
- ② その他の場合、災害がおさまったあと、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

イ. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められたときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

ウ. 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、市長が次により減免を行う。

税目	減税の内容
個人の市民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 国税・県税

国および県は、被災者の納付すべき国税および県税について、法令および県条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予および減税の措置を災害の状況により実施する取り扱いになっている。

(3) 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては、「災害時の広報」により行う。また、本部廃止後においては、「広報もりやま」や市ホームページもしくはチラシの配布等により行う。

3. 災害弔慰金等の支給ならびに支援資金等の貸付

【健康福祉部、守山市社会福祉協議会】

(1) 弔慰金等の種類

災害弔慰金等の給貸与には、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下この節において「法」という。）に基づく、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付、ならびに生活福祉資金貸付制度による福祉費の貸付の4種類がある。

(2) 給貸与の要領

ア. 生活福祉資金（福祉費）の貸付

低所得世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な経費として貸し付けられる資金。

① 受付機関

守山市社会福祉協議会

② 貸付限度額

150万円以内

③ 貸付条件

- ・据置期間6ヶ月以内（2年以内にすることができる）、償還期間7年以内
- ・年利 保証人有り：無利子 保証人無し：年1.5%

イ. 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

法に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金の給貸与は本市が条例を定めて実施するものであって、アの生活福祉資金と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

① 災害弔慰金

a. 対象災害

- ・住居が5世帯以上滅失した災害
- ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある災害
- ・県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある災害

- ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

b. 支給額

- ・死亡した者が生計維持者である場合 500 万円以内
- ・死亡した者が生計維持者以外の場合 250 万円以内

② 災害障害見舞金

a. 対象災害

前項の災害弔慰金と同じ

b. 支給の対象となる障害

災害により負傷し、または病気にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む）に法別表に規定する程度の傷害を有する場合

c. 支給額

- ・障害者となった者が生計維持者である場合 250 万円
- ・障害者となった者が生計維持者以外の場合 125 万円

③ 災害援護資金

a. 対象災害

災害救助法による救助が行われた災害または県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある災害

b. 貸付限度額

被災地帯の被害状況により、150 万円以上 350 万円以内

c. 貸付条件

- ・償還期間 10 年（据置期間3年を含む）
- ・年 利 1.5%（据置期間は無利子）
- ・貸付対象とするについては、所得制限がある。

(3) 市が行う罹災見舞金等の交付

守山市罹災見舞金等支給要綱に基づき罹災見舞金および弔慰金を支給する。

ア. 交付基準

本市の区域内において災害救助法および災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けるに至らない災害により、次の被害を受けた世帯の主または遺族に対し交付する。

- ① 住家の全焼、全壊、半焼および半壊
- ② 水害により住家の床上浸水
- ③ 上記の(1)、(2)に起因する死亡
- ④ 上記の(1)、(2)、(3)に準ずる場合で特に市長が必要と認めるとき。

イ. 交付額

① 罹災見舞金

- ・住家の全焼、全壊 1 世帯につき 50,000 円以内
- ・住家の半焼、半壊 // 30,000 円以内
- ・住家の床上浸水 // 10,000 円以内

② 弔慰金 死亡者1人につき 100,000 円以内

ただし、罹災世帯員の人命救助を行った者は 300,000 円

4. 被災者生活再建支援制度

【健康福祉部】

「被災者生活再建支援法」による支援金の迅速な支給を要請するため、市は、市内の被害状況を迅速にとりまとめ、県を通じて、国・被災者生活再建支援法人に報告する。

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア. 災害救助法が適用される程度の災害

市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。(滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算定数を含む)

イ. 市の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

ウ. 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害

エ. アまたはイに規定する被害が発生し、県内その他の市町(人口10万人未満に限る)のうち全壊世帯数が5以上である災害

オ. アからウに規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害

カ. アもしくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、

- ・市町(人口10万人未満に限る)の区域内における住家全壊の世帯数が5以上である災害

- ・市町(人口5万人未満に限る)の区域内における住家全壊の世帯数が2以上である災害

(3) 被害の認定

「災害の被害認定基準」に基づき、適正かつ迅速に行う。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満とする。

(4) 公示

県は、市からの被害報告にもとづき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、すみやかに内閣府政策統括官(防災担当)および被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

(5) 支給対象世帯

ア. 住宅が全壊した世帯

イ. 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯

エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(6) 支給金の支給額

支給金は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア．住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	なし

イ．住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	全壊	解体	長期避難	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)
建設・購入	200 万円	200 万円	200 万円	200 万円	100 万円
補修	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円
貸借 (公営住宅以外)	50 万円	50 万円	50 万円	50 万円	25 万円

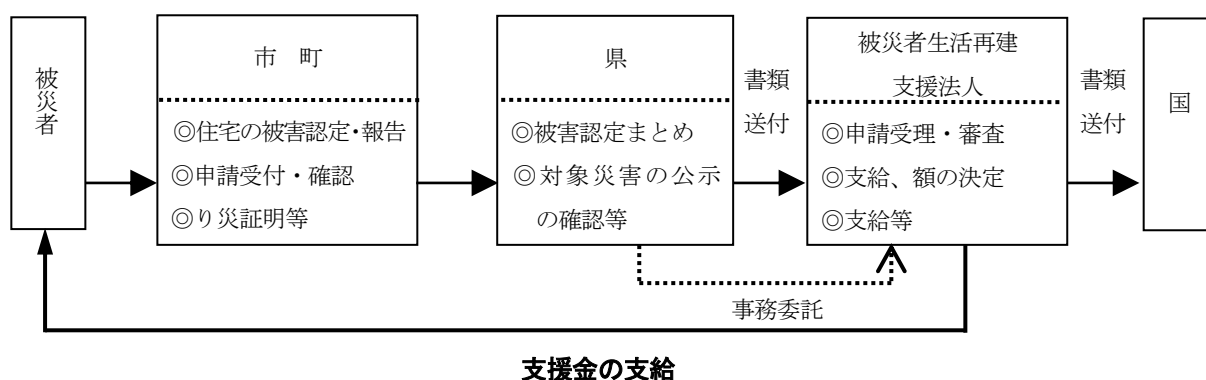
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で 200（または 100）万円

(7) 支給申請

市は、支援金支給の申請を受けた場合、すみやかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記(8)の被災者生活再建支援法人に委託している。

(8) 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。



(9) 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

ア．対象となる災害

- 法第 2 条第 1 号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
- ・県内で 5 世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
 - ・その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき。

イ．支援金の支給

市は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対

象者」という。)に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(以下「基礎支援金」という。)、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(以下「加算支援金」という。)を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。ただし、中規模半壊世帯で当該住宅を解体しない者については、併給を認めるものとし、以下の3番目の表に掲げる額を上限として支給する。

(単位：千円)

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度				
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
基礎支援金	複数	1,000	1,000	500	350	250
	単数	750	750	375	262	187

(単位：千円)

支援金の種類	世帯構成	再建方法	住家の被害の程度			
			全壊・解体 大規模半壊 (損害割合40%以上)	中規模半壊 (損害割合30%以上)	半壊 (損害割合20%以上)	床上浸水
加算支援金	複数	建設・購入	2,000	1,000	—	—
		補修	1,000	750	750	250
		貸借 (公営住宅を除く)	500	500	500	250
	単数	建設・購入	1,500	750	—	—
		補修	750	562	562	187
		貸借 (公営住宅を除く)	375	375	375	187

	世帯構成	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	貸借 (公営住宅を除く)
中規模半壊	複数	350	—	250	250
	単数	262	—	187	187.5

ウ. 県の補助

県は、市が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

エ. その他

県は、本計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定める。

5. リ災者台帳の作成

【総務部】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約したり災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、リ災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

6. リ災証明書の発行

【総務部】

(1) 担当部署

リ災証明書の発行事務は、総合政策部の協力により総務部が担当する。

(2) 発行の手続

税務班は、集約された個別調査結果に基づき、「リ災者台帳」を作成し、被災者の「リ災証明書」発行申請に対してこの「リ災者台帳」により確認の上、発行する。

なお、「リ災者台帳」により確認できない時でも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる時は「リ災証明書」を発行する。

(3) 証明の範囲

「リ災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する。

ア. 住家

- ① 全壊（全焼）
- ② 流失
- ③ 大規模半壊
- ④ 半壊（半焼）
- ⑤ 床上浸水
- ⑥ 床下浸水

イ. 人

- ① 死亡
- ② 行方不明
- ③ 負傷者

(4) その他

リ災証明については、証明手数料を徴収しない。

なお、リ災証明書の様式は、以下に示すとおりとする。

※（資料 8-18）リ災者台帳

※（資料 8-19）リ災証明書様式

7. 郵便物の特別取扱等

【郵便局・日本放送協会】

災害が発生した場合、その被害状況ならびに被災地の実情に応じて、守山市内の郵便局において、次に掲げるとおり、郵政事業にかかわる災害特別事務取扱および援護対策を実施する。

また、日本放送協会受信料の免除等も行う。

機関名	生活確保の取り扱い
郵便局	(1) 郵便関係 ア. 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 災害救助法が発動された場合、り災1世帯あたり通常郵便はがき5枚および郵便書簡1枚の範囲内で無償交付とする。 イ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ. 被災地あて救助用郵便物の料金免除 災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。 (2) 為替貯金関係 ア. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込みおよび通常振替の料金免除を実施する。 イ. 為替貯金業務の非常取扱い 取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。 (3) 簡易保険関係 取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して、保険金および保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。

第2 農林漁業関係対策

【県農政水産部】

1. 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法、滋賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱および滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱により融資を行う。

また、農業保険法に基づく農業共済について、滋賀県農業共済組合は、災害補償業務を行う。

(1) 資金等の種類

ア. 融資制度

- ① 天災資金
- ② 日本政策金融公庫資金
 - a. 農林漁業セーフティネット資金
 - b. 農林漁業施設資金
 - ・ 共同利用施設資金
 - ・ 主務大臣指定施設資金
 - c. 農業基盤整備資金
 - d. 農業経営基盤強化資金
 - e. 経営体育成強化資金
 - f. 林業基盤整備資金
 - ・ 造林資金（復旧造林・樹苗養成）
 - ・ 林道資金
 - g. 漁業基盤整備資金
 - h. 漁船資金

- i. 農業経営改善支援資金
 - j. 農業経営安定資金
- ③ 滋賀県特定農業団体等向け農業近代化資金
- ④ 滋賀県水産振興資金
- イ. 農業保険法に基づく農業共済制度
- (2) 県および市の措置
 - ア. 県および市は、関係行政期間と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続の指導等を行う。
 - イ. 農業保険法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、共済金の早期支払いが出来るように措置する。

第3 中小企業関係対策

【県商工観光労働部】

1. 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、滋賀県中小企業振興資金融資要綱による融資を行うとともに、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）および政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資ならびに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金ならびに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

- (1) 県中小企業振興資金融資制度
 - セーフティネット資金
- (2) 資金需要の把握連絡通報
 - 中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要についてすみやかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。
- (3) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
 - 被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。
- (4) 中小企業者に対する金融制度の周知
 - 県は、市町、中小企業関係団体を通じ、国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。
- (5) 一般金融機関および政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。
- (6) 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

第4 義援金品の受入・配分

【健康福祉部】

市は県と連携し、災害発生時において、義援金品の募集・受入れを行う。

受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

1. 義援金の募集

- (1) 義援金の募集
 - 義援金の募集は、県、関連する市および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により募

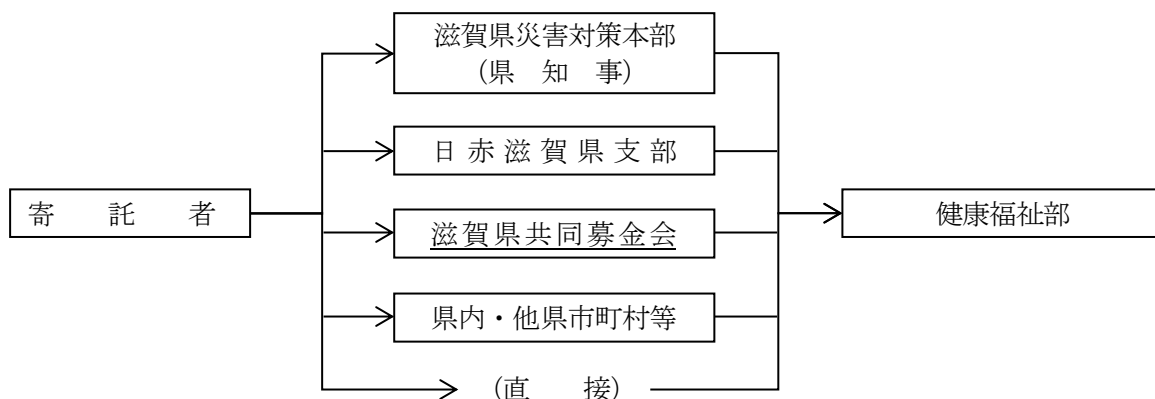
集・配分委員会を構成し、各機関が協力協同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、必要に応じて補足的に市においても行う。

(2) 義援金の受付

守山市に届けられる義援金は、以下に示すような経路により守山市に委託されるが、義援金の受付は守山市に直接寄託された分も含め、健康福祉部長が担当する。

健康福祉部長は、それぞれ市役所庁舎内に受付窓口を開設し受付を行う。

なお、義援金の受付に際しては、受付記録を作成し以下に定める保管の手続を行うとともに寄託者またはその搬送者に受領書を発行する。



(3) 義援金の引継

募集機関で受け付け集積した義援金の輸送および引継あるいは受領書の発行は、次の方法による。

ア．義援金の引継

集められた義援金については、その都度県単位機関に引き継ぎを行い、引き継ぎが困難な場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行う。

イ．引継の記録

義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(4) 義援金の保管

被災者に配分するまでの間、健康福祉部長が出納機関の協力や市指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に際しては、現金出納簿を作成しなければならない。

(5) 義援金の配分

ア．被害状況確定後、募集・配分委員会の方針に準じて、本部長が決定する。

イ．配分計画は、募集・配分委員会の方針に準じて、被災地区、被災人員および世帯、被災の状況等勘案のうえ、世帯および人員を単位として、健康福祉部長が立案する。

2. 義援物資の募集

(1) 義援物資の募集

物資の供給については、市や県の備蓄物資、物資協定締結企業等からの調達物資、国・関西広域連合からの支援物資を活用することを基本とするが、市および県が必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、市および県は報道機関等を通じ、以

下の内容について広報を行う。

[義援物資募集の際の広報内容]

ア. 被災地において必要とする物資

イ. 被災地において不要である物資

ウ. 当面必要でない物資

エ. 義援物資送付の際の留意事項

- ・送付者において仕分けを徹底すること
- ・腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
- ・その他の留意事項

(2) 義援物資の受付

ア. 市および県は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、第2章第5節第1「陸上輸送の体制」に規定されている災害時物資集積場所または災害時物資輸送拠点にボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市において、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請する。

イ. 各家族から募集したときは、自治会、民生委員協議会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積する。

ウ. 小中学校生徒会あるいは工場における職場募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において、一括引継を受ける。

エ. 個人等で各機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け付け、その都度または一定期間まとめてそれぞれ単位機関別に指定した場所に集積する。

オ. イによる場合は拠出者名簿を、ウによるときは義援金品引継書を、また、エによるときは義援金品受領書をそれぞれ、整備保管する。

(3) 義援物資の保管

健康福祉部長が市役所庁舎内を一時保管場所として保管する。

(4) 義援物資の配分

ア. 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ民生委員・児童委員、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

イ. 不足している物資で、義援物資のうちただちに利用できる物資は、本部長の指示により健康福祉部長において有効に活用する。

ウ. 義援物資の受付、配分には、義援金品受払簿を備え付け、受付引継および配分の状況を記録する。

※（資料 8-20）義援金品受付・配分計画書の様式

第4節 激甚災害の指定

【総合政策部、環境生活部、健康福祉部、都市経済部、建設部、教育委員会】

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（「激甚災害」という。）に相当する被害を受けた場合には、災害の状況をすみやかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定を受けるために必要な措置、手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等の実施を図り、復旧対策を行う。

第1 法律に基づき国が一部負担または援助するもの

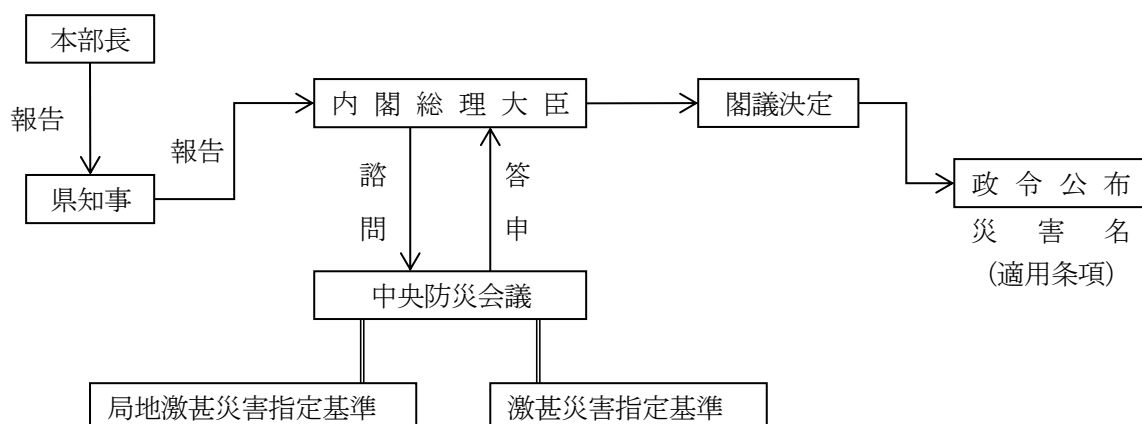
- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)
- (6) 廃棄物処理および清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第2 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、おおよそ、次のとおり行われる。

- (1) 本部長は、災害が発生した場合は、すみやかにその被害の状況およびこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は、本部長からの報告内容により、必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。
(以上は、災害対策基本法第53条による)
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めた時は中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

以上のように行われる手続きの流れを図に示すと次のとおりである。



第3 激甚災害に関する被害状況等の報告

本部長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

第4 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数字の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

第5 特別財政援助額の交付手続き

本部長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けた時は、すみやかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害改良復旧事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧住宅事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
- (14) たん水排除事業

2. 農林水産業の災害復旧事業等に関わる補助の特別措置

- (1) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

- (5) 森林組合等の行う湛水土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4. その他の財政援助および助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 治安の確保および交通対策

市は、県、県警察と連携し、被災地における治安対策を行う。

第1 復旧・復興事業からの暴力団排除

【総務部】

1. 市の対策

市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、管轄警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

2. 県、県警察の助言・指導

市は、県、県警察より、復旧・復興事業に関する全ての事務事業の受注者等について、暴力団等の排除措置を徹底するための助言および指導を受けることができる。

第2 交通対策

【環境生活部、建設部、都市経済部】

市は、県、県警察、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による市内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する。

守山市地域防災計画 風水害等対策編

令和7年6月

守山市防災会議

目 次

第1章	災害応急対策計画	1
第1節	応急活動体制	1
第1	警戒体制	1
第2	警戒本部の設置	3
第3	災害対策本部	4
第4	災害対策本部職員の動員・配備	12
第5	災害対策要員確保計画	14
第6	応援の要請	15
第7	後方支援対策	24
第8	災害応急・復旧対策に関する用地の確保	24
第9	ライフライン機関との協力	24
第2節	情報の収集・伝達	25
第1	情報連絡体制	25
第2	予報、警報等の種別	27
第3	気象等注意報・警報	30
第4	水防警報等	31
第5	雨量・水位情報	31
第6	災害危険箇所等の情報	32
第3節	災害時の広報	38
第1	実施機関とその分担	38
第2	市広報活動の実施手順	40
第3	報道機関への発表・協力要請	44
第4節	消防・救急救助活動等	46
第1	消防活動	46
第2	救急救助活動	48
第3	危険物等・有毒物対策	49
第5節	水防活動	52
第1	水防本部設置および分担任務	52
第2	危険箇所等の巡視	52
第3	水防非常配備と出動	54
第6節	警備・交通対策	57
第1	災害時の警備	57
第2	道路交通規制	58
第7節	緊急輸送対策	61
第1	輸送手段の確保	61
第2	輸送拠点・集積場所	63
第3	緊急輸送の実施	64
第8節	緊急輸送道路等の確保	65
第1	緊急輸送道路の確保	65
第2	臨時ヘリポートの開設	66
第9節	ライフライン施設の応急対策	67

第1	上水道施設	67
第2	公共下水道	68
第3	電力施設	69
第4	ガス施設	70
第5	L P ガス設備	72
第6	通信設備	72
第7	鉄道施設	73
第8	放送施設	74
第10節	公共施設等の応急対策	76
第1	道路・橋梁	76
第2	河川および内水排除施設	77
第3	漁港施設	78
第4	農林水産施設等	78
第5	その他社会公共施設	79
第6	文化財の保護	81
第11節	避難対策	82
第1	避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）	82
第2	避難情報の県等への報告	84
第3	警戒区域の設定等	85
第4	市公共施設等の来訪者・入所者等の避難	86
第5	避難の誘導	89
第6	避難路および避難場所の安全確保	91
第7	避難場所・避難所の開設	91
第8	避難所の運営	93
第9	指定避難所を支援する職員	96
第10	広域避難（広域一時滞在）	96
第11	自主避難者への対応	97
第12節	応急医療救護	98
第1	初動医療体制	98
第2	重症（傷）病者等の搬送体制	100
第3	重症（傷）病者等の収容医療機関	101
第4	医療品・資器材の確保	101
第5	特殊医療	101
第6	こころのケア	102
第13節	生活救援対策	103
第1	飲料水の供給	103
第2	食品の供給	105
第3	生活必需品の供給	108
第4	被災宅地危険度判定の実施	109
第5	被害家屋調査の実施	111
第6	公営住宅、民間住宅（賃貸型応急住宅）の確保・供給	112
第7	応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設	113
第8	被災住宅の応急処理	114

第9 応急保育の実施	115
第10 被害相談の実施	117
第11 燃料供給計画	118
第14節 避難行動要支援者対策	119
第1 災害時に配慮すべき事項	119
第2 避難行動要支援者対策	120
第15節 ボランティア対策	123
第1 ボランティアの派遣要請・支援	123
第2 ボランティアの種類	123
第3 ボランティア活動における役割	124
第16節 清掃・防疫等	126
第1 障害物の除去	126
第2 災害廃棄物の処理	127
第3 し尿処理	129
第4 防疫・保健衛生	130
第5 行方不明者および遺体の搜索・収容・埋葬	131
第17節 応急教育対策	134
第1 事前にとるべき措置	134
第2 災害発生直後の体制	134
第3 児童生徒等の安全措置	135
第4 応急教育の実施	136
第5 学用品の調達および支給	138
第18節 災害救助法の適用	140
第1 災害救助法の適用基準	140
第2 り災者世帯の算定基準	141
第3 災害救助法の適用の手続き	142
第4 災害救助法による救助の内容等	143
第5 救助業務の実施者	143
第19節 農林水産対策	144
第1 農作物に対する応急措置	144
第2 水産物に対する応急措置	144
第20節 帰宅困難者対策	145
第1 帰宅困難者への支援	145

第 1 章 災害応急対策計画

第 1 節 応急活動体制

【危機管理課、建設部、各部、各機関】

災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、本部の指揮命令系統の確立を最優先として行えるように、初動体制の迅速な立ちあげおよび各種配備体制に即した、職員の動員・配備のための手順について定める。また、各機関・団体および市民への応援要請の手順等の応急活動体制を整備する。

第 1 警戒体制

1. 警戒体制

災害対策本部設置以前の体制として、気象状況等により災害の発生が予想されるとき、および災害対策本部設置のための判断資料を得る必要があるときは、市長は、おおむね各警戒体制の基準により、守山市災害警戒体制をとる。また、災害警戒体制が必要でなくなったときは閉鎖する。

なお、災害対策本部が設置された場合においては、それまでの災害警戒体制は自動的に閉鎖し、その事務を災害対策本部に引き継ぐ。

※（資料 3-4）警戒体制における配置職員および指揮系統等

守山市災害警戒体制

警戒体制	配備時期
警戒 1 号体制	大雨、洪水注意報または大雪、暴風雪警報が発令されるなど、環境生活部理事が必要と認めるとき
警戒 2 号体制	大雨、洪水または暴風警報が発令されたとき、または台風が本市に接近することが確実となったとき ※草津・栗東・野洲において発令され、環境生活部理事が必要と認めた場合も含む
警戒本部体制	・環境生活部理事から緊急時の通報を受け、副市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき ・大雨、洪水、暴風または大雪、暴風雪警報が発令され、被害が発生するおそれのあるとき ・環境生活部理事が警戒 2 号体制の複数班の増強を行ったとき ・その他、副市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき
災害対策本部体制	・災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき ・気象業務法に基づく暴風雨、大雨または洪水警報や特別警報その他の警報が発せられて、市長が必要と認めたとき ・大規模な火事、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき

2. 配備体制

下記の体制において、災害警戒および被害状況の把握を行う。なお、必要に応じて他の部等の職員にも指示できる。

なお、勤務時間中にあつては現組織による対応とする。

また、特別警戒が発令された場合、災害対策本部職員動員計画に基づくA配備体制に移る。

なお、必要に応じてB配備、C配備およびD配備に移る。

配備体制（時間外）

警戒1号体制 [約40名]	企画政策課、秘書室、スポーツ振興課、総務課、施設整備課、人事課、財政課、環境政策課、ごみ減量推進課、環境センター、市民協働課、健康福祉政策課、すこやか生活課、長寿政策課、介護保険課、こども政策課、保育幼稚園課、母子保健課、土木管理課、建築課、都市計画・交通政策課、農政課、企業立地推進課、経営総務課、施設工務課、教育総務課、社会教育・文化振興課(市民ホール整備室)、文化財保護課の各所属長、危機管理課および道路河川課の全職員
警戒2号体制 [1班あたり約30名]	企画政策課、秘書室、スポーツ振興課、ICT政策課、人権政策課、地域総合センター、総務課(公文書館)、施設整備課、人事課、財政課、契約検査課、税務課、納税課、環境政策課、ごみ減量推進課、環境センター(最終処分場)、市民協働課、市民課、危機管理課、健康福祉政策課、生活支援相談課、国保年金課、すこやか生活課、地域医療政策室、長寿政策課、地域包括支援センター(在宅医療・介護連携サポートセンター)、介護保険課、障害福祉課、こども政策課、保育幼稚園課(幼保支援室)、こども家庭相談課(子育て応援室)、母子保健課、発達支援課、土木管理課、国県事業対策課、道路河川課、建築課、開発調整課、都市計画・交通政策課、駅前まちづくり推進課、農政課、商工観光課(企業連携室)、企業立地推進課、経営総務課、施設工務課、会計課、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、教育総務課、学校教育課、教育総務課、保健給食課、社会教育・文化振興課(市民ホール整備室)、文化財保護課の担当班、担当部次長および危機管理課全職員 ※施設管理者は必要に応じて各施設の点検を行うこと。 ※環境生活部理事は、警戒2号体制での災害対応が困難な状況になると認められるときは、総務部長、総合政策部長、建設部長、上下水道事業所長を参集し、複数班の増強を行うかを協議し判断するものとする。
警戒本部体制 [約70名]	本部長：副市長、副本部長：環境生活部理事 本部員：総務部長、総合政策部長、建設部長、上下水道事業所長 参集職員：警戒2号体制の各班員（班長、副班長、班員） ※警戒2号体制の班を複数班増強する場合、1班から10班に掲げる班単位での出動を原則とする。

※（資料3-4）警戒体制における配置職員および指揮系統等

※（資料8-1）職員動員に関する様式（登庁名簿）

※（資料8-2）職員参集（予定・報告）表

※（資料8-3）配備体制別配備人員表

※（資料8-4）様式第1号

第2 警戒本部の設置

(1) 警戒本部の設置および廃止基準

副市長は、次の場合に警戒本部を設置し、または廃止する。

ア. 警戒本部の設置基準

- ① 環境生活部理事から緊急時の通報を受け、副市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき
- ② 大雨、洪水、暴風または大雪、暴風雪警報が発令され、被害が発生するおそれのあるとき
- ③ 環境生活部理事が警戒2号体制の複数班の増強を行ったとき
- ④ その他、副市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき

イ. 警戒本部の廃止基準

- ① 大雨、洪水、暴風または大雪、暴風雪警報が解除されたとき、または対策の必要がなくなったとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 警戒本部の設置場所

警戒本部の設置場所は本庁舎防災会議室とする。

(3) 警戒本部の組織

ア. 警戒本部の組織

本部長	副市長
副本部長（指揮監）	環境生活部理事
本部員	総務部長、総合政策部長、建設部長、上下水道事業所長、北消防署長、消防団長
警戒2号体制各班員 （複数班）	各班（班長、副班長、班員）
事務局	危機管理課、道路河川課

イ. 警戒本部長は副市長をもって充て、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ. 警戒本部副本部長は環境生活部理事をもって充て、警戒本部長に事故または不在のときは、その職務を代行または代理する。

エ. 本部員が事故または不在のときは、当該本部員からあらかじめ指定を受けた職員がその職務を代行または代理する。

オ. 警戒本部の事務分掌は下記のとおりとする。

班	活動内容
防災担当班 （事務局）	○警戒本部が実施する対策の基本方針に関すること ○警戒本部会議の開催に関すること ○各班の事務の総括に関すること ○県および各関係機関への連絡調整に関すること ○市民等への情報伝達に関すること ○災害情報の収集および整理に関すること ○その他の事務に関すること

班	活動内容
市内パトロール班 (警戒2号体制各班)	○市内の危険箇所等の状況確認および情報収集に関すること ○危険箇所等への水防活動（土のう積、資機材の運搬等）に関すること ○混乱が生じた場合の交通整理等に関すること ○その他パトロールに関すること
雨水幹線・樋門管理 確認班	○市内の雨水幹線・樋門等の管理に関すること ○その他道路および河川に関すること
河川公園等管理 確認班	○市内の河川公園の管理に関すること ○その他道路および河川・公園に関すること
上下水道施設管理班	○市内の上下水道施設の管理に関すること ○その他上下水道施設に関すること

カ. 警戒本部に、本部長、副本部長、本部員および本部長が指定した防災関係者で構成する警戒本部会議を置く。

キ. 警戒本部は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ警戒本部会議を招集する。警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ① 各班の初期活動実施状況
- ② 各班の初期活動の実施に関する基本的事項および重要事項
- ③ 各班の調整に関する事項
- ④ その他重要な初期活動に関する事項
- ⑤ 警戒本部に危機管理課長を事務局長とする事務局を置き、危機管理課、道路河川課をもって構成する。

第3 災害対策本部

1. 設置基準

- (1) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき
- (2) 気象業務法に基づく暴風雨、大雨または洪水警報や特別警報が発せられて、市長が必要と認めたとき
- (3) 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき

2. 災害対策本部の設置

市長は、防災対策活動を推進するために必要と認めるときは、本庁舎防災会議室に災害対策本部を設置する。ただし不可能な場合は、守山市コミュニティ防災センターに置く。

3. 本部の廃止

本部長は、以下の場合において、災害対策本部を廃止する。

- (1) 市の市域について災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他本部長が必要なしと認めたとき。

4. 設置または廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止した場合は、ただちに以下のとおり通知するもの。

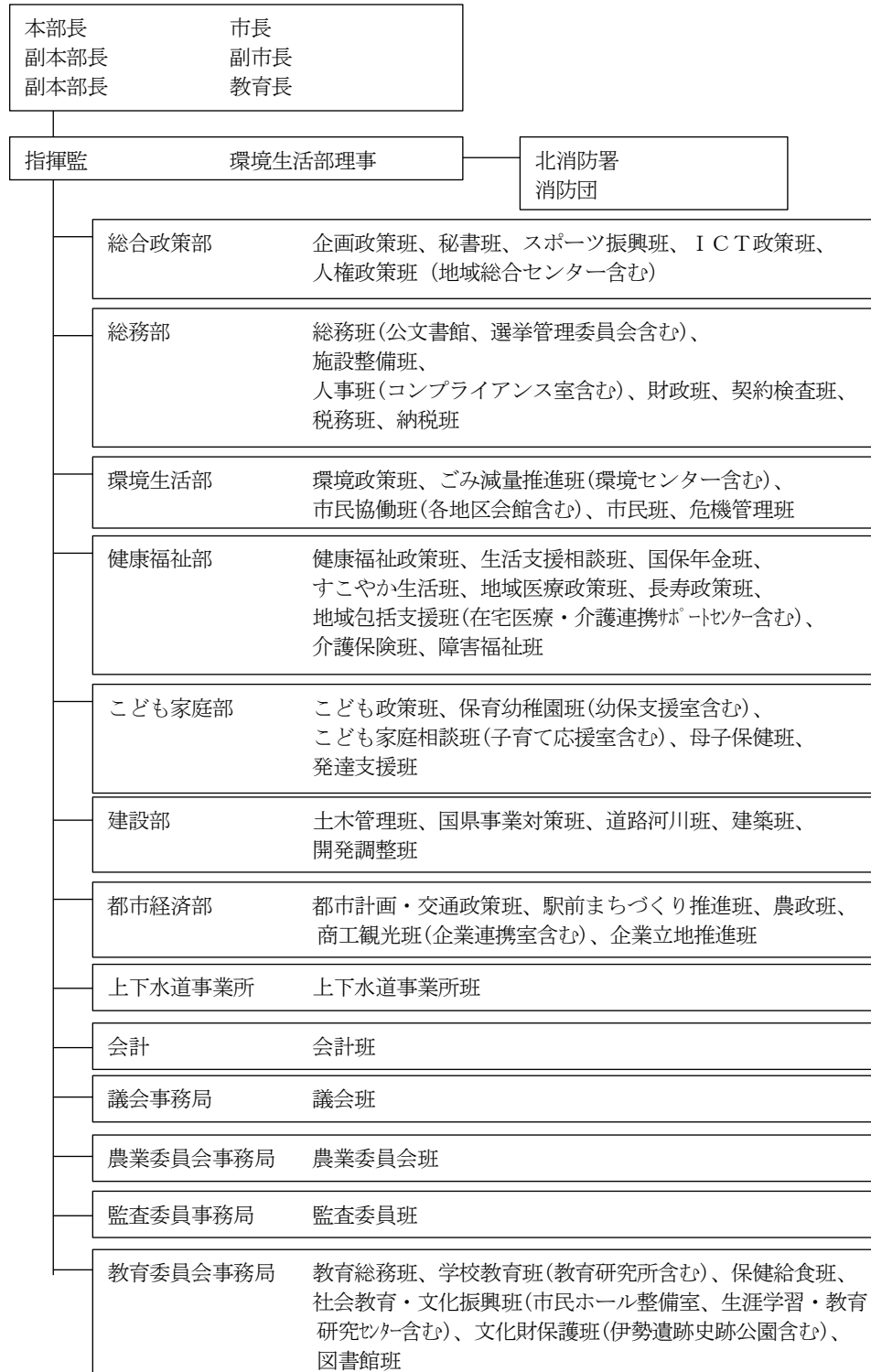
報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法	担当
市役所内各部・班	庁内放送・市防災行政無線・FAX・電話・ 情報配信システム・LoGo チャット・口頭・ その他迅速な方法	危機管理課
その他市役所出先機関	市防災行政無線・FAX 電話・情報配信システム・LoGo チャット・ 口頭・その他迅速な方法	
市民	市防災行政無線・情報配信システム・ホーム ページ・SNS・広報車・報道機関	
県知事	県防災情報システム（原則） 県防災行政無線・FAX・電話・メール その他迅速な方法	
各警察署長 その他市防災会議委員	FAX・電話・メール・口頭 その他迅速な方法	
隣接市	県防災行政無線・FAX 電話・メール・口頭・その他迅速な方法	総合政策部
報道機関	電話・メール・口頭または文書・FAX	

5. 組織・運営

(1) 災害対策本部組織

災害対策本部の組織および分担任務は次のとおりである。

守山市災害対策本部（職員動員計画機構図）



守山市災害対策本部（各課分担任務）

部	班	分担任務
総合政策部	企画政策班 スポーツ振興班 ICT政策班	① 本部の庶務および災害対策の全般的企画に関すること。 ※危機管理班と共同して任務にあたる。 ② 災害復興計画等の企画立案に関すること。 ※危機管理班、財政班、都市計画・交通政策班と共同して任務にあたる。 ③ 災害に係る広報活動に関すること。（避難指示広報を含む） ④ 災害記録に関すること。 ⑤ 報道機関との連絡調整に関すること。 ※③～⑤については、市民協働班と共同して任務にあたる。 ⑥ 体育施設の被害調査、報告に関すること。 ⑦ 情報システム（機器、回線、ネットワーク、業務システム）の稼働状況・被害調査（各ベンダー等への状況確認）、報告に関すること。 ⑧ 情報システムの稼働維持、復旧に関すること。 ⑨ 災害時におけるデータ保全・保護に関すること。
	秘書班	① 本部長の秘書に関すること。 ② 国、県、他市町、その他外来者の被災地視察に関すること。 ③ 被災地の慰問に関すること。 ④ 関係機関への陳情要請に関すること。 ※市民協働班と共同して任務にあたる。 ⑤ 他班実施事項の応援
	人権政策班（地域総合センターを含む）	① 地域総合センターおよび地域周辺の災害対策および実施に関すること。 ② 他班実施事項の応援
総務部	総務班（公文書館、選挙管理委員会を含む） 施設整備班 契約検査班	① 災害関係文書、物品の受付、配付および発送に関すること。 ② 庁舎等市有財産の災害対策に関すること。 ③ 庁舎施設の使用管理に関すること。 ④ 災害時における車両等の確保および配車に関すること。 ⑤ 建設業者への応援依頼等、連絡調整に関すること。 ⑥ 庁舎用資材備品等の用度調達に関すること。 ⑦ 本部開設に関すること。 ⑧ 公社財産の被害対策および調査報告に関すること。 ⑨ トイレの設営に関すること。 ⑩ 寄付金の受理に関すること ⑪ 他班実施事項の応援
	人事班（コンプライアンス室を含む）	① 職員の給食および衛生管理に関すること。 ② 他班実施事項の応援
	財政班	① 災害関係の予算に関すること。 ② 災害復興計画等の企画立案に関すること。 ③ 他班実施事項の応援
	税務班 納税班	① 固定資産の被害調査報告に関すること。 ② 被害に伴う市税の減免等の調査に関すること。 ③ 被災者台帳の作成および被災証明の発行に関すること。 ④ トイレの設営に関すること。 ⑤ 他班実施事項の応援
環境生活部	環境政策班	① 災害により突発的に発生した公害の調査および対策に関すること。 ② 他班実施事項の応援
	ごみ減量推進班（環境センターを含む）	① 一般廃棄物の収集に関すること。 ② し尿収集およびその衛生処理に関すること。 ③ 一般廃棄物集積所の消毒および清掃に関すること。 ④ 環境センター施設の災害対策に関すること。 ⑤ 一般廃棄物の処理等に関すること。 ⑥ 他班実施事項の応援
	市民協働班 地区会館班	① 避難情報に関すること。 ② 自治会との連絡および被害状況調査に関すること。 ③ 地区会館の災害対策および実施に関すること。 ④ 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応対に関すること。 ⑤ 災害時の交通規制および統制等交通全般に関すること。

部	班	分担事務
		⑥ 遺体の埋火葬の実施に関すること。 ⑦ 関係機関への陳情要請に関すること。 ⑧ 災害に係る広報活動に関すること。(避難指示広報を含む) ⑨ 災害記録に関すること。 ⑩ 報道機関との連絡調整に関すること。 ⑪ 他班実施事項の応援 ※⑦については秘書班、⑧～⑩については企画政策班と共同して任務にあたる。
	市民班	① 行方不明者の問い合わせ等に対する応対に関すること。 ② 被災外国人に対する情報提供および相談に関すること。 ③ 遺体の埋火葬の許可に関すること。 ④ 他班実施事項の応援
	危機管理班	① 本部の庶務および災害対策の全般的企画に関すること。 ② 被害情報の収集、受理および通報に関すること。 ③ 気象予報・警報の受信および伝達に関すること。 ④ 湖南広域消防局、消防団、自主防災組織との連絡調整に関すること。 ⑤ 本部内の通報連絡に関すること。 ⑥ 国、県等関係機関との連絡調整およびそれらの機関への報告に関すること。 ⑦ 自衛隊および県防災ヘリコプターの出動要請に関すること。 ⑧ 避難情報に関すること。 ⑨ 災害対策用の応急輸送および移送に関すること。 ⑩ 各班の進行調整に関すること。
健康福祉部	健康福祉政策班 生活支援相談班 長寿政策班 介護保険班 障害福祉班	① 災害救助の全般的な企画および災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救助事務を分担する各班の連絡調整に関すること。 ② 救助費支給および救助費予算要求に関すること。 ③ 福祉施設の災害対策および応急措置に関すること。 ④ 避難所に関すること。 ⑤ 民間団体の活動依頼に関すること。 ⑥ 社会福祉協議会・ボランティア団体およびボランティアとの連絡調整、受入れ、配置に関すること。 ⑦ 災害時の遺体の取扱い（検視・検案）に関すること。 ⑧ 義援金品の受付および配分計画に関すること。 ⑨ 避難行動要支援者の災害対策に関すること。 ⑩ 高齢者、障害のある人に対する災害対策および実施に関すること ⑪ 他班実施事項の応援 ☆保健師は所属に関わらず災害医療対策本部の活動に参加する。 ☆救助事務：避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、遺体の搜索、遺体の処理、障害物の除去
	国保年金班	① 災害用食糧の需給調整および救援食糧品の保管配分に関すること。 ② 炊きだしに関すること。 ③ 他班実施事項の応援
	すこやか生活班 地域医療政策班 地域包括支援センター班(在宅医療・介護連携サポートセンターを含む) 母子保健班	① 妊産婦の救護、傷病者の収容および応急手当その他医療全般に関すること。 ② 防疫班の編成に関すること。 ③ 救護所の開設に関すること。 ④ 医療施設、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること。 ⑤ 他班実施事項の応援 ☆保健師は所属に関わらず災害医療対策本部の活動に参加する。

部	班	分担事務
こども家庭部	こども政策班 保育幼稚園班（幼保支援室含む） こども家庭相談班（子育て応援室を含む） 発達支援班 ※母子保健班を除く	① 所管施設の応急措置および復旧措置など災害対策および災害状況調査に関すること。 ② 幼稚園児に対する災害対策および実施に関すること。 ③ 他班実施事項の応援 ☆部長級以外の保健師は所属に関わらず災害医療対策本部の活動に参加する。
建設部	土木管理班 国県事業対策班 道路河川班	① 土木関係被害状況の調査に関すること。 ② 応急対策実施のための用地借入および補償に関すること。 ③ 災害対策のための工事資材の調達管理に関すること。 ④ 災害時における通行不能箇所の把握およびその対策に関すること。 ⑤ 道路河川等土木関係被害の応急措置および復旧措置など災害対策に関すること。 ⑥ 水防の全般的な企画、実施に関すること。 ⑦ 公園、緑化施設等の応急措置および復旧措置など災害対策および災害状況調査に関すること。 ⑧ 他班実施事項の応援
	建築班 開発調整班	① 各種建築物の応急危険度判定に関すること。 ② 各種建築物の応急補強対策に関すること。 ③ 仮設住宅の建設に関すること。 ④ 仮設住宅の配分および公共施設の応急対策に関すること。 ⑤ 被害家屋調査に関すること。 ⑥ 市営住宅建築物の災害対策および被害調査に関すること。 ⑦ 他班実施事項の応援
都市経済部	都市計画・交通政策班 駅前まちづくり推進班	① 都市計画所管施設の応急措置および復旧措置など災害対策および災害状況調査に関すること。 ② 災害復興計画等の企画立案に関すること。 ※危機管理班、企画政策班と共同して任務にあたる。 ③ 他班実施事項の応援
	農政班	① 農業関係災害の応急措置および災害対策に関すること。 ② 農作物、農業用施設等の災害対策および被害調査に関すること。 ③ 水産業施設の災害対策および被害調査に関すること。 ④ 災害用主食料の調達に関すること。 ⑤ 災害時における病害虫の防除および家畜伝染病予防防疫に関すること。 ⑥ 耕地の災害対策に関すること。 ⑦ 農業用水利施設および農道の災害対策に関すること。 ⑧ 災害時における種苗、生産資材、肥料等の需給調整に関すること。 ⑨ 他班実施事項の応援
	商工観光班（企業連携室含む） 企業立地推進班	① 商工業関係の災害対策および被害の状況把握に関すること。 ② 労働福祉施設の災害対策に関すること。 ③ 他班実施事項の応援
上下水道事業所	上下水道事業所班	① 上下水道施設災害の応急措置および復旧措置に関すること。 ② 飲料水の供給および確保に関すること。 ③ 関係団体、関係業者との連絡調整に関すること。 ④ 給水応援の受入れ、調整に関すること。 ⑤ 上下水道施設等の災害対策および被害調査に関すること。 ⑥ 他班実施事項の応援
会計	会計班	① 災害関係経費の出納に関すること。 ② 他班実施事項の応援

部	班	分担事務
議会事務局	議会班	① 市議会の連絡調整に関すること。 ② 議会関係その他外来者の災害地視察に関すること。 ③ 他班実施事項の応援
農業委員会事務局	農業委員会班	① 他班実施事項の応援
監査委員事務局	監査委員班	① 他班実施事項の応援
教育委員会事務局	教育総務班	① 教育財産の災害対策に関すること。 ② 教育部内職員の動員派遣に関すること。 ③ 教育財産の被害調査報告および応急復旧に関すること。 ④ 学校・幼稚園との連絡調整に関すること。 ⑤ 教育財産を避難所にするにについての協力と避難所開設に関すること。 ⑥ その他教育部内の業務であって他の班に属さないこと。 ⑦ 他班実施事項の応援
	学校教育班(教育研究所を含む) 保健給食班	① 児童・生徒の避難および被災児童、生徒に対する教育に関すること。 ② 被災児童生徒の学用品(災害救助法に基づく学用品の給与を含む)に関すること。 ③ 関係団体との連絡調整に関すること。 ④ 災害時の保健および学校給食に関すること。 ⑤ 炊きだしへの協力に関すること。 ⑥ 他班実施事項の応援
	社会教育・文化振興班(市民ホール整備室、生涯学習・教育研究センターを含む) 文化財保護班(伊勢遺跡史跡公園を含む) 図書館班	① 社会教育団体、文化財関係団体との連絡調整に関すること。 ② 社会教育施設、文化財の被害調査報告に関すること。 ③ 社会教育施設を避難所にするにについての協力と避難所開設に関すること。 ④ 文化財の保護および応急復旧に関すること。 ⑤ 他班実施事項の応援
北消防署	消防班	① 気象情報、雨量水位情報の収集および記録に関すること。 ② 各種警報発令に関すること。 ③ 現場防災活動整備に関すること。 ④ 消防団、自主防災組織との連携に関すること。 ⑤ 湖南広域消防局との連絡調整に関すること。 ⑥ 関係機関との連絡調整に関すること。 ⑦ 救助活動に関すること。 ⑧ 危険物施設の災害対策に関すること。 ⑨ 災害情報の収集、連絡、記録に関すること。 ⑩ その他消防に関すること。

部	班	分担事務
消防団	消防団班	① 本部長の要請に基づく全般出動に関すること。 ② 災害救助法適用時における全般出動に関すること。

庁内の各所属の詳細な事務分掌について資料編に記載する。

※（資料 3-2）災害対策本部（各課分担任務）

(2) 職務代行

災害対策本部にあって、本部長が不在の時は、副本部長（副市長）がその職務を遂行する。

なお、副市長が不在の時は、副本部長（教育長）がその職務を遂行する。

(3) 本部の運営

本部の運営については、守山市災害対策本部条例の定めるところにより次のとおり行う。

ア．本部員会議の設置

災害対策本部に、本部長、副本部長、指揮監、本部員（各部次長）および本部長が指定した防災関係者（北消防署および消防団）で構成する本部員会議を置く。

イ．本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、すみやかに本部員会議を開催する。

① 報告事項

副本部長および本部員は、ただちに本庁舎防災会議室に集合し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

② 協議事項

本部員会議の協議事項は、次のとおりとする。

- ・本部の動員配備体制の切替および廃止に関すること
- ・災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- ・災害救助法の適用に関すること
- ・自衛隊、県および他の市町への応援派遣要請に関すること
- ・災害対策経費の処理に関すること
- ・その他災害対策の重要事項に関すること

ウ．本部の運営上必要な資機材等の確保

危機管理課長は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

① 本部開設に必要な資機材等の準備

- ・被害状況図板の設置
- ・住宅地図等その他地図類の確保
- ・災害用公用スマートフォンの確保
- ・携帯ラジオの確保
- ・テレビの確保
- ・自主防災組織等に関係する組織代表者名簿その他名簿類の確保
- ・被害状況連絡票その他の書式類の確保
- ・その他必要資機材の確保

② 通信手段の確保

「情報連絡体制」に定める有線および無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備および応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

③ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の点検を行い、電源の確保を図る。

エ. 本部の標識等

本部が設置されたときは、正面玄関に「守山市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長、副本部長、本部員、班長、班員その他の職員は、災害応急活動に従事するときはそれぞれ所定の腕章を着用する。

※（資料 1-4）守山市災害対策本部条例

※（資料 6-1）災害対策本部の標識等

(4) 本部職員の食料・飲料水等の確保

大規模災害時における本部職員の食料等を確保するため、最小限度の食料、飲料水等の備蓄を図る。

第4 災害対策本部職員の動員・配備

1. 配備体制の時期および内容

災害対策本部を設置した場合の班員の配備体制は原則として次のとおりとし、本部長の指令に基づき、各部長または各班長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として動員する。

災害対策本部設置後の配備

配備区分	非常配分内容	基準配備
A 配備	○災害対策本部を設置したとき 事態の推移によりただちに現地活動ができる体制	約 190 人
B 配備	○河川が警戒水位に達し、今後多大の降雨量が予想されるとき 現地活動が行える体制	約 320 人
C 配備	○河川が危険水位に達し、各所に決壊のおそれがあるとき	約 420 人
D 配備	または決壊したとき 全機能を挙げて活動を行う体制	全員 (約 420 人)

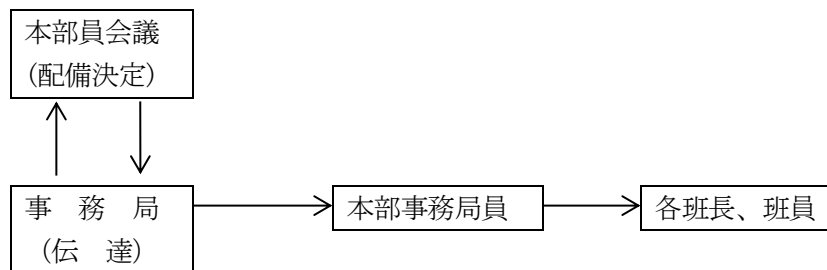
※（資料 3-5）災害対策本部配備人員

2. 動員の系統

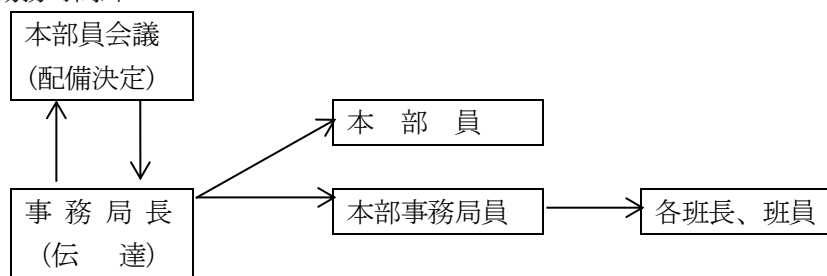
災害対策本部員会議により決定された配備体制に基づく職員の動員の手続は、おおむね次のような経路を経て行う。

各部長は、部内の各班の活動要領を定めるとともに、休日や夜間等の勤務時間外に指示を受けた時も、所属職員に対し、ただちに必要な指示を行えるよう、必要な班員の住所・連絡方法について、常に把握しておく。

(1) 勤務時間中



(2) 勤務時間外



(3) 動員人員

動員人員の把握は危機管理課が行い、適時指揮監へ報告する。

3. 職員の配置および服務

(1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成するとともに、次の措置を講じる。

- | |
|--|
| ア. 災害に対処できるよう職員を配置
イ. 職員の非常集合方法および交代方法の措置
ウ. 高次の非常配備体制に移行できる措置
エ. 他部への応援の要請 |
|--|

(2) 職員動員の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて、各部長に報告する。

各部長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、指揮監を通じて、適時本部長に報告する。

※(資料 8-1) 職員動員に関する様式(登庁名簿)

※(資料 8-2) 職員参集(予定・報告)表

※(資料 8-3) 配置体制別配備人員表

(3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者およびその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

【勤務時間内における遵守事項】

- | |
|--|
| ア. 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
イ. 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
ウ. 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
エ. 災害場所に出勤した場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には標旗および標章を使用する。
オ. 職員は市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をする。 |
|--|

【勤務時間外における遵守事項】

- ア. 大災害が発生した時または大災害が発生したと推定された時は、動員連絡を待つことなく、第1章第1節第1「警戒体制」の規定に基づき、自主的に登庁する。
- イ. 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない事情によりいずれの施設にも集合が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長へ連絡する。
- ウ. 災害のため、緊急に登庁する際の服装および携帯品は、特に指示があった場合を除き防災服・ヘルメット・長靴等着用、食料1食分とする。
- エ. 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

第5 災害対策要員確保計画

災害応急対策を実施するにあたって災害対策本部の動員のみでは、労働的に不足するとき、および特殊な作業のため技術的な労力が必要な場合における労働者の確保について以下のように実施する。

1. 応援協定締結自治体、市登録業者等による労務の確保

市は、本計画に基づき、協定を締結している自治体、市登録業者で構成する各災害協力団体に対し、災害対策への協力を要請し、災害対策要員を確保する。

2. ボランティアの派遣要請

市は、各部の要請に基づき、県（県災害ボランティアセンター）に自発的支援等を行う災害ボランティアの派遣を要請し、災害対策への協力を要請し、災害対策要員の確保を図る。なお、ボランティアに関しては、第1章第15節「ボランティア対策」による。

3. 雇用による労務の確保

(1) 実施責任者

労働者の雇い入れは、それぞれの応急対策実施機関において行う。

(2) 労務確保の方法

労働者の雇い入れについては、県内各公共職業安定所に通報し、確保に努める。

(3) 災害救助法を適用した場合の労務の確保

次の基準により、労働者を雇い入れる。

ア. 応急救助の実施に必要な労務の確保は、次の救助を行う者に必要な補助者として最小限の労働者の確保を図る。

- ① 被災者の避難
- ② 医療および助産
- ③ 災害にかかった者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 遺体の搜索
- ⑥ 遺体の処理
- ⑦ 救済用物資の整理配分および輸送

- イ．労働者の賃金
当該地域における通常の実費
- ウ．労働者雇用期間
当該救助の実施が認められる期間

第6 応援の要請

災害時において、市の現有活動勢力では効果的な応急措置の実施が困難と判断された場合は、すみやかに県、近隣市町その他の行政機関、公共機関、自衛隊および市内民間団体等への応援・協力の要請を行う。また、県をはじめとする各機関等への応援要請は、本部長の指示に基づき行う。なお、応援の要請に関する手順等について、次のとおりとする。

1. 滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要請

災害による被害を最小限に防止するため滋賀県が所有する防災ヘリコプターの支援を求めることができる。

(1) 要請の手続

滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領に基づき、湖南広域消防局災害管制課から滋賀県防災航空隊に対して出場要請を行う。

※（資料 2-14）滋賀県防災ヘリコプター支援協定

2. 県および県内市町に対する要請

(1) 要請の手続き

県知事および県内市町長に応援要請または応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理局）に対し、電話等をもって要請し、後日すみやかに文書を送付する。

(2) 要請の事項

要請は次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事項	根拠法令
県および県内市町への 応援要請または 応急措置の実施の要請	① 災害の状況および応援（応急措置）を要請する理由 ② 応援を必要とする機関名（応援の斡旋を求める時のみ） ③ 応援を必要とする期間 ④ 応援を希望する職種別人員および物資、資材、機戒、器具等の品名とその数量 ⑤ 応援を必要とする場所 ⑥ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑦ その他必要な事項	災害対策基本法第 67 条 災害対策基本法第 68 条

3. 消防機関等への要請

消防活動に関する応援要請は、第 1 章第 4 節第 1 「消防活動」による。

4. 他の都道府県および県内市町・指定地方行政機関・指定地方公共機関等への要請

(1) 災害時における相互応援協定

本市では、相互応援協定を次に掲げる都市間で締結している。相互応援に関する連絡担当を危機管理課に定め、災害が発生したときは、すみやかに必要な情報の収集、相互の連絡を行う。

ア. 締結都市

北海道登別市 ^{のぼりべつし}	北海道登別市中央町六丁目 11 TEL 0143-85-2111 FAX 0143-85-1108
東京都福生市 ^{ふっさし}	東京都福生市本町 5 TEL 0425-51-1511 FAX 0425-53-4451
長野県飯田市 ^{いいだし}	長野県飯田市大久保町 2534 TEL 0265-22-4511 FAX 0265-24-4511
熊本県水俣市 ^{みなまたし}	熊本県水俣市陣内一丁目 1 番 1 号 TEL 0966-61-1604 FAX 0966-62-0611
愛媛県今治市 ^{いまげりし}	愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1 TEL 0898-36-1558 FAX 0898-32-2765
岐阜県高山市 ^{たかやまし}	岐阜県高山市花岡町二丁目 18 番地 TEL 0577-35-3345 FAX 0577-35-3174
福井県大野市 ^{おおのし}	福井県大野市天神町 1 番 1 号 TEL 0779-64-4800 FAX 0779-66-7708
岡山県総社市 ^{そうじゃし}	岡山県総社市中央一丁目 1 番 1 号 TEL 0866-92-8599 FAX 0866-93-9479

イ. 応援の種類

- ① 食糧、飲料水および生活必需品ならびにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫および施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- ③ 救援および救助活動に必要な車両等の提供
- ④ 消火、救援、医療、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- ⑤ ボランティアの斡旋
- ⑥ 児童生徒の受入れ
- ⑦ 被災者に対する住宅の斡旋
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

資料編 資料 2 のとおり

(2) 協定締結先一覧

※資料編 資料 2 協定関係

(3) 災害対策基本法に基づく応援要請

他都府県市・指定地方公共機関等に応援または応援の斡旋を求める場合は、県（防災危機管理局）に対し、無線または電話等をもって処理し、後日すみやかに文書を送付することとする。なお要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事項	根拠法令
応援の要請	①災害の状況および応援の斡旋を求める理由 ②応援を希望する機関名 ③応援を必要とする期間 ④応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量 ⑤応援を必要とする場所 ⑥応援を必要とする活動内容 ⑦その他必要な事項	災害対策基本法 第 68 条、第 74 条
応援の派遣の要請	①派遣の斡旋を求める理由 ②派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項	災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条 の 17

5. 自衛隊の災害派遣要請

(1) 災害派遣部隊の要請範囲

自衛隊の災害派遣部隊の要請範囲は、次のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導・輸送等（避難命令が発令された場合）
避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索、救助 （ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込みおよび運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力 （薬剤等については、関係機関準備）
道路または水路等交通路上の障害物の除去	施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等
応急医療、救助および防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等 （薬剤等については市が準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員および物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送
炊飯および給水の支援	被災者への炊飯、給水支援（飯米、水等については市が準備）
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による
危険物の保安および除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

(2) 派遣要請の手続等

ア. 要請手続

- ① 本部長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣（一般災害派遣）を要請しようとする場合は、環境生活部次長（危機管理課担当）に命じて、県（防災危機管理局）に次の事項を明記した文書3部をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後すみやかに文書を提出する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a. 災害の状況および派遣を要請する理由 b. 派遣を希望する期間 c. 派遣を希望する区域および活動内容 d. 受入場所等 e. その他参考となるべき事項 |
|--|

a～c：必須事項

② 特別救難に関する要請の場合には、次に示す内容とする。

- | |
|--|
| a. 要請者
b. 要請内容
(a) 事由（目的）
(b) 派遣希望時期または期間
(c) 派遣を希望する人員、航空機等の概要
(d) 派遣を希望する場所または区域および活動内容
（輸送の場合は、目的地および連絡先を明示）
(e) 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項 |
|--|

③ 通信途絶等により県知事に要請できない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定するものに直接通知することができる。

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
今津駐屯地司令である第3戦車大隊長 （窓口：第3係）	高島市今津町今津平 郷国有地	TEL0740-22-2581 内線（時間内：235、236、時間 外：249） 県防災無線 1710
大津駐屯地司令である中部方面混成団長兼 ねて大津駐屯地司令 （窓口：訓練課）	大津市際川 1-1-1	TEL077-523-0034 内線（時間内：230、229、時間 外：302、205） 県防災無線 1740

イ. 災害派遣部隊の受入措置等

本部長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けた時は、環境生活部次長（危機管理課担当）に命じて、次のとおり受入措置を行う。

① 派遣部隊の受け入れ

派遣された部隊に対し、下図のとおり、守山市民運動公園（ただし同所で不足する場合、野洲川河川敷やびわこ地球市民の森または被災地近くの公共空地）を使用させるものとし、次の施設を準備する。

- a. 本部事務室
- b. 宿舎
- c. 材料置場、炊事場 ※野外適当な広さ
- d. 駐車場 ※車／台の基準は3m×8m
- e. ヘリコプター発着場（守山市民球場）※2方向に障害のない広場

[illegible]

風水害等・1 災害応急対策計画-20

② 県への報告

危機管理課は、派遣部隊の到着後および必要に応じて所定の事項について県（防災危機管理局）に報告する。

③ 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長および派遣部隊の長と協議して行う。本部長は災害派遣の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、すみやかに文書をもって知事に対しその旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭または電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

(3) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(4) 作業計画および資材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

[計画作成の内容]

ア. 作業箇所および作業内容

イ. 作業の優先順位

ウ. 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所

エ. 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所

オ. 合同本部現地会議の開催方法(現地本部が担当する)

(5) 自衛隊との連絡窓口一本化

災害対策本部は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉窓口を明確にしておく。

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア. 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料および修繕費

イ. 派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費

ウ. 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料

エ. 派遣部隊の宿営および救難活動にともなう光熱、水道、電話料等

オ. 派遣部隊の救援活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償

カ. その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と本部長が協議する。

6. 赤十字飛行隊への派遣要請

赤十字飛行隊は、日本赤十字社の本社管轄の特別奉仕団として日本赤十字社が行う災害活動および人命救助に関する業務に従事し、進んで航空機による社会奉仕の実践に努め、もって赤十字の理想とする人道的任務の達成に寄与することを目的としている。

(1) 赤十字飛行隊の活動内容

ア. 航空機を利用した災害救助活動および救護活動

イ. 救急患者および特殊患者の航空輸送

ウ. 救急医薬品および血液等の航空輸送

エ. このほか日本赤十字社からの要請および隊長が設置目的を達成するために必要と認めた活動

(2) 要請の内容

赤十字飛行隊の出動要請をする場合は次による。

ア. 市災害対策本部で、出動を必要とするときは、県災害対策本部へその旨連絡する。

イ. 県災害対策本部は、市からの要請があったとき、あるいは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社滋賀県支部長に飛行隊の出動を要請する。

ウ. 日本赤十字社滋賀県支部長は、前記の要請を検討し出動の必要があると認めたときは、日本赤十字社の本社に出動要請するとともに、この旨を赤十字飛行隊関西支隊長に連絡する。

エ. 要請にあたっては、次のことを明らかにする。

① 目的（任務）

② 日時

③ 場所

オ. 連絡先

① 日本赤十字社滋賀県支部 TEL 大津 (077) 522-6758

② 日本赤十字社 TEL 東京 (03) 3438-1311

7. 公共的団体、民間団体等への要請

(1) 協力を要請する業務

災害時において、業種別の団体組織、自治体、日本奉仕団、女性団体等の民間団体およびボランティアへの協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- ・ 異常現象、危険個所等を発見した時の災害対策本部への通報
- ・ 災害に関する予警報その他の情報伝達
- ・ 災害時における広報広聴活動への協力
- ・ 災害時における出火の防止、初期消火活動への協力
- ・ 負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- ・ 避難誘導、避難所内の救助・救援業務
- ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分および輸送等の業務
- ・ 被害状況の調査補助業務
- ・ 被災地域内の秩序維持活動
- ・ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- ・ 応急仮設住宅の建設業務
- ・ 生活必需品の調達業務
- ・ り災証明書交付事務への協力
- ・ その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

(2) 協力要請の内容

災害時に各種団体組織、民間団体および市民ボランティアへ協力を要請する場合は、以下の事項を明らかにして行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 活動の内容② 協力を希望する人数③ 調達を要する資機材等④ 協力を希望する地域および期間⑤ その他参考となるべき事項 |
|--|

(3) 協力要請の手段

ア．各種団体等への協力要請

各部が作業を行うため民間団体等の協力を必要とするときで、この計画に定めない場合については、健康福祉部長が本部長の指示に基づき、その責任者に対して要請する。

イ．市民ボランティアへの協力要請

大規模地震が発生した時は、健康福祉部長が本部長の指示に基づき、以下の手段により、市民ボランティアの協力要請を行う。

① 呼びかけ手段

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a．防災行政無線、広報車、職員による口頭の呼びかけb．チラシ配布・掲示等による呼びかけc．アマチュア無線による呼びかけd．ラジオ・テレビ局等による放送e．インターネットによる呼びかけ |
|---|

② 受付窓口

守山市健康福祉部、守山市社会福祉協議会

8. 地域住民の協力

被災地の地域住民は、市本部および県本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負う。なお、市は、地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及促進に努める。

- (1) 防災機関への協力
- (2) 被害情報等の防災機関への伝達
- (3) 出火防止および初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 要配慮者の保護
- (6) 家庭における水、食料等の備蓄

第7 後方支援対策

災害対策は、災害への対応や被災者への対応だけでなく、災害対策に従事する要員や応援要請を受けて被災地内で災害応急・復旧業務等に携わる支援者に対しても、重要である。迅速な応急・復旧業務を行い、また、被災地や被災者への強力な支援のために、これら災害対策要員および支援者に対し、宿泊や食事その他の広報支援対策を実施する。

- ・食事の提供
- ・宿泊、休憩、仮眠場所等の提供
- ・入浴その他の生活支援
- ・業務交代のシステム

第8 災害応急・復旧対策に関する用地の確保

市は、災害応急・復旧対策の過程で必要となる様々な用地を、あらかじめ定められた計画に基づいて確保し、用地需要に対する処理と管理を行う。市は、用地の提供を必要とする機関に対し、所管課を通じて対応する。

- ・緊急ヘリポート、物資の集配場、緊急車両の駐停車場
- ・復旧用資機材置き場、車両置き場
- ・避難場所等（仮設テント、仮設トイレ、給水場所、その他）
- ・ガレキ等仮置き場
- ・応急仮設住宅建設用地

第9 ライフライン機関との協力

市、県およびライフライン機関は、災害時のライフライン保全に関する予防対策、応急対策を効果的かつ迅速に実施するため、平時から相互連携体制の構築を図る。

(1) ライフライン機関との相互連携

市、県およびライフライン機関は、ライフラインの保全に関し、相互の連携を確認し、災害時の取組方針や緊急連絡先等を共有する。

(2) 後方支援拠点（ライフライン機関等活動拠点）の指定について

市および県は、ライフライン機関の応急復旧活動を支援するため、平時からライフライン機関の活動拠点となり得る場所の確保および指定に努める。

ライフライン機関は、活動拠点が必要となった場合は、市または県の災害対策（警戒）本部に要請する。市および県は、確保および指定した拠点から、使用可能な場所を提供する。

(3) 後方支援拠点の使用に係る費用負担について

ライフライン事業者の場所の使用に係る費用負担については、原則無償とする。ただし、ライフライン事業者の責に帰すべき事由により、支援拠点が損害を被った場合については、ライフライン事業者はその支援拠点の原状復旧を行う。

第2節 情報の収集・伝達

【危機管理課、建設部、各機関】

収集すべき情報の内容・種別に応じて、的確な収集、伝達を行うための分担、体制、手順について定める。

第1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要があり、そのため、市および防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属および関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、情報配信システムの活用や受信専用電話を確保し通信従事者を配置する等、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

災害時の市本部と各地区会館、各部出先機関および防災関係機関との通信連絡に利用する有線通信手段は、原則として、以下の順位による。

- (1) F A X等の優先利用
- (2) 非常・緊急通話の利用
- (3) 警察・消防通信の利用
- (4) 県防災情報システムの利用

また、災害の発生により有線通信施設が被災し、不通になった場合は、以下のとおり無線設備によるか、または使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

1. 指定電話・連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市および防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、原則として指定電話は「災害時優先電話」をあてる。

(2) 連絡責任者

市および防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属および関係機関相互の通信連絡を統轄する。

2. 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市の各部長は、本部長と各部との連絡を強化するため、本部連絡員を本部員会議（事務局・危機管理課）に派遣する。

なお、本部に派遣された連絡員は、それ以降総務部次長の指揮下に入る。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、市本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を本部員会議（事務局・危機管理課）に派遣する。

なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

3. 有線通信網の利用方法

(1) F A X等の優先利用

本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達および報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

(2) 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話もしくは指定電話相互間の通話がいずれも不能もしくは困難な場合は、非常または緊急通話（電報）として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。

(3) 警察・消防通信の利用

ア. 消防通信

消防署、出張所、消防団間に消防業務用として、消防専用回線を含む無線電話通信網が整備されている。

イ. 警察有線電話通信網

県警察本部を起点として、各警察署、各管下交番・駐在所を結ぶ警察有線電話通信網の利用については、県警察本部長に要請し行う。

(4) 県防災情報システムの利用

県災害対策本部への報告（被害状況、避難状況、市災害対策本部の設置等）は、県防災情報システムを利用する。

4. 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 県・隣接市および防災関係機関との連絡

滋賀県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え非常電源として発動発電機が配置され、常時通信が確保されている。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、本部連絡員携帯無線機、伝令の派遣等による。

(2) 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関および災害現場等に出動している各部との連絡は、市防災行政無線により行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、伝令の派遣による。

(3) その他非常無線の利用

台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

災害時の状況により、適宜協力を要請し「非常通信」を行う。

※（資料4-6）守山市防災行政無線通信システム

※（資料4-7）滋賀県防災行政無線通信システム

※（資料4-8）非常通信経路

5. 多様な通信手段の確保

地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、登録制メール、I P通信網、ケーブルテレビ網、Lアラート、インターネット（ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段を活用し、対象地域の周辺住民等に災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達できるよう努める。特に、対象地域の障害者・外国人等に対しても、確実に情報を伝達できるように努める。

防災行政無線（同報系）については、障害者世帯、高齢者世帯について、戸別受信機も活用す

るよう努める。また、防災行政無線等の情報伝達手段が確実に動作するよう、設備の耐震性や非常用電源の確保とともに日頃からの点検を行うよう努める。さらに、障害者、高齢者等が緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みを整備するよう努める。

第2 予報、警報等の種別

本計画における予報、警報等の種別および基準は、以下のとおりである。

1. 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報については警戒レベル5に相当する。

2. 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。大雨警報（土砂災害）、洪水警報は警戒レベル3に相当する。

3. 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。大雨注意報（土砂災害）、洪水注意報は警戒レベル2である。

4. 警報・注意報発表地域区分

基本的には、愛知川から和邇川を通る線を北部・南部の境とする。（主として冬期の積雪日数等を参考に決定）ただし、上記に近い行政区によって分割する。

注意報・警報は災害特性を考慮し、市町等ごとに発表される。テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いて注意報・警報が伝えられる場合がある。

県	1次細分区域	市町村等をまとめた地域	市 町 等
滋賀県	北 部	湖 北	長浜市、米原市
		湖 東	彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町
		近 江 西 部	大津市北部、高島市
	南 部	東 近 江	近江八幡市、東近江市、竜王町、日野町
		甲 賀	甲賀市、湖南市
		近 江 南 部	大津市南部、草津市、守山市、栗東市、野洲市

5. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県南部、滋賀県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県、11月1日～翌年3月31日は滋賀県北部、滋賀県南部）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕または〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

6. 全般気象情報、近畿地方気象情報、滋賀県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

7. 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。滋賀県の発表基準は、1時間 90 ミリ以上を観測または解析したときである。

8. 竜巻注意報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね 1 時間である。

9. 洪水予報

(1) 琵琶湖洪水予報

琵琶湖湖岸に関しては、水防法第 11 条および気象業務法第 14 条の 2 第 3 項により知事および彦根地方気象台が共同して琵琶湖洪水予報を行い、洪水のおそれがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるため発表するものであり、次表の標題により発表される。

(2) 野洲川（下流）洪水予報・日野川洪水予報

野洲川下流については、水防法および気象業務法に基づき、琵琶湖河川事務所と彦根地方気象台が共同して、日野川については、滋賀県流域政策局と彦根地方気象台が共同して洪水のおそれがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるため発表するものであり、次表の標題により発表される。

また、野洲川下流については、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後に、依然として河川氾濫の危険が迫っている場合に、洪水予報（臨時）として「河川氾濫に関する情報」が発表される。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫って

種類	標題	概要
		いるためただちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

（注）堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

10. 水防警報

水防警報とは水防法の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川について洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認められるとき警告を発するものをいう。

11. 火災気象通報

消防法により彦根地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況をただちに知事に通報する。市長がこの通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要により「火災警報」を発令する。

なお、火災気象通報の通報区域、通報基準、通報内容および時刻は次のとおりとする。

(1) 通報区域

おおむね市を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

(2) 通報基準

滋賀県の「乾燥注意報」および「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(3) 通報内容および時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

12. 野洲川ダム放流連絡

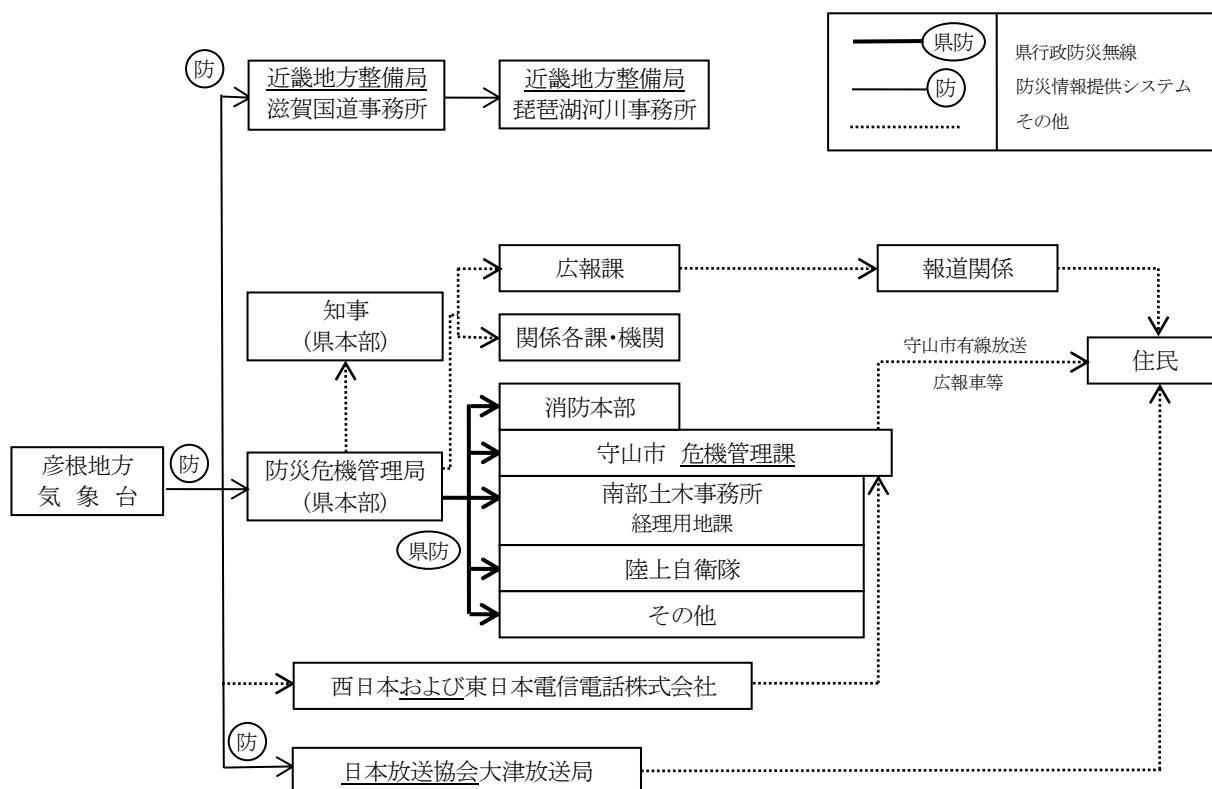
河川の増水によりダムの放流が必要となったときは、事前に野洲川土地改良区より専用電話により市へ連絡される。

※（資料 4-9）野洲川増水警戒連絡系統図

第3 気象等注意報・警報

1. 気象等注意報・警報の伝達系統

気象予警報系統図



(注) 防災危機管理局から南部土木事務所、市、消防本部等への予警報の音声伝達方法

・勤務時間内の場合

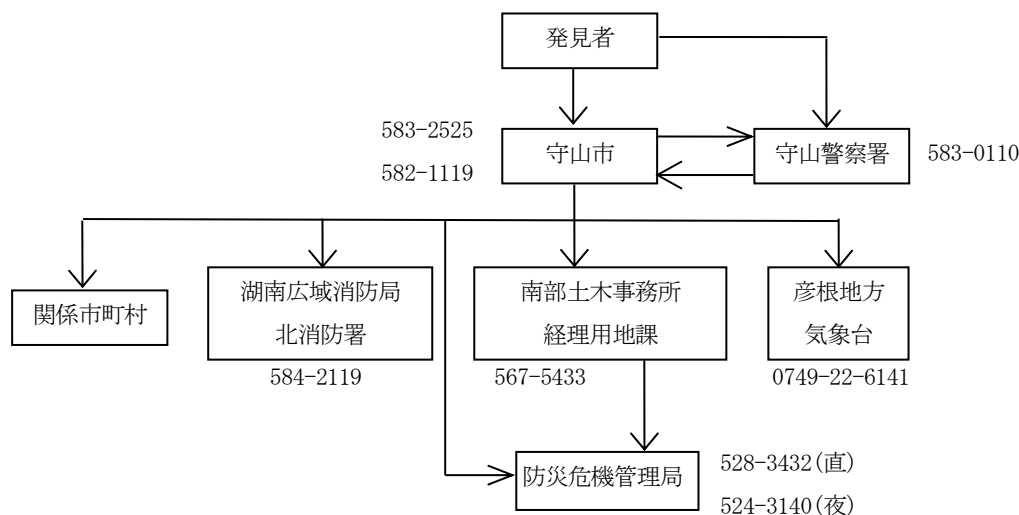
防災行政無線により伝達する。

・勤務時間外の場合

防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市宿直者等に伝達する。

2. 異常現象発見時の措置

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象（洪水、地割れ等）を発見した者は、ただちに市長または警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、ただちに署長を通して市長に通報しなければならない。
- (3) 伝達系統図は以下のとおりである。



3. その他

災害の発生その他の事故により、警報等の伝達の措置を取り難いときは、関係機関相互の連絡により警報等が正しく伝わるよう応急措置を講ずる。

なお、各機関との気象警報、注意報、台風情報の伝達受信は原則として防災行政無線により行う。

第4 水防警報等

1. 水防警報の受領・伝達

県知事により発令された水防警報の受領および伝達は、建設部道路河川課長（災害対策本部設置後は、道路河川課長が行う。以下同じ。）が担当する。

道路河川課長は、警報を受領した場合、すみやかに市長、副市長、環境生活部理事、消防署長に報告するとともに、関係各課長に伝達する。

伝達を受けた各課長は、すみやかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

勤務時間内における伝達系統は、第1章第1節第4「災害対策本部職員の動員・配備」に準じて行う。

※（資料4-10）通信連絡系統図

第5 雨量・水位情報

1. 雨量情報の収集・伝達

雨量情報の収集は、建設部道路河川課が行う。

なお、通報系統および県に対する雨量情報の通報基準等は、以下のとおりである。

(1) 通報系統

通信連絡系統図による。

(2) 雨量観測所

守山市役所内 建設部道路河川課

(3) 県に対する通報基準

ア. 1 時間雨量が 20 mm に達したとき。

イ. 降水量が非常に多く、かつ後続雨量の増加が予想されるとき、あるいは台風が接近しているかなり降雨が予想される場合で、総雨量が 50 mm に達したときより 1 時間ごと。

2. 水位情報の収集・伝達

水位情報の収集は水防管理者が行う。

水位情報は、10 分ごとの当該河川水位値とする。

水位情報の通報系統は通信連絡系統図による。

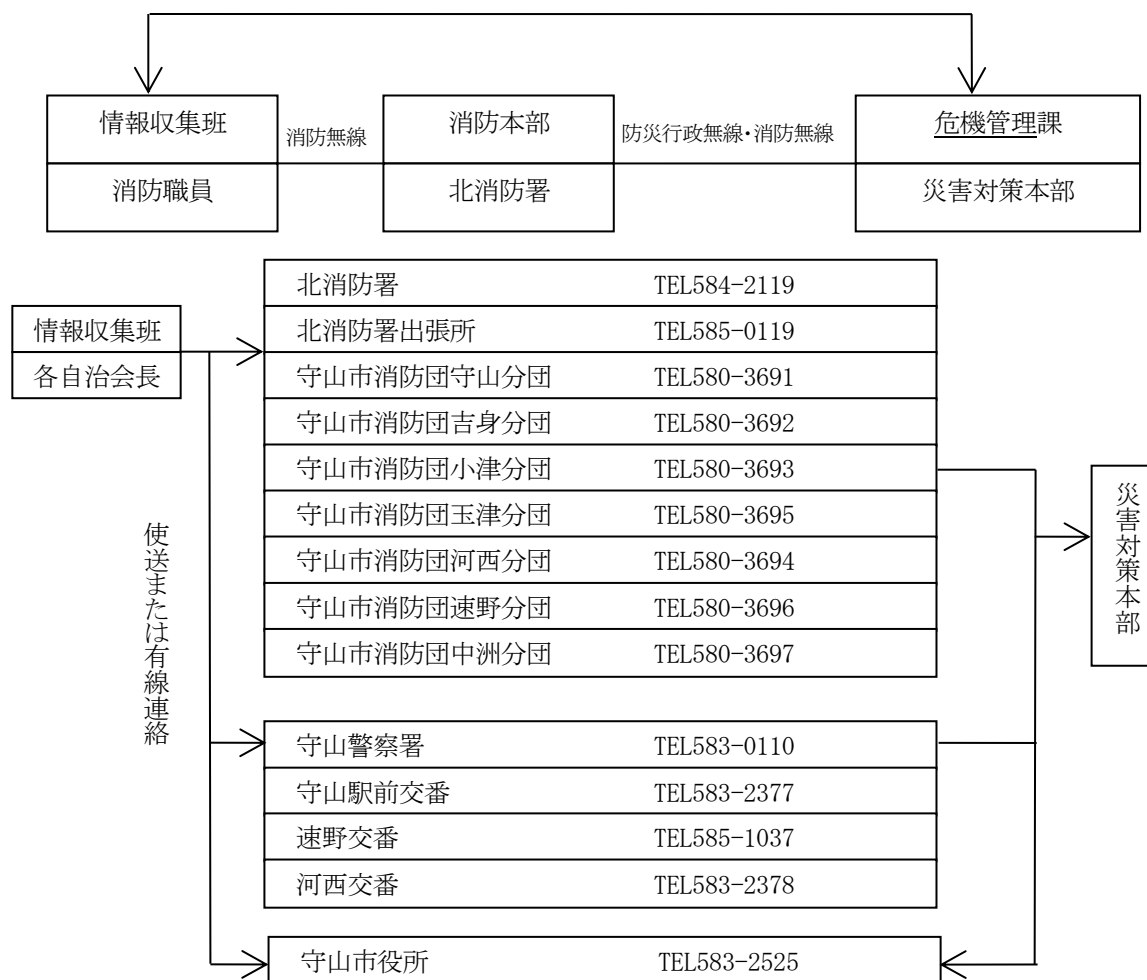
第 6 災害危険箇所等の情報

1. 災害情報

(1) 災害情報および被害状況の収集

被害発生、または発生のおそれがある場合、情報収集担当者は、的確な応急対策を実施するため多くの情報の収集に努める。

なお、通報の処理は以下のとおりとする。



また、災害発生、発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、ただちに情報収集班を派遣し、情報の確認・収集にあたる。

2. 被害情報の収集

(1) 収集すべき情報の内容

ア. 災害発生直後

- ① 人命危険の有無、および人的被害の発生状況
- ② 家屋等建物の被害状況
- ③ 火災等の二次災害の発生状況および危険性
- ④ 避難の必要の有無、および避難の状況
- ⑤ 市民の動向
- ⑥ 道路、港湾、および交通機関の被害状況
- ⑦ 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- ⑧ その他の災害の発生拡大防止措置上、必要な事項

イ. その後の段階

- ① 被害状況
- ② 避難指示、または警戒区域の設定状況
- ③ 避難所の設置状況
- ④ 避難生活の状況
- ⑤ 食料、飲料水、生活必需品の供給状況
- ⑥ 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- ⑦ 医療機関の開設状況
- ⑧ 救護所の設置および活動状況
- ⑨ 傷病者の収容状況
- ⑩ 道路、港湾、および交通機関の復旧状況

ウ. その他法令に定める報告等

- ※（資料 8-4）様式第 1 号
- ※（資料 8-5）様式第 2 号
- ※（資料 8-6）様式第 3 号
- ※（資料 8-7）災害被害即報様式
- ※（資料 8-8）様式第 4 号
- ※（資料 8-9）被害即報事項例示

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

消防署長および警察署長、その他防災関係機関は、災害発生直後の被害状況について本部長へすみやかに伝達するとともに、早急に対応すべき措置等について必要な助言をする。

市および防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである。

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	市本部	・ 区域に係る人的・物的・機能的被害
	各施設の管理者	・ 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ・ 所管施設の物的被害および機能被害
消防署		・ 住民の被害（物的被害） ・ 火災発生状況および火災による物的被害 ・ 危険物取扱施設の物的被害 ・ 要救援救護情報および救急医療活動情報 ・ 避難道路および橋梁の被災状況 ・ 避難の必要の有無およびその状況 ・ その他消防活動上必要ある事項
警察署		・ 被害状況、治安状況、救助活動および警備活動の状況 ・ 交通機関の運行状況および交通規制の状況
その他の防災機関		・ 市の地域内の所管施設に関する被害状況

(3) 収集の手法

被害状況に関する情報の収集にあたっては、実施者の安全や迅速な情報収集のため、無人航空機等の機器の活用も進める。

3. 被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者は次のとおりとする。

情報総括責任者：指揮監

(2) 各部から本部への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、被害状況および災害応急対策の活動状況を報告する。

※（資料 8-5）様式第 2 号

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (被害概況速報および応急措置状況報告)	覚知後、ただちに報告。以後詳細が判明の都度報告	・ 人的被害および住家被害を重点に ・ 現況を把握次第ただちに ・ 迅速性を第 1 に報告のこと ・ 部分情報、未確認情報も可。ただし情報の出所を明記のこと ・ 応急対策の実施の都度必要と認める事項を報告する。
経過 (被害概況報告および応急措置状況報告)	定期報告は、原則として、一日あたり 1 回とし毎日、正午までにとりまとめて報告 その他必要と認める場合および本部より指示があった場合	・ 災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。 ・ 全壊、流出半壊、死者および重症(傷)病者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限りすみやかに調査し報告する。

報告の区分	報告の時期	留意事項
		・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。
確定 (災害確定報告および 建物被害確定報告)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合（県への報告は応急対策終了後 10 日以内）	・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする

(3) 被害調査の判定

被害調査にあたっては、「災害の被害認定基準」に基づき判定するものとする。

(4) 被害調査の応援等

被害が甚大で被害状況等の収集および調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。

また、状況の収集、調査については警察、県機関およびその他の関係機関と十分連絡をとる。

(5) 被害状況のとりまとめ

危機管理課長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

ア. 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

イ. 至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ. 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧

※例えば、悪質なデマ、ウワサに類することや確認の手順を踏むいとまのない緊急災害発生通報

エ. 情報の空白地区の把握

※大規模な災害時には、「情報の空白」は、被害者に甚大なことを意味する場合がある。

オ. 被害軽微もしくは無被害である地区の把握

※（資料 8-6）様式第 3 号

4. 県本部等への報告

(1) 報告の担当者

県本部等への報告は、本部長の指示に基づき、危機管理長が行う。

(2) 被害即報

ア. 被害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報する。なお、火災、災害およびその他の事故について即報すべき基準は「即報基準」のとおりとする。

イ. 被害即報の内容は、被害状況およびとらえつつある措置の概要で、「被害即報事項例示」のとおりとする。

ウ. 市は、即報基準（県への報告）に掲げる火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、それぞれの即報様式により即報する。

なお、原則として、被害を覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。また、県本部が指示した時も同様とする。

エ. 市は、直接即報基準（消防庁および県への報告）に掲げる火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を県本部に対してだけでなく、国（総務省消防庁）へもそれぞれの即報様式により報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国に対して行う。

オ. 被害即報事項は、管内の警察署（交番等を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

カ. 被害即報事項は、判明した事項から順次防災情報システム、防災行政無線（ファックスを含む）、加入電話、非常無線通信によって即報するもので、即報が2以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにする。

キ. 被害即報の伝達系統は、次のとおりとする。

① 警察

警察本部長（警察署長）は、災害発生直後の被害状況について知事（市長）へすみやかに伝達するとともに、緊急に対応すべき措置等につき必要な助言をする。

被害即報の系統は県警察本部から県本部（設置前は防災危機管理局）を基本とする。

② 市本部

市本部から地方本部（設置前は各土木事務所）を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）への報告経路を基本とする。

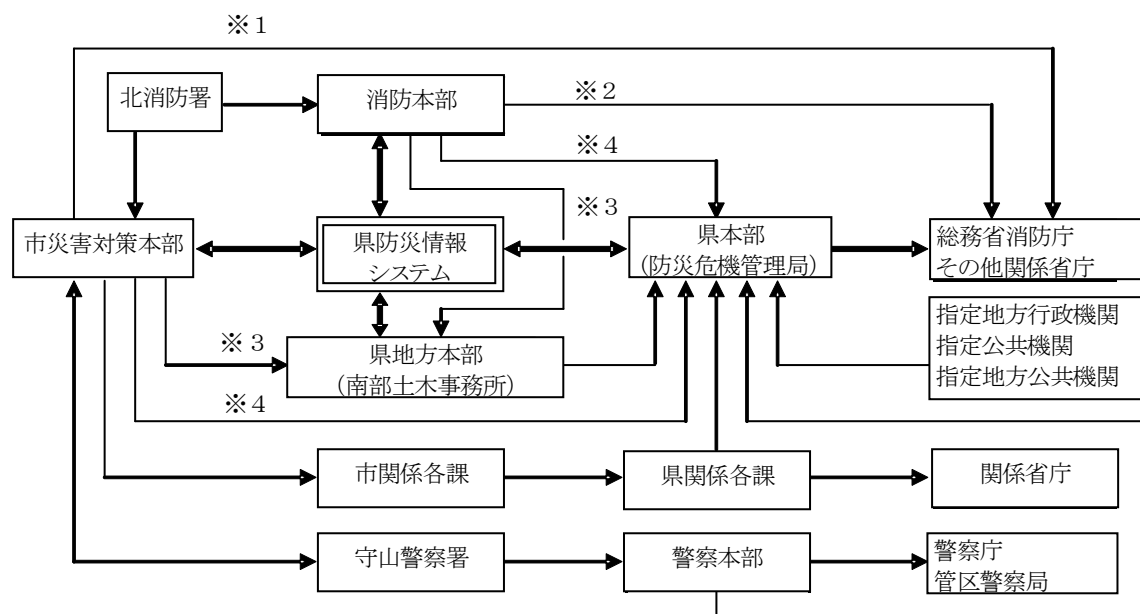
ただし、通信の途絶等のため市本部から県本部への報告が不可能な場合は、市本部から直接国（総務省消防庁）に報告する。この場合、市本部から県本部への通信が回復した段階ですみやかに県本部への報告を行う。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市本部はただちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告する。

③ 指定地方行政機関、指定（地方）公共機関

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関は、県本部（設置前は防災危機管理局）に報告を行い、県本部はすみやかに国（総務省消防庁）に報告する。

※（資料 8-6）様式第 3 号



※ 1：県への報告が不可能な場合

※ 2：県への報告が不可能な場合および直接即報基準に該当する被害報告

※ 3：県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

※ 4：防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第 1 報
防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

※（資料 8-7）災害被害即報様式

(3) 被害確定報告

被害確定報告は災害応急対策を終了した後、県防災情報システムにて「災害確定報告」（第 1 様式）により 15 日以内に行う。



※（資料 8-8）様式第 4 号

(4) 報告先等

南部土木事務所	経理用地課 N T T T E L 077-567-5433 F A X 077-562-9234 防 災 T E L 110-862 F A X 110-851
滋賀県	(防災危機管理局) N T T T E L 077-528-3432 F A X 077-528-6037 防 災 T E L 6-*51-819~824 F A X *-51-850
総務省消防庁	応急対策室 N T T T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537 防 災 T E L 048-500-7855 F A X 048-500-7536

報告の区分	報告の時期	留意事項	様式
市被害即報	第一報被害を覚知後 30 分以内	・ 第一報は、可能な限り早く分かる範囲で報告する。 ・ 第二報以降は、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告する。	災害被害即報様式 (資料 8-7)
確定報告	災害応急対策終了後 15 日以内	・ 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする	様式第 4 号 (資料 8-8)

第3節 災害時の広報

【総合政策部、各機関】

適切な役割分担と正確な情報収集活動をもとに、一般市民（特に危険が予想される地域の住民：風水害は被害者が生じる可能性の高い地域をあらかじめ特定する事ができる。）および報道機関に対して、被害状況その他の災害情報に関する広報活動を実施する。

第1 実施機関とその分担

1. 市

市は、本部長の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

〔主な広報事項〕

(1) 災害発生時の広報

ア. 二次災害防止に関すること

- ① 下水道・排水路・河川への排水抑制の呼びかけ
- ② ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意
- ③ パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけ

イ. 災害情報および被災状況に関すること

- ① 浸水地域の状況
- ② 火災の発生状況

ウ. 市の災害対策活動体制および活動状況に関すること

- ① 本部の設置
- ② 地区連絡所の設置
- ③ その他

エ. 避難に関すること

- ① 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保
- ② 避難誘導方法・避難道路の周知
- ③ 避難所の周知
- ④ 避難行動要支援者保護その他避難の際の注意の呼びかけ

オ. その他必要な事項

(2) 災害に対する広報

ア. 救護所、避難所の開設状況

イ. 医療救護、衛生知識の周知

ウ. 応急給水、応急給食等の実施状況

エ. 通信施設の復旧状況

オ. 道路交通状況

カ. 道路、バス等交通機関の復旧、運行状況

キ. 被災者の状況

ク. 義援金品や復旧支援制度などの情報

ケ. その他必要な事項

(3) 広聴活動

災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。また、被災地住民の要望や避難場所での被災者のニーズ等の把握に努めるとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。

また、必要に応じて被災者相談窓口等を設置し住民からの意見収集に努めるとともに、関係機関に対してその処理を求める。

(4) 要配慮者への広報

要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障害者のために手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行うよう努める。

(5) 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(6) 安否不明者・死者等の氏名等公表

県は災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、氏名等の公表方針をあらかじめ定めた上で行う。なお、この方針は、国からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しが行われる。

市は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

2. 守山警察署

警察は、市本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

おもな広報事項
・災害の状況およびその見通し ・避難・救援活動に関すること ・治安状況および犯罪の予防に関すること ・道路交通規制に関すること ・その他の警察措置に関すること

3. 西日本電信電話株式会社（滋賀支店）

広報車および報道機関等により被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について市民への周知に努める。

4. 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により市民への周知に努める。

5. 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）

広報車および報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガス漏れによる事故防止について市民への周知に努める。

6. 西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）

- (1) 被害箇所の見通しや、輸送の状況について駅の掲示板、案内所等に掲示して一般の周知を図る。
- (2) 災害時において、県、市から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

第2 市広報活動の実施手順

市が市民に対して実施する災害時の広報活動については、広報情報の不統一を避ける観点から、本部長の決定に基づき、総合政策部を経由して行うよう広報ルートの一歩化を図る。

また、その果たすべき意義を踏まえるとともに、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分ける。

そのため、総合政策部は、本部長から特に指示された場合を除き、状況を判断の上適切な広報手段を選定し行う。

なお、ラジオ、テレビ等の報道関係に対する緊急放送の要請は、原則として県を経由して行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、総合政策部が本部長の指示に基づき直接要請する。

※（資料 2-15）災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

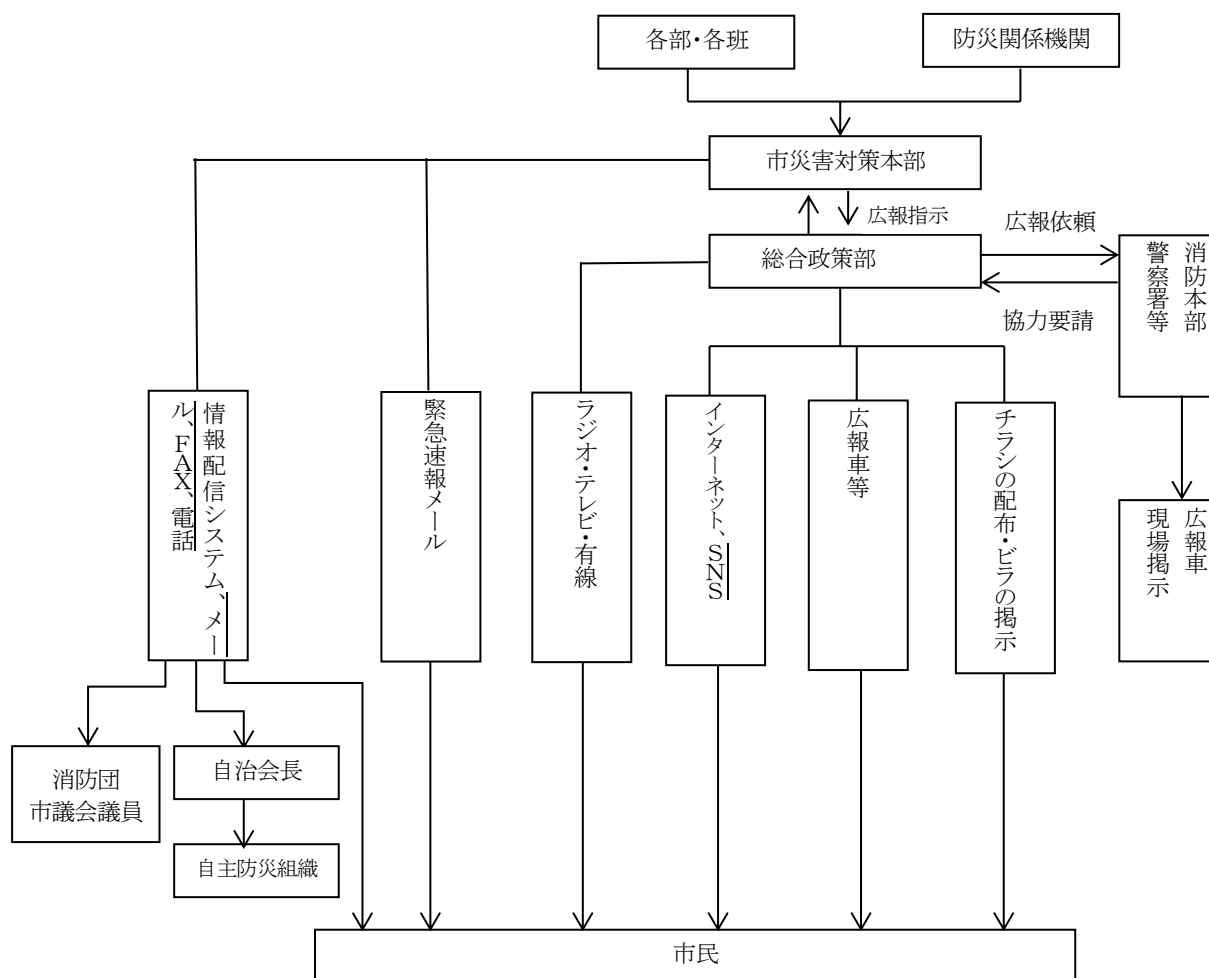
※（資料 2-16）緊急警報放送の放送要請に関する覚書（県協定）

1. 広報活動の決定

広報活動の実施および広報事項の決定は、本部長の指示に基づき、総合政策部が行う。また、災害時に本部が行う広報活動については、次の2つの場合が想定される。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・本部長の自主的な判断による場合・各担当部（班）、防災関係機関からの広報依頼による場合 |
|--|

いずれの場合についても情報の不統一を避ける観点から、指揮命令系統を次の図のとおり行うものとし、広報ルートの一歩化を図る。



2. 広報活動の方法（手段）

(1) 広報車の利用

広報車による広報活動は、総合政策部が行う。

総合政策部は、必要に応じ他の部の車両も動員して必要地域へ広報車を出動させ、広報活動を実施する。

なお、広報車による広報は、音声のみにならず、ビラ・チラシ等印刷物の配布に努める。

また、他の部の車両の動員については、総務部を通じて要請する。

広報する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊 急 伝 達 ア. 避難の指示	○事態が切迫している様子をまず伝えるよう努めること。 ○屋内にいる場合、聞き取りにくい場合次の配慮を行う。 ●音声・音質・響鳴を配慮。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●車両をゆっくり運行させる。
時期または地域に限定した伝達 ア. 災害に関する情報 イ. 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ. 安心情報 エ. 生活関連情報 オ. 通信施設の復旧状況 カ. 道路交通状況 キ. 医療機関の活動状況	○市本部体制が着実に活動している様子をまず伝えるよう努めること。 ○屋内にいる場合、聞き取りにくい場合次の配慮を行う。 ●音声・音質・響鳴を配慮。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●車両をゆっくり運行させる。

(2) 市職員の口頭での伝達

広報車の活動が不可能な地域、もしくは特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣し広報活動を実施する。

また、必要な場合は、あわせて消防署、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

なお、職員を派遣する場合は、原則として、無線機を携帯させるとともに2人1組にして、本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。

広報する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊 急 伝 達 ア. 避難の指示	○事態が切迫している様子をまず伝えるよう努めること。 ○屋内にいる場合、聞き取りにくい場合次の配慮を行う。 ●音声・音質・響鳴を配慮。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●車両をゆっくり運行させる。
避難場所での情報伝達 ア. 災害に関する情報 イ. 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ. 安心情報 エ. 生活関連情報 オ. 通信施設の復旧状況 カ. 道路交通状況 キ. 医療機関の活動状況	○市本部体制が着実に活動している様子をまず伝えるよう努めること。 ○被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ次の配慮を行う。 ●音声・音質・響鳴を配慮。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●不確実なことは言わない。 ○ビラ、チラシ等の印刷物をあわせて配布するよう努めること。

(3) 本庁舎、市出先機関および地区会館での掲示板

総合政策部は、総務部各班の協力を得て、市の情報誌として災害復旧速報版等を1日1回を目途に定期的に発行（印刷物配送またはFAX送信による）するよう努める。

これにより情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された情報誌は、本庁舎においては、総合政策部職員が、出先機関および地区会館においては、各担当職員が掲示または配布を行う。

(4) 災害対策基本法に基づく緊急放送の要請

避難の指示等、その他予想される災害の事態および市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項について、その必要があると認める場合は、本部長の指示に基づき総合政策部が日本放送協会（大津放送局）、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀に対して、緊急放送の要請を行う。

(5) 守山市有線放送農業協同組合

守山市有線放送農業協同組合は、市からの要請により、広報活動を実施する。

ア. 避難の指示等事項

イ. 災害情報および応急対策実施状況

ウ. 被害状況および応急対策実施状況

エ. 被害者に対する注意事項

オ. 住民に対する協力要請

カ. その他の必要な事項

(6) 総合情報配信システム

自治会長、消防団正副団長および市議会議員への緊急連絡については、情報配信システムを活用し、メール、FAX、電話で連絡する。

また、安全・安心メールの登録者に対しても当該システムを活用し、メールを配信する。

(7) 緊急速報メール

市民や来訪者等、市に滞在している人に対して広く情報を周知するため、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の緊急速報メールで広報する。

(8) インターネットによる広報

市および防災関連機関が保有するホームページやSNS等を活用して、災害関連情報の提供を行う。

また、インターネット事業者や携帯電話事業者等多様な手段を複合的に活用した情報提供についても検討する。

(9) 避難行動要支援者に配慮した広報

点字やFAX等の多様な手段の活用や、外国語での情報提供等による避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

3. 緊急警報放送要請の要領

(1) 要請方法

放送要請は原則として県を経由して行う。ただし、緊急情報の周知等やむを得ない事情がある場合は、日本放送協会（大津放送局）に直接要請する。なお要請後すみやかに県へ報告する。

(2) 放送要請の範囲

ア. 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を守るため避難の指示等

イ. 災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれにとるべき措置

ウ. 災害時における混乱を防止するための指示等

(3) 要請手続き

ア. 要請の様式は別紙により行う。

イ. 要請は次の方法により行う。

※（資料 2-16）緊急警報放送の放送要請に関する覚書（県協定）

① 日本放送協会（大津放送局）への要請

常時	
1. 防災行政無線	
防災電話：1720	
	F A X：1721
2. 一般加入電話	077-522-5101
一般加入電話による場合は要請先を確認する。	
3. I N S 電話	077-528-5248
4. 非常通信	

② 県本部への要請

(防災危機管理局)			
N T T	T E L	077-528-3432	
	F A X	077-528-6037	
防 災	T E L	6-*51-819～824	
	F A X	*51-850	

4. 広報文例

広報の内容は、以下の広報文例をもとに適宜決定する。

※（資料 7-1）緊急時広報文例

(1) 台風・水害時の広報

ア. 被害の状況	例文 5
イ. 火災発生の状況	例文 6
ウ. 安心状況	例文 7
エ. 交通の状況	例文 8
オ. 気象情報の情報伝達	例文 14

(2) 避難・救護に関する広報

ア. 高齢者等避難の周知	例文 9
イ. 避難の指示・誘導	例文 10
ウ. 救護対策の周知	例文 11
エ. り災者の避難収容場所の周知	例文 12
オ. 防疫・保健衛生に関する周知	例文 13

第3 報道機関への発表・協力要請

報道機関については、災害時報道が災害対策本部の活動の支障にならないよう、取材活動上のルールを定めるとともに、大規模災害時における市民への情報連絡手段のひとつとして位置付けし、報道機関への発表の要請についての事項を定める。

1. 市の発表

(1) 本部設置前

本部長の指示により、総合政策部長が記者クラブを通じて報道関係に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(2) 本部設置後

本部設置後については、総合政策部を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

総合政策部は、本部が設置された場合は、ただちに市庁舎内に臨時記者詰め所および共同会見所を設置する。

発表は、原則として、本部長の決定に基づき、指揮監が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況に係る情報の統一に努める。

(3) プレスルームの設置

プレスルームの設置は、市庁舎内とするが、災害対策本部の情報収集活動等に支障とならないよう、プレス用の電話等、通信手段を別途検討しておく必要がある。

2. 消防署の発表

消防署の行う警戒防御に関する発表は、指揮監が行う共同記者会見の場で、指定する幹部が行う。なお、必要に応じて、現場行動および状況等については、現場最高責任者が行う。

3. 緊急放送等の要請

市は、緊急時における情報連絡手段としてラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。なお、ラジオ・テレビ局に対する緊急放送の要請については、県と放送機関との「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、直接放送機関に要請する。

日本放送協会（大津放送局） びわ湖放送株式会社 株式会社京都放送 株式会社エフエム滋賀 守山市有線放送農業協同組合	①放送を求める理由	災害対策基本法第 57 条 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 災害対策基本法第 57 条
	②放送の内容	
	③希望する放送日時	
	④その他必要な事項	

第4節 消防・救急救助活動等

【北消防署、消防団、危機管理課、各機関】

災害時には、消防署が関係機関と連携し、全機能を挙げて消防・救急救助活動や避難の安全確保にあたる。そのための組織体制の確立、消防隊や救急隊の運用方法等について示す。

第1 消防活動

1. 組織

(1) 活動体制

消防署長は、災害の規模に応じ、特に必要と認めた場合は、消防署に「消防前進指揮所」を設置する。

(2) 動員体制

湖南広域消防局消防職員非常召集規定第2条に規定する召集（以下「非常召集」という。）が行われたときは、勤務時間外の消防職員はただちに消防署または指定された場所に参集する。

2. 初期活動

非常召集を必要とする災害が発生した場合、消防署はただちに次の初動措置を行う。

〔初期活動のあらまし〕

- (1) 消防前進指揮所の設置
- (2) 車両・機材等の安全確保
- (3) 有線電話の通話統制
- (4) 全無線局の点検
- (5) 被害状況の把握
- (6) 重要防御地域の状況把握
- (7) 消防車・救急車・広報車等出動準備

3. 応援要請

(1) 消防相互応援協定

火災等の発生に際し、災害規模が大きく、本市または湖南広域消防局の消防力で対処できない場合は、消防組織法第21条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している湖南広域行政組合管内の市、大津市、甲賀広域行政組合および東近江行政組合に応援を要請し、被害を最小限度に止める。

ア. 災害等の種別

- ① ビル火災で多数の人命救助が必要と認められる災害
- ② 危険物、高圧ガス等の大規模な火災
- ③ 異常気象等により延焼が拡大すると認められる建物火災
- ④ 前各号の他、特に社会的影響が大きいと考えられる災害

イ. 応援要請の方法

延焼の状況を考慮して、次の事項を明らかにして、応援要請をする。

- ① 災害等の種別、概要
- ② 災害等の発生日時、場所
- ③ 応援消防力の指定
- ④ その他必要な事項

(2) 滋賀県広域消防相互応援協定

本市または湖南広域消防局の消防力および消防相互応援協定を締結している隣接市の消防力によっても的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」および「滋賀県広域消防相互応援基本計画」により相互応援を行う。

ア. 応援要請の方法

滋賀県広域消防相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。(事後、すみやかに文書提出)

- ① 災害の発生場所および概要
- ② 必要とする人員、車両および資機材
- ③ 集結場所、活動内容および連絡担当者
- ④ その他必要事項

(3) 滋賀県下消防団広域相互応援協定

ア. 応援要請の方法

滋賀県下消防団広域相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。(事後、すみやかに文書提出)

- ① 災害の発生場所および概要
- ② 必要とする人員、車両等
- ③ 集結場所、活動内容および連絡責任者
- ④ その他必要事項

(4) 他府県消防隊の応援要請（消防組織法第24条の3）

ア. 応援要請の方法

緊急消防援助隊他府県の応援要請をしたいときは、次の事項を明らかにして県本部に要請する。(後日文書提出)

- ① 火災の状況および応援要請の理由
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市への進入経路および集結（待機）場所

イ. 受入れ体制

緊急消防隊他府県の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受入れ体制を整えておく。

- ① 応援消防隊への地理情報の提供
(消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップの提出)
- ② 消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
- ③ 応援消防隊の人員、器材数、指導者等の確認
- ④ 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
- ⑤ 応援消防隊に対する給食等の手配

4. 消火活動

災害防御の部隊運用は、以下の基本原則に基づく。

[消防活動の基本]

- (1) 火災発生件数が少なく消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される場合は、積極的な防御活動を展開して一挙に鎮圧する。
- (2) 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行

う。

- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断された場合は、住民の安全確保を最優先とし道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- (4) 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保の活動を行う。
- (5) 事業所等の火災に対しては、市街地に延焼の拡大のおそれがある場合に限り局部的に防御し、一般市街地の火災防御活動を優先する。ただし、不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を目的とした消防活動を行う。

5. 通常時の出動計画

(1) 出動区分

消防隊は出動指令に基づき湖南広域消防局出動部隊編成表により出動する。

※（資料 3-8）湖南広域消防局出動部隊編成表

6. 消防団の活動

(1) 出火の防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止および飛び火の警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

消防署の出動不能または困難な地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動について単独もしくは、消防署と協力して行う。

(3) 情報の収集

火災発見が困難な地域の出火の発見通報は、道路障害の状況、特異救助事象の発生状況を報告し、消防団本部は、指示命令の伝達を行う。

(4) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置の実施と安全な場所への搬送を行う。その他「第2 救急救助活動」による。

(5) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

※（資料 4-11）滋賀県防災行政無線系統図

※（資料 5-4）消防団の現況

※（資料 5-5）消防水利の整備状況

第2 救急救助活動

災害時の救急救助活動は、災害の緩急度合いを考慮して、消防署が現有資機材を有効に活用し行う。

ただし、同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合には、全市的に救急隊、救助隊の統括運用を行い、必要に応じて、警察署その他の関係防災機関（守山野洲医師会、日本赤十字社（滋賀県支部）、自衛隊等）と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

また、市は、生命または身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

1. 消防隊の救急救助活動

(1) 活動および出動の原則

救急救助活動は、救急業務規定等関係規定に基づき行うが、そのほか次による。

ア．救助は救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織および付近住民に協力を求めて救出を行う。

ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できるものを優先して実施する。

イ．救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

ウ．傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先して収容医療機関に搬送する。

エ．傷病者に対しては救急処置を必要とする者を優先する。その他の傷病者に対しては、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当てを行わせる。

オ．傷病者の救急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し混乱を避ける。

(2) 非常時の救急・救助

救急、救助活動の対象が大規模であり、同時多発的に多数の要救助者が発生した場合は、湖南広域消防局多数傷病者事故救急業務計画により活動する。

2. 警察署の任務

警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救助に努める。

第3 危険物等・有毒物対策

高圧ガス、危険物、火薬類および毒物・劇物に関しそれらを保管する事業所等に災害が発生したとき、または火災、水災、震災等により危険な状態が生じたとき、これらの危険を防除するための施設の責任者および各関係機関の行うべき応急措置は次のとおりである。

1. 高圧ガス（保管施設）

〔施設責任者の応急措置〕

(1) 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、または安全放出し、この作業に必要な作業員のほかは待機させる等の安全措置を講ずるとともに、警察および消防機関等へただちに通報する。

(2) 貯蔵所または充填容器が危険な状態になった時は、ただちに充填容器を、安全な場所に移動する。

(3) 上記の措置を講ずることができない時は、従業員または必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

(4) 充填容器が外傷または火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、またはその充填容器とともに他に損害を及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

(5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配備する等して進入を容易にし、かつ災害の状況および事業所内の高圧ガスの保有量ならびに保有位置等について報告する。

[消防署の応急措置]

- (1) 必要に応じて安全措置等について、指導を実施する。
- (2) 保管施設に破損を伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織（高圧事業所の相互応援組織）および事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。

[警察署の応急措置]

- (1) 警察署は、市、道路管理者および交通機関と連携する。
- (2) ガスの種類、性質および気象条件等を考慮して広報活動を推進する。

2. 危険物（保管施設）

[施設責任者の応急措置]

- (1) 発火源の除去、油類の流出および拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を講ずるとともに、警察および消防機関等へただちに通報する。
- (2) 充填容器等が危険な状態になった時は、ただちに充填容器等を安全な場所に移動する。
- (3) 上記の措置を講ずることができない時、または必要と認めた時は、従業員および付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配備する等して進入を容易にし、かつ災害の状況および事業所内の石油類等の保有量ならびに保有位置等について報告する。

[消防署の応急措置]

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業および移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置等について指導する。
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、ならびにタンク破壊等による流出および異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を講じる。
- (3) 災害状況を把握し、状況に応じて従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置を講じ、防災機関と連携して活動する。

[警察署の応急措置]

- (1) 災害発生が予想される時は、警察官を派遣し情報収集に努める。
- (2) 消防隊、施設関係者と協力して、初期防災活動を推進する。
- (3) 施設周辺住民の避難誘導および広報活動を実施する。
- (4) 負傷者の救出、救助活動を推進する。

3. 火薬類（保管施設）

[施設責任者の応急措置]

- (1) 保管または貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕がある場合は、すみやかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるかまたは、搬送の余裕がない場合は、火薬類の付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口等の目張り等で完全に密閉し、外部には消火措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
- (4) その他法令に定める安全措置を講ずるとともに、警察および消防機関等へただちに通報する。
- (5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置する等して進入を容易にし、かつ災害の状況および事業所内の火薬類等の保有量ならびに保有位置等について報告する。

[消防署の応急措置]

- (1) 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。
- (2) 施設の責任者および現場の警察官と連携して応急対策の実施にあたる。

[警察署の応急措置]

- (1) 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設の責任者および現場の消防責任者等と連絡を密にして、交通規制を行う。

4. 毒物・劇物（保管施設）

[施設責任者の応急措置]

- (1) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止および除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、警察および消防機関等へただちに通報する。
- (2) 上記の措置を講ずることができないとき、または必要と認めたときは、従業員および付近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配備する等して進入を容易にし、かつ災害の状況および事業所内の毒物・劇物の保有量ならびに保有位置等について報告する。
- (4) 中毒防止方法の広報活動を実施する。

[消防署の応急措置]

- (1) 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。

[環境生活部の応急措置]

- (1) 保管施設等の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示し、その毒物・劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、警察および消防機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。
- (2) 危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて、早急に復旧するように努める。
- (3) 危険区域の立入り禁止の解除にあたっては、消防署および警察署と十分な連絡をとり、混乱のないように措置する。

第5節 水防活動

【危機管理課、建設部】

水防活動は、水防計画に基づいて行われ、水防法により、滋賀県知事から指定された指定水防管理団体である守山市が、市域に係る河川の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを図る。

第1 水防本部設置および分担任務

1. 水防本部

水防管理者は、洪水等で水防活動が必要であると認めたときから、その危険が除去されるまでの間、市に水防事務を処理する。

2. 組織事務分担

水防本部の事務局は建設部道路河川課におき、水防本部の組織を次のとおりとする。



第2 危険箇所等の巡視

1. 河川等の巡視

水防管理者、消防団長、消防署長は随時市域の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちに当該河川、堤防等の管理者に連絡をとり必要な措置を求める。

2. 要水防区域および危険箇所

番号	河川名	左右岸	管内	担当水防 管理団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防 区域		左の理由	防御 すべき 施設	対策 水防工法
					区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			
51	法竜川	左右岸	南部	守山市	起点から 下流 1,860m	3720					護岸老朽		
52	天神川	左右岸	南部	守山市	県道大津 守山近江 八幡線より 上流 420m	840							
53	山賀川	左右岸	南部	守山市	薬師橋から 上流 700m	1400							
54	堺川	左右岸	南部	守山市	市道焰魔 堂大門線 より下流 1,200m	2400							

3. 水防上重大影響箇所

水防上、特に重要な影響を持つ箇所は、以下のとおりである。

(1) 河川調書

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種別	⑤ 重要度	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 L(m)	⑨ 対象と する流量 Q(m ³ /s)	⑩ 対象とす る流量を現 河道に流し た時の水位 (m)	⑪ 現堤 防高 H(m)	⑫ 計画 堤防余 裕高 H(m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
1	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	守山市笠原町地先	3.80 ～4.90	1,100	4,500	93.56	96.51	1.50	野洲川	
2	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	守山市川田町地先	5.50 ～5.90	400	4,500	95.96	97.62	1.50	野洲川	
3	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	野洲市野洲地先	6.80 ～8.00	1,200	4,500	102.01	104.29	1.50	野洲川	
4	野洲川	左岸	旧川跡(※2 箇所含む)	要注意	守山市立入町地先	8.60 ～9.70	1,100	4,500	9.6k付近 破堤跡	108.27	1.50	野洲川	
5	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市出庭地先	10.6 +180付近	—	4,500	107.86	111.66	1.50	野洲川	
6	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	栗東市出庭地先	10.8 +0.00	—	4,500	108.85	111.6	1.50	野洲川	
7	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市出庭地先	11 付近	—	4,500	108.99	111.76	1.50	野洲川	
8	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市出庭地先	11 +150付近	—	4,500	108.99	111.76	1.50	野洲川	
9	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市林地先	11.60 +40付近	—	4,500	111.11	113.48	1.50	野洲川	
10	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市林地先	11.80 付近	—	4,500	111.67	114.62	1.50	野洲川	
11	野洲川	左岸	旧川跡	要注意	栗東市林地先	12.20 +0.00	—	4,500	112.66	115.36	1.50	野洲川	
12	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	栗東市伊勢落地先	12.80 付近	—	4,500	115.14	117.11	1.50	野洲川	
13	野洲川	左岸	越水(溢水)	B	湖南省石部北地先	13.10 ～13.50	400	4,500	117.08～ 117.58	118.44～ 118.77	1.50	野洲川	
14	野洲川	左岸	旧川跡※	要注意	湖南省石部北地先	13.40 +100付近	—	4,500	117.35	118.8	1.50	野洲川	
15	野洲川	右岸	旧川跡	要注意	守山市新庄町 ～野洲市市三宅地先	4.80 ～7.80	3000	4,500	101.82	105.15	1.50	野洲川	
16	野洲川	右岸	堤体漏水	B	野洲市野洲地先	7.50 ～8.10	600	4,500	101.71～ 102.24	104.18～ 105.01	1.50	野洲川	t*≥0.01
17	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	野洲市野洲地先	8.20 +100付近	—	4,500	102.39	105.48	1.50	野洲川	
18	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	野洲市三上地先	9.60 +50付近	—	4,500	105.47	108.18	1.50	野洲川	
19	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	野洲市三上地先	9.8 +70付近	—	4,500	106.00	108.79	1.50	野洲川	
20	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	野洲市三上地先	10.2 +150付近	—	4,500	106.79	109.36	1.50	野洲川	
21	野洲川	右岸	越水(溢水)	B	野洲市南櫻地先	12.90 ～13.50	600	4,500	116.12～ 117.58	117.52～ 118.57	1.50	野洲川	
22	野洲川	右岸	旧川跡※	要注意	湖南省菩提寺地先	13.4 +70付近	—	4,500	117.35	118.58	1.50	野洲川	
23	野洲川	左右岸	工作物	B	守山市幸津川町地先	2.30 +90	—	4,500	90.42	91.91	1.50	野洲川	稲荷大橋
24	野洲川	左右岸	工作物	B	守山市服部町地先	3.20 +37	—	4,500	91.86	93.18	1.50	野洲川	服部大橋
25	野洲川	左右岸	工作物	B	守山市新庄町地先	3.70 +62.00	—	4,500	92.81	93.97	1.50	野洲川	新庄大橋
26	野洲川	左右岸	工作物	B	守山市川田町地先	5.50 +55.00	—	4,500	95.58	97.00	1.50	野洲川	川田大橋
27	野洲川	左右岸	工作物	B	野洲市野洲地先	8.20 +153.30	—	4,500	102.69	103.35	1.50	野洲川	野洲川橋

注) 種別「工作物」における現堤防高の数値は、各橋梁の現桁下高を示す。

※伏樋跡

(2) 野洲川橋梁調書

河川名	路 線 名	橋 梁 名	地 先	摘 要
野洲川	市道天満大橋線	天満大橋	小浜町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	市道立田服部大橋線	服部大橋	服部町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	県道近江八幡大津線	中洲大橋	小浜町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	県道守山中主線	川田大橋	川田町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	県道近江八幡守山線	新庄大橋	新庄町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	県道幸津川服部線	稲荷大橋	幸津川町	野洲市に通ずる重要路線
野洲川	国道 477 号	幸浜大橋	幸津川町	野洲市に通ずる重要路線

4. 水位状況の観測通報連絡

水防管理者は、出水のおそれがあることを知ったとき、または水防警報により出水の通知があったときには、水位変動を監視し、通報水位に達した場合、以下の各項により、各関係機関に水位を通報する。

(1) 水防管理者は常に水位の観測を行う。

(2) 報告とその間隔

通報水位に達したときより、通報水位に下がるまでの1時間ごと、ただし、次の場合は随時。

ア. 警戒水位に達したとき。

イ. 最高水位

ウ. 警戒水位まで下がったとき。

エ. 通報水位まで下がったとき。

※(資料4-9) 野洲川増水警戒連絡系統図

第3 水防非常配備と出動

1. 水防管理団体の非常配備

水防法第10条の5に基づき、水防管理者は、水防警報の発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防計画で定めるところにより、消防団および職員を出動させ、または出動の準備をさせなければならない。出動および出動の準備のための警報は、水防警報による。

(1) 職員の非常配備

守山市災害警戒体制および災害対策本部、第1章第1節「応急活動体制」を準用する。

※(資料3-4) 警戒体制における配置職員および指揮系統等

(2) 消防機関の非常配備

ア. 準備

水防本部長の要請により消防団長および消防署長は本部に出向し、その後の状況を把握するとともに、各分団長および部長を地区会館または消防車庫に詰めさせ、資機材の準備、点検ならびに団員との連絡にあたる。また、団長は作業人員の配置ならびに作業計画を立て、準備命令はおおむね次の際に発する。

① 水位に上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき。

② 洪水予報が発せられたとき。

③ その他、必要があると判断したとき。

イ. 待機

各分団長は消防団長の指示により、一般団員を地区会館または消防車庫に集合させ、作業人員の配置ならびに作業計画等について説明を行う。

ウ. 出動

水防本部長の指示に基づき消防機関の全員が所定の詰所から警戒配置につく。出動命令はおおむね次の状況の際に発する。

① 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

② 河川の水位が警戒水位に達していないが、気象状況等の判断により、今後急激なる降雨量があると予測されたとき。

③ その他、本部長が必要と認めたとき。

(3) 水防信号

ア. 水防信号の種類

種別	内容
第1信号	警戒水位に達したことおよび水防活動のための待機を知らせる。
第2信号	消防団員および消防機関に属するもの全員がただちに出動すべきことを知らせる。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる。
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。

イ. 水防信号の打鐘および吹聴方法

種別	警鐘信号（打鐘方法）
第1信号	打 休止5秒 打 休止5秒 打 休止5秒
第2信号	打打打 休止5秒 打打打 休止5秒
第3信号	打打打打 休止5秒 打打打打 休止5秒
第4信号	乱 打

種別	サイレン信号（吹鳴方法）
第1信号	吹鳴5秒－10秒休止 吹鳴5秒－10秒休止
第2信号	吹鳴7秒－7秒休止 吹鳴7秒－7秒休止
第3信号	吹鳴10秒－5秒休止 吹鳴10秒－5秒休止
第4信号	吹鳴30秒－3秒休止 吹鳴30秒－3秒休止

(注)

- ① 信号は適宜の時間、継続的に繰り返すこと。
- ② 必要があれば警鐘、サイレン信号を併用してもよい。
- ③ 危険の去ったときは、口頭伝達により周知させる。

2. 水防活動

(1) 非常警戒

水防管理者は、警戒水位に達したときは、南部土木事務所長に報告するとともに、警戒、水防作業を開始する。

(2) 警察官の出動

水防管理者は水防活動に際し、区域居住者の立ち退き等の必要があるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

(3) 優先通行の標識と身分証

ア. 優先通行の標識

イ. 身分証標

※（資料 6-2）水防活動優先通行の標識と身分証

(4) 決壊の通報

堤防等が破堤した場合は、水防管理者、消防署長および消防団長は、ただちに南部土木事務所長および氾濫のおよぶおそれのある隣接する水防管理者に通報する。

(5) 避難のための立ち退き

ア. 水防管理者は、堤防等が破堤あるいは破堤の危険ありと判断した場合、ただちに必要と認

める地区の住民に、立ち退きまたはその準備を指示する。

イ. 水防管理者は、警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な措置を講じておく。

ウ. 水防管理者は、立ち退きまたはその準備を指示した場合は、警察署長にその旨を通知する。

エ. 立ち退き計画の主な事項は次のとおりである。

- ① 立ち退きを要する人口、世帯数
- ② 避難地点および避難地点までの経路（図示併記のこと）
- ③ 立ち退きのための指導員編成表（発生時に随時作成）

(6) 水防解除

河川の水位が警戒水位以下に減り、水防警戒の必要がなくなり、水防警戒の解除を命じたときは、水防管理者は、これを一般に周知させ、南部土木事務所長に報告する。

3. 水防活動報告

(1) 水防管理者が、南部土木事務所長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

ア. 消防機関を出動させたとき。

イ. 他の水防管理者等に応援を要請したとき。

ウ. 破堤、氾濫したとき。

(2) 水防管理者は水防作業を実施し、作業が終結したときは遅滞なく水防記録を作成してこれを保管するとともに、南部土木事務所長に報告する。

ア. 天候の状況ならびに警戒中の水位観測表

イ. 警戒出動および解散命令の時刻

ウ. 水防機関に属する者の出動の時刻および人員

エ. 水防作業の状況

オ. 堤防その他の施設等の異常の有無およびこれに対する処置と効果

カ. 使用材料の種類および員数とその消耗分および回収分

キ. 水防法第 28 条による収用または器具材料の種類、員数および使用場所

ク. 障害物を処分した数量およびその事由ならびに除去の場所

ケ. 土地を一時使用したときは、その箇所および所有者の住所とその理由

コ. 応援の状況

サ. 居住者出動の状況

シ. 警察の救助の状況

ス. 現場指揮官公吏氏名

セ. 立ち退きの状況およびそれを指示した理由

ソ. 水防関係者の死傷

タ. 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

チ. 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じたときはその場所およびその損傷状況

ツ. 被災区域図、被災写真および水防活動写真

テ. その他必要な事項

第6節 警備・交通対策

【守山警察署、建設部、環境生活部】

風水害をはじめとする災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期することを目的として、警察署の防災関係機関が行う対策を定める。

第1 災害時の警備

1. 警察の任務

警備体制下の警察活動は、おおむね次のとおり行われる。

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導
- (4) 遺体見分
- (5) 二次災害の防止
- (6) 危険個所等における避難誘導等の措置
- (7) 地域安全活動等社会秩序の維持
- (8) 緊急交通路の確保
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) 情報管理に関する措置
- (12) 関係機関との相互連絡
- (13) ボランティア活動等の受入れ

2. 警備体制

風水害時の警備体制は守山警察署長が発令し、その種類は次のとおりである。

- (1) 警戒体制
暴風、大雨、洪水等の警報が発令された場合に発令する。
- (2) 非常体制
台風、大雨、暴風、洪水等により県内に相当な災害が発生し、または発生すると認められる場合に発令する。
- (3) 緊急体制
台風、大雨、暴風、洪水等により県内に大規模な災害が発生し、または発生すると認められた場合に発令する。

3. 警備体制の変更等

気象条件の悪化または好転、危険の増減、被害地における応急措置の状況、情勢の変化等に応じて、警備体制の変更または解除を発令する。

4. 警備部隊の編成

警察署長は管内の災害の種別、規模、態様に応じて、災害警備活動に必要な警備部隊を編成する。

なお、各警備体制下における部隊編成は次のとおりである。

- (1) 警戒体制
 - ア. 署警備連絡室開設
 - イ. 実員の5分の1による視察警戒
- (2) 非常体制
 - ア. 署警備連絡室開設
 - イ. 実員の3分の2による警戒警備
- (3) 緊急体制
 - ア. 署警備本部開設
 - イ. 実員の全員による警戒警備

第2 道路交通規制

1. 交通規制の種別・根拠等

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保安上必要があると思われるときは、交通規制ならびにこれに関連した応急対策を講ずる。

災害時における規制の種別および根拠は、おおむね次によることとなっている。

種別	根拠法	規制の内容
道路法に基づく規制	道路法 第46条	災害所において道路施設の破損等により施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し、また、制限（重量制限を含む）する。
道路交通法に基づく規制	道路交通法 第4条 第5条 第6条	災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官は歩行者または車両の通行を禁止しまたは制限する。
災害対策基本法に基づく規制	災害対策基本法第76条	災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止しまたは制限する。

2. 交通規制の実施

市内の道路の交通規制については、警察署、県道・国道および市道の道路管理者と協力して、おおむね次のとおり実施する。

(1) 交通規制必要区間の調査および報告

建設部長は、災害の発生が予想され、または発生したときは、建設部の職員を派遣し、道路施設の巡回調査を行う。

道路施設の被害により危険な状態が予想され、もしくは発見したときまたは通報等により承知したときは、ただちに本部長に報告するとともに、関係機関に通知し、交通の安全と円滑を図るための交通規制の実施に協力する。

(2) 交通規制の実施

建設部長は、その必要があると認めるときは、環境生活部長および警察署等の関係機関と協力して、危険個所の回避措置、迂回案内の表示等の交通対策を行うとともに、下記の諸対策に

についても、警察および関係機関と協議して行き交通秩序の維持に努める。

ア．災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

イ．災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、広域交通管制を実施し、連やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を整止し、または制限する等して、緊急交通路を確保する。

ウ．復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

(3) 緊急交通路の確保

ア．緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

イ．交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

ウ．警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

(4) 広域交通管制の実施

大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通規制を実施する。

(5) 広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣要請

緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣要請を行う。

(6) 交通情報の提供

緊急交通路の確保と迂回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネット、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

3. 交通情報の収集

交通情報の収集は、交通規制対象道路を重点にして、以下のとおり、市および警察機関が協力して行う。

(1) 県警察本部

ア．警察署警備本部と連携を密にして交通情報の収集を行う。

イ．道路管理者、その他関係行政機関からの交通情報の収集を行う。

(2) 警察署警備本部

ア．災害警備活動、地域活動、その他あらゆる警察活動を通じて交通情報の収集を行う。

イ．道路管理者、その他関係行政機関からの交通情報の収集を行う。

ウ．適宜、交通情報を県警警備本部に報告するとともに、市本部に通報する。

(3) 市本部（環境生活部）

環境生活部長は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員

を派遣する等して、以下の事項について、交通情報の収集を行う。

〔収集すべき主な交通情報〕

- ア．鉄道、駅等の交通機関の被害状況および復旧の見通し
- イ．主要道路、橋梁等の被害状況および復旧の見通し
- ウ．交通規制の実施状況
- エ．特に危険と認められた道路および橋梁
- オ．その他必要な事項

第7節 緊急輸送対策

【総務部、都市経済部】

市保有車両の集中管理、車両が不足した場合の調達、緊急輸送車両の確認手続きについて、作業の分担その他必要な取決めや、業務の留意点は次のとおりである。

1. 車両を効率的に管理し、必要な車両の調達を行う。
2. 車両が不足する場合、市内交通輸送業者からの借り上げ、県その他の防災関係機関に対する応援要請を行う。
3. 船艇、航空機、鉄道その他必要な輸送手段を確保する。
4. 輸送拠点、物資の集積場所等を確保し、効率的な輸送体制を整える。

第1 輸送手段の確保

1. 車両等の調達

(1) 市保有車両の把握

総務部長は、災害発生後、必要と認めた場合は、輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、指揮監を通じて本部長に報告する。

(2) 借り上げの準備

市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより、迅速な対応を図る。

総務部長は、災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ次のとおり、輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

ア. 借り上げ可能な輸送業者等

借り上げ可能な輸送業者等については、あらかじめ協定等によりおおよその調達可能台数を把握しておく。

イ. 車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

ウ. 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体もしくは当該業者等と通常行うところにより協議して定める。

(3) 燃料の調達

総務部長は、各課の専用管理車両、市保有車両および借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

調達は、滋賀県石油商業組合等の関係機関に対してあらかじめ定められた方法により供給を要請し行う。

2. 配車計画

(1) 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね次の順とする。

〔輸送対象の優先順位〕

ア. り災者の避難のための対策要員およびり災者の輸送

イ. 医療・助産における対策要員、資機材およびり災者の輸送

- ウ. り災者救出のための対策要員、資機材およびり災者の輸送
- エ. 公共施設の応急復旧のための人員および資機材の輸送
- オ. 飲料水の供給のための輸送
- カ. 救助物資の輸送
- キ. 遺体の捜索および処理のための輸送
- ク. 埋葬のための輸送
- ケ. その他災害対策に必要な人員および物資の輸送

(2) 配車手続等

- ア. 総務部長は、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両および応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- イ. 総務部長は、災害の状況に応じて必要とする車両を各部および市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。
- ウ. 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- エ. 防災関係機関からの要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

3. 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者またはその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

〔緊急通行車両の範囲〕

- ア. 警報の発令および伝達ならびに避難の指示等に関するもの
- イ. 消防、水防その他応急措置に関するもの
- ウ. 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの
- エ. 災害を受けた園児、児童および生徒の応急の教育に関するもの
- オ. 施設および設備の応急の復旧に関するもの
- カ. 清掃、防疫、その他の保護衛生に関するもの
- キ. 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク. 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 確認手続等

緊急通行車両であることの確認、標章、証明書の交付は、市の所有する車両については、守山警察署長または県公安委員会に、所定の書類をもって申請する。

※（資料 8-10）緊急通行車両申請様式

4. 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両による輸送が不可能な場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、総務部長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

なお、各機関への要請については、第 1 章第 1 節第 6 「応援の要請」の定めるところにより県本部を通じて行う。

- (1) 航空機（県防災ヘリコプター）による輸送
- (2) 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社）による輸送

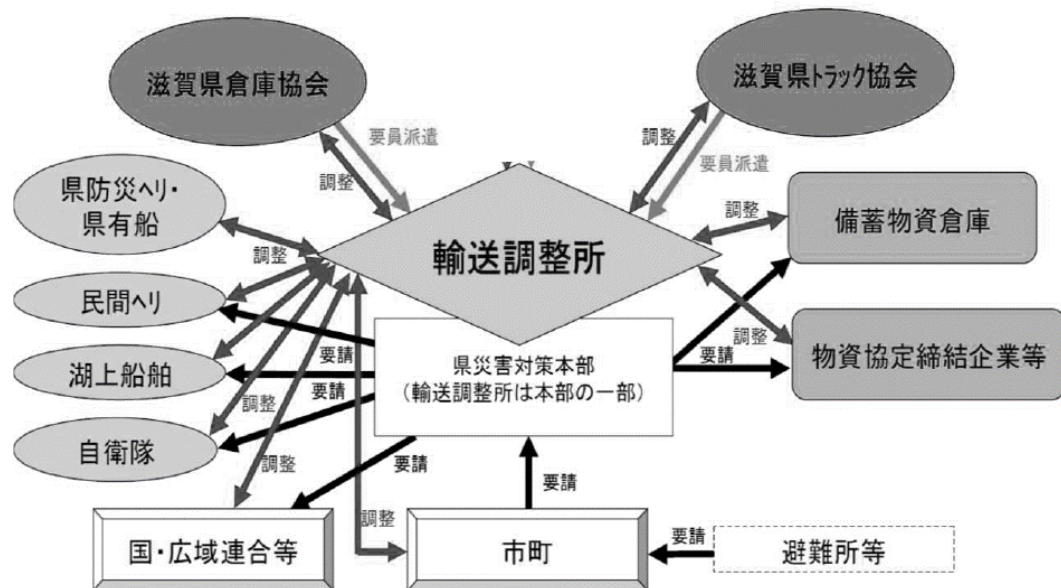
(3) 船艇（ボート等）による輸送

第2 輸送拠点・集積場所

1. 緊急輸送ネットワーク

他地域と県内および市内の所要を結ぶ緊急時確保路線、湖上および航空輸送による物資の受入れ基地および市内の輸送拠点を結ぶ緊急輸送ネットワークを調整する。

【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】



2. 集積場所

災害時において、調達した物資等や他県市町からの救助物資を受け入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設として、次の施設を物資の集積場所とする。

区名	施設の名称	所在地	備考
陸上輸送および空中輸送による	市民体育館	三宅町 100	

3. 輸送拠点

市内各地域への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として次の施設を物資の輸送拠点とする。

施設の名称	所在地
守山市民体育館（市輸送拠点）	三宅町 100
守山会館（地区輸送拠点）	今宿二丁目 5-15
吉身会館（地区輸送拠点）	吉身三丁目 2-8
小津会館（地区輸送拠点）	欲賀町 901-1
玉津会館（地区輸送拠点）	矢島町 3091

河西会館（地区輸送拠点）	今市町 160
速野会館（地区輸送拠点）	水保町 2236
中洲会館（地区輸送拠点）	幸津川町 1043-5

第3 緊急輸送の実施

1. 輸送を実施する範囲

都市経済部が実施する輸送の範囲は次のとおりとする。

[都市経済部が実施する輸送の範囲]

- (1) 各対策項目のうち、輸送についての明確な定めのないもの。
(例：応急対策要員の輸送)
- (2) 各部各班が輸送を担当する定めのあるもので、状況により応援を必要とするもの。
(例：給水、給食・生活必需品等の輸送、傷病者の搬送、応急復旧用資機材等の輸送)

2. 輸送の内容

都市経済部が行う輸送に必要な人員は、都市経済部の職員をもってあてるが、人員に不足がある場合は、本部長に応援職員の割当を求める。

各活動業務の輸送作業は次のとおりとする。

(1) 給食・生活必需品等の輸送

○ 県の配布場所	—————→	集積場所
○ 集積場所	—————→	輸送拠点
○ 輸送拠点	—————→	} 避難場所
○ 炊き出し所	—————→	
○ 備蓄倉庫	—————→	
○ ヘリポート	—————→	

(2) 給水活動

○ 給水場	—————→	給水拠点
○ 補給水源	—————→	病院

(3) 医薬品、医療器具の輸送

○ 備蓄場所	—————→	} 救護所
○ 集積場所	—————→	
○ 病院	—————→	
○ ヘリポート	—————→	

(4) 要員の輸送

○ 市役所	—————→	活動現場
○ 医療対策本部	—————→	救護所

(5) その他各部（班）の応援

- 救助、道路啓開、消毒、清掃用資機材の輸送
- 避難誘導員、通信員、水防要員の輸送応援

第8節 緊急輸送道路等の確保

【建設部、危機管理課、各機関】

災害発生により通常の輸送体制が大きく混乱した場合に備えて、市内における陸、空の2つの緊急輸送ルート、の、応急的な復旧作業の分担や手順等に関する取決めを行う。

〔業務の概要〕

1. 各担当部長は、職員によるパトロール活動、警察署への照会、参集職員からの情報収集その他の方法により道路、臨時ヘリポート施設の被害状況を把握し本部長に報告する。
2. 本部長の指示に基づき、各施設所轄の関係機関等に被害状況を通知する。県本部へは、防災情報システムでの情報伝達を基本とする。
3. 建設部長は、本部長の指示に基づき、市指定の路線から順次道路の確保作業を関係機関に要請する。
4. 建設部長は、本部長の指示に基づき、必要な臨時ヘリポート施設の開設を行う。

第1 緊急輸送道路の確保

1. 道路の確保順位

建設部長は、災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、県の緊急輸送道路との整合を図るなか、被害を受けた道路を次により確保する。

- (1) 本部長の指示に基づき、建設業協会等の協力を得て、市指定の路線から順次確保する。
- (2) 地域によって指定の路線から確保することが困難な場合、もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

※（資料5-6）緊急輸送道路路線一覧

※（資料5-7）緊急輸送道路路線位置図

2. 道路確保作業の内容

(1) 市本部建設部

建設部長は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり、緊急輸送路の確保のための作業を実施する。

ア. 緊急輸送路の被害状況を確認し、本部長に報告する。

イ. 本部長から指示された応急復旧工事必要区間の2車線通行確保を図る。

なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、所轄警察署長と協議の上、通行止め・う回規制等の必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により独自の判断で交通規制を行った場合は、すみやかに所轄警察署長に通知する。

ウ. 道路確保作業中の安全と円滑な道路交通の確保に留意する。

エ. 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者として自ら車両の移動等を行う。

オ. 人員、車両、資機材等に不足がある時は、他部または第1章第1節第6「応援の要請」の定めに基づく応援要請を本部長に求める。

カ. 片側のみ確保作業完了時で必要と認める場合は、手信号による交通の整理、誘導を行う。

キ. 緊急輸送路の確保作業が完了した場合および交通規制を行った場合は、すみやかに本部長にその旨を報告する。

(2) 琵琶湖河川事務所

野洲川管理用道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上、所轄

する管理用道路の障害物の除去作業を実施する。

(3) 他の道路管理者等との相互協力

ア．建設部は、災害等により道路が破損した場合は、必ず交通の確保のため、滋賀県および近畿地方整備局と道路復旧についての情報交換および必要な資機材の確保等で協力し合うよう努める。

イ．建設部は、周辺市町と緊急道路の応急復旧に関し情報交換等を行う。

ウ．建設部は、県道路公社等と応急復旧に関し情報交換等を行う。

3. 警察署の任務

警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者および関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

第2 臨時ヘリポートの開設

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示または本部長の指示による。都市経済部長は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模災害の発生を覚知した場合は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておく。

第9節 ライフライン施設の応急対策

各ライフライン施設を所有する機関が行う応急的復旧対策についての事項は、次のとおりとするとともに、市および関係機関は次のような段階をふんで、施設機能の回復作業に努める。

1. 各施設機能の代替となるサービスの応急的な提供に努める。
2. 相互に協力して、応急的な復旧措置を講じる。
3. 各関係機関が、順次被害の程度に応じて定められた計画に基づき、本格的な復旧作業を実施する。

第1 上水道施設

【上下水道事業所】

災害時には、上下水道事業所の職員を把握し、施設の災害調査の上、緊急措置を行うとともに応急復旧等の諸体制をすみやかに確立する。

情報の収集連絡を密にし、被害の規模、態様に即した判断のもとに応急給水用水源の確保ならびに応急復旧を実施する。

本部長は、市域に関し施設の被害状況を把握した場合は、「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定」に基づきすみやかに必要な措置を講ずるよう要請する。

〔協定締結団体〕

※（資料 4-3）守山市上水道施設・業者

〔協定名称〕

※（資料 2-5）上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書

1. 応急復旧活動体制

(1) 応急活動

災害発生時には、滋賀県災害対策本部等と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

(2) 情報連絡体制

発生時には、有線による通信連絡が不可能になることが予想されるため、無線設備および市防災行政無線を活用して、応急連絡体制の確立を図る。

(3) 動員体制等

ア. 職員の動員・配備は、第1章第1節第4「災害対策本部職員の動員・配備」による。

イ. 上水道施設の応急復旧にあたっては、守山市管工事業協同組合の協力を得て行う。

ウ. 応急復旧は、市が備蓄する資機材および車両により行う。

災害の規模により多くの資機材もしくは車両を必要とする場合には、守山市管工事業協同組合および所属事業所等所有の資機材等の緊急調達を行う。

なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供もしくは関係会社等からの調達協力を要請する。

(4) 応援体制

本市および守山市管工事業協同組合で対応が困難な場合は、滋賀県水道協会等に協力を要請し、災害時の応援確保に努める。

2. 応急復旧対策

(1) 基本方針

ア. 応急復旧は、原則として復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行う。

イ. 断水区域の早期解消を図るため、水源地および配水場の応急復旧、送・配水管等の管路の応急復旧および給水装置の応急復旧は平行して行う。

ウ. 把握した被害状況を基に、所要資機材、復旧行程等を策定した復旧計画を確立する。

エ. 応急復旧作業は昼夜兼行で行う。

(2) 復旧活動の内容

ア. 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。

イ. 施工業者に出勤要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者から修繕依頼があったものについて、守山市管工事業協同組合等の協力により行う。

ウ. 応急復旧は、次により行う。

① 応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは仮配管等による仮復旧とする。

② 施工にあたっては、作業の難易、能力および復旧資材の有無等を勘案し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

③ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。

④ 応急復旧完了後、ただちに充水または試運転を行い、洗浄および消毒（水質検査）を行ってすみやかに通水する。

(3) 記録および報告

応急復旧状況の写真撮影を行うとともに、別に定める復旧調書に復旧内容等の所要事項に記載して市本部等に提出する。

3. 災害時の広報

【総合政策部】

発災後の広域的な広報は、県本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施する。

また、広報の時期については、地震発生直後および応急対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

市内の一部地域を対象とする広報は、総合政策部が広報車による路上広報等を行うが、必要に応じて、市有線放送農業協同組合その他による広報を要請し行う。

第2 公共下水道

【上下水道事業所】

上下水道事業所長は、大規模な災害が発生したときは、すみやかに管渠・ポンプ場等の下水道施設の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被災した施設の応急復旧のために必要な資機材、車両および人員を確保し、汚水の流下を支障のないよう応急措置を講じ、排水に万全を期する。

1. 管渠の応急措置

(1) 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水の流下を支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。

(2) 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。

(3) 枝線の被害については直接本復旧を行う。

(4) 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないようマンホールで流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

(5) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して被害を最小限に止めるよう指揮監督する

とともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせる。

2. ポンプ場等の応急措置

- (1) ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。
- (2) 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損個所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

3. 動員体制等

- (1) 職員の動員・配備は、第1章第1節第4「災害対策本部職員の動員・配備」による。
- (2) 下水道施設の応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得て行う。
- (3) 応急復旧は、市が警備する資機材および車両により行う。

災害の規模により多くの資機材もしくは車両を必要とする場合には、市内工事店等所有の資機材等の緊急調達を行う。

なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供もしくは関係会社等からの調達協力を要請する

4. 災害時の広報

【総合政策部】

下水道施設の被害状況および復旧の状況等の市民への広報は、総合政策部が広報車による路上広報等を行うが、必要に応じて市有線放送農業協同組合による広報活動その他による広報を要請し行う。

また、広報の時期については、災害発生直後および応急復旧対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

第3 電力施設

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】

電力施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、すみやかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

1. 通報連絡

被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。

2. 災害時における情報の収集、連絡

- (1) 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア. 一般情報

- ① 気象、地象情報
- ② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。

- ③ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況）
- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

イ．当社被害情報

- ① 電力施設等の被害状況および復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- ④ 従業員等の被災状況
- ⑤ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

3. 災害時の広報

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、インターネット、停電情報アプリ、SNSおよびＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

また、必要に応じて、市が所管する防災無線や防災メール等を活用し市民へ周知する。

4. 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

ア．夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ．対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、すみやかに出社する。

なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、他電力会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5. 避難所等への電気供給と保安の確保

電力設備の保安の確保に努め、市の災害対策本部と連携し、避難所等に必要となる電気の供給に可能な限り協力する。

第４ ガス施設

【大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）】

災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの供給体制の万全を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。

災害発生時には「災害対策規程」等に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。ただし、緊急を要する場合は指令の有無にかかわらず所管所属にて応急対策を実施する。

1. 情報の収集伝達および報告

(1) 気象予報等の収集、伝達

気象情報および洪水、土砂災害時の災害情報を収集し、一斉無線連絡装置によりただちに各事業所へ伝達する。

(2) 通信連絡

災害発生による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保および事業所管内の諸状況を把握する。

(3) 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設および管内顧客施設の被害状況を所定の経路により本部に報告する。また、専用電話等により、防災関係先への緊急連絡を行う。

2. 災害時の広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある時は、顧客および一般市民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備またはテレビ、その他マスコミにより災害に関する各種の情報を広報する。

3. 応急対策風水害危険防止対策

災害状況、現場状況に基づき、対策本部からの指令でガス製造・供給施設の点検・防護、ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断等を実施する。災害による事故発生の場合は、ただちに防災活動を行うとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど危険防止のための応急対策を行う。

4. 応急復旧対策

- (1) 災害状況、現場状況に基づき、対策本部からの指令でガス製造・供給施設の点検・防護、ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断等を実施する。災害による事故発生の場合は、ただちに防災活動を行うとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど危険防止のための応急対策を行う。
- (2) ガス供給を確保するため災害現場の状況により、供給上可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限に食い止めるなど応急復旧作業にあたる。
- (3) 大規模な災害により、事業者単独で復旧をはかることが困難である場合には、災害をまねがれた事業者からの協力を得るため、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」の活用を図る。
- (4) 災害復旧計画の策定および実施にあたっては、人命にかかわる箇所および救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

5. 避難所等への電気供給と保安の確保

市の災害対策本部と連携し、避難所等における炊き出し、給湯および暖房用に必要となるガスの供給と保安業務支援を実施する。

第5 LPガス設備

【一般社団法人滋賀県LPガス協会】

LPガス設備を災害から防護するため各種施策を行うとともに、災害発生時には「滋賀県LPガス災害対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と緊密な連携を取りながら応急対策を実施して、LPガスの安定供給に努める。

1. 情報の収集伝達および報告

(1) 気象予報等の収集、伝達

各LPガス販売事業者は、風水害が発生したときおよび気象庁より災害発生を発表があった場合、報告または伝達する。本部では収集した気象予警報は所定の方法により伝達する。

(2) 被害状況の連絡、報告

各LPガス販売事業者は、自ら供給する顧客設備の受けた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また、本部は防災関係機関へ緊急連絡を行う。

2. 応急対策要員の確保

災害発生予想時におけるLPガス販売事業者の待機および非常出動要員体制の確立を行う。

3. 災害時の広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある時は、顧客および一般市民に対し、広報車による災害に関する各種の情報を広報する。

4. 応急対策

災害状況および現場状況に基づき、災害対策本部からの指令で、LPガス供給設備の点検・防護・ガス配管等の損傷の危険が素養される箇所にあつては供給遮断および撤去を実施する。

災害による事故が発生した場合には、ただちに防災活動を実施するとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど、危険防止のための応急対策を行う。

5. 災害復旧対策

(1) LPガスの安定供給を確保するため、消防機関と連携をとり供給上可能な範囲で応急復旧作業にあたる。

(2) 大規模な災害により、当該支部単位で復旧を図ることが困難な場合、災害を免れた支部より応援活動を行う。

(3) 災害復旧計画の策定および実施にあたっては、人命を重視し救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先する。

6. 避難所等へのLPガス供給と保安の確保

市の災害対策本部と連携し、避難所等における炊き出し、給湯および暖房用に必要となるLPガスの供給と保安業務支援を実施する。

第6 通信設備

【西日本電信電話株式会社（滋賀支店）】

災害時における電気通信サービスの確保に係わる基本的な考え方は、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保のために、応

急復旧を迅速かつ的確に実施する。

1. 設備および回線の応急復旧装置

- (1) 電気通信設備に災害が発生したときは、西日本電信電話株式会社災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。
- (2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、および第1順位以外の国または地方公共団体

第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

2. 災害時の広報

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、ホームページ、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時間
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) その他必要な事項

第7 鉄道施設

【西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）、東海旅客鉄道株式会社（東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部関西支社）】

1. 計画方針

本計画は、守山市の地域においてJR列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、もしくは発生しようとする場合における応急救助対策等について定める。

2. 計画の内容

- (1) 対策本部および復旧本部の設置等

対策本部および復旧本部の設置、廃止は、関係指令員が協議のうえ決定し、本部長の承認を得る。

- (2) 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮およびその他の業務を行う。

- (3) 復旧本部の業務

復旧本部長は、事故が発生したときはただちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手する。

対策本部等の種別、設置標準および招集範囲

種別	設置基準	招集範囲 (社内間接社員)
第1種体制	・ 重大な事故等が発生したとき ・ お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき	招集可能者の全員
第2種体制	・ 重大な事故等が発生したとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき	招集可能者の半数
第3種体制	・ その他必要と認めた時 (台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最少数

※ 招集範囲は本部員の班別構成標準による。

※ 上記を標準として関係課室長、駅区所長は、種別ごとの招集者を定めておくこと。

※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。

第8 放送施設

【日本放送協会（大津放送局）、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀、ケーブルテレビ各局】

各放送事業者は、放送施設の被災または停電等の発生に際し、各社が定める対策要領等に基づき、被災状況の把握を行うとともに、放送の継続に努める。

1. 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。

2. 資機材の確保

- (1) 電源関係諸設備の整備確保
- (2) 中継回線、通信回線の整備および確保
- (3) 送受信空中線の補強、資材の確保および予備空中線材料の整備
- (4) 必要機材の緊急借用または調達の確保

3. 放送施設応急対策

- (1) 放送機等の障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。
- (2) 中継回線障害時の措置
一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を

利用して放送の継続に努める。

(3) 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

4. 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため、次の措置を講じる。

(1) 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱について、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、被災受設備の復旧の支援を行う。

(2) 避難所等での放送受信の確保

避難場所その他有効な場所での災害関連情報を確保するため、関係団体の協力を得て、受信機の貸与・設置などの対策を講ずる。

(3) 各種相談等の実施

被災地またはその付近において各種相談等を実施する。

第10節 公共施設等の応急対策

公共施設等の応急対策として、“道路・橋梁”“河川および内水排除施設”“その他社会公共施設”を取り上げ、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のために各所轄機関は、次のような応急復旧対策を実施する。

第1 道路・橋梁

【各施設管理者】

災害が発生した場合、各道路管理所等は、災害の規模に応じた応急対策体制を確立し所管の道路・橋梁について被害状況をすみやかに把握し、次のとおり、道路交通の確保を図る。

[業務の概要]

1. 必要に応じ迂回路を選定する。
2. 交通規制等の措置等の利用者の安全策を講ずる。
3. 必要に応じパトロールカー等により広報を行う。
4. 被害の状況や施設の緊急度等に応じて被災走路・橋梁の応急ならびに復旧措置を行う。

なお、応急復旧に要する作業は、あらかじめ締結する協定に基づき、守山商工会議所等に協力を要請する。

1. 災害時の応急措置

部局・機関名	応急措置のあらまし
市建設部	(1) 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の霜害物の状況および落橋の有無等について、道路パトロール、警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長、および県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。 (2) 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者および当該走路管理者にその旨通報する。 緊急のため、そのいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後連絡する。
県南部土木事務所	所轄する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、県および市との連絡を密にして、緊急度に応じて、復旧、障害物の除去等の作業の実施を早急に行う。 また、通行が危険な路線、区間については、所轄警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、交通止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

2. 応急復旧対策

部局・機関名	応 急 措 置 の あ ら ま し
市建設部	災害により被害を受けた市道等については、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。 (1) 応急復旧目標 応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。 (2) 応急復旧方法 ア. 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。 なお、状況によっては仮舗装を行う。 イ. 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ウ. 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積する。 エ. 落下した橋梁、もしくはその危険があると認められた橋梁または被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関に連絡、連携して必要な措置を講じる。 なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 オ. 上記作業について、市限りで処理できない場合は、すみやかに隣接市、県および自衛隊に応援要請の手続きをとる。
県南部土木事務所	パトロールによる調査結果等を基に、被害状況を把握し、すみやかに応急復旧工事を行い、道路としての機能回復に努める。

第2 河川および内水排除施設

【各施設管理者】

洪水等により河川堤防や護岸施設、内水排除施設等が破損したときには、市および県土木交通部は、被害状況をすみやかに把握し、各施設を所轄する機関と協力して、応急復旧に努める。

1. 市（建設部）

災害の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行いうる体制を確立し、次のとおり行う。

- (1) 建設部長は、管内地域について、水位測定の見視を強化するとともに、必要に応じて、工事中の箇所および機関箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- (2) 建設部長は、ポンプ場、水門等施設について、破壊、故障・停電等による運転不能の被害が生じた場合は、土のう、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、県土木交通部に報告し協力等を要請し排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。
- (3) 建設部長は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、いっき水等により浸水被害が発生した場合は、市所有の可搬式ポンプを使用して排水に努める。

なお、能力不足のときは、県建設業協会守山支部等のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。

2. 県土木交通部（南部土木事務所）

- (1) 県土木交通部は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助および総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する

第3 漁港施設

【都市経済部】

漁港施設が被害を受けた場合、またはそのおそれがあるときは、すみやかに応急措置を行うとともに、被害を最小限に止めるよう努める。また、生活救援物資等の緊急輸送に湖上輸送を活用するために緊急ネットワーク上必要とされる施設を優先的に復旧する。

1. 応急対策

都市経済部長は、災害が発生した場合、当該漁港管理者等の報告による被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的指導を行う。

2. 復旧対策

漁港施設の被害のうち、特に公共の安全を確保の上、緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

- (1) 係留施設の破損で、船舶の係留または荷役に重大な支障を与えているもの。
- (2) 臨港交通施設の破損で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能か、または著しく困難であるもの。
- (3) 水域施設の埋塞で、船舶の航行または停泊に重大な支障を与えているもの。
- (4) 外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

第4 農林水産施設等

【都市経済部】

被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに農林水産施設の被害の早期回復を図る。

1. 農業用施設

(1) 基本方針

被害の状況をすみやかに把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

(2) 応急対策

灌漑排水施設の被害状況をすみやかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理をさせるとともに、事後の復旧が早期に行われるよう努める。

ア. 出水等により、広範囲にわたる湛水の危険がある場合はすみやかに関係機関と連絡をとり、災害区域全体の総合調整の上にたった施設の応急対策を実施する。

イ. 管理施設（揚水機場、樋門、水路等）が損傷し、危険が生じたときは、ただちに関係者の協力を得て適切な処置をとり、必要な場合は、関係機関に連絡し協力を求める。

2. 畜産施設

(1) 基本方針

災害発生による畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡、家畜のへい死、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

(2) 応急対策

ア. 畜産農家は、災害により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。

- イ. 家畜のへい死、病気の発生または発生のおそれがあるときは、この旨を家畜保健衛生所に報告するとともに、農協、家畜診療所等の協力により、へい畜の処分ならびに病気の発生またはまん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。
- ウ. 家畜の避難が必要となった場合は、県、関係業者等と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう努める。
- エ. 被災地域における飼料を確保するため、レーク滋賀農業協同組合等との連携を図るとともに飼料業者等への協力要請を行う。
- オ. 死亡畜が発生した場合、県、市、関係業者が連携して、畜産農家が円滑に処理する。

第5 その他社会公共施設

【各施設管理者】

洪水等により施設や設備が被災したとき、各施設の管理者は、利用者・入所者の安全の確保を図り、被害状況を所管部へすみやかに報告し、必要な復旧対策の実施を求めるとともに施設保全のための自主的な災害対策活動を実施する。

また、各施設を所管する各部長は、災害発生後すみやかに被害状況の把握に努め、利用者・入所者の安全確保等必要な応急措置を指示するとともに、緊急度に応じて応急復旧対策を講ずる。

災害時における防災拠点となる「市庁舎」、後方医療施設ともなる「市民病院等」、不特定多数の利用者が想定される公共施設や図書館等の「その他公共施設」に関し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため各所轄機関がとるべき応急措置は次のとおりとする。

1. 市庁舎

(1) 大規模な災害が発生した場合は、次の措置をとる。

ア. 被害状況の把握

総務部は、すみやかに被害状況を調査する。

イ. 修理の対応

総務部長は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施することとし、被害が著しい場合は、修理を行う。なお、必要に応じて、都市経済部は協力する。

2. 市民病院等

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

ア. 入院患者の避難対策については、担架等用具を必要とする者と単独歩行可能な者の分別を常に把握し、災害時において適切な避難措置を講ずる。

イ. 外来患者等の避難対策については、所定の災害時防災マニュアルに基づき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて市本部へすみやかに報告する。

ウ. 院内放送、職員の案内等により、発災時における混乱の防止措置を講ずる。

特にラジオ、テレビ等による情報の収集および施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

(2) 施設建物の保全

ア. 停電時の措置

自家発電装置に切り替え、手術等緊急時に必要な電源を確保する。なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、市本部に連絡し発電機その他必要な資材の調達を依頼する。

イ. 給水不能時の措置

水道施設が被災した場合は、市本部に連絡し緊急給水を要請する。

ウ. ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房および患者の給食は、電気、L P ガス等を活用し、それぞれ処理する。

エ. 重要機材等の保管措置

- ① 手術用機材、簡易ベッドその他緊急必要機材については、常に安全保管および緊急持ち出しの体制を確保する。
- ② 放射線使用施設については、災害の状況に応じて、立ち入り禁止等危険防止の措置を講ずる。

3. その他社会公共施設

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

ア. 避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて所管部へすみやかに報告する。

イ. 場内放送、職員の案内等により、発災時における混乱の防止措置を講ずる。

特にラジオ、テレビ等による情報の収集および施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

ウ. けが人の発生時には、応急措置をとるとともに、市本部および関係機関へ通報して臨機な措置を講ずる。

エ. 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

オ. 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。

(2) 施設建物の保全

ア. 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

[応急措置が可能な程度の被害の場合]

- ① 危険個所があれば緊急保安措置を実施する。
- ② 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- ③ 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置および補修が単独で対応困難な場合は、市本部を通じて関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

[応急措置が不可能な被害の場合]

- ① 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- ② 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動および機能確保のため必要がある場合は、市災害対策本部を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。

イ. その他留意事項

- ① 火気使用設備器具および消火器具等の点検検査。

特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。

- ② ガラス類等の危険物の処理
- ③ 危険個所への立ち入り禁止の表示

※（資料 4-1）市内公共施設連絡簿

第6 文化財の保護

【教育委員会】

災害時や災害復旧・復興過程における指定文化財の破壊や散逸を防止するため、指定文化財に対する保護措置をとる。

1. 指定文化財

(1) 災害発生時の措置

- ア. 所有者、管理者は、ただちに消防機関へ通報するとともに市本部（教育委員会）へ被害の状況を報告する。
- イ. 教育部長は、所有者、管理者等から被害の報告を受けたときは、すみやかに応急措置をとるよう指示する。
- ウ. 関係機関（国、県）は、指定文化財の被害を最小限にするため、協力して応急措置を講ずる。

(2) 被害状況の調査と対策

- ア. 教育委員会は被害の状況調査を行う。
- イ. 教育委員会は、専門職員（専門家）等とともに被害状況調査を行い、被害の程度により、必要な措置を講ずる。
- ウ. 被災の著しい場合もしくは著しい被害を受けることが予想される場合は、管理者と協議のもと、指定文化財（移動可能物）を一時的に安全な場所に保管する。
- エ. 指定文化財の移設または破損等が生じた場合は、関係機関に対し、事後報告を行う。

(3) 復旧対策

管理者より指定文化財に破損等が生じた旨の報告があったときは、教育委員会は被害状況調査結果に基づき、関係機関と協議するとともに、関係機関の指導のもとに復旧計画を策定する。

指定の別	事項	根拠法令	備考
国指定	・滅失、棄損、亡失、盗難の届出 ・修理、復旧の届出 (現状変更に係わるものを除く)	・文化財保護法 第 33 条 ・同法第 43 条の 2	・文化庁長官宛 10 日以内 ・文化庁長官宛 着手前 30 日以内 (助言、指導を行う)
県指定	・滅失、棄損等の届出 ・管理または修理に関する勧告および費用の一部負担 ・文化財の現況、管理もしくは修理の状況報告	・県文化財保護 条例第 10 条 ・同条例第 14 条 ・同条例第 21 条	・県教委教育長宛 (すみやかに) ・県教委が必要と認める場合
市指定	・滅失、棄損、亡失、盗難の届出 ・管理等に関する勧告および費用の一部負担	・市文化財保護 条例第 13 条 ・同条例第 11 条	・市教委教育長宛 (すみやかに)

※（資料 5-3）指定文化財一覧

第 11 節 避難対策

【危機管理課、各部、各機関】

風水害等の場合で、局地的地域を対象とする避難対策に特別な措置を講ずる必要がある部分について、市の各部および防災関係機関の役割分担、その他必要な措置について定める。

第 1 避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

1. 実施責任者

避難指示等の指示権者は次のとおりであるが、避難指示等を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

■避難の指示権者および時期

警戒レベル	区分	指示権者	措置	実施の基準
警戒レベル 3	高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第 56 条)	避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立ち退きの準備やその他の措置を通知および警告	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
警戒レベル 4	避難指示	市長 (災害対策基本法第 60 条)	避難のための立ち退きを指示立ち退き先の指示 緊急に安全を確保するための措置を指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
		知事および その命を受けた職員 (水防法第 29 条) (地すべり等防止法第 25 条)	避難のための立ち退きを指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
		水防管理者 (水防法第 29 条)	避難のための立ち退きを指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
警戒レベル 5	緊急安全確保	警察官 (災害対策基本法第 61 条) (警察官職務執行法第 4 条)	避難のための立ち退きの指示 警告 避難等の措置	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき 市長から要求があったとき 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
		自衛官 (自衛隊法第 94 条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限って、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
知事による避難の指示等の代行 (災害対策基本法第 73 条)			知事は、市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立ち退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。	

※ただし、市長は避難指示等を行った場合、ただちに知事に報告する。

その他のものは、いずれも市長の指示による場合、もしくは緊急避難的な措置として「指示」を行う。

そのため、市長以外のものが緊急避難的な措置として「指示」を行った場合は、実施後、ただちにその旨を本部長に通知し、県知事への報告をしなければならない。

2. 避難指示等を行う場合

避難指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律に定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長を中心として、相互に連携をとり実施する。指示等を行う場合に関しては、災害の状況により様々な場合が想定されるが、災害の推移によりおおむね次のような基準による。

ただし、市長は避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

また、市長は避難のための立退きを指示し、または緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができるものとし、知事に対して助言を求める場合の窓口は以下のとおりとする。

■洪水関係（県管理河川関係）

土木交通部流域政策局または各土木事務所

(1) 市の責務

ア．市民に対して避難場所および避難の方法を周知し、災害時には、避難場所に自主的に避難するように指導する。

イ．災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難の指示等を行い、高齢者、幼児、児童、病人等は指定避難所または安全地域の親せき、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。

(2) 一般的基準

避難および立ち退きの指示等の基準は、原則として次のような事態になったときに発する。

ア．河川等が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。

イ．河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険が認められたとき。

ウ．避難の必要が予想される各種気象警報が発表されたとき。

エ．その他、水防管理者が必要と認めるとき。

オ．火災が拡大するおそれがあるとき。

カ．ガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合。

キ．その他市民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

(3) 河川災害に対する避難の指示等

河川災害に対する避難の指示等は次のとおりとする。

ア．河川災害

① 警戒水位以上の水位

② 河岸高の5割程度以上の水位（警戒水位の定めのない場合）

③ 河床低下等のため、警戒水位の定めが不適当な場合の警戒水位未満の出水

④ 琵琶湖洪水予報、野洲川洪水予報または日野川洪水予報が発表された場合

イ．河川以外の施設災害

① 最大24時間雨量80mm以上の降雨

② 時間雨量が特に大である場合（時間あたり20mm以上の降雨）

③ 降り始めてから100mm以上の降雨

以上の異常な自然現象において、消防、水防団、行政、警察等が警戒にあたることを必要と

する状態で、しかも堤防の破堤、溢水および土砂災害（土石流、地すべり、崖崩れ）の兆候が見られる時、避難の指示等の基準とする。

3. 避難指示等の対象者

避難指示等は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

4. 避難指示等の内容

避難指示等は、次のことを明らかにする。

なお、安全な場所にいる人まで避難した場合、避難場所の混雑や避難途中に被災するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報等を発令する区域を設定する。

[避難指示等の内容]

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向および避難場所の名称）
- (4) 避難経路
- (5) その他（避難行動時の最小携帯品、災避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

5. 避難指示等の伝達等

- (1) 関係地域内住民等への伝達

避難指示等を発令した場合は、広報車、サイレン、警鐘、安全・安心メール、緊急速報メール等により伝達するとともに、報道機関の協力を得る等、関係区域内のすべての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行う。その他、第1章第3節「災害時の広報」による。

なお、避難措置解除の連絡は、報道機関への協力要請、職員による看板・ポスター等の掲示等による。

- (2) 隣接市等機関への通報

市長が避難指示等を行ったとき、または警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、総務部次長は、次の要領により、必要に応じて関係機関等へ連絡する。

ア．隣接市（防災担当）

地域住民が避難のため、隣接市内の施設を利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に対しても連絡しておく。

なお、隣接市において、避難対策を検討する上で必要な情報である。

イ．県の関係機関

各警察署、その他関係機関に連絡し協力を要請する。

ウ．学校施設等の管理者

教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

第2 避難情報の県等への報告

危機管理課長は、避難情報（自主避難、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の発令（開

始) および解除について、次の事項を記録するとともにすみやかにその旨を県本部に報告する。
 また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。
 ただし、システムが使用可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。
 なお、指定避難所を開設した際は、守山警察署長に対しても報告を行う。

[県等へ報告すべき事項]

- ア. 発令日時（避難開始日時）
- イ. 解除日時（非難終了日時）
- ウ. 避難区分（自主避難、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、解除）
- エ. 避難対象地域
- オ. 避難先施設名
- カ. 避難先住所
- キ. 応急救護所設置の有無
- ク. 避難対象世帯
- ケ. 避難世帯
- コ. 避難人数
- サ. その他参考となる事項

第3 警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

警戒区域の設定

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要請があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長等、警察官および会場保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条
消防職員または消防団員	火災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員、または消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要がある場所において。	水防法第21条
県知事による応急処置の代行		市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第73条

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があったときは警戒区域を設定できる。

第4 市公共施設等の来訪者・入所者等の避難

市公共施設や大型店舗等、不特定多数が利用する公共的施設における避難対策については、市長の指示または勧告を受けた各施設の管理者が特定の計画に基づき行う。

この項目の主な目的は、

- ・第1に、各施設における避難行動に関し、各施設の所管部を通じて、その完了の有無を確認することで各施設の来訪者、入所者等の安全確保を図る。
- ・第2に「災害時の広報活動」における「安全情報」のデータ源としての活用を図る。

の2点である。

1. 避難計画の策定

市の公共施設および災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定する。特に自衛消防組織を有する施設においては、自衛防災組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておく。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員・来訪者の安全な避難対策を講じるように努める。

2. 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難の指示等が発令されたとき、もしくは自主的に各施設において、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施した時は、各施設の管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行うものとし、環境生活部次長（危機管理課担当）は、あらかじめその周知徹底に努める。

(1) 市の施設の場合

各施設の管理者は、以下のとおり、所管部を通じて、避難の完了を報告する。

なお連絡の方法は、一般加入電話、FAX、防災行政無線もしくは伝令による。

(2) 市以外の施設、事務所等の場合

市以外の施設、事務所等の管理者は、市の所管部を通じて危機管理課へ報告する。なお、有線電話が使用できない場合の措置について、伝令による最寄りの市内防災関係機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。

ア. 教育施設

教育委員会は、市立施設とあわせて、国・県立および私立の教育施設分を集約し、危機管理課へ報告する。

イ. 福祉施設

健康福祉部は、市立施設とあわせて、県立、市立の福祉施設分を集約し、危機管理課へ報告する。

ウ. 事務所、工場等

都市経済部は、市内の事務所、工場その他の施設の状況を集約し、危機管理課へ報告する。

3. 学校（小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校および特別支援学校の児童・生徒等の集団避難）

(1) 避難誘導

- ア. 校長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ教職員に適切な緊急避難の指示を行う。
- イ. 教職員は校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校外の安全な避難場所に誘導する。

(2) 避難指示等の周知

- ア. 校長は職員および児童、生徒等に対する避難の指示はサイレンまたはマイク等によりその周知徹底を図る。
- イ. 校長は児童、生徒等に対する避難の指示を発したときは、ただちに所管教育委員会、警察、消防署等にその旨を連絡する。

(3) 移送方法

- ア. 町または自治会別に班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。
 - ① 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け、安全な道路を選定する。
 - ② 引率責任者は、メガホン、携帯マイクを所持する。
 - ③ 感電、水没等の事故防止に努める。
 - ④ 浸水地域等を移送するときは、ロープ等を利用する。

4. 病院

(1) 避難誘導

病院長もしくは病院の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と徒歩患者とに区分し、徒歩患者については、適当な人数ごとに自治組織を編成させて、医師、看護師その他職員が引率して重病者、高齢者、乳幼児、妊産婦および介添え人を安全な場所に誘導する。

(2) 避難指示等の周知

病院長等は、病院のサイレン、マイク放送等により周知させる。

(3) 移送方法

- ア. 病院長等は、入院患者を院外の安全な医療機関等に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防職員等の協力を得て患者の移送を行う。
- イ. 病院長等は、院外への患者移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、消防署等の車両舟艇の応援を得て移送を行う。

(4) 避難場所等の確保

病院長等は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に必要な医療品、食料品、衣類、担架、車両、手押車等を備蓄しておく。

5. 駅

(1) 避難誘導

- ア. 駅長等は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難の措置の必要が生じた場合には、駅施設内の安全な避難場所に誘導する。
- イ. 駅長等は、駅施設内に安全な避難場所がない場合には、ただちに市長、警察署長に連絡し、その指示に従って避難所へ誘導する。

ウ．駅等は、浸水や火災等による災害が発生した場合に大混乱が生じて多数の死傷者が発生するおそれがある。そこで、駅等で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

エ．駅長等は、施設の防災対策として発災時における利用客の誘導方法等の対策について計画を定め、従業員等に周知する。

(2) 移送方法

駅長等は、災害状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市等の車両、舟艇の応援を得て移送を行う。

6. 百貨店、興行場、事業所等の避難対策

(1) 避難誘導

ア．百貨店、興業場等多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常出口、非常階段等の避難施設を利用して誘導責任者が施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

イ．管理者は施設内等に安全な避難場所がない場合には、ただちに市長、警察署長に連絡し、その指示に従って避難所へ誘導するとともに、管理者において誘導が不可能な場合には市等の応援を得て誘導を行う。

(2) 移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について、自力をもって行うことが不可能な場合は、市等の車両、舟艇の応援を得て移送を行う。

(3) 避難場所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

7. 社会福祉施設等の避難行動要支援者の避難

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、市本部、県本部は、食料・飲料水の確保、近隣施設および近隣市町への人員の派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行う。

社会福祉施設においては、平常時から防災訓練の実施や地域団体、ボランティアの災害時における援助の協力を求める等の取り組みに努める。

(1) 入所者の相互受入

市本部は、県本部の指示により、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し移送等を行う。

(2) 在宅要援護者の受入

市本部は、避難所（福祉避難室を含む）等で介護等を要する被災者を発見した場合には、県本部に報告し、県本部の指示により避難所（福祉避難室を含む）等から社会福祉施設へ、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送を行う。

(3) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との地震災害に備えた連携の強化、一定量の食料・飲料水・医薬品の備蓄等に努める。

(4) 避難対策

ア．社会福祉施設の長は、消防法によって作成が義務づけられている消防計画に準じて、あら

ゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

イ．社会福祉施設の長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに入所者の障害や健康状況に配慮した適切な移送手段、介助者を確保し、移送を行うものとする。

ウ．社会福祉施設の長は、災害時には施設および入所者の被災状況、受け入れ可能状況について市および県に報告する。

第5 避難の誘導

避難誘導については、特に以下の点に留意する。

1. 避難の誘導を行う者

(1) 地域の場合

ア．本部長は、健康福祉部長に対して、必要と認める避難場所および広域避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理および本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

イ．地域内から避難場所または広域避難場所までの避難誘導は、消防団員、自主防災組織および現場の警察官等が行う。

ウ．避難に時間を要する避難行動要支援者に対しては、高齢者等避難情報を提供するとともに、自主防災組織を通じて、避難誘導を行う。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、こども園、事業所、大型店舗等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、それぞれの施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、保育園、幼稚園、こども園、福祉施設および夜間多人数が集まる場所等については、災害の規模、態様により必要と認められる時は、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

2. 避難の誘導

(1) 避難順位

ア．高齢者、乳幼児、障害者、傷病者および妊産婦

イ．防災活動従事者以外の者

ウ．防災活動従事者

(2) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとするが、平常時より、おおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくようPRに努める。

なお、自動車による避難および家財の持出し等は危険なので中止させる。

ア．家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ．3日分の食料と飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ．服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類および必要に応じ防寒具

エ．貴重品以外の荷物は携行しないこと

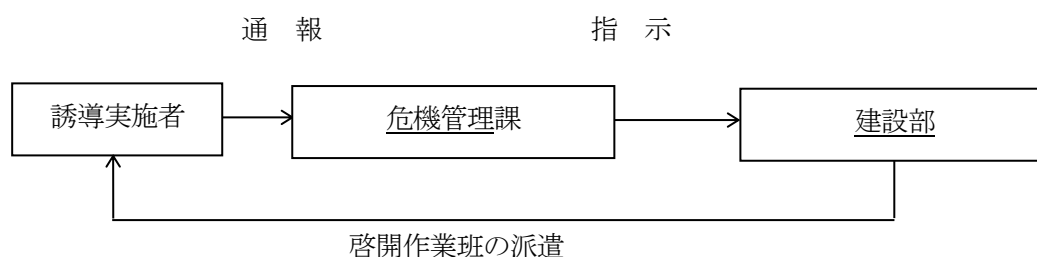
(3) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを目途とする。

[避難の誘導時に留意する事項]

- ア. 避難の指示等が出された場合、誘導にあたった市職員は、警察官、消防職員（団員）と連絡を取り、また、自治会・自主防災組織等の協力を得て、避難所に誘導収容する。
- イ. 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。誘導する場合は、危険個所に標示、なわ張り等をするほか、重点に誘導員を配置し事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。
- ウ. 浸水地においては、必要により船艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。
- エ. 避難の指示等に従わない者については、説得に努める。
- オ. 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、心身障害者その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させるよう努める。
- カ. 在宅の避難行動要支援者については、平常時より在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残される等、新たに援助を必要とする者が想定される。
- キ. 市本部は、警察署・消防署・民生委員・児童委員・地域住民等の協力を得ながら避難行動要支援者名簿を活用することにより、居住に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。
避難行動要支援者を発見した場合には、①避難場所への移動、②社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。
市は、特に、在宅の障害者については平常時よりその実態把握に努めるとともに住宅地別、障害種別ごとに名簿の整備を行う。
- ク. 避難経路は、本部長から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。
なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を定め、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して、行うように努める。
- ケ. 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、危機管理課を経由して、建設部に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ



3. 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難については、あらかじめ作成された個別避難計画に基づき、家族や避難支援者等が避難支援を行うとともに、自主防災組織、自治会等の地域団体においては、地域内の高齢者や障害者、乳幼児等の避難状況を確認し、支援が必要な場合は、消防団等と協力して、

安全な避難を確保する。

第6 避難路および避難場所の安全確保

1. 消防署の任務

消防署は、避難の指示等が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路および消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方法を本部長および警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、ヘリコプター、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の避難誘導の指示等の伝達の徹底にあたるよう要請する。

なお、避難指示等の発令時点以降の消火活動、被災者の移動が完了するまでの間、避難場所・避難道路の安全確保に努めるとともに、広域避難場所または避難所周辺からの延焼防止および飛び火等による広域避難場所または避難所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

2. 警察署の任務

警察署は、避難の指示等が発令された旨の通報を受けた時は、関係機関とともに道路の確保に努めるとともに、広報活動を積極的に実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を期する。

また、避難所においては、関係機関の職員と密接に連絡をとりながら、避難者の保護および避難場所等の秩序保持に努める。

※（資料 5-9）避難場所一覧

※（資料 5-10）避難場所位置図

第7 避難場所・避難所の開設

1. 開設の担当者

本部長は必要に応じ、洪水等の危険性に十分に配慮し避難場所および避難所を開設するとともに、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設し、避難所の場所等をすみやかに災者に周知する。市は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の鍵の管理等について取り決めを行っておく。

また、新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、守山市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）を活用してスペースの確保、事前受付の設置などを行い、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底する。

避難所の開設にあたっては、施設管理者（学校の場合は教職員等）と避難所担当職員（避難所の施設開錠および管理に割り当てられた市職員）、地域住民と協力のもとに避難所を開設する。

- (1) 気象状況等の悪化が予測され、市民から自主的に避難したい旨の申出があった場合は、申出のあった市民が居住する地区の会館を開設する。
- (2) 執務時間中に申出があった場合は、会館職員が対応する。
- (3) 執務時間外（休日含む）に申出があった場合は、原則として会館連絡班、避難所誘導班が対応し、避難者数などの状況に応じて増員を行う。

2. 開設の手順

(1) 勤務時間内

勤務時間内においては、本部長は、開設する指定避難所を定め、施設管理者に指定避難所開

設の連絡を行うとともに、あらかじめ定めた避難所担当職員が避難所開設を行う。

避難所開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

ア. 避難所を開設する施設の被害を調査し、安全を確認する

イ. 電話、無線等により避難所開設の旨を本部に報告

ウ. 施設の門を開ける

エ. 施設の入口扉を開ける

(すでに避難者がある時は、取りあえず広いスペースに誘導する)

オ. 避難所内事務所を開設

カ. 避難者の受け入れ(収容)スペースを指定

キ. すでに避難している人を指定のスペースへ誘導

※以下「避難所の運営」の項へ

(2) 勤務時間外

勤務時間外においては、災害対策本部が設置されている場合は勤務時間内と同様とし、災害対策本部が設置されていない警戒体制の段階で避難所の開設が必要と判断した場合は、危機管理課長は、ただちに市長の判断を仰ぎ、開設する避難所を設定する。

開設する避難所については、ただちに施設管理者に連絡し、施設の解錠と避難所としての利用を要請するとともに、あらかじめ定めてある避難所担当の職員を派遣する。

ア. 避難所を解錠し、施設の被害調査等安全を確認する。(施設管理者による)

イ. 担当職員の到達後、担当職員により、避難所開設の旨を本部に報告

ウ. 施設の門を開ける

エ. 施設の入口扉を開ける

(すでに避難者がある時は、取りあえず広いスペースに誘導する)

オ. 避難所内事務所を開設

カ. 避難者の受け入れ(収容)スペースを指定

キ. すでに避難している人を指定のスペースへ誘導

※以下「避難所の運営」の項へ

3. 開設するときの留意事項

(1) 開設

指定避難所の開設は、原則として、本部長の指示により行う。

ただし、勤務時間外で本部長の判断を仰ぐ間がない場合は、危機管理課長の判断により、開設する。

特に、すでに避難住民が集まっている時は、すみやかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館や大会議室等、広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

(2) 区画の指定

避難した市民の受け入れスペースの指定にあたっては、事情の許す限り、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の標示方法については、床面に色テープを貼るか、または略図掲示等のわかりやすいものにする。

(3) 避難者の受け入れ

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず

適切に受け入れる。

また、指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(4) 報告

避難所開設にあたって職員は、避難住民の収容を終えた後、すみやかに本部に対して、電話（FAXもしくは口頭）または無線によりその旨を報告する。

本部長は、避難所の開設を確認後、総合政策部に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

(5) 避難所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所をすみやかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難所収容者名簿、物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

第8 避難所の運営

1. 運営の担当者

避難所の運営は、避難者がお互いに協力して、自主的に円滑な避難所運営を行うために、避難所運営委員会を立ち上げて行う。

避難所運営委員会は、おおむね地域代表（学区長等）、各班長（自治会役員、自主防災組織等）、施設管理者により構成し、市災害対策本部との連絡担当として、避難所担当職員が参加する。

避難所運営委員会については、男性と女性の双方のニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう、管理責任者（リーダーや副リーダー）に女性と男性の両方を配置し、各班等の責任者や副責任者等の少なくとも3割以上が女性となるよう努め、運営委員会のメンバーを市災害対策本部に報告する。

2. 運営の手順

避難所運営の手順はおおよそ次のとおりとする。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 避難所収容者名簿（カード）の配布・作成 |
| ↓ |
| (2) 居住区域の割り振り |
| ↓ |
| (3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給 |
| ↓ |
| (4) 避難所の運営状況の報告（毎日正午。その他適宜） |
| ↓ |
| (5) 避難所運営記録の作成 |

3. 運営の方法

避難所の運営にあたっては、守山市避難所運営マニュアルを参考に総務班や名簿班、食料班などを構成し、避難所担当職員と協力して以下について避難所の運営を行う。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(1) 避難所収容者名簿（カード）

避難所収容者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難所収容者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。

避難所収容記録簿は、集まった避難所収容者名簿（カード）を基にして、できる限り、早い時期に作成し事務所内に保管する。

(2) 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努める。

各住居区域は、適当な人員（30人程度を目途とする）で編成し、居住区域ごとに代表者（組長）を選任するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

[居住区域の代表者（組長）の役割]

ア．市（本部）からの指示、伝達事項の周知

イ．避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告

ウ．物資の配布活動時の補助

エ．居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ

オ．衛生班が行う消毒活動等への協力

カ．施設の保全管理

(3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給

避難所担当職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、健康福祉部福祉担当課長に報告し、健康福祉部長を通じて、健康福祉部職員へ調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った時は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難所運営委員会等の協力を得て配給を行う。

(4) 避難行動要支援者対策

避難所の運営にあたって避難行動要支援者に関して次の措置をとる。

ア．担当職員、ケアマネジャー、民生委員等の訪問等による実態調査の実施

イ．避難者の障害や身体状況に応じて、避難所（福祉避難室を含む）から適切な措置を受けられる施設（福祉避難所）へのすみやかな移送

ウ．避難者の障害や身体状況に応じて保健師・ケアマネジャー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。

エ．高齢者、重症心身障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

(5) 避難の長期化等への対応

避難所担当職員は、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活環境に保つように努めるとともに、避難所の運営における女性の参画を推進する。また、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、男女のニーズの違い等男女や多様な視点が反映できるよう配慮する。特に、他者の視線が気にならない男女別の物干し場や更衣室、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するように努める。

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ど

も等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

また、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

(6) 避難所の運営状況および運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、1日1回正午までに市災害対策本部に報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所開設日誌を記入する。

(7) 被災者の移送

ア. 被災者の他市町への移送

健康福祉部長は、被害が甚大なため、地区内の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長へその旨報告し、他地区の避難所へ移送を要請する。

また、本部長は市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、被災地以外もしくは被害の小さい他市町への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

イ. 他市町からの被災者の受け入れ協力

本部長は、県知事より他市町からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

※(資料8-11) 避難所運営関連様式

避難者カード

避難所収容者名簿

避難所開設日誌

物品出納簿

り災者救助明細書

(8) 感染症対応

感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組む。

(9) 在宅避難者の対応

市本部は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。

また、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要など物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に

かかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(10) 車中避難者の対応

市本部はやむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供

するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第9 指定避難所を支援する職員

1. 避難所支援班の役割

避難所支援班は、避難所担当職員と連携し、指定避難所の開設状況の把握や各避難所におけるニーズ等を把握、集約し災害対策本部に報告する。また、対応について分担任務担当課等へ指示する。

第10 広域避難（広域一時滞在）

1. 県内における広域避難の実施

(1) 市が協議元（被災）市となった場合の実施事項

ア. 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難および指定避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接協議する。

また、市は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

イ. 市は、協議先市町から、要避難者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、すみやかに、その内容を公示し、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議先市町長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

ウ. 市は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、すみやかに、その旨を協議先市町および、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議先市町長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

(2) 市が協議先市となった場合の実施事項

ア. 市が協議元（被災）市町から(1)の協議を受けた場合は、要避難者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとし、要避難者の広域避難の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

① 自らも災害の発生が予想されること

② 要避難者の受入れに必要となる施設が確保できないこと

③ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

④ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

イ. 市は、要避難者を受け入れる場合、市域において要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、ただちにその内容を協議元市町、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他市長が必要と認める者に通知しなければならない。

2. 県外への広域避難

(1) 市が協議元（被災）市となった場合の実施事項

- ア. 市は、県と協議を行い、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、県外への広域避難（以下「県外広域避難」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と要避難者の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する要避難者数その他必要な事項を示す。
- イ. 市は、県から、要避難者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、すみやかに、その内容を公示し、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。
- ウ. 市は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、すみやかに、その旨を県および、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

(2) 市が協議先市となった場合の実施事項

- ア. 市は、県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、要避難者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとし、要避難者の広域避難の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
- ① 自らも災害の発生が予想されること
 - ② 要避難者の受入れに必要となる施設が確保できないこと
 - ③ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - ④ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- イ. 市は、要避難者を受け入れる場合、区域において要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、ただちにその内容を県、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の市長が必要と認める者に通知しなければならない。

第 11 自主避難者への対応

東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市域等を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努める。

第12節 応急医療救護

【市民病院、健康福祉部、北消防署】

限られた医療施設や医療スタッフを有効に活用し、市民の生命を守ることを最優先の目的として、被災者が適切な医療および助産の措置を受けられるよう次の対策活動に努める。

1. 災害発生初期の医療救護体制
 2. 緊急に高度な救命治療を必要とする重症者の搬送体制と収容医療機関の受け入れ体制
 3. 医療品・資機材の確保等
- 施設・資機材とスタッフの適正な配分や役割区分、手順等、必要な措置を取り決める。

第1 初動医療体制

本部長は、災害時において多数の傷病者が発生した場合、または医療機関の被害等によりその機能が停止した場合、以下のとおり行う。

- (1) 本部長は、指揮監に対して、健康福祉部長を長とする市医療対策本部の設置、収容医療機関の受け入れ体制の確立、市医療救護班の編成・出動および救護所の設置等必要な措置を講ずるよう命ずる。
- (2) 健康福祉部長は、災害の状況に応じ必要と認めた場合は、守山野洲医師会長に対して、救急医療管理者の設置および収容医療機関の受け入れ体制の確立および医師会医療救護班の編成・出動を要請する。
- (3) 健康福祉部長は、本部長の指示に基づき災害の状況に応じ県地方本部を通じ県本部に対して、医療救護活動に関し必要な措置を要請する。

1. 医療対策本部の設置

本部長の指示があった場合、または必要があると認めた場合は、本部に健康福祉部長を長とする市医療対策本部を設置し、健康福祉部長の指揮のもと、救急医療管理者等による市内の医療・救護活動を行う。

2. 医療救護班の編成

- (1) 市の機関による医療救護班

健康福祉部長は、医療・助産の救急救護を必要とすると判断した場合、市の機関による医療救護班の編成・出動を命ずる。

- (2) 医師会医療救護班

健康福祉部長は、状況に応じ必要と認めた場合、守山野洲医師会に対し、医療救護班の編成、出動を要請する。

なお、守山野洲医師会長は自ら必要と認めた場合は、医療対策本部長の要請を待たずに、対策本部の設置、収容医療機関の受け入れ体制の確立および医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、守山野洲医師会長は、ただちに本部長に通報するとともに、看護要員、事務・連絡要員等の派遣を要請する。

医師会医療救護班の編成については、守山野洲医師会が別に定めるところに基づき災害の状況に応じて行う。

※（資料 4-4）医師緊急連絡簿

3. 救護所の設置

- (1) 設置場所

健康福祉部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり消防署、守山野洲医師会、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通の利便性に富んでいると思われる場所を選定する。

なお、市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、県の指示による。

ア. 医療対策本部設置施設

イ. 避難所

ウ. 災害現場

エ. その他本部長が必要と認めた場所

(2) 救護所の開設および運営

救護所の開設および運営実務は、健康福祉部長の指揮により、健康福祉部職員が行う。

4. 医療救護および助産活動

(1) 活動の内容

医療救護および助産活動は、原則として医療救護班が救護所において、以下のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。

なお、医療救護班は、救護所1ヶ所に対して、医師1名、看護師2名および事務職員1名(※)が出動し、区分の判定および救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたる。

(※) 事務職員とは、事務職または保健師

————医療救護班の活動の内容————

ア. 傷病者の傷害等の区分の班別*

イ. 病院等への移送順位の決定

ウ. 傷病者に対する応急処置

エ. 助産活動

* 傷病者の状態を観察し、重症(傷)度と緊急度を判定し、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ(トリアージタグ)を傷病者に装着する。

(2) 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

(3) 助産について

ア. 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無および経済力の如何を問わない。

イ. 助産の範囲

① 分べんの介助

② 分べん前、分べんの処置

③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担(限度額以内)、その他の場合は、市負担とする。

※(資料8-12)医療救護活動に関する様式

5. 班の編成

各活動項目の班編成については、災害の状況により、健康福祉部長が決定するが、おおむね以下のとおりとする。

名称	活動項目	班数	各班の構成員	備考
医療対策本部	調整班：市内災害状況の情報を収集 医療対策班：医療にかかる情報の集約と調整 クロノロ班：状況の記録、情報整理、集約 医療救護班：医師とチームを組み、負傷者の医療救護	1	健康福祉部職員 および市保健師 により構成する	

6. 病院等の初動活動

病院等は、院内の被害状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、県または市の求めに応じ報告を行うとともに、災害対策（防災）マニュアル、BCPおよび職員参集マニュアル等に基づき、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行う。

(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等

- ア．重症および人工透析など継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。
- イ．救護班を編成する。
- ウ．救護活動医療セットおよび資材を準備する。
- エ．救護活動にあたって不足する医薬品等医療資器材および医療従事者を県保健医療調整地方本部等に供給要請する。

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等

- ア．支援が必要な病院等
 - ① 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、県保健医療調整地方本部等に協力要請する。
 - ② 病院等は、すみやかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を県保健医療調整地方本部等に供給要請する。
- イ．避難が必要な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処がたたない病院等）
 - 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、県保健医療調整地方本部等に協力要請する。

第2 重症（傷）病者等の搬送体制

1. 搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自治会（自主防災組織）、市民ボランティア等の協力を得て消防署が実施する。

また、救護所から収容医療機関への搬送については、市民病院班および消防署（救急隊）が県その他関係機関の協力を得て行う。

2. 収容医療機関への搬送の方法

市は、病院へ収容する必要がある重症（傷）病者の収容医療機関への搬送を次のとおり行う。

- (1) 各救護所救急医療担当課職員が消防本部災害管制課に搬送を要請する。
- (2) 市公用車または各救護所救急医療担当課職員が使用している自動車により搬送する。
- (3) 救急医療担当職員、消防署職員、その他市職員により担架で搬送する。

第3 重症（傷）病者等の収容医療機関

1. 収容医療機関の受け入れ体制の確立

健康福祉部長は、守山野洲医師会に所属する一般病院等の被害状況と収容可能ベッド数をすみやかに把握し、救護所から搬送される重症（傷）病者の収容医療機関として確保するとともに、医師・看護師等からなる病院医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受け入れ体制の確立を要請する。

2. 収容可否施設の把握

健康福祉部長は、消防署長と協力して、収容医療機関の収容状況を常に把握し、関係部署に必要な情報を伝達するとともに、県に重症（傷）病者等を受け入れる災害拠点病院等の施設の斡旋を要請する。

第4 医療品・資器材の確保

1. 各医療救護班の対応

医療救護および助産活動に必要な医療資器材等の使用、調達確保については、原則として、次のとおり行う。

- (1) 市医療救護班および市以外の医療救護班の要員として派遣される職員は、各保管場所において市の現有医療資器材および医療品を確保し救護所に携行する。
- (2) 市の要請により、出動した守山野洲医師会医療救護班が使用する医療品、医療用資器材については、原則として市の用意した資器材により対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用した場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- (3) 県により編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医療品、医療用資器材を使用するものとし、使用消耗資材の費用については、市に請求する。

2. 医薬品・資機材等の保管場所

市の備蓄する医療品等の保管については、市役所2階備蓄倉庫とし、その他順次整備を図っていく。

3. 不足のときの調達方法

副本部長は、各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具および医療品等が不足したときは、必要に応じて市薬剤師会、その他医薬品・医療用資器材取扱い業者、県（健康福祉部）、日本赤十字社（滋賀県支部）および医療機関等に協力を要請して、補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社（滋賀県支部）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。

また、救急医療担当課に対して、市民への献血よびかけを要請する。

第5 特殊医療

1. 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受け

ており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

- (1) 市民病院および救急医療担当課は、守山野洲医師会および透析医療機関等と協力し、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。
- (2) 市民病院は、日本透析医学会に協力を要請し、市外の受け入れ可能な透析医療機関およびその医療機関への搬送手段を確保する。
- (3) 市民病院は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料等の供給、あるいは復旧について、危機管理課を通じて関係機関と調整する。
- (4) 市民病院は、救急医療担当課と協力して避難所において透析が必要な患者を把握する。
- (5) 市民病院は、総合政策部と連携して、透析医療機関および患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。

2. 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設等に救護する必要がある。

このため、平常時から避難行動要支援者名簿を備えて、在宅難病患者の状況について把握を行うとともに、医療機関および県、近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送および救護の体制整備に努める。

第6 こころのケア

市民病院は、救急医療担当課と協力して、知的・精神障害者や大規模な災害による心的外傷後ストレス障害の状況把握に努めるとともに、県および保健所にこころのケアチームの派遣等、心的障害、精神障害への対応を要請する。

第13節 生活救援対策

市が取り込むべき応急対策は、飲料水・食品・生活必需品等の供給や、住宅に関する応急措置、災害相談業務の実施からなる。

第1 飲料水の供給

【上下水道事業所】

1. 補給給水源の確保

(1) 配水池

大規模災害が発生した場合、市上下水道事業所は、県企業庁と情報連絡を密にしてすみやかに上水道の配水池に貯留を図り、応急給水用の水を確保する。

市内の水道施設

施設名	所在地	施設能力(日最大) または貯水能力	原水種別	配水方法
県南部水道事務所 (吉川浄水場)	受水地点 (洲本、石田)	26,000m ³	琵琶湖(表流水)	自然流下
立入水源地	立入町 482	3,666m ³	浅井戸、深井戸	ポンプ圧送
播磨田水源地	播磨田町 206-3	500m ³	深井戸	ポンプ圧送
洲本配水場	洲本町 620	1,500m ³	県水	ポンプ圧送
石田配水場	石田町 480	11,000m ³	県水	ポンプ圧送
計		45,026m ³		

(2) 受水槽・プール等

その他状況により関係各部・機関に協力を要請し、100m³級貯水槽、小中学校プール、受水槽等を補給給水源として使用する。

この場合、機械的処理(飲料水ろ水装置等)、薬剤投入、煮沸消毒等を施す等、安全性に特に留意する。

(3) 井戸

井戸等を緊急水源として活用する場合は、その可能性を確認する必要がある、井戸の使用、休止中に係わらず定期的に水質検査を実施し安全性を確認しなければならない。

(4) その他

災害時に備え、各家庭に200～600程度の水を常備するよう、奨励する。

2. 需要の把握(被害状況の把握)

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される時は、上下水道事業所は、危機管理課長と密に連絡して、すみやかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を定めるための需要調査を実施する。

なお、被害状況把握の方法は次によることとする。

[被害状況把握の方法]

(1) 市本部への被害状況

- (2) 県本部への被害状況
- (3) 市民からの市上下水道事業所への通報
- (4) 市民からの県企業庁への通報

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、県企業庁とあわせて本部長へ報告する。

[本部長への報告事項]

- (1) 断水区域、世帯、人口
- (2) 復旧の見込み
- (3) 給水班編成状況および必要見込み
- (4) 応急給水開始時期
- (5) 給水所（拠点）の設置（予定）場所

3. 給水所の設定

(1) 設 定

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。

給水所（拠点）の設定は、上下水道事業所が行うが、原則として、避難場所を単位として行う。なお、断水区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

(2) 周知・広報

給水所を設定した時は、総合政策部がただちに被災地市民に対する広報活動を実施するとともに、設定した場所およびその周辺に「給水所」を大書した掲示物を表示する。

また、給水所に被災地の自主防災組織もしくは代表となる住民を指定するよう、要請し、掲示物にあわせて表示する。これにより、給水に関する市民からの問合せ、要望等については、できる限り代表者に取りまとめを依頼する。

4. 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる車両および資機材は、次のとおりである。

なお、不足車両および資機材等の調達は、水道関係業者その他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

5. 応急給水の実施

(1) 給水基準

給水の量は、1人1日3ℓとする。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水および炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し、協力を求める。

(2) 車両輸送による給水

ア. 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送は、上下水道事業所が策定する応急給水計画に基づき行う。

給水応援を受ける場合、上下水道事業所の計画に基づき、避難場所を単位として、担当職員が受水場所や給水場所までの案内を行うとともに給水活動を行う。

必要な車両・機材は、市が備蓄する給水タンク等や上下水道事業所および他部からの応援

流用したものを使用して行う。

なお、給水および給水用具は、上下水道事業所の検査を受け衛生的に処理したのち行う。

イ. 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、家庭において自ら持参した容器や上下水道事業所が備蓄する飲料用ポリ袋等をもって、給水所となった施設の各部担当職員、地区の消防団等の協力を得て行う。

ウ. 医療機関・福祉施設への給水

病院、診療所および腎人工透析医療施設ならびに入院施設を有する助産所、重症心身障害児・者施設および特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な請求があった場合、車両等により給水を行う。

(3) 仮設給水栓設置による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア. 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

イ. 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、上下水道事業所が関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

第2 食品の供給

【健康福祉部】

災害により自宅で炊飯等が不可能になった市民に応急的な炊き出しを行ったり、あるいは住家の被害を受けたため一時的縁故先等へ避難する市民に対して、食品の供給を実施するための役割分担、手順等について定める。

なお、災害により食品の配給・販売機構等がマヒし、応急的な食品の供給活動を行う必要があると認めた場合についても、この計画により行う。

1. 食品の給与実施の決定

【危機管理課】

(1) 給与実施の決定者

ア. 災害救助法適用前

本部長は被害により、

- ① 避難所に収容され、または食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が
 - ② ある程度の人数の規模で発生し
 - ③ 相当程度の期間、その状態が継続する。
- と判断された場合に食品の給与の実施を決定する。

イ. 災害救助法適用後

本部長は、救助の実施について県知事から委任を受けた場合には、救助の実施機関として、食品の給与の実施にあたる。また、委任を受けていなかった場合は、県の救助を補助する。

この場合、災害救助法による「食品の供与」の実施期間は、災害発生から7日以内となるが、厚生労働大臣の同意により期限を延長することができる。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 給与対象者

応急食品の実施の対象者は、次のとおりとする。

ア. 避難所に収容された者

イ. 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼または床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ. 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（※1）

エ. 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者

オ. 災害応急対策活動従事者（※2）

なお、米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。

（※1）一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給

（※2）災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

(3) 食品給与の内容

応急的に給与する食品は、市が備蓄する保存食（アルファ化米等）および調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて、指定業者等から缶詰、レトルト食品、総菜等の副食を調達する。

また、乳児に対しては、市が備蓄する粉ミルクや液体ミルクによるミルク（調整粉乳）とするとともに、幼児、高齢者、特別な食事制限が必要な者、重症心身障害者等に適した食品、アレルギー疾患者等に適した食品に配慮する。

2. 需要の把握（被害状況の把握）

【健康福祉部】

応急食品の必要数の把握は、健康福祉部長が、関係各部がそれぞれ次により実施したものを総括して行う。

なお、把握した食品の必要数（食数）は、ただちに健康福祉部長を通じて、本部長に報告し、本部長の給与数の決定を待って、必要数の調達・輸送を実施する。

〔必要数の把握の分担〕

(1) 避難所については、国保年金班がそれぞれ担当の避難所において実施したものを集計のうえ報告する。

(2) 住宅残留者、車中泊避難者については、国保年金班が消防署その他の関係各部、関係機関、自治会等の住民組織の協力を得て実施する。

(3) 災害応急対策活動従事者については、各部の協力を得て、健康福祉部が実施する。

3. 食品の確保

【都市経済部】

(1) 市の食品確保体制

食品の確保は、都市経済部長が本部長の指示に基づき、以下のとおり行う。

ア. アルファ化米および粉ミルクや液体ミルクについては、市の備蓄品を使用する。

イ. 缶詰、レトルト食品、惣菜等の副食については、指定業者・協定締結業者から緊急調達す

る。

(2) 県からの米穀等調達

米穀の調達は、県知事に対し割当申請を行い、その指示を受けて、市内卸売業者もしくは小売販売業者から調達する。

特殊栄養食品（介護食、栄養補給食品等）の緊急的な調達や避難所の栄養支援業務の応援は、県知事に対して日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣を要請する。

※（資料 2-17）災害時における応急食糧の緊急引渡し取扱要領

4. 食品給与活動の実施

【都市経済部、健康福祉部】

(1) 食品の輸送

都市経済部長は、市において調達した食品および県から支給を受けた食品について、集積場所から、各地区の輸送拠点までの輸送業務を担当する。なお、状況により業者に依頼して輸送する。

(2) 食品集積場所

食品の集積場所（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。

なお、災害の状況によっては、最寄りの輸送拠点、避難所、交通および連絡に便利な公共施設その他の適当な場所を選定する。

食品の保管場所	連絡方法（電話）
市民体育館	583-5354

(3) 食品の給与

ア. 給与食品

給与する食品は、災害発生第 1 日目（3 食）は、アルファ化米とし、第 2 日目以降は、米飯の炊き出しまたは弁当・食パン等により行う。また、乳幼児に対しては、調整粉乳とする。

イ. 給与基準

- ① アルファ化米 1 食あたり 100g 入り 1 個
- ② 米 穀 1 食あたり精米 200g 以内（*1、*2）
- ③ 食 パ ン 1 日あたり 200g（約半斤）以内
- ④ 調製粉乳 乳児 1 日あたり 115g 以内
幼児 1 日あたり 78g 以内

*1 ただし通常の配給ができない場合の配給については、1 日あたり米穀（精米換算）400g 以内とする。

*2 ただし救助作業に従事する場合にあつては米穀（精米換算）1 食あたり 300g 以内とする。

ウ. 炊き出しの実施

炊き出しは、市内各公民館の調理実習室および市内各小中学校、保育所等の各給食施設ならびに移動式炊飯器を利用し、健康福祉部が環境生活部、教育委員会事務局やこども家庭部と協力して行うが、必要に応じて、赤十字奉仕団、自治会および民間業者等に協力を依頼する。

エ. 給与活動を実施する範囲

給与活動を実施する範囲は、各小学校の学区内を基準とするが、災害の実情により健康福祉部長が調整する。なお、応急物資の集積場所および輸送拠点は、第 1 章第 7 節第 2 「輸送

拠点・集積場所」に示した施設とする。

第3 生活必需品の供給

【健康福祉部】

災害により被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失または棄損し、日常生活を営むことが困難である市民に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を供給または貸与するための役割分担、手順等の対策を実施する。

1. 供給実施の決定

(1) 供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は必要と認めた場合、生活必需品供給の実施を決定する。

なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給対象者

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定を準用する。

(3) 応急給付の内容

生活必需品の応急給付は、以下の範囲内で行う。

なお、生活必需品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

ア．寝	具…………毛布・布団等
イ．外	衣…………普段着・作業衣・婦人服・子供服
ウ．肌	着…………シャツ・パンツ等
エ．身回り品	…………タオル・手拭い等
オ．炊事用具	…………鍋・釜・包丁・バケツ等
カ．食	器…………茶わん・汁わん・皿・はし・スプーン等
キ．日 用 品	…………石けん・ティッシュ・歯ブラシ・歯磨粉・マウスウォッシュ等
ク．光熱材料	…………マッチ・ローソク・プロパンガス等
ケ．衛生用品	…………紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等
コ．そ の 他	…………マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション

2. 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定を準用する。

3. 生活必需品の確保

健康福祉部長は、本部長の指示に基づき、迅速に市内または市外の業者から調達するが、市の調達量に不足が生じた時、または調達が困難な時は県に備蓄物資の融通等を要請する。

(1) 物資の調達先

市内における物資の調達先は、次のとおりとし、あらかじめ下記の機関と協議を行う。

調達先	所在地	連絡先

守山商工会議所	吉身三丁目 11-43	582-2425
レーク滋賀農業協同組合	吉身三丁目 7-6	582-3401

災害救助法が適用された時は、知事から救助に関する事務の委任を受けた場合は、市は、救助の実施機関として、生活必需品の支給を行う。また、委任を受けなかった場合は、県の救助を補助する。

4. 供給活動の実施

(1) 配分計画等の樹立

健康福祉部長は、救助物資の輸送および配分計画をたて、これにより迅速な被災地等への輸送および供給を行う。

(2) 生活必需品の集積場所（保管場所）および輸送業務の分担

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定を準用する。

(3) 生活必需品の供給

ア. 給与（貸与）基準

生活必需品の給与（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。

イ. その他については、「食品」の規定を準用する。

※（資料 8-13）世帯構成員別被害状況

なお、応急物資の集積場所および輸送拠点は、第 1 章第 7 節第 2 「輸送拠点・集積場所」に示した施設とする。

第 4 被災宅地危険度判定の実施

【建設部】

豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）による被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況の迅速かつ的確に把握と二次災害の発生を防止・軽減し、住民の安全を図る。

1. 危険度判定実施本部の設置

(1) 危険度判定実施本部の設置

- ① 建設部は、市内に相当程度の被害があり、危険な被災宅地が発生していると予測されるときは、本部長の判断により、危険度判定の実施を決定する。
- ② 判定実施を決定したときは、災害対策本部に建設部開発担当課長を実施本部長とする危険度判定実施本部を設置し、判定業務にあたる。また、必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に、判定拠点を設置する。
- ③ 判定実施を決定したときは、県知事に連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に判定実施の周知を努める。

(2) 実施本部の業務

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
 - ア. 実施オペレーションタイプ
 - イ. 判定実施区域、優先順位

ウ．判定コーディネーター数

エ．判定実施期間

オ．必要判定士数

カ．応援判定士数

キ．判定資機材等

③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ

④ 宅地判定士・判定調整員の組織編成

⑤ 宅地判定士・判定調整員の宿営地の確保

⑥ 判定の実施および判定結果の現地表示

⑦ 判定結果の調整および集計ならびに本部長への報告

⑧ 判定結果に対する住民等からの相談への対応

⑨ その他

(3) 県への支援要請

建設部は、次の内容を具体化して、県危険度判定支援本部長に対し支援要請を行う。

① 宅地判定士、判定調整員の派遣

② 判定資機材の提供

③ 実施本部または判定拠点までの輸送手段の用意

④ 宅地判定士・判定調整員の宿舎・食事の確保

⑤ その他

2. 被災宅地危険度判定の実施

建設部は、宅地判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する。

宅地判定士は、被災した擁壁、法面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

3. 判定結果の表示および周知

(1) 被災宅地危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）を当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

(2) 被災宅地危険度判定結果により「危険」または「要注意」と判断された宅地については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

■被災宅地危険度判定結果の区分およびステッカー

判定結果	危 険	要注意	調査済
ステッカー			
判定内容	宅地への立ち入りは、危険である。	宅地に入る場合には、十分な注意が必要である。	宅地の被災程度は小さいと考えられる。

4. 危険と判断された宅地の所有者等への対応

建設部は、応急危険度判定により「危険」と判断された宅地の所有者・管理者からの相談に優先して対応し、修理・復旧等を促進する。

第5 被害家屋調査の実施

【建設部、総務部】

総務部は、建設部と協力して、被災した建築物について、り災証明の発行と連携した被害家屋調査を実施する。

1. 第一次被害家屋調査

第一次被害家屋調査は、次の手順で行う。

(1) 事前準備

① 調査実施計画策定 ② 調査員の確保 ③ 調査備品等の準備 ・ 調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等） ・ 調査用地図の用意（住宅地図、マッピングシステム） ・ 調査員運搬用車両の手配 ④ 参考資料の整理 ・ 消防署による火災の調査結果

(2) 調査体制

第一次被害家屋調査は、建設部の職員により実施する。また、必要がある場合は県に応援を要請する。

調 査 種 類	調査員	調査方法
第一次被害家屋調査	2人1組	外観から目視調査

(3) 判定基準

総務部は、り災証明を発行するにあたって、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号。警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて）」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、家屋被害の判定を被害家屋損害割合判定表により行う。

(4) その他

総務部は、り災者台帳を作成する。また、総合政策部は、り災証明に関連する必要事項を広報する。

2. 第二次被害家屋調査

(1) 調査体制

第一次被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋および第一次被害家屋調査ができなかった家屋について、申し出に基づき第二次被害家屋調査（再調査）を実施する。

調 査 種 類	調査員	調査方法
第二次被害家屋調査（再調査）	2人1組	内部立ち入り調査

(2) 判定基準

家屋被害の判定は、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号。警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて）」に基づくが、判定が困難なものは、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて本部長が判定する。

判定委員は、①専門知識を有する建築士、②不動産鑑定士、③学識経験者等から本部長が委嘱する。

第6 公営住宅、民間住宅（賃貸型応急住宅）の確保・供給

【建設部】

建設部は、市営住宅、市内民間住宅の空き家の確保を行う。

1. 市営住宅

(1) 目的外使用

建設部は、市営住宅の空室について、目的外使用による被災世帯の一時的な入居住宅として確保する。

なお、市営住宅は災害発生の日から3年間に限り、一時入居住宅として正規の入居資格要件の有無を問わない（公営住宅法第24条の2）。

(2) 災害公営住宅

大規模な災害発生時に国の補助を受けて市営住宅として整備または借り上げた住宅の入居者は、災害発生の日から3年間に限り、市営住宅の入居資格要件に加えて当該災害により住宅を失ったものでなければならない。（公営住宅法第24条第2項）

2. 民間住宅（賃貸型応急住宅）の確保

市営住宅の空室の確保によっても、被災世帯の一時入居住宅の確保が困難な場合は、建設部は関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を、借り上げまたはあっせんの方法により、賃貸型応急住宅として被災者が入居できるよう確保する。

3. 公営・民間住宅の入居者の募集・選定

公営・民間住宅への入居者の募集および入居者の選定は、「第7 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設」を準用する。

第7 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設

【建設部、総務部】

1. 建設実施の決定

(1) 災害救助法適用前

応急仮設住宅実施の決定は、本部長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、県知事が決定し行う。

本部長は、県知事の職権の一部を委任された場合、救助の実施機関として行う。

2. 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、以下の条件を考慮し、本部長が建設部長の意見を聞くとともに関係各部長の協力を得て選定する。

[建設地の条件]

- (1) 浸水等の危険がないこと
- (2) 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- (3) 園児、児童、生徒の通園、通学やその他生活たて直し上の便宜を考慮し可能な限り、り災者の生活圏内になること
- (4) 交通の便がよいこと
- (5) 公有地であること
- (6) 敷地が広大であること

3. 建設の実施

(1) 建設戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、本部長が建設部長の意見を聞いて決定する。

災害規模が大きい場合は、建設戸数の集団化（50 戸以上）を図り、相互扶助、コミュニティ育成等を目的とした集会施設の整備を図るよう努める。

(2) 費用の限度等

1 戸あたり建設費の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 2 条第 2 号による。

(3) 着工供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から 2 年以内とする。

(4) 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、守山商工会議所建設部会に協力を要請し、建設部職員の監督のもとに行う。

なお、その際には、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、要配慮者に配慮した構造とするように努める。

4. 入居者の選定

(1) 入居対象者

ア. 住家が全壊、全焼または流失した者であること

イ. 居住する住家がない者であること

ウ. 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。例えば、次の者を優先し選定する。

① 特定の資産のない高齢者、病弱者、障害者

② 生活保護法の被保護者および要保護者

③ 特定の資産のない母子・父子・寡婦世帯

④ 特定の資産のない失業者

⑤ 特定の資産のない勤労者

⑥ 特定の資産のない小企業者

⑦ 上記に準ずる経済的弱者

(2) 入居者の選定

本部長が上記の資格基準に基づき関係各部職員、議会議員、自治会長、民政委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて入居者を選定の上、県知事に報告する。入居者の選定は、次に留意する。

ア. 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、あらかじめ民生委員等の意見を聴取し、被災者の資力その他の生活条件を十分に調査し決定する。

イ. 入居者の選定にあたっては応急仮設住宅のうち一定の割合について、災害時要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

ウ. 応急仮設住宅は、被災者に一時住居の場所を提供するための仮設建物であって、その目的が達成されたときは供与を終えるべき性格のものであるから入居者にこの趣旨を徹底させるとともに入居者の自立にむけて住宅の斡旋を積極的に行う。

(3) 応急仮設住宅の管理

建設部は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に進むよう関係各部長と調整する。

(4) 応急仮設住宅の運営における要配慮者への配慮

市は、災害時要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

第8 被災住宅の応急処理

【建設部】

1. 応急修理実施の決定

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア. 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ. 緊急の修理

市本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。

災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の被害の拡大を防止するための緊

急の修理を実施する。ただし、県本部は、市本部にその業務を委任することができる。

ウ．費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 7 条による。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア．対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

イ．応急修理

市本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、被災家屋の応急修理を実施する。ただし、県本部は、市本部にその業務を委任することができる。

ウ．費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 7 条による。

2. 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅または付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり、実施する。

- (1) 市営住宅または付帯施設の被害状況は、建設部が早急に調査を行う。
- (2) 市営住宅または付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のために住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第9 応急保育の実施

【こども家庭部】

市は、災害発生後に市民がいつときも早く災害による打撃から立ち直り生活再建に着手できるよう支援する。

応急保育は、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、あわせて乳幼児の精神的安定を保護する観点から行わなければならない。

保育時に災害の発生した場合の乳幼児の安全を確保するための事前措置、災害発生直後の応急措置および災害復旧期における応急保育実施のための手順等の対策を講じる。

なお、法人保育園等についても同様の対策を講じるよう協力を要請する。

1. 事前措置

- (1) こども家庭部は、災害の発生に備えて、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する方法、保育園・こども園・幼稚園の休園等の適切な措置を園長に対し指示ができるよう対策を講じておかなければならない。
- (2) 園長は、災害時の応急保育の実施方法等について計画をたてておくとともに、災害の発生に

備えて、保育園・こども園・幼稚園の立地条件等を考慮し、あらかじめ次のような応急対策を講じておく。

ア．園児の避難訓練、災害時の事前指導および事後措置ならびに保護者等との連絡方法を確立し、その周知を図る。

イ．警察官、消防署、消防団等との連絡網を確立する。

ウ．保育時に災害が発生した場合、保護者への園児の引き渡し、および保護者の事情により残留する園児の保護等について対策を講じておく。

エ．勤務時間外においては、園長は所属職員の非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

2. 災害発生直後の体制

- (1) 園長は、保育時に災害が発生した場合、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講じる。
- (2) 園長は、園児、職員ならびに施設設備等の被害状況を把握し、すみやかにこども家庭部を通じて、本部長に報告する。
- (3) 園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行う等、災害の状況に対応してすみやかに調整を図り応急保育の早期実現に努めるとともに、決定事項については、迅速に園児および保護者に周知する。
- (4) こども家庭部は、園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、班員ごとに分担を定め、園長に対する情報および指令の伝達についての万全を期する。あわせて、保育園・こども園・幼稚園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。
- (5) 勤務時間外に災害が発生した場合、園長は、所定の職員を保育園・こども園・幼稚園に参集させ、応急保育の実施および保育園・こども園・幼稚園の管理等のために必要な体制を確立させる。

3. 応急保育の実施

- (1) 園長は、職員を掌握して保育園・こども園・幼稚園の復旧に努め、園児のり災状況を把握し、こども家庭部との調整を図り、災害復旧体制の確立に努める。
- (2) こども家庭部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、園長は、職員、園児および保護者に対し、その指示事項の徹底を図る。
- (3) 園長は、通園可能な園児については、応急保育計画に基づき保育を行う。また、り災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するよう努める。
- (4) 園長は、可能な限り、入園園児以外の園児の受け入れ保育を実施するよう務める。
- (5) 避難所等に保育園・こども園・幼稚園を提供したため、長期に渡り保育園・こども園・幼稚園として使用が出来ない場合、健康福祉部は、こども家庭部長を通じて関係各部長との協議の下に早急に保育が再開できるよう対策を講じるとともに、園長に平常保育の開始される時期を指示して、早急に保護者に連絡するよう努める。

4. その他の留意事項

(1) 避難時の注意事項

各クラスの保育者は、非常ベルが鳴ったら次の事項に注意し、園児をすみやかに避難させる。

ア．避難場所を確認する。

イ．園児の両手は空け（なるべく手に荷物を持たずに）、クラス単位に順次避難させる。

ウ．保育者は、非常口等の案内を確認するとともに、園児が前の人を追い越さず、話をしないよう避難誘導する。

エ. 避難所に到着した順に整列し、園児の点呼を行う。

オ. 園長の指示があるまでその位置を離れない。

(2) 園児の救護

施設内における園児の救護は原則として、当該園医等がこれにあたるが、随時、本部長の要請により、最寄りの小・中学校の校医等が加わる。

(3) 給食

給食については、可能な限り、応急保育の一環として実施するよう努める。また、食材の調達、施設設備の復旧が困難な状態にあり、給食の実施が不可能な場合でも、こども家庭部は、いつときも早く給食を再開できるよう努める。

(4) 炊き出しへの協力

関係部長より要請があり、本部長から被災者への炊き出しを行う指示があった場合は、園長は、可能な限り、保育園・こども園・幼稚園の給食設備等を提供し、炊き出しを行う体制をとる。

第10 被害相談の実施

【環境生活部】

被災相談は、災害による精神的・物質的打撃から立ち直るための支援の窓口を広く開放することにより、迅速な応急対策に実施のための情報の流れを円滑にすることを第1のねらいとする。

また、第2のねらいとして、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すために行うものである。

市、県およびその他防災関係機関が行う災害相談について、それぞれの役割分担、手順等次のとおり対策を実施する。

1. 災害相談窓口の開設

環境生活部は、大規模な災害が発生した場合、もしくは本部長の指示があった場合は、ただちに市役所庁舎に災害相談窓口を開設し、被災者またはその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に関する問い合わせ相談に応ずる。

2. 臨時市民相談所の開設

環境生活部は、災害発生による避難が終了したのちは、本部長の指示または自らの判断に基づき、市臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

開設の実施にあたっては、相談事項のすみやかな解決を図るため、関係各部および関係機関の協力を得る。

3. 県との連携

環境生活部は、必要に応じ、県の相談窓口との連絡を密にし、被災者の相談に適格に応じる。

4. 防災関係による災害相談

(1) 警察署

警察署長は、警察署または交番その他必要な場所に相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

(2) その他防災関係機関

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第11 燃料供給計画

【総務部】

市と県は、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、災害発生により必要となった際には、すみやかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

また、大規模停電が発生した場合でも、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等が電力を確保できるよう、平時から必要な措置を講じるものとし、災害応急対策活動の確保を図る。

(1) 燃料供給計画

ア. 状況の確認と連絡体制の確保

市は、適切な燃料供給計画を実施するため、各地域の給油所の被災状況をすみやかに確認するとともに、石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

イ. 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、市は優先供給すべき車両を選定する。

ウ. 市民への広報

市は、平時から住民向けのガソリンスタンドについて、そのガソリンスタンドの役割や所在地について周知し、災害時にも市民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努める。

また、発災時において、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第14節 避難行動要支援者対策

【環境生活部、健康福祉部】

災害が発生した場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、被災児童等の避難行動要支援者にとって適切な防災行動をとることは困難であり、その健康と生命は、平常時にない危険にさらされることとなる。そのため、これら避難行動要支援者に対しては特別な配慮をもって災害対策を行う。

また、視聴覚障害者等への広報は、文字放送、手話、FAX、テレホンサービス、パソコン通信等のメディアを活用するほか、ボランティアの協力を得て点字広報紙等を発行する。

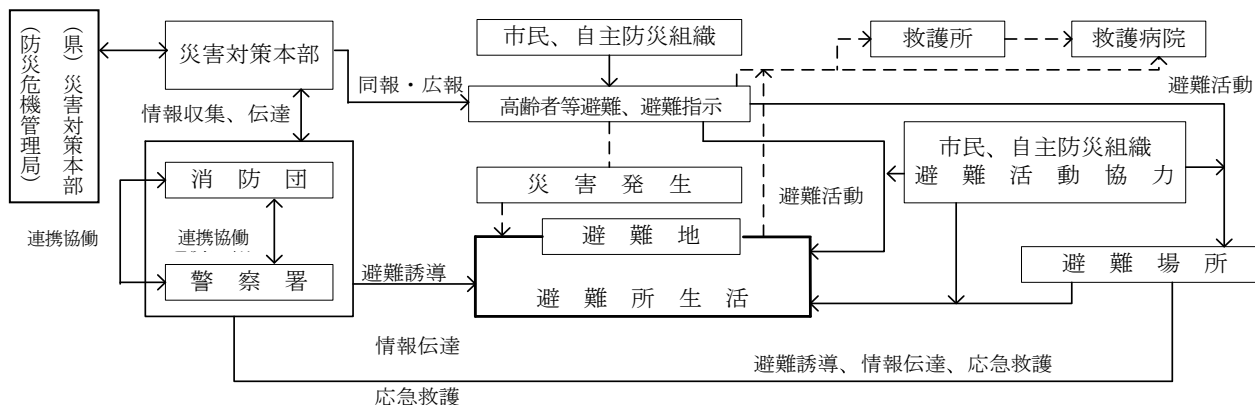
第1 災害時に配慮すべき事項

市は、次の事項について避難行動要支援者に十分配慮する。

- ・各種媒体を活用した情報提供（外国語での情報提供にも配慮）
- ・自主防災組織、地域住民の協力による避難誘導
- ・名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ・条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ・避難所等における避難行動要支援者の把握とニーズ調査
- ・自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による情報提供
- ・車中泊避難者や在宅残留者中の避難行動要支援者の把握と巡回パトロール、生活援助物資等の配分
- ・おむつやポータブル便器等生活必需品の配慮
- ・補装具等の給付
- ・粉ミルク、液体ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ・手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援
- ・巡回健康相談や栄養相談等の重点的实施
- ・仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ・仮設住宅への優先的入居
- ・仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ・ケースワーカーの配置や継続的なメンタルケアの対策
- ・インフルエンザや食中毒等の感染症の防止
- ・社会福祉施設の被害状況調査
- ・福祉相談窓口の設置

第2 避難行動要支援者対策

1. 系統図



2. 担当と任務、活動内容

(1) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等の発令時の対応

ア. 市の役割

- ① 広報車、市有線放送等により避難活動の呼びかけを実施。
- ② 避難所等への避難誘導。消防団、警察署と連携共助。
- ③ 避難行動要支援者の避難者を把握。
- ④ 避難所生活での食料、飲料水等の確保。
- ⑤ 避難所生活者等への情報伝達。
- ⑥ 避難所での応急救護の実施。診療所、救護病院への搬送。
- ⑦ 自主防災組織との連携。

イ. 市民、自主防災組織の役割

- ① 避難支援者・自主防災組織の役割確認の役割確認。
- ② 民生委員・児童委員と協力しての情報提供、安否確認。
- ③ 避難支援者と協力しての避難誘導
- ④ 避難行動要支援者の避難状況を把握。
- ⑤ 避難行動要支援者との連絡確保および避難等の介護等の協力。

(2) 災害発生後の避難所生活等について

ア. 市の役割

- ① 避難行動要支援者の避難者数の把握。
- ② 避難所生活での食料、飲料水等の確保。避難地生活者等への情報伝達。
- ③ 疾病者を救護所、救護病院へ搬送。
- ④ 巡回診療の実施。
- ⑤ 相談窓口の開設。
- ⑥ 福祉施設およびケアマネジャーとの連携。
- ⑦ ボランティアとの連携。
- ⑧ 避難所運営委員会への参加。避難行動要支援者の避難生活の安全確保。

イ. 市民、自主防災組織の役割

- ① 避難行動要支援者への介助等の協力。ボランティア活動を要請。
- ② 情報伝達。

- ③ 健康状態の把握。
- ④ 民生委員・児童委員との連携。

3. 避難対応

(1) 高齢者、障害者等への対応

ア. 避難所への避難の場合

- ① 近隣の住民による安否確認。避難までに時間的ゆとりがある場合は、市本部健康福祉部が職員を派遣する。
- ② 近隣の住民による避難所までの救助、医療施設への同伴等。避難までに時間的ゆとりがある場合は、市本部健康福祉部が職員を派遣する。
- ③ 避難所管理者は、避難行動要支援者に対して体調を維持するため配慮する。

イ. 避難所（福祉避難室を含む）から福祉避難所へ移動する場合

- ① 避難所（福祉避難室を含む）管理者は、老人福祉施設および障害福祉施設入所者や特に介護が必要と判断される避難者がいる場合は、健康福祉部に通報する。
- ② 市本部は、施設管理者と協議の上、福祉避難所へ収容する。また、状況に応じて、本人、家族の希望が有れば家族も一緒に収容する。

福祉避難所一覧表

種別	福祉避難所の名称	郵便番号	所在地 電話番号	受入予定人員 (人)
高齢	しがそせい苑	524-0102	守山市水保町 2650-1 077-585-7878	12
高齢	ゆいの里、地域交流ホームゆい	524-0103	守山市洲本町 1 077-585-4533	14
知的	蛍の里	524-0103	守山市洲本町 52 077-585-8850	18
身体	湖南ホームタウン	524-0022	守山市守山町 168-1 077-514-1685	14
知的	ワークショップぶくぶく	524-0214	守山市立田町 1530 番地 077-585-7620	8
身体 (聴覚)	びわこみみの里	524-0102	守山市水保町 165 番地の 1 077-514-9078	10
その他	立命館守山中学校・高等学校	524-8577	守山市三宅町 250 番地 077-582-8000	34
医療的 ケア児	オリーブの実	524-0022	守山市守山 6 丁目 8-15-1 077-514-1129	14
知的	はぐくみホーム	524-0012	守山市十二里町 154-2 077-596-3261	12

ウ．車中泊避難や避難しないで在宅生活を送る場合

- ① 市本部健康福祉部は、民生委員・児童委員、住民組織の協力を得て、住宅状況を把握し、守山市社会福祉協議会と連携して、巡回パトロールの派遣、ケアマネジャー、介護者および手話通訳者等における在宅支援の対応を行う。
- ② 市本部健康福祉部は、民生委員・児童委員、住民組織の協力を得て、必要に応じて生活援助物資等を配分する。

(2) 乳幼児への対応

ア．避難所への避難の場合

- ① 不特定多数の避難者の中で、授乳や夜泣き等で避難者間に生じるストレスや摩擦を避けるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用場所を設ける。
- ② 乳幼児に必要なミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配給する。

イ．避難しないで在宅する場合

- ① 健康福祉部は、住民組織の協力を得て住宅状況を把握し、巡回パトロール等の対応を行う。
- ② 健康福祉部は、必要に応じ、生活救助物資等を配給する。

(3) 外国人への対応

災害に不慣れな外国人の場合はより不安な状態になることから、母国語による情報提供、生活支援および精神的ケアを行う。

第15節 ボランティア対策

【健康福祉部、守山市社会福祉協議会】

ボランティアの受け入れ体制について、平常時から守山市社会福祉協議会と連携して、市民が自発的にボランティア活動に参加できる条件整備や、各団体の主体性を尊重した支援を行うとともに、ボランティア団体等とのネットワーク化を図る。

第1 ボランティアの派遣要請・支援

1. ボランティアの派遣要請

市は、ボランティアの必要性、支援業務内容、受付場所、受入態勢等についてすみやかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

2. 災害ボランティアセンターの設置

市と守山市社会福祉協議会は協定して、災害ボランティアセンターを設置し連絡窓口を設定して、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。活動場所として「市民球場1階事務所」「すこやかセンター敷地内」のいずれかに災害の状況に合わせて設置する。

3. 災害ボランティア活動に伴う二次災害防止に関する補償措置

災害ボランティアは、その活動に際し、ボランティア保険に加入する。

第2 ボランティアの種類

1. 一般ボランティア

被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、守山市社会福祉協議会および守山市ボランティア連絡協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を行う。

災害救援における一般ボランティアの業務例	自治会等のボランティア活動例
・医療救護 ・食事援助（炊き出し、配食） ・付き添い、介助 ・家事援助（買い物、保育、高齢者の話し相手） ・運搬（救助物資の配分、引っ越し） ・修理、修繕（シート張り、家財の修理等） ・清掃、片づけ ・被災地域内の秩序維持 ・その他の災害応急対策業務への協力 ・高齢者や障害者等避難行動要支援者の安否確認	・防犯活動 ・救援物資の配布 ・地域の美化 ・炊き出し ・義援金品の募集 ・集会所を避難所として開放 ・避難所の運営 ・会報の発行 ・けが人の救出 ・消火活動 ・被災地域内の秩序維持

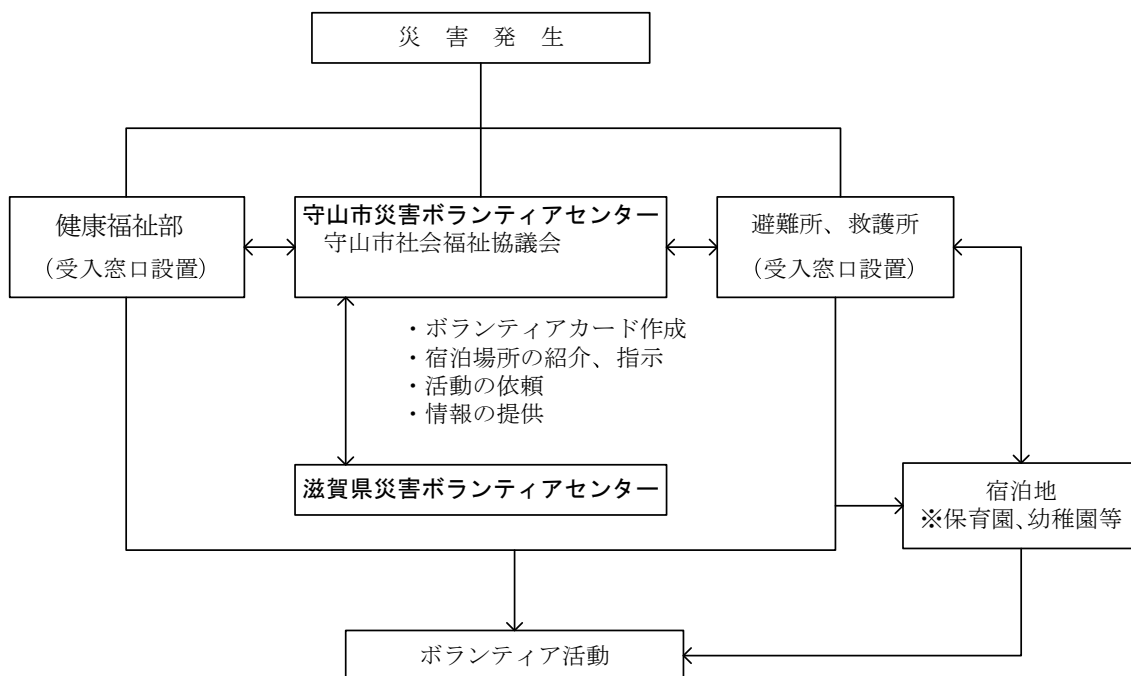
2. 専門ボランティア

専門ボランティア（被災建築物の応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、通訳、ケースワーカー、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要な場合は、県本部が中心となって関係団体と連携して専門ボランティアの募集、登録、派遣調整を行うため、市は、県へボランティアの派遣を要請する。

災害救援における専門ボランティアの業務
・ 救急、救助、医療、介護、外国語通訳、手話通訳、翻訳 ・ 通信 ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士 ・ 公共施設の応急復旧、応急仮設住宅の建設 ・ 建設資機材の調達、輸送 ・ 生活必需品の調達、輸送 ・ ボランティアコーディネーター ・ その他の災害応急対策業務への協力

第3 ボランティア活動における役割

1. ボランティア活動のフロー



2. 役割分担

(1) 市、守山市社会福祉協議会の役割

- ア. ボランティア受け入れ窓口の設置。原則として社会福祉協議会、避難所、救護所に設置する。
- イ. ボランティアカードの作成。ボランティア受入れ時に記入する。
- ウ. ボランティアの腕章等を貸与する。
- エ. ボランティアの支援要請を把握し、ボランティア活動の場所を紹介する。
- オ. ボランティア受入れ状況および把握。状況を市本部へ報告する。
- カ. ボランティア活動の調整および実践。
- キ. ボランティアおよび市民、自主防災組織との連携を図る。
- ク. 宿泊場所の紹介ならびに指示。原則として避難地指定のない保育園、幼稚園、こども園等

とし、テント生活者は原則としてグラウンドを利用する。

ケ．ボランティア保険への加入促進

(2) 市民、自主防災組織の役割

ア．ボランティアの支援要請の把握。避難所にあつては、避難所責任者、班長等が把握する。

イ．ボランティアとの連携、市との連携を図る。

(3) ボランティア自身の役割

ア．ボランティアカードの記載。

イ．市との連携により、受け入れ窓口の運営を主体的に実施。

ウ．ボランティア終了の際は、窓口にその旨を連絡。

エ．交通手段は、原則としてボランティア自身で確保。

オ．食料は、原則としてボランティア自身で確保。

カ．被災情報等の把握と情報の共有化。

キ．ボランティア自身の情報発信。

ク．避難所では、運営委員会に参加。

ケ．ボランティア保険への加入

※（資料8-14）ボランティアカード様式

第16節 清掃・防疫等

災害発生後に懸念される疫病の流行を未然に防止するための衛生対策を中心に“ごみ・し尿の処理”、“防疫・保健衛生”に関し市がとるべき対策と、“障害物の除去”、“行方不明の搜索”“遺体の搜索・埋葬”について、各部・各機関の役割分担、手順等の対策を次のとおり実施する。

第1 障害物の除去

【建設部】

1. 被災した住宅の障害物の除去

(1) 対象者

災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この号において「障害物」という。）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。

(2) 障害物の除去

市本部は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施する。ただし、県本部は、市本部にその業務を委任することができる。

(3) 除去すべき対象

除去すべき対象物とは、住家およびその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物、または建物等の倒壊により発生した障害物であり、次の条件に該当する。

〔除去すべき対象となる住家の障害物〕

- ア．障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ．自らの資力で障害物の除去ができないもの
- ウ．半壊または床上浸水した住家
- エ．原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(4) 除去の実施

ア．災害救助適用前

建設部長が本部長の指示に基づき、周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、関係各部、守山商工会議所建設部会土木委員会の協力により作業班を編成し実施する。

イ．災害救助適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

- ① 市は、除去対象戸数および所在を調査し、県知事に報告する。
- ② 除去作業は市が保有する器具・機械を使用して、市が行う。
- ③ 労力、機会等が不足する場合は、県（南部土木事務所）に要請し、隣接市からの派遣を求めさらに不足する場合は、市内の土木業者等から資機材・労力等の提供を求める。
- ④ 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費および人夫費とし、1世帯あたりに要する限度額は、災害救助法による救助の程度、方法および期間の定めるところによる。
- ⑤ 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(5) 作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、以下の点について、十分留意して行う。

[除去作業の留意事項]

ア. 他の所有者の敷地内で作業が必要な時は、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。

イ. 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障が生じないように配慮して行う。

ウ. 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、除去作業実施者が決める。

(6) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 12 条による。

2. 河川等関係の障害物の除去

建設部長は、河川等の機能を確保するため、密に連絡し災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行う。

特に、橋脚、暗渠流入口および工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物ならびに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係各部、関係機関および守山商工会議所建設部会土木委員会と協力して、実施する。

※（資料 5-1）市域を流れる河川等

第 2 災害廃棄物の処理

【環境生活部】

大規模な災害時には、建物等の倒壊・破損・焼失その他により、通常時の収集処理能力を上回る大量の災害廃棄物が市内各地域において、同時多発的に発生することが予想される。

そのため、災害廃棄物の処理に際し、迅速な対応を行うため、守山市災害廃棄物処理計画に基づき、事前に仮置場候補地の選定や処理体制を構築する。

これらの大量の災害廃棄物は、まずすみやかに被害地域から除去し、市民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障を防止する必要がある（第 1 次処理対策）、その上で災害廃棄物を適切に処理を行うことが必要である（第 2 次処理対策）。

以上の対策を迅速に実施することは、被災地の公衆衛生の改善と早期の復旧・復興にとって必要なことであり、その対策手順を次のように実施する。

1. 災害廃棄物処理体制の確立

(1) 環境センターの被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の確保に努める。

(2) 環境センターや道路の被害状況、仮置場の設置状況等を踏まえ、収集運搬体制の方法・ルートや必要資機材の確保等課題を整理し、収集運搬体制を構築する。

(3) 協定書に基づき、委託業者等に協力を要請し、環境生活部の総力をあげて、ごみ処理体制を確立する。

2. 第1次処理対策の実施（収集運搬対策）

(1) 災害廃棄物の仮置場

環境センターの被害の発生や大量の災害廃棄物の発生により、保管および処理が困難な場合は被災地の状況等に応じ、災害廃棄物仮置場を指定し、被災地域から運搬する。

(2) 市民暫定仮置場

災害廃棄物仮置場が本格的に稼働するまでの間、事前に自治会との協議の上、市民暫定仮置場が指定されていた場合は、自治会において市民暫定仮置場を設置する。

3. 災害廃棄物仮置場の選定

環境学習都市宣言記念公園多目的グラウンドに仮置場を設置する。また、被災状況や廃棄物の発生状況に応じて、公有地等への災害廃棄物仮置場の追加を検討する。仮置場の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。なお、仮置場については定期的な消毒を行う。

〔仮置場の選定条件〕

- ア. 他の応急対策事業に支障のないこと
- イ. 環境衛生に支障がないこと
- ウ. 搬入および環境センターへの搬出に効率的な地理であること
- エ. 浸水区域ではないことオ. 長期間使用できること

4. 災害廃棄物の収集運搬方法

災害廃棄物の収集運搬方法については、基本的に以下のとおり行う。

- ア. 生ごみ等の日常生活から発生する生活ごみは、通常通り地域のごみ集積所に排出するものとし、災害発生時においてもすみやかに委託業者と連携し、収集・運搬体制を構築する。
- イ. 被災家屋からの廃棄物等については、市民に対し仮置場への直接運搬の協力を要請する。
なお、市民への周知については市広報やHPや公式LINE等を通して実施する。
- ウ. 道路等に不法投棄された災害廃棄物については、直営または委託業者により、回収するものとし、必要であれば公衆衛生上、消毒を行う。
- エ. 仮置場への搬入は、環境生活部が指定する分別方法で実施する。

5. 第2次処理対策の実施

仮置場に集積された災害廃棄物は、仮置場内にて分別、破碎・選別を行なうとともに、可燃物は環境センターで焼却処理、不燃物は最終処分場で埋立処理を行う。また、再生資材として利用できるものは再資源化を図る。

なお、環境センターの被災状況や処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合は、協定書等に基づき、区域外において適切に処理を行う。

6. 事務の委託等

災害により甚大な被害を受け、災害廃棄物処理が困難となった場合、市は地方自治法に基づいて県に事務の委託等を要請することが可能であり、すみやかに協議の上、被害状況や災害廃棄物発生量等を勘案して、事務の委託等が適当と認められる場合、必要な範囲において災害廃棄物処理に関する事務を受託し、県が処理を代行する。

第3 し尿処理

【環境生活部】

大規模な災害発生時には、電気や上下水道の機能停止により、市内の各所において仮設トイレが設置される等、し尿の収集処理量が大幅に増加することが予想される。し尿処理については、公衆衛生の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要がある。

環境生活部長は、協定書に基づき委託業者等と必要な収集運搬体制を構築するとともに、県や湖南広域行政組合環境衛生センターと連携し、安定したし尿処理を実施する。

し尿の処理は、災害破棄物処理計画に基づき、環境生活部長が計画を策定し行うが、おおむね次のとおりとする。

- (1) 原則として、処理は湖南広域行政組合環境衛生センターにおいて行う。
- (2) 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、県等関係機関と協議し、公共下水道への直接投入を検討する。
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、環境衛生センター汚泥処理施設が重大な被害を受けた時またはし尿・浄化槽汚泥の増大が見込まれ、同施設からその処理体制について、職員の派遣等、協力要請等があった場合は、災害対策本部において必要な調整を行う。

1. 仮設トイレの設置

【総務部】

総務部長は、大規模な災害が発生しすみやかな収集・処理が困難な場合は、本部長の指示に基づき、備蓄する仮設トイレおよび調達による貯留式仮設トイレを設置し対応する。

設置の個所は、くみ取り処理地域および下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。また、ユニバーサルデザインに配慮し、車椅子対応型の仮設トイレを小中学校に各1基、オストメイト専用の仮設トイレを守山小学校と速野小学校に各1基設置する。

期間は、下水道および水道施設の機能が復旧する等、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。

〔仮設トイレ設置を優先する施設〕

- (1) 広域避難場所（避難が長時間に及ぶ場合）
- (2) 避難所（避難所内でトイレが不足または使用不可能な場合）
- (3) その他被災者を収容する施設

2. 収集・処理の実施

【環境生活部】

(1) 収集・処理の実施

ア. し尿収集体制は、委託業者等と連携し、適切な収集体制により実施する。

イ. し尿の収集・処理については、避難所、公共施設や自治会館等仮設トイレが設置された場所を優先して実施する。

ウ. 日常からし尿収集家屋については、被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便池等内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

エ. 収集は、収集が可能になった時点からすみやかに完了するよう努める。

第4 防疫・保健衛生

【健康福祉部、環境生活部】

大規模な風水害の発生時には、水道の断水、家屋の浸水、あふれた汚水等により感染症が発生するおそれがある。

また、ガス、電気等の熱エネルギーの供給が停止した場合には、食中毒の発生が懸念される。
防疫・保健衛生対策は、保健所の指導および指示に基づき実施する。

1. 作業班の編成

健康福祉部長は、必要に応じて作業班を編成し、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施する。

2. 防疫・保健衛生活動の実施

(1) 全体統括

健康福祉部長は、救急医療担当課からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、感染症・食中毒等の発生状況を把握する。

(2) 防疫活動

保健所の指導・指示に基づき、次の防疫活動を実施する。

ア. 保健所と連携して、検病調査および予防宣伝を実施する。

イ. 家屋、道路等の消毒を行う。

ウ. そ族昆虫等の駆除を行う。

エ. 給水計画に基づく家庭用水の供給を行う。

オ. 臨時予防接種の実施を県に求めることができる。

カ. 県職員・保健所の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施する。

(3) 食品衛生監視

食品衛生監視活動は、次のとおりとする。

ア. 食品衛生監視

① 臨時給食施設その他関連の食品取扱い施設の監視指導

② 緊急調達食品等の衛生指導および不良食品の排除

③ 食中毒発生時の処理

イ. 食品衛生検査

① 被災食品等の検査

② 被災不良食品の排除指導

(4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護

市は、災害時に逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、県および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。

ア. 特定動物の逸走対策

環境生活部長は、特定動物の逸走および管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。

① 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、すみやかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、関係団体に出動要請を行う。

② 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、県に広報協力を依頼する。

③ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。

イ. 被災地域における動物の保護

市は、飼い主不明または負傷した犬およびねこ等の保護および収容を行うとともに、犬に

よる危害の発生を防止するよう努める。

また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努める。

ウ．避難所における動物の適正な飼養

市は、被災者とともに避難した動物が避難所で適切に飼養されるよう、県に指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。

- ① 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。
- ② 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。
- ③ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。

(5) 死亡獣畜の適正処理

市は、健康医療福祉部生活衛生課および保健所の必要に応じた指導のもと、死亡獣畜の処理を適正に行う。

※（資料 8-15）防疫計画報告・記録、災害防疫活動状況報告

3. 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足する時は、市薬剤師会等に協力を要請し調達する。

第5 行方不明者および遺体の搜索・収容・埋葬

市本部は、行方不明者および遺体の搜索、収容、処理および埋葬は警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。ただし、災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務を委任されたときは本部長が行い、委任されなかったときは、知事が行う救助を補助する。

なお、市限りで処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1. 搜索依頼・届出の受付

【環境生活部】

所在の確認できない市民に関する問合わせや行方不明の搜索依頼・届出の受付は、市民班が以下のとおり行う。

〔搜索依頼・届出の受付の手順〕

- (1) 環境生活部は、市庁舎に「災害相談窓口」を開設し、搜索依頼・届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けた時は、行方不明者の以下の項目について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。

・住所	・氏名	・年齢
・性別	・身長	・着衣その他の特徴

- (3) 「届出」については、まず避難所記録簿にあたり確認する。
- (4) 市民病院診療記録簿その他本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、すでに死亡している者または死亡していると推定される者の名簿（再搜索者リスト）を作成する。

2. 搜索の実施

【健康福祉部、北消防署、消防団】

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防署・消防団が警察署、自衛隊その他の関係機関および

地元自治会、諮問ボランティア等の協力を得て、以下のとおり実施する。

〔搜索活動実施の手順〕

- (1) 搜索活動は、健康福祉部および消防署・消防団が連絡を密接にとりながら、実施する。
- (2) 搜索活動中に遺体を発見した時は、所轄警察署に連絡する。
- (3) 搜索の実施期間は災害発生の日から 10 日以内とする。
- (4) 行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに、情報の入手に努め、搜索にあたる。

3. 遺体の処理

【健康福祉部】

健康福祉部等は、遺体を発見した場合はすみやかに警察に連絡し、警察官は医師立会いのもとに検視を行う。

- (1) 健康福祉部は、身元不明遺体の写真撮影を行う他、人相、着衣、所持品、特徴の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。
- (2) 検視を終えた遺体は、健康福祉部が関係各部、各機関の協力を得て、本部長が設置する遺体収容所（安置所）へ輸送する。

4. 遺体の収容・安置

【健康福祉部】

健康福祉部は、検視を終えた遺体について、警察署、地元自治会等の協力を得て身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

〔遺体の収容・安置の手順〕

- (1) 健康福祉部長は、市内の寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定して、遺体収容所（安置所）を開設する。なお適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。
- (2) 健康福祉部長は、市内葬儀社等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
- (3) 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名および番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 遺族その他より遺体引き受けの申し出が有った時は、遺体処理台帳により整理の上引き渡す。
- (6) 遺体引受人が見つからない遺体については、健康福祉部長を身元引受人として、戸籍担当課長に対して、遺体火（埋）葬許可証の発行を求める。

5. 火葬・埋葬

【環境生活部】

引き取り手のない遺体の取扱いおよび遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は以下のとおり、健康福祉部長の要請に基づき、環境生活部が応急措置として、遺体を火葬場への輸送、火葬（仮埋葬）を実施する。

火葬を円滑に実施するための事務は以下のとおりとする。

〔事務〕

- (1) 死亡者数の把握
- (2) 火葬計画の作成

- (3) 遺体搬入車両および搬入路の把握・確保
- (4) 燃料、ドライアイス、および柩等資材の在庫状況の把握・確保
- (5) 火葬のための関係者に対する協力要請
- (6) 相談窓口の設置および住民への情報提供

なお、火葬場は、野洲川斎苑もしくは、近隣市町の火葬場を利用する。

また、遺体の輸送については、民間葬祭業者等に依頼し行うが、必要に応じて、環境生活部職員による「遺体輸送班」を編成し行う。

[遺体の火葬・埋葬の手順]

- (1) 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬または埋葬を行う。
- (2) 火葬または埋葬に付する場合は、火、埋葬台帳により処理する。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札および遺留品処理票の添付の上、保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のある時は、遺骨および遺留品処理票により整理の上引き渡す。
- (5) 遺体が多数のため、市単独で処理不可能な場合は、県本部に対して応援を要請する。
- (6) 火葬・埋葬期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

※（資料 8-16） 搜索受付から火葬・埋葬までの各様式

第17節 応急教育対策

【教育委員会、各機関】

在校時の児童・生徒の安全を確保するための事前措置、災害発生直後の応急措置および災害復旧期における応急教育の実施にあたっては、次のような内容で実施する。

※（資料 4-5）市立学校施設連絡簿

第1 事前にとるべき措置

1. 措置のあらまし

[災害のおそれがあるときの留意事項]

- (1) 学校行事、会議、出張を中止する。
- (2) 児童・生徒の避難方法、災害時の事前指導および事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
- (3) 市の教育委員会、警察署、消防署および保護者への連絡網の確認を行う。
- (4) 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

2. 役割のあらまし

(1) 教育長

- ア. 大規模な災害時に備え、必要な危険防止措置の実施、常設消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検、災害時の応急教育、指導の方法等につき明確な計画を立てるよう、学校長に対して指導助言する。
- イ. 災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童・生徒の集団下校・休校等の必要な措置を指示する。

(2) 学校長

- ア. 学校の立地条件等を考慮し、大規模な災害時に危険と思われる箇所を整備し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検する。また、災害時の応急教育、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。
- イ. 教育長および関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところによりすみやかに教職員に伝達する。
- ウ. 自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- エ. 児童・生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- オ. 状況に応じて児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。

(3) 教職員

教職員は常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

第2 災害発生直後の体制

1. 措置のあらまし

[災害発生直後にとるべき措置のあらまし]

- (1) 状況に応じ緊急避難の指示および誘導を行う。
- (2) 児童・生徒・職員施設、設備の被害状況をすみやかに把握する。
- (3) 被災した地域等からの避難者があった場合は、教育部長に対して人数、状況等を報告する等緊急に連絡する。
- (4) 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を召集し、市が行う災害応急・

復旧対策に協力し応急教育の実施および校舎の管理のための体制を確立する。

2. 役割のあらし

(1) 教育長

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、所轄の学校ごとに分担を定めて、情報および指令の伝達についての万全を期するものとし、あわせて、学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。

(2) 学校長

ア. 状況に応じ適切な緊急避難の指示および誘導を行う。避難完了後すみやかに教育部長にその旨報告する。

イ. 災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、教育部長にその旨報告する。

ウ. 災害の規模、児童・生徒・職員および施設設備の被害状況をすみやかに把握し、教育部長に報告する。

エ. 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な職員を召集する。参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、教育部長に報告する。

オ. 被災した地域等からの避難者があった場合は、教育部長に人数、状況等を報告する等緊急に連絡する。

また、教育長より避難所設置への協力の指示または要請があった場合は、教職員を指揮して、避難者収容業務その他について万全を期する。

(3) 教職員

ア. 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ. 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し応急教育の実施および校舎の管理のための体制を確立する。

第3 児童生徒等の安全措置

1. 安全措置

(1) 校長は児童生徒等の安全を確保するため、「大雨、暴風大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されたときは、次の措置を講じる。

ア. 小学校・中学校および特別支援学校の場合

① 臨時休業

登校前において児童生徒は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」または「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休業とする。

② 終業時刻の繰上げ

児童生徒の登校後すなわち学校管理下にあつて「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」および「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し児童生徒の安全を最優先とし適切な措置をとること。

その際、児童生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をすること。

③ 警報発表前における特例措置

基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判

断される場合には、児童生徒の安全を最優先とし上記①と同様の措置をとる。

また、学校管理下にあつて、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、児童生徒の安全を最優先とし事前に教育活動を停止し、上記②と同様の措置をとる。

④ 警報解除後における特例措置

判断の基準時刻とした午前7時までに、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合にあつても、学校所在地域や児童生徒の通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、校長は、市教育委員会と協議のうえ、児童生徒に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げまたは臨時休業等の措置をとる。

イ. 高等学校の場合

① 始業時刻の繰下げおよび自宅待機

午前7時においてなお警報が発表中の場合は始業時間を繰下げ、生徒は自宅待機とし、警報が解除され次第登校させる。ただし、定時制の課程(夜間部)を除く。

② 臨時休業

午前10時においてなお警報が発表中の場合は、臨時休業とする。ただし、定時制の課程(夜間部)にあつては午後3時において、なお警報が発表中の場合は、臨時休業とする。

③ 終業時刻の繰上げ

警報の発表前であっても、気象状況に応じて教育活動を停止せざるを得ないと校長が判断した場合は、即刻下校を指示する。

その際、生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をする。

(2) 校長は、その他の警報(大雨、洪水、大雪等)が発表された場合は、学校所在地域等の状況に応じて、市立学校にあつては市教育委員会と協議のうえ、上記と同様の措置を講ずる。

(3) 校長は、児童・生徒等の安全確認のため、次の事項を遵守すること。

ア. 校長は、学校の立地条件等を考慮し、常に災害における応急の教育計画を樹立するとともに、児童・生徒等の避難訓練の実施、災害時における登・下校対策等の措置を講じておく。

イ. 校長は、常に気象状況に注意し、災害発生のおそれのある場合は、次の事項に留意し、応急教育体制に備える。

① 学校行事等の中止

② 災害時の事前指導および事後処理、保護者との連絡方法の検討

③ 市教育委員会、警察署、消防機関および保護者への連絡網の確認

第4 応急教育の実施

1. 施設・職員の確保

(1) 学校長は、施設の被害状況を調査し、教育部長と連絡し、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

災害の程度	応急教育実施のための場所(予定)	教育実施者確保の措置
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	① 特別教室、その他の教室 * 体育館は避難所(福祉避難室を含む)となることを想定	① 欠員が少数の場合は、学校内において操作する。 ② 管内の学校間において操作

	② 二部授業を実施する	する。 ③ 隣接学校より可能な範囲内において応援を受ける。 ④ 欠員(欠席)が多数のため前記①～③の方法によっても授業の実施が困難な場合は、県本部(教育部)に要請し応援を受ける。
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	① 公民館等の公共施設 ② 近隣学校の校舎	
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	① 市民の避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設 ② 応急仮設校舎の設置	
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。	

- (2) 学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況に対応して、すみやかに調整を図り応急教育の早期実施に努めるとともに、決まり次第、すみやかに児童・生徒および保護者に周知徹底を図る。
- (3) 教育長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な措置を講ずる。

2. 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長が教育長の指示に基づき決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康衛生に関する指導	その他の生活指導等
① 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ② 衣類、寝具の衛生指導 ③ 住居、便所等の衛生指導 ④ 入浴その他身体の衛生指導	① 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる ② 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする

(2) 学習に関する教育内容

① 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 ② 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。

3. その他の留意事項

- (1) 施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等がこれにあたるものとして、随時最寄校の校医等が要請に応じて補充要員として加わる。
- (2) 学校給食については、原則として、一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊き出しを行う。教育部長は、給食施設および給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食

の再開計画を策定の上、教育長へ報告する。

第5 学用品の調達および支給

1. 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を失い、またはき損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具および通学用品を支給する。

2. 給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、その他については15日以内と定められている。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達および輸送の困難が予想される場合には、県知事を通じて厚生労働大臣の同意を受け、必要な期間を延長することができる。

3. 給与の方法

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育長に命じて、教育委員会および各学校長の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。

ただし、学用品等の調達および給与の実施の困難な場合には、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

4. 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法による救助の程度、方法および期間の定める範囲内で現物給付をもって行う。

5. 教科書の確保

- (1) 市教育委員会は、教科書の喪失、き損の状況をすみやかに調査し、県本部教育部に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。
- (2) 県本部教育部は、(1)の報告に基づき補給の必要のある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所(滋賀教科図書販売株式会社)に補給を依頼する。
- (3) 災害救助法が適用された場合は、県本部教育部は県本部健康医療福祉部と緊密な連絡をとり、所要の教科書の確保と、災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。
- (4) 県立学校についても前記(1)～(3)に準じて措置する。

6. 給食等の措置

(1) 児童・生徒の対策

県本部は、災害状況報告に基づいて「災害等の発生に伴う準要保護児童・生徒給食費補助金」の申請を行い、国からの交付金によりすみやかに被害状況を勘案して市の設置者に対して補助金を交付する。

なお、学校給食を実施していない市に対しては、被害状況により応急給食を実施するよう指導を行う。

(2) 物資対策

市は、被害を受けた物資の状況を県本部（教育部保健体育班）にすみやかに報告しなければならない。県本部は、被害物資を掌握して、その物資の処理方法等について助言や必要な連絡調整を行う。

第 18 節 災害救助法の適用

【健康福祉部】

り災害者の生命、生活の保護と社会秩序の維持を図るための対策を実施するため、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に要請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

第 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、県知事が行う。なお、具体的な適用基準は、次のとおりである。

[災害救助法適用基準]

1. 災害救助法

(救助の対象)

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第 3 項および第 11 条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（次条第 2 項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域または当該市の区もしくは総合区の区域とする。以下この条ならびに次条第 1 項および第 2 項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(政 令)

本法施行令

第 1 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する法令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法・昭和 22 年法律第 67 号第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域または当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第 1 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合または当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

- 2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊しまたは半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 の世帯とみなす。

2. 守山市の適用基準

本市においては、次のいずれかの場合に適用される。

- (1) 市域内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上であること。
- (2) 県域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、市域内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上であ

ること。

(3) 県域内での住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、市域内で多数の世帯の住宅が滅失した場合。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合。

(平成 25 年内閣府令第 68 号第 1 条)

被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。

(平成 25 年内閣府令第 68 号第 2 条第 1 号)

災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

(平成 25 年内閣府令第 68 号第 2 条第 2 号)

被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被害者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(6) 災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

第 2 リ災者世帯の算定基準

1. 滅失（り災）世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流出）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家 1 世帯＝全壊（全焼・流出）住家 1 世帯

滅失住家 1 世帯＝半壊（半焼）住家 2 世帯

滅失住家 1 世帯＝床上浸水、土砂の堆積により一時的に 3 世帯

居住できない状態になった住家

(注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

2. 滅失（り災）等の認定

滅失、半壊等の設定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 全焼 全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅の居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊という。
住家の準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の重要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
住家の床上浸水	上記の住家の全壊等から準半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、または土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 ※「非住家」とは、住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 ※「住家被害戸数」については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。 ※「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 ※「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

※（資料 8-7）災害被害即報様式

第 3 災害救助法の適用の手続き

1. 災害救助法の適用要請

災害に際し、守山市の市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、本部長はただちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。その場合には、県健康医療福祉部健康福祉政策課を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、とりあえず口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- (1) 災害発生の日時および場所
- (2) 災害の原因および被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置およびとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

※（資料 8-17）災害救助法の適用手続きに関する様式

被害状況調
災害（発生、中間、決定）報告
災害救助費概算額調
救助実施記録日計票
救助日報

2. 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指示を受けなければならない。また、災害救助期間の延長等特例申請については、県健康医療福祉政策課を通じて行う。

第4 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法および期間は、災害救助法等に記載のとおりである。

第5 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事に全面的に委任されている。

救助の実施において、救助に関する事務の一部を本部長が行うとされた場合においては、知事から当該業務の内容と期間が通知されるため、通知に従って市は、救助を実施する。

第19節 農林水産対策

【都市経済部】

第1 農作物に対する応急措置

1. 病害虫の駆除

(1) 病害虫の駆除

市は、病害虫の異常発生、またはそのまん延を防止し、農作物の被害の低減を図るため、県や農業協同組合等農業団体と一体となって、駆除を実施する。

2. 凍霜害対策

市および農業協同組合は、有線放送電話等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

3. 防雪

市は、農作物の被害軽減を図るため、県や農業協同組合等農業団体と一体となって、防雪を実施する。

第2 水産物に対する応急措置

市は、県が被害の実態に即し樹立した必要な技術指針に基づき、県、漁業協同組合等漁業団体と一体となって技術指導を行なう。

第20節 帰宅困難者対策

【危機管理課、教育委員会事務局、都市経済部】

災害による交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。

このため、市本部は鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、平常時から、市内外への移動者および企業・学校・施設等に対し、一斉帰宅の抑制や災害時の情報収集手段等、対策に係る周知啓発に努める。

第1 帰宅困難者への支援

1. 帰宅困難者への情報提供

市本部は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や市内等の被害状況等の以下の情報を伝達する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 被害状況に関する情報（建物被害、警報発表状況、人的被害、ライフライン被害等(2) 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）(3) 帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）(4) 被支援情報（関西広域連合帰宅困難者N A V I（ナビ）による徒歩帰宅ルート案内、帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等） |
|---|

2. 一時滞在施設の確保

市本部や鉄道事業者等は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、要配慮者の受け入れを優先する。

3. 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

4. 災害救助法適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

5. 園・学校における帰宅困難者対策

園・学校は、発災時に園児・児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児・児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、園児・児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間園舎・校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における園・学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

6. 企業における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう

努める。

- (1) 企業等は、事業所防災計画や事業継続計画等において、従業員等の施設内待機等に係る計画を定めておく。その際、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の対応についても定めておく。
- (2) 企業等は、施設内待機等に係る計画などを、冊子等（電子媒体を含む）により、あらかじめ従業員などに周知しておく。
- (3) 従業員等を企業等の施設内に一定期間安全に待機させることができるよう、水、食料、毛布、簡易トイレ、燃料（非常用発電機のための燃料）などをあらかじめ備蓄しておく。
- (4) 発災時の事業所内での事故、被害防止に加え、企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からのオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策に努める。

7. 外国人観光客への情報提供

外国人観光客が災害に関して必要とする情報の提供について、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、関係機関との連携の仕組みを構築し、災害時の外国人観光客の安全を確保する。

守山市地域防災計画 震災対策編

令和7年6月

守山市防災会議

目 次

第1章 災害応急対策計画	1
第1節 応急活動体制	1
第1 初動体制	1
第2 災害対策本部	6
第3 災害対策本部職員の動員・配備.....	8
第4 災害対策要員確保計画	10
第5 応援の要請	10
第6 後方支援対策	10
第7 災害応急・復旧対策に関する用地の確保.....	11
第8 ライフライン機関との協力.....	11
第2節 情報の収集・伝達	12
第1 情報連絡体制	12
第2 地震に関する情報等	12
第3 被害状況の収集・伝達	14
第3節 災害時の広報	19
第1 実施機関とその分担	19
第2 市広報活動の実施手順	23
第3 報道機関への発表・協力要請.....	23
第4節 消防・救急救助活動等	24
第5節 警備・交通対策	25
第1 災害時の警備	25
第2 道路の交通規制	25
第6節 緊急輸送対策	27
第7節 緊急輸送道路等の確保	28
第8節 ライフライン施設の応急対策	29
第1 上水道施設	29
第2 公共下水道	29
第3 電力施設	29
第4 ガス施設	29
第5 L P ガス設備	30
第6 通信設備	32
第7 鉄道施設	32
第8 放送施設	34
第9節 公共施設等の応急対策	37
第10節 避難対策	38
第1 避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）	38
第2 警戒区域の設定等	41
第3 市公共施設等の来訪者・入所者等の避難.....	41
第4 避難の誘導	41
第5 避難路および避難場所の安全確保.....	41
第6 避難場所・避難所の開設.....	41

第7	避難所の運営	42
第8	避難所を支援する職員	42
第9	広域避難	42
第10	自主避難者への対応	42
第11節	応急医療救護	43
第12節	生活救援対策	44
第1	飲料水の供給	44
第2	食品の供給	44
第3	生活必需品の供給	44
第4	被災建築物の応急危険度判定の実施	44
第5	被災宅地危険度判定の実施	46
第6	被害家屋調査の実施	46
第7	公営住宅、民間住宅（賃貸型応急住宅）の確保・供給	46
第8	応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の建設	46
第9	被災住宅の応急処理	47
第10	応急保育の実施	47
第11	被害相談の実施	47
第12	燃料供給計画	47
第13節	避難行動要支援者対策	47
第14節	ボランティア対策	47
第15節	清掃・防疫等	47
第16節	応急教育対策	47
第17節	災害救助法の適用	47
第18節	農林水産対策	48
第19節	帰宅困難者対策	48
第2章	守山市南海トラフ地震防災対策推進計画	1

第1章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

【危機管理課、各部、各機関】

災害発生直後において、本部の指揮命令系統の確立を目指し、初動体制の迅速な立ちあげ、災害対策本部の設置に関する手順の確立、配置体制に即した、職員の動員・配備、各機関・団体および市民への応援要請の手順等の応急活動体制を整備する。

第1 初動体制

1. 初動体制

市域に震度4以上の地震が発生した場合において、被害認識の有無に関わらず、職員の自主登庁により応急対策に従事する職員を配置する。

被害の発生状況により災害対策本部が設置された場合においては、それまでの震災応急体制は自動的に閉鎖し、その事務を災害対策本部に引き継ぐ。

- | |
|---|
| (1) 地震1号体制＝震度4の地震が発生したとき
(2) 地震2号体制＝震度5弱、震度5強の地震が発生したとき
(3) 災害対策本部＝震度6弱以上の地震が発生したとき
甚大な被害が発生し、全機能をあげて活動を実施するとき |
|---|

- * 震度の判定は、テレビ、ラジオまたは防災センターに設置の計測震度計で確認する。
テレビまたはラジオで、市域の震度階が発表されない場合は、近隣市の震度階で判断する。
なお、停電等により確認ができない場合には、下記の震度階級表を目安に職員個々の判断により対応する。

震度4	＝ 電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
震度5弱	＝ 電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
震度5強	＝ 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
震度6弱	＝ 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
震度6強	＝ 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。

	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
震度 7	= 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2. 配備体制

地震 1 号体制 〔約 40 名〕	① 防災関係課の所属長および各会館長ならびに危機管理課全職員 ② 少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる体制 ③ 被害の発生が想定される場合には地震 2 号体制(但書きは除く)に移行する。
地震 2 号体制 〔約 340 名〕	① 防災関係の職員全員およびあらかじめ定める職員 ② 職員の約 4 割を配備し、情報収集および防災活動にあたる体制 会館連絡班＝各会館の館長およびあらかじめ指定する職員については会館へ直接参集する。 被害調査班＝自治会ごとに定める職員は、所轄の区域を巡視し、自主防災組織との連絡を密にし、被害状況を把握の後、「被害状況報告書」にて会館連絡班に報告する。 報告後は、すみやかに登庁する。 避難所誘導班＝本部からの指示により、指定された避難所を開設し、避難者の受け入れや避難所運営委員会の立ち上げ等の支援を行う。 活動支援班＝あらかじめ指定する職員は、ただちに本庁舎防災会議室に登庁し、活動体制を支援する。
地震 2 号但書 〔約 630 名〕	但し、被害の発生が複数の箇所において明らかに認識される場合には守山市職員全員が登庁する。 (被害調査班、会館連絡班は所定の任務につく)

※ (資料 3-4) 警戒体制における配置職員および指揮系統等

※ (資料 3-6) 地震 1 号体制、地震 2 号体制、地震 2 号但書の配備人員

3. 勤務時間外の配備体制

勤務時間外においては、震度に応じて自動的に次のような配備体制を定める。

震度 4	地震 1 号体制
震度 5 弱、震度 5 強	地震 2 号体制
震度 6 弱以上	地震 2 号但書

それぞれの配備対象となっている職員は、配備の連絡を待つことなく、自主的に参集し、災害対策活動に従事する。

4. 職員参集

(1) 本庁舎防災会議室に参集する職員

初動体制の規定に基づき出動する職員は、防災会議室に備える登庁名簿に自署のうえ待機し、指示を受ける。

※ (資料 8-1) 職員動員に関する様式 (登庁名簿)

※ (資料 8-2) 職員参集 (予定・報告) 表

(2) 地区会館に参集する職員(会館連絡班)

会館連絡班員は、会館に勤務する職員および会館施設に近住する者の中から定める。なお、会館での業務は次のとおりである。

ア. 所管自治会での被害状況の収集、本部への報告＝無線またはFAXもしくは電話、有線で被害調査班の調査結果を本部へ連絡する。

イ. 本部の情報・指令を自主防災組織に伝達する。

ウ. 会館連絡班員は、会館の鍵を常時保有し、緊急時には早急に施設を開放する。

エ. 執務時間中に地震2号体制となった場合には、ただちに会館に急行し、緊急業務体制に入る。

5. 市内の被害状況の把握〈被害調査班〉

- (1) 地震2号体制となった場合、あらかじめ定めた区域内を1時間以内で被害概要を確認するとともに、自主防災組織の代表から「被害状況報告書」を受理し、会館連絡班に報告すること。また、自主防災組織からの支援等について要請を受ける。

※(資料8-4)様式第1号

- (2) 執務時間中に地震2号体制となった場合には、ただちに所定の区域に急行し、被害調査に入る。

- (3) 調査区域は班員で分担し、担当番号に従い連携を図りながら調査を行う。なお、担当自治会との連携を密にして対応すること。

6. 避難所を開設する職員(避難所誘導班)

- (1) 地震2号体制となった場合、避難所誘導班はあらかじめ指定された避難所の開設にあたること。なお、被害調査班と兼務している職員については、被害調査班の任務終了後、本部からの指示に基づき、指定された避難所を開設すること。

- (2) 避難所誘導班は、本部からの指示に基づき、あらかじめ指定された避難所を開設した後、避難者の受入れや生活、避難所運営委員会の立ち上げ等の支援を行うこと。

7. 避難所を支援する職員(避難所支援班)

- (1) 避難所支援班は、避難所誘導班と連携し、指定避難所の開設状況の把握や各避難所におけるニーズ等を把握、集約し災害対策本部に報告する。また、対応について分担任務担当課等へ指示する。

- (2) 班長を健康福祉部次長(健康福祉政策課等担当)、副班長を健康福祉政策課長とし、班員は本部に参集している健康福祉部職員数名を指名する。

8. 情報の収集・伝達

- (1) 地震1号体制にあつては、危機管理課長が次の措置を行い、すみやかに環境生活部理事を経由して市長に報告する。

ア. 地震および気象に関する情報の収集

イ. 市内における被害状況の把握

- (2) 地震2号体制にあつては、環境生活部理事が次の措置を行い、下記の事項を整理して、すみやかに市長へ報告する。市長は、被害状況を掌握した後、必要に応じ、震災応急体制を災害対策本部の配備に移行する。

地震2号体制は情報収集を主たる目的とし、その被害の状況に応じて次のとおり班編成し、

災害応急措置を講ずる。

(3) 地震２号体制における各班の任務は以下のとおりである。

情報班	① 地震および気象に関する情報の収集に関すること ② 地域被害状況報告の掌握に関すること ③ 自主防災組織、消防団等との連絡調整に関すること
被害調査班	① 公共施設の被害状況の把握に関すること ② 市内における被害状況の把握に関すること
救援救護班	① 被災者への救護に関すること ② 食料・飲料水の供給および確保に関すること ③ 備蓄資機材の搬出、提供に関すること
避難誘導班	① 難所の開設および準備に関すること

※（資料 8-3）配置体制別配備人員表

9. 職務代行

- (1) 地震１号体制下で危機管理課長が不在の時は、土木管理課長がその職務を遂行する。
- (2) 地震２号体制下で環境生活部理事が不在の時は、建設部長がその職務を遂行する。

なお、建設部長が不在の時は、都市経済部長、都市経済部理事、環境生活部長、上下水道事業所長、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、健康福祉部長、こども家庭部長、議会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会教育部長が順次その職務を行う。

10. 災害警戒体制の解除

市の地域について災害のおそれが解消したとき、地震１号体制にあつては危機管理課長が、地震２号体制にあつては環境生活部理事が、災害対策本部にあつては市長が体制を解く。

11. 地震発生時初動体制の全体業務

以下に、地震発生時における初動体制の業務を時系列で示す。

地震発生時初動体制の全体業務(時系列)

発生からの時間	項目	内容
↓ 1 時間以内	調査・情報収集	① 被害状況調査（被害調査班、会館連絡班からの被害状況の収集） ② 地震情報の収集（計測震度計、彦根地方气象台、県防災行政無線、テレビ等からの地震情報の収集）
	災害対策本部設置の検討	① 情報収集した被害状況を災害対策本部設置基準に照らし設置を検討
	県等への応援要請の検討	① 県等への応援要請の検討・受入れ体制の確立 ② 県等との連絡調整
	自衛隊の派遣要請の検討	① 災害派遣の要請検討・受入れ体制の確立 ② 自衛隊との連絡調整
↓ 3 時間以内	災害広報・伝達	① 市民、自主防災組織、県、関係機関への情報伝達（報道機関対応への対応含む） ② 放送機関への放送要請（有線放送、テレビ等）
	医療救援	① 消防、警察、病院、医師会等医療団体との連絡および救援 ② 医薬品、機材および医師等の確保、輸送
↓ 6 時間以内	避難	① 避難指示等および指定避難所の開設 ② 関係機関への連絡および避難誘導
	飲料水、備蓄資材等の供給	① 飲料水、食料の供給および確保 ② 備蓄資材の搬出および提供
	交通の確保	① 施設被害、交通規制実施状況等の把握（ヘリポート使用の可否含む） ② 障害物除去・応急修理による緊急輸送路の確保 ③ 資機材の調達、確保 ④ 関係機関との連絡（警察・道路公社・鉄道等の施設管理者）
	輸送	① 警察・輸送業者との連絡 ② 輸送手段の確保、代替輸送手段の検討
	広域防災応援	① 応援・協力要請（人員・物資等ニーズの把握）

第2 災害対策本部

災害対策本部は、全組織をあげて、救援・救護活動体制を確立し、災害の状況の変化に対し、迅速に対処し得る体制を確保しつつ災害活動に従事する。

1. 設置基準

市長は、次の基準により必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

- (1) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- (2) 大規模な地震、火事、爆発等により甚大な被害が発生したとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき、長周期地震動階級4が観測されたとき（自動設置）。
- (4) その他総合的な災害応急対策を必要としたとき。

2. 災害対策本部の設置

市長は、防災対策活動を推進するために必要と認めるときは、本庁舎防災会議室に災害対策本部（本部員室）を設置する。ただし不可能な場合は、守山市コミュニティ防災センターに置く。

3. 本部の廃止

本部長は、以下の場合において、災害対策本部を廃止する。

- (1) 市の市域について災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他本部長が必要なしと認めたとき。

4. 設置または廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止した場合は、ただちに以下のとおり通知する。

報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法	担当
市役所内各部・班	庁内放送・市防災行政無線・FAX・電話・情報配信システム・LoGoチャット・口頭・その他迅速な方法	危機管理課
その他市役所出先機関	市防災行政無線・FAX・電話・情報配信システム・LoGoチャット・口頭・その他迅速な方法	
市民	市防災行政無線・情報配信システム・ホームページ・SNS・広報車・報道機関	
県知事 各警察署長 その他市防災会議委員	県防災情報システム（原則） 県防災行政無線・FAX・電話・メール・口頭・その他迅速な方法	
隣接市	県防災行政無線・FAX 電話・メール・口頭・その他迅速な方法	
報道機関	電話・メール・口頭または文書・FAX	総合政策部

5. 組織・運営

(1) 災害対策本部組織

災害対策本部の組織および分担任務は次のとおりである。

※守山市災害対策本部（職員動員計画機構図）

（風水害等対策編第1章第1節第3「5. 組織運営(1)」）

※（資料3-2）災害対策本部（各課分担任務）

(2) 職務代行

災害対策本部にあって本部長が不在の時は、副本部長（副市長）が、その職務を遂行する。

なお、副市長が不在の時は副本部長（教育長）がその職務を遂行する。

(3) 本部の運営

本部の運営については、守山市災害対策本部条例の定めるところにより次のとおり行う。

ア. 本部員会議の設置

災害対策本部に、本部長、副本部長、指揮監、本部員（各部次長）および本部長が指定した防災関係者（北消防署および消防団）で構成する本部員会議を置く。

イ. 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、すみやかに本部員会議を開催する。

① 報告事項

副本部長および本部員は、ただちに本庁舎防災会議室に集合し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

② 協議事項

本部員会議の協議事項は、次のとおりとする。

- ・本部の動員配備体制の切替および廃止に関する事
- ・災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関する事
- ・災害救助法の適用に関する事
- ・自衛隊、県および他の市町への応援派遣要請に関する事
- ・災害対策経費の処理に関する事
- ・その他災害対策の重要事項に関する事

ウ. 本部の運営上必要な資機材等の確保

危機管理課長は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

① 本部開設に必要な資機材等の準備

- ・被害状況図板の設置
- ・住宅地図等その他地図類の確保
- ・災害用公用スマートフォンの確保
- ・携帯ラジオの確保
- ・テレビの確保
- ・パソコンの確保
- ・自主防災組織等に関する組織代表者名簿その他名簿類の確保
- ・被害状況連絡票その他の書式類の確保
- ・その他必要資機材の確保

② 通信手段の確保

「情報連絡体制」に定める有線および無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備および応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

③ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の点検を行い、電源の確保を図る。

エ. 本部の標識等

本部が設置されたときは、正面玄関に「守山市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長、副本部長、本部員、班長、班員その他の職員は、災害応急活動に従事するときはそれぞれ所定の腕章を着用する。

※（資料 1-4）守山市災害対策本部条例

※（資料 6-1）災害対策本部の標識等

(4) 本部職員の食料・飲料水等の確保

大規模災害時における本部職員の食料等を確保するため、最小限度の食料、飲料水等の備蓄を図る。

第3 災害対策本部職員の動員・配備

1. 記備体制の時期および内容

災害に対処するため本部長は、災害の状況により、別に示す配備体制のうち必要な体制をとる。

なお本部長は、災害の状況に応じて必要があると認めたときは、特定の部または班に対しあらかじめ定められた分担任務と異なる事務を指令することができる。

配備区分	非常配分内容		基準配備
A 配備	① 災害対策本部が設置されたとき	① 突発的災害等に対し小規模な応急措置をとり、救助活動および情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 ② 事態の推移に伴いすみやかにB、C 配備に移行しうる体制とする。	約 160 人
B・C 配備	① 震度6（弱・強）の地震が発生し、かつ市域に相当規模の災害が発生したとき ② 市内の複数の地区に災害が発生したとき ③ または上記のような事態の発生することが予測されるとき ④ その他状況により本部長が必要と認めたとき	① 複数の地区についての救助救護活動を行い、また、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動および復旧対策活動に対処できる体制とする。 ② 事態の推移を伴いすみやかにD 配備に移行しうる体制とする。	約 390 人
D 配備	① 震度7の地震が発生したとき ② 全市域に災害が発生するおそれがある場合、もしくは大規模災害が発生し、B、C 配備体制では対処できない、またはその他の状況により本部長が必要と認めたとき	本部の全力をもって対処する体制とする。	全 員 約 390 人

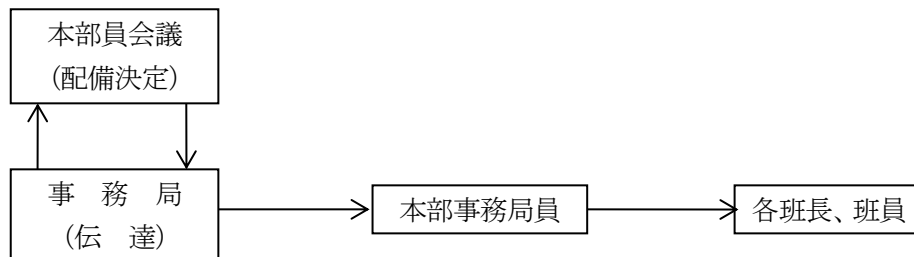
※（資料 3-5）災害対策本部配備人員

2. 動員の系統

災害対策本部員会議により決定された配備体制に基づく職員の動員の手続は、おおむね次のような経路を経て行う。

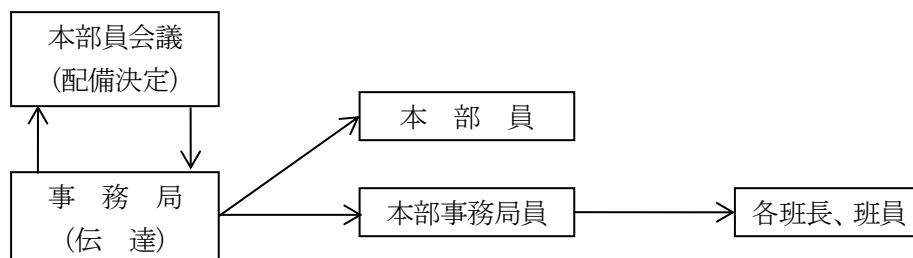
各部長は、部内の各班の活動要領を定めるとともに、休日や夜間等の勤務時間外に指示を受けた時も、所属職員に対し、ただちに必要な指示を行えるよう、必要な班員の住所・連絡方法について、常に把握しておく。

(1) 勤務時間中



(2) 勤務時間外

勤務時間外の場合は、震度に応じた自動配備を基本とし、状況に応じて以下の経路により動員手続きを行う。



3. 職員の動員および動員人員

(1) 動員

各職員は、災害発生を知ったときは、第1節第1「初動体制」の規定に基づき、あらかじめ定められた任務につくとともに、自主的に登庁する。また、召集の連絡のあった場合は迅速に登庁することとする。

(2) 動員人員

動員人員の把握は危機管理課が行ない、適時指揮監へ報告する。

4. 職員の配置および服務

(1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成するとともに、次の措置を講じる。

- ア. 災害に対処できるよう職員を配置
- イ. 職員の非常集合方法および交代方法の措置
- ウ. 高次の非常配備体制に移行できる措置
- エ. 他部への応援の要請

(2) 職員動員の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて、各部長に報告する。

各部長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、指揮監を通じて、適時本部長に報告する。

※（資料 8-1）職員動員に関する様式（登庁名簿）

※（資料 8-2）職員参集（予定・報告）表

※（資料 8-3）配置体制別配備人員表

(3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の地震が発生したときには、次の事項を遵守する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者およびその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

【勤務時間内における遵守事項】

- ア. 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ. 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ウ. 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- エ. 災害場所に出動した場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には標旗および標章を使用する。
- オ. 職員は市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をする。

【勤務時間外における遵守事項】

- ア. 地震等による大災害が発生した時または大災害が発生したと推量された時は、動員連絡を待つことなく、第 1 章第 1 節第 1 「初動体制」の規定に基づき、自主的に所定の任務につく。
- イ. 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない事情によりいずれの施設にも集合が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長へ連絡する。
- ウ. 災害のため、緊急に登庁する際の服装および携帯品は、特に指示があった場合を除き防災服・ヘルメット・長靴等着用、食料 1 食分とする。
- エ. 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

第 4 災害対策要員確保計画

風水害等対策編第 1 章第 1 節第 5 「災害対策要員確保計画」を準用する。

第 5 応援の要請

風水害等対策編第 1 章第 1 節第 6 「応援の要請」を準用する。

第 6 後方支援対策

風水害等対策編第 1 章第 1 節第 7 「後方支援対策」を準用する。

第7 災害応急・復旧対策に関する用地の確保

風水害等対策編第1章第1節第8「災害応急・復旧対策に関する用地の確保」を準用する。

第8 ライフライン機関との協力

風水害等対策編第1章第1節第9「ライフライン機関との協力」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

【危機管理課、各機関】

収集すべき情報の内容・種別に応じて、的確な収集、伝達を行うための分担、体制、手順について定める。

第1 情報連絡体制

風水害等対策編第1章第2節第1「情報連絡体制」を準用する。

第2 地震に関する情報等

1. 地震に関する情報等の種類

(1) 情報の伝達

ア. 緊急地震速報

気象庁は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）をただちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地緊急地震速報を、テレビ・ラジオ・メール配信等で通報する。

イ. 地震情報

彦根地方気象台は、滋賀県下において震度1以上を観測した場合または必要と認める場合は、大阪管区気象台または気象庁地震火山部が発表した地震情報等を次の各機関に通報する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・滋賀県 防災危機管理局・国土交通省 琵琶湖河川事務所・放送機関 日本放送協会（大津放送局） |
|--|

(2) 伝達する情報の種類

気象庁震度階級による。

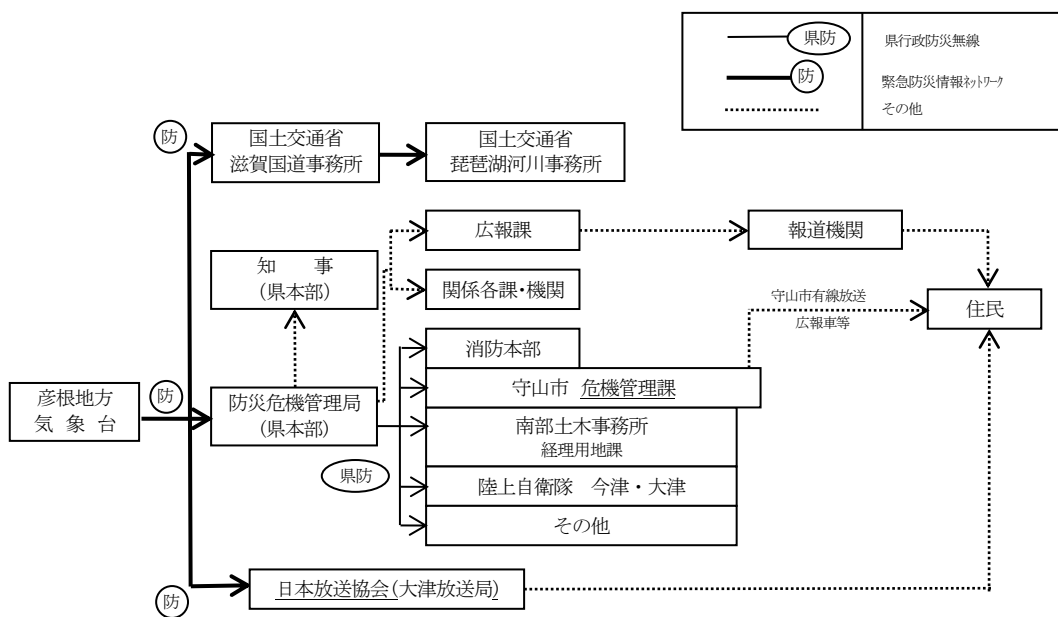
2. 情報の伝達系統

(1) 情報の伝達系統

地震情報および気象等注意報・警報・伝達の経路は、警報・注意報の発表基準のとおりである。

※（資料7-2）地震情報伝達様式

情報伝達経路図



(注) 防災危機管理局から南部土木事務所、市、消防本部等への地震情報の伝達方法

- ・勤務時間内の場合

防災行政無線により伝達する。

- ・勤務時間外の場合

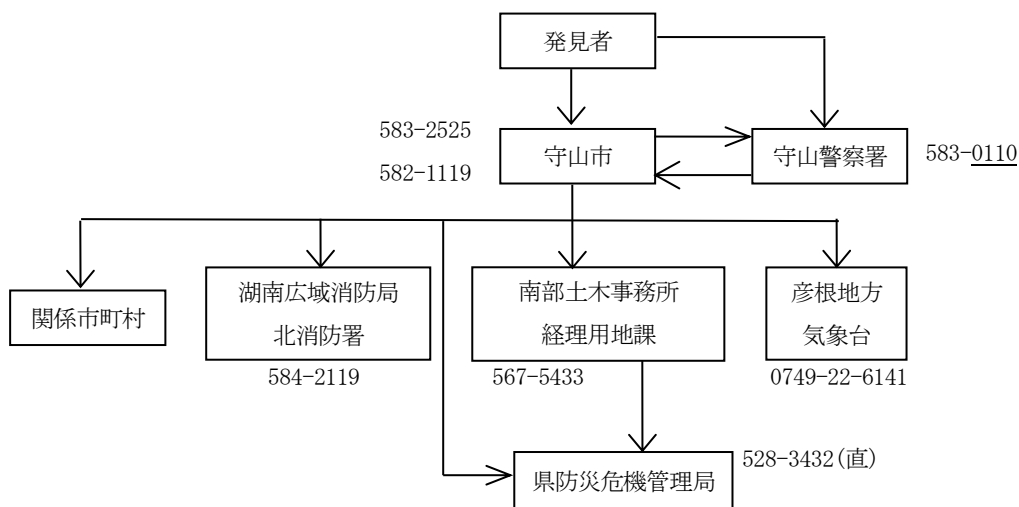
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市宿直者等に伝達する。

(2) 異常現象発見時の措置

ア. 災害が発生するおそれのある異常な現象（洪水、地割れ等）を発見した者は、ただちに市長または警察官に通報しなければならない。

イ. 通報を受けた警察官は、ただちに署長を通して市長に通報しなければならない。

ウ. 伝達系統図は以下のとおりである。



(3) その他

災害の発生その他の事故により、警報等の伝達の措置を取り難いときは、関係機関相互の連絡により警報等が正しく伝わるよう応急措置を講ずる。

なお、各機関との気象警報、注意報、台風情報の伝達受信は原則として防災行政無線により行う。

第3 被害状況の収集・伝達

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要であり、その場合の情報の収集・伝達活動に大事なポイントは次の3点である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・速報性（スピード）・簡潔性（ポイントが簡明）・情報源（確認、未確認、情報の別） |
|--|

また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。そのため、まず、「被害の有無」に関し、市域の全地区について把握するよう配慮する。

次のように、災害原因に関する情報、被害状況、措置状況等の防災情報を各機関の有機的連携のもとに収集・伝達するための方法および組織等について定める。

1. 被害情報の収集

(1) 収集すべき情報の内容

ア. 災害発生直後

- ① 人命危険の有無、および人的被害の発生状況
- ② 家屋等建物の被害状況
- ③ 火災等の二次災害の発生状況および危険性
- ④ 避難の必要の有無、および避難の状況
- ⑤ 市民の動向
- ⑥ 道路、港湾、および交通機関の被害状況
- ⑦ 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- ⑧ その他の災害の発生拡大防止措置上、必要な事項

イ. その後の段階

- ① 被害状況
- ② 避難指示等、または警戒区域の設定状況
- ③ 避難所の設置状況
- ④ 避難生活の状況
- ⑤ 食料、飲料水、生活必需品の供給状況
- ⑥ 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- ⑦ 医療機関の開設状況
- ⑧ 救護所の設置および活動状況
- ⑨ 傷病者の収容状況
- ⑩ 道路、港湾、および交通機関の復旧状況

ウ. その他法令に定める報告等

- ※（資料 8-4）様式第 1 号
- ※（資料 8-5）様式第 2 号
- ※（資料 8-6）様式第 3 号
- ※（資料 8-7）災害被害即報様式
- ※（資料 8-8）様式第 4 号
- ※（資料 8-9）被害即報事項例示

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たる。

消防署長および警察署長、その他防災関係機関は、災害発生直後の被害状況について本部長へすみやかに伝達するとともに、早急に対応すべき措置等について必要な助言をする。

市および防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである。

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	市本部	・ 区域に係る人的・物的・機能的被害
	各施設の管理者	・ 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ・ 所管施設の物的被害および機能被害
消防署		・ 住民の被害（物的被害） ・ 火災発生状況および火災による物的被害 ・ 危険物取扱施設の物的被害 ・ 要救援救護情報および救急医療活動情報 ・ 避難道路および橋梁の被災状況 ・ 避難の必要の有無およびその状況 ・ その他消防活動上必要ある事項
警察署		・ 被害状況、治安状況、救助活動および警備活動の状況 ・ 交通機関の運行状況および交通規制の状況
その他の防災機関		・ 市の地域内の所管施設に関する被害状況

(3) 収集の方法

被害状況に関する情報の収集にあたっては、実施者の安全や迅速な情報収集のため、無人航空機等の機器の活用も進める。

2. 被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者は次のとおりとする。

情報総括責任者：指揮監

(2) 各部から本部への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、被害状況および災害応急対策の活動状況を報告する。

※（資料 8-5）様式第 2 号

報告の区分	報告の時期	留意事項

発生 (被害概況速報および 応急措置状況報告)	覚知後、ただちに報告。以後詳細が判明の都度報告	・ 人的被害および住家被害を重点に ・ 現況を把握次第ただちに ・ 迅速性を第1に報告のこと ・ 部分情報、未確認情報も可。 ただし情報の出所を明記のこと ・ 応急対策の実施の都度必要と認める事項を報告する。
経過 (被害概況報告および 応急措置状況報告)	定期報告は、原則として、一日あたり1回とし毎日、正午までにとりまとめて報告 その他必要と認める場合および本部より指示があった場合	・ 災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。 ・ 全壊、流出半壊、死者および重症(傷)病者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限りすみやかに調査し報告する。 ・ 応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。
確定 (災害確定報告および 建物被害確定報告)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合(県への報告は応急対策終了後10日以内)	・ 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする。

(3) 被害調査の判定

被害調査にあたっては、「災害の被害認定基準」に基づき判定するものとする。

(4) 被害調査の応援等

被害が甚大で被害状況等の収集および調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。

また、状況の収集、調査については警察、県機関およびその他の関係機関と十分連絡をとる。

(5) 被害状況のとりまとめ

危機管理課長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

ア. 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

イ. 至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ. 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧

※例えば、悪質なデマ、ウワサに類することや確認の手順を踏むいとまのない緊急災害発生通報

エ. 情報の空白地区の把握

※大規模な災害時には、「情報の空白」は、被害者に甚大なことを意味する場合がある。

オ. 被害軽微もしくは無被害である地区の把握

※(資料8-6)様式第3号

3. 県本部等への報告

(1) 報告の担当者

県本部等への報告は、本部長の指示に基づき、危機管理課長が行う。

(2) 被害即報

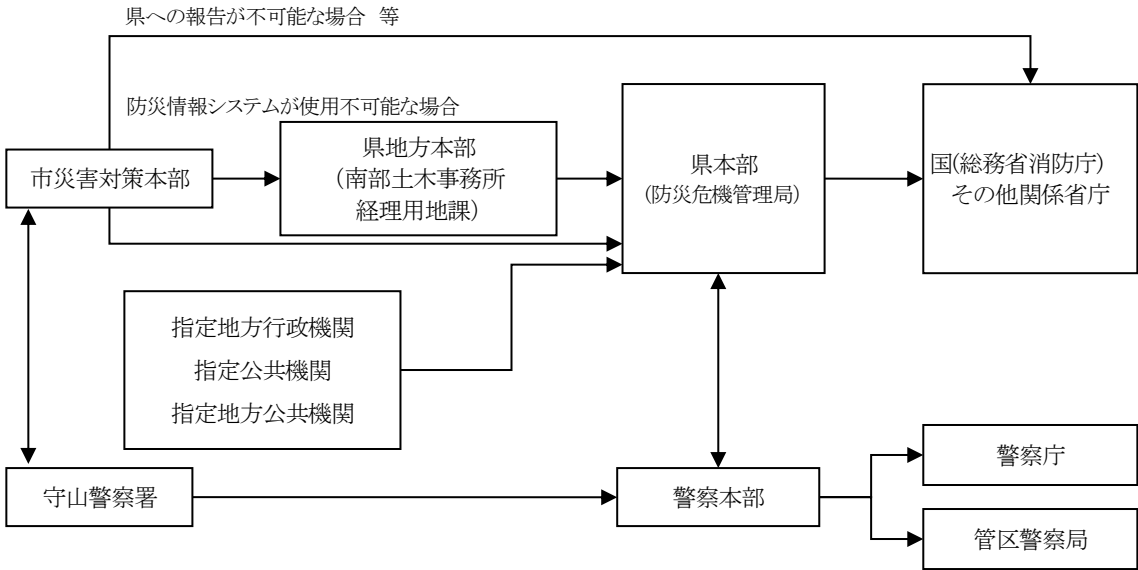
被害発生を覚知の際は、市本部から県本部へ県防災情報システムでの報告経路を基本とする(第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を防

災危機管理局に連絡する)。ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、県地方本部へ報告する。

また、通信途絶等により県地方本部および県本部へ速報できない場合は直接、国（総務省消防庁）へ報告し、通信復旧後県に報告する。

なお、消防庁の「火災・災害等即報要領」に従い、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には県および消防庁に、第一報の即報を覚知後 30 分以内に報告する。

※（資料 8-6）様式第 3 号



※（資料 8-7）災害被害即報様式

(3) 被害確定報告

被害確定報告は、応急措置が完了した後、県防災情報システムにて 10 日以内に行う。



※（資料 8-8）様式第 4 号

(4) 報告先等

南部土木事務所	経理用地課 N T T T E L 077-567-5433 F A X 077-562-9234 防 災 T E L 110-862 F A X 110-851
滋賀県	(防災危機管理局) N T T T E L 077-528-3432 F A X 077-528-6037 防 災 T E L 6-*51-819～824 F A X *-51-850
総務省消防庁	応急対策室 N T T T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537

	防 災 T E L 048-500-7855 F A X 048-500-7536

報告の区分	報告の時期	留意事項	様式
被害即報	第一報被害を覚知後 30 分以内	・災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する ・全壊、流出半壊、死者および重症(傷)病者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限りすみやかに調査し、報告する	災害被害即報 様式 (資料 8-7)
確定報告	応急措置完了後 10 日以内	・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする	様式第 4 号 (資料 8-8)

第3節 災害時の広報

【総合政策部、各機関】

地震発生後すみやかに市民や報道機関に、公共施設の被害の有無や復旧見込み、応急措置等の広報活動を行う。

第1 実施機関とその分担

1. 市

市は、本部長の決定に基づき、各防災関係と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

[主な広報事項]

(1) 地震発生直後の広報

- ア. 地震に関する情報
- イ. 出火防止および初期消火の呼びかけ
- ウ. パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- エ. 避難の指示等
- オ. 避難行動要支援者保護および人命救助の協力呼びかけ
- カ. 市内の被害状況の概要

- ① 延焼火災の発生状況
- ② 建物破壊の発生状況
- ③ 道路破損、その他地盤災害の発生状況

キ. 市の活動体制および応急対策実施状況に関すること

- ① 本部の設置
- ② 地区連絡所の設置
- ③ 避難所、救護所の設置
- ④ その他必要な事項

(2) 被害の状況が静穏化した段階の広報

- ア. 地震に関する情報
- イ. 被害情報および応急対策実施状況に関すること
- ① 被災地の状況
- ② 医療救護所、避難所の開設状況
- ③ 応急給水、応急給食等の実施状況
- ④ その他必要な事項

ウ. 安心情報

- ① 「……地区は被害なし」
- ② 「……小学校児童は全員無事に……へ避難」
- ③ その他被害のない事実または軽微な事実を内容とする情報

エ. 生活関連情報

- ① 電気、ガス、水道、下水道の復旧状況
- ② 食料品、生活必需品の供給状況

オ. 通信施設の復旧状況

カ. 道路交通状況

キ. バス、電車等交通機関の復旧、通行状況

ク. 医療機関の活動状況

ケ. その他必要な事項

(3) 広聴活動

災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じるため、また、被災地住民の要望や避難場所での被災者のニーズ等の把握に努めるとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。

また、必要に応じて被災者相談窓口等を設置し住民からの意見収集に努めるとともに、関係機関に対してその処理を求める。

(4) 要配慮者への広報

要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障害者のために手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行うよう努める。

(5) 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(6) 安否不明者・死者等の氏名等公表

県は災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、県は氏名等の公表方針をあらかじめ定めた上で行う。なお、この方針は、国からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しが行われる。

市は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

2. 守山警察署

警察は、市本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

おもな広報事項
・ 災害の状況およびその見通し ・ 避難・救援活動に関すること ・ 治安状況および犯罪の予防に関すること ・ 道路交通規制に関すること ・ その他の警察措置に関すること

3. 市上下水道事務所および県企業庁

市上下水道事務所および県企業庁は、市本部と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

おもな広報事項
・水道施設の被害状況および復旧見込み ・給水拠点の位置および応急給水状況 ・水質についての注意 ・その他震災発生時に必要な事項

4. 西日本電信電話株式会社（滋賀支店）

地震のため通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により次の事項をお客様に周知する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等
- (3) 通信のご利用者に対し協力をお願いする事項
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」の利用に関する事項
- (5) その他、必要な事項

5. 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

感電事故および漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

広報の方法については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

〔主な広報事項〕

- (1) 第1段階（安全、危険防止）
 - ア. 無断昇柱、無断工事をしないこと
 - イ. 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターに通報すること
 - ウ. 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
 - エ. 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること
 - オ. その他事故防止のため留意すべき事項
- (2) 第2段階（被害状況）
 - ア. 停電区域
 - イ. 停電事故復旧状況
 - ウ. 停電事故復旧見込み

6. 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）

被害の大きな地域へのガス供給は停止されるが、それ以外の地域へのガス供給は継続される計画であるが、ガスによる災害を防止し市民の不安解消を図るため、次のとおり、広報車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状および見通しについ

ては、可能な限り広報車等により直接被災地区に周知する。

〔おもな広報事項〕

(1) 地震発生時（供給を継続している場合）

- ア．ガス栓を全部閉めること
- イ．ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること
- ウ．ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。
- エ．ガス栓、メーターコックを閉め、すぐ大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）に連絡すべきこと。

(2) 地震発生時（供給停止をした場合）

- ア．ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）から連絡があるまで待つこと。
- イ．ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスが使用できないこと。

(3) ガス供給を再開する場合

- ア．あらかじめ通知する内管検査および点火試験等の当日はなるべく在宅すること。
- イ．点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。
- ウ．内管検査および点火試験等の当日不在の場合は、必ず大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）に連絡すること。
- エ．ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、ただちにガスの使用を止め、大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）に連絡すること。

7. LPガス

LPガス販売店等は、ガス漏れ等事故発生時には、消防機関等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置をすみやかに実施する。

LPガス販売店等は、販売店および卸売業者等相互の応援協力体制を整備し、大規模災害発生時におけるLPガス設備の緊急安全点検等を実施する。

(1) 漏洩時の初期活動

漏洩があると判断された場合は、LPガス利用者に次のとおり初期動作の周知徹底を図る。

- ア．火気がある場合はただちに消火する。
- イ．コックを閉めてガスの使用を禁止する。（余裕があれば容器バルブも閉める。）
- ウ．窓を開放し、ほうき、うちわ等でガスを屋外へ放出する。（換気扇は不可、LPガスは空気より重く、下に滞留しやすいので、特に下部の場所の放出を図る。）
- エ．電気器具のコンセントの差し込みの引き抜きやスイッチの使用は厳禁する。

(2) 漏洩事故の受付

漏洩事故の受付の正確度は、以後の作業に重要な影響があるので、正確かつ詳細に内容を聴取することが必要であり、記録する内容は次の要領で行う。

- ア．住所、氏名、電話番号（屋号がある場合は屋号まで）
- イ．住所の目標
- ウ．事故の内容は詳細に（事故の内容、屋外屋内の別、発生時間等）
- エ．修理訪問までの消費者に対する協力要請およびその到達時間

(3) 関係機関への連絡

事故の内容により、応援が必要な場合、ただちに消防署その他関係機関へ連絡するとともに

ＬＰガス販売店へ連絡し応援を求める。

(4) 広報活動

県、市、ＬＰガス販売店等は、災害のため、ＬＰガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見した時に消費者が取るべき措置について周知、広報活動を行う。

第２ 市広報活動の実施手順

風水害等対策編第１章第３節第２「市広報活動の実施手順」を準用し、広報の内容は、以下の広報文例をもとに適宜決定する。

(1) 防災行政無線（固定系）、守山市有線放送農業協同組合放送文

ア．震度４程度の地震の時	例文１
イ．震度５（弱・強）程度の地震の時	例文２
ウ．震度６程度（弱・強）の地震の時	例文３

(2) 市域に震度６（弱）以上の地震が発生した時の広報文

ア．地震情報、二次災害防止情報の伝達	例文４
イ．被害の状況	例文５
ウ．火災発生状況	例文６
エ．安心情報	例文７
オ．交通の状況	例文８

(3) 避難・救護に関する広報文

ア．避難準備・高齢者等避難開始の周知	例文９
イ．避難の指示、誘導	例文１０
ウ．救護対策の周知	例文１１
エ．り災者の避難収容場所の周知	例文１２
オ．防疫・保健衛生に関する周知	例文１３

(4) その他広報文

ア．気象情報の伝達文（大雨洪水警報）	例文１４

※（資料 7-1）緊急時広報文例

第３ 報道機関への発表・協力要請

風水害等対策編第１章第３節第３「報道機関への発表・協力要請」を準用する。

第4節 消防・救急救助活動等

【北消防署、消防団、危機管理課、各機関】

風水害等対策編第1章第4節「消防・救急救助活動等」を準用する。

第5節 警備・交通対策

【守山警察署、建設部、環境生活部】

地震が発生し、または被害が発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期することを目的として、警察等の防災関係機関が行う対策を定める。

第1 災害時の警備

1. 警察の任務

大地震発生時における警察活動は、次のとおりである。

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導
- (4) 遺体見分
- (5) 二次災害の防止
- (6) 危険個所等における避難誘導等の措置
- (7) 地域安全活動等社会秩序の維持
- (8) 緊急交通路の確保
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) 情報管理に関する措置
- (12) 関係機関との相互連携
- (13) ボランティア活動等の受入れ

2. 警備体制

- (1) 災害警備本部の設置

県内で震度7程度の地震が発生した場合、守山警察署は署長を本部長とする守山警察署災害警備本部を設置する。

第2 道路の交通規制

警察署長は、地震災害の発生に伴い、避難路および緊急対策用道路を確保する必要があると認める場合は、主要交差点や自動車専用道路の出入口等に警察官を配備し、必要な交通規制を実施する。

一方、市本部長は、避難の指示等を行う等、その必要があると認める場合は、ただちに警察署長に連絡して交通規制の実施を要請し、安全避難の確保に万全を期す。

1. 交通状況の把握

県警察本部は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2. 規制の実施

- (1) 地震発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外または道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入

車両を抑制する。

(2) 災害応急対策期の交通規制

災害対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、すみやかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する等して、緊急交通路を確保する。

(3) 復旧期の交通規制

円滑な害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

【交通規制の実施フロー】

第1段階（震災直後）

- ・通行車両の緊急停止措置の実施
- ・被災地への流入抑制

↓

第2段階（災害応急対策期）

- ・広域交通管制の実施
- ・緊急交通路の確保

↓

第3段階（復旧期）

- ・道路の復旧状況に応じた交通規制の実施

3. 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道路を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

(2) 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(3) 警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

4. 交通情報の収集

環境生活部長は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員を派遣する等して、以下の事項について、交通情報の収集を行う。

(1) 収集すべき主な交通情報

- ア．鉄道、駅等の交通機関の被害状況および復旧の見通し
- イ．主要道路、橋梁等の被害状況および復旧の見通し
- ウ．交通規制の実施状況
- エ．特に危険と認められた道路および橋梁
- オ．その他必要な事項

第6節 緊急輸送対策

【総務部、都市経済部】

風水害等対策編第1章第7節「緊急輸送対策」を準用する。

第 7 節 緊急輸送道路等の確保

【建設部、危機管理課、各機関】

風水害等対策編第 1 章第 8 節「緊急輸送道路等の確保」を準用する。

また、臨時ヘリポートの開設は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模地震（震度 6 弱以上）の発生を覚知した場合は、本部長の開設の指示による。

第8節 ライフライン施設の応急対策

各ライフライン施設を所有する機関が行う応急的復旧対策についての事項は、次のとおりとするとともに、市および関係機関は次のような段階をふんで、施設機能の回復作業に努める。

1. 各施設機能の代替となるサービスの応急的な提供に努める。
2. 相互に協力して、応急的な復旧措置を講じる。
3. 各関係機関が、順次被害の程度に応じて定められた計画に基づき、本格的な復旧作業を実施する。

第1 上水道施設

【上下水道事業所】

風水害等対策編第1章第9節第1「上水道施設」を準用する。

なお、職員の動員・配備は、第1章第1節第3「災害対策本部職員の動員・配備」に準用する。

第2 公共下水道

【上下水道事業所】

風水害等対策編第1章第9節第2「公共下水道」を準用する。

なお、職員の動員・配備は、第1章第1節第3「災害対策本部職員の動員・配備」に準用する。

第3 電力施設

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】

風水害等対策編第1章第9節第3「電力施設」を準用する。

第4 ガス施設

【大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）】

供給区域内で気象庁震度階級5弱以上の地震が発生した場合およびガス施設に被害の発生もしくは発生が予想される場合、ただちに対策本部を設置し、ガス漏れによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

また、災害発生時には、「災害対策要綱」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1. 情報の収集伝達

(1) 地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震震度・気象情報等を収集し、一斉無線連絡装置によりただちに各事業所へ伝達する。

ア. 地震情報

供給区域内の主要地点にあらかじめ設置された地震計により、地震情報を収集する。

イ. 気象情報

気象情報システム、河川、地域総合情報システム等により気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

ア. 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ. 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ. 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

管内施設および顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2. 応急対策用員の確保

(1) 災害時の発生が予想される場合または発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機および非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な参集を可能にするために、自動呼出装置等を活用する。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社および当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全体的な活動ができるよう動員を行う。

大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、災害を免れた事業者からの協力体制を活用する。

3. 災害時の広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある時は、顧客および一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

第1章第3節「災害時の広報」のとおり行う。

4. 地震災害危険防止対策

(1) 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

(2) 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報および巡回点検等により判明した被害情報から行う。

(3) ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

5. 応急復旧対策

(1) 供給施設の災害復旧について、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガス供給を再開する。

(2) 災害復旧計画の策定および実施にあたっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先する等、災害状況、各施設の被害状況および被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第5 LPガス設備

【一般社団法人滋賀県LPガス協会】

地震発生時における被害の拡大を防止し、二次災害防止のための緊急措置（初期点検）およびLPガス供給先の応急措置と被害地住民への応急供給の円滑な対策に努める。

また、地震発生時の対策については「滋賀県LPガス災害対策要綱」に基づき、大地震の発生の際には災害対策本部および現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対策を実施する。

1. 緊急時の初動体制、連絡通報体制

- (1) 大地震等の災害が発生したとき、および気象庁より震度5以上の地震発表があった場合は、災害対策本部および現地対策本部を設置し、緊急出動体制および災害規模に応じた特別出動体制を整備し、災害規模に応じた特別出動体制を整備する。
- (2) 連絡、通報の精度を高めるため、消防機関および関係機関相互の通信体制の確立を図る。

2. 現地到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後ただちに被災状況を災害対策本部へ報告するとともに、緊急措置を行い二次災害の防止に努める。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス販売事業者は消防機関と緊密な連携を保つとともに消防機関から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとる。

3. LPガス供給停止およびLPガス容器等の供給設備の撤去の判断基準

LPガス供給停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行う。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断して、ガス爆発防止または消火活動上緊急にガス供給を停止およびLPガス容器等の供給設備の撤去する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断およびLPガス容器ならびに供給設備の撤去を行う。

- (1) 火災が延焼拡大中であること。
- (2) 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があること。
- (3) 漏洩箇所が不明で広範囲にわたってガス臭があるとき。

また、LPガスによる二次災害を防止するため、震度5以上でマイコンメーターによりガスの遮断を行う。

4. LPガス供給の停止後の措置

LPガスの緊急停止措置を行った者は、すみやかにその旨を関係者に連絡するとともに、LPガス使用者に周知徹底を図る。

5. LPガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等の二次災害発生の防止措置を講じるとともに、LPガス使用者に供給再開の旨を周知した後にガス供給再開を行う。

なお、この場合消防機関と協議する。

6. 現場活動の調整

現地対策本部長は本部および防災関係機関との協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図る。

7. 警戒区域の設定

災害警戒区域（原則としてガス漏れ場所から100mの範囲）および爆発危険区域の設定は消防機関が行う。

8. 広報活動

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときはガスの使用

者および一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

9. 応急復旧対策

ＬＰガス供給設備の災害復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、ＬＰガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行う。ただし、災害復旧計画の策定および実施にあたっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧を総合的に判断して、これを実施する。

10. 避難措置等の指示および解除

市長および警察等は、必要に応じ、第１章第１０節「避難対策」に従って避難指示を行う。

11. 避難所等へのＬＰガス支援業務

地震発生時に避難所等が設置された場合、炊き出しや給湯および暖房用等に供するため、ＬＰガスの供給と保安業務を支援する。

第６ 通信設備

【西日本電信電話株式会社（滋賀支店）】

風水害等対策編第１章第９節第６「通信設備」を準用する。

第７ 鉄道施設

【西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）、東海旅客鉄道株式会社（東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部関西支社）】

多数の乗客を大量輸送する鉄道等において、大規模な地震が発生した時には、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがある。

鉄道機関は、地震発生時の安全確保と、万一の場合の被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずるための計画の策定に努める。

1. 基本方針

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）

地震発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故および災害応急処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

(2) 東海旅客鉄道株式会社（東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部関西支社）

地震発生の場合、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

2. 応急対策

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）

ア. 地震時の運転規制基準と警備

運転規制値（地震）

運転規制	
速度制限	運転見合わせ
計測震度が4.0以上4.5未満を示したとき。 （標準） 規制区間内を初列車は25 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。 ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。	計測震度が4.5以上を示したとき。 （標準） 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度4以下のときは、25 km/h 以下で最寄り駅に到着後、運転を見合わせる。 その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は45km/h で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。

イ. 運転事故等が発生したときは、近畿統括本部内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置する。

事故対策本部等の種別、設置標準および召集範囲

種別	設置の標準	召集範囲 （支社内間接社員）
第1種 体制	・重大な列車事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき、またはそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の全員
第2種 体制	・重大な事故が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき ・その他特に必要と認めたとき	召集可能者の半数
第3種 体制	・その他必要と認めたとき（台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき）	必要最低数

（注）召集範囲は本部員の班別構成標準による。

（注）上記を標準として関係室課長および駅区所長は、種別ごとの召集者を定めておくこと。

（注）ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。

- (2) 東海旅客鉄道株式会社（東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部関西支社）
- ア．地震発生により、テラスが作動した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全確認をして、段階的に速度向上を実施する。
- イ．災害対策本部の設置
- 地震の規模および地震計作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。
- ウ．社員の非常召集
- 関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常召集計画に基づき、非常召集を行う。
- エ．関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。
- ① 関係社員の非常召集計画
 - ② 応急復旧用資材の所在、および数量の把握
 - ③ 関係協力業者へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握
 - ④ 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握
 - ⑤ その他、関係機関への連絡、方法等の確立

第8 放送施設

【日本放送協会（大津放送局）、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀、ケーブルテレビ各局】

1. 基本方針

- (1) 日本放送協会（大津放送局）
- 地震が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速、的確に必要な措置をとる。
- なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、衛星放送中継車を安全な場所にすみやかに移動させ、放送を継続するよう努める。
- (2) びわ湖放送株式会社
- 地震発生時には、「非常事態における放送実施要項」に基づき、特別放送本部を設置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。
- (3) 株式会社京都放送
- 非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。
- (4) 株式会社エフエム滋賀
- 地震発生時には、「非常事態対策要項」に基づき、非常事態対策本部を設置し、特別放送実施要領に基づき放送を継続する。

2. 応急対策

- (1) 日本放送協会（大津放送局）
- ア．放送設備
- 空中線給電線、放送機、電源等の各個所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。
- イ．会館設備
- ① 演奏設備が回復不能と判断される場合は、衛星中継車で放送を行う。
 - ・連絡系統確保、非常無線通信の利用

- ・施設の応急対策
- ・非常持出機材・書類の搬出および設備、保管
- ・その他電波確保に必要な事項

② 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し、または併用する。

- ・打合せ専用回線（V・H・F回線も含む）
- ・加入電話
- ・日本放送協会の基地局、陸上移動局、および簡易無線局
- ・NTT専用線（試験打合線、専科線借用）
- ・放送回線
- ・非常通信協議会加盟通信網
- ・放送電波

ウ．被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

- ① 常設、臨時掲示板による情報提供
- ② サービスカーの派遣、避難所等への拡声装置の取付
- ③ 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設
- ④ 地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

(2) びわ湖放送株式会社

ア．本社設備

- ① 演奏所機器が被災した時は、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。
- ② 本社—送信所間の中継回線が不能の時は番組中継用設備を設置して回線を確保する。
- ③ 本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。

イ．放送所設備

放送機、空中線、電源等の被災については、ただちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。

ウ．被災者に対する情報提供のため次の措置を講ずる。

- ① 災害情報の中に手話を挿入
- ② 災害放送関係の放送テロップを縮刷し、希望者に配布
- ③ 地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

(3) 株式会社京都放送

放送施設の被害箇所を優先的に復旧するとともに、自主放送の継続および行政当局の要請による義援告知、情報伝達等に協力する。

施設被災の臨時応急措置を可能な限り復元安定化し、保護対策を講ずる。情報収集活動は、緊急取材体制に基づき実施する。その他被災の程度に応じ対策本部が指示を行い復旧に努める。

ア．演奏所が被災したときは、残存機械の能力に応じ臨時の機器構成において放送を継続する。

中継回線が不能のときは、予備機器を送信所へ移設し、仮スタジオを設営して非常放送を続行する。

イ．送信所が被災し、一号機、二号機とも運転できない場合は、非常用送信機を稼働する。空中線が倒壊したときは、臨時空中線を仮設し、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。

放送機、空中線、電源等の被災については、ただちに現地に出向して状況を把握し、必要

な応急措置を講じ、電波確保に努める。

ウ．中継局が被災したときは、その状況を把握するとともに現地の応急処置を指示して、復旧救援に出向する。

エ．その他非常災害対策要領に従い、災害応急措置に努める。

(4) 株式会社エフエム滋賀

ア．送信所設備

- ① 給電線、空中線等の被害については、日本放送協会と協力して応急措置を行う。
- ② 送信機が被災した場合は、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。
- ③ 自家発電設備が被災した場合は、他局から電力供給を受け放送を継続し、電源設備の復旧作業にあたる。

イ．本社放送設備

- ① 本社放送設備が被災した場合は、応急措置により復元に努めるとともに、使用可能な機器を使用して放送の継続に努める。
 - ② 本社演奏設備が使用不能な場合は、仮設機材で放送の継続に努める。
 - ③ 本社演奏所—送信所間の番号伝送装置が使用不能な場合は、仮設機材を送信所へ搬入し、仮設スタジオを設置して放送の継続に努める。
- ウ．災害および被害状況の取材に努め、放送するとともに、行政や防災関係機関の要請による義務告知、情報伝達、広報活動等に協力する。

第9節 公共施設等の応急対策

風水害等対策編第1章第10節「公共施設等の応急対策」を準用する。

第10節 避難対策

【危機管理課、各部、各機関】

災害による延焼火災の拡大、ガス等の流失拡散等による危険地域から安全地域に市民等を避難させる手順、各機関・団体等の役割分担や、不特定多数者が各種目的で昼間時に使用する市の施設の避難対策（情報伝達や避難誘導上の分担や手順等）および、避難場所の開設から運用までの必要な手順について定める。

第1 避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

避難指示等の指示権者は次のとおりであるが、避難指示等を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

1. 実施責任者

■避難の指示権者および時期

警戒 レベル	区分	指示権者	措置	実施の基準
警戒 レベル 3	高齢者等 避難	市長 (災害対策基本法第 56 条)	避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立ち退きの準備やその他の措置を通知および警告	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
警戒 レベル 4	避難指示	市長 (災害対策基本法第 60 条)	避難のための立ち退きを指示 立ち退き先の指示 緊急に安全を確保するための措置を指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
		知事および その命を受けた職員 (水防法第 29 条) (地すべり等防止法第 25 条)	避難のための 立ち退きを指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
		水防管理者 (水防法第 29 条)	避難のための 立ち退きを指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
警戒 レベル 5	緊急 安全確保	警察官 (災害対策基本法第 61 条) (警察官職務執行法第 4 条)	避難のための 立ち退きの指示 警告 避難等の措置	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき 市長から要求があったとき 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
		自衛官 (自衛隊法第 94 条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
知事による避難の指示等の代行 (災害対策基本法第 73 条)			知事は、市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立ち退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。	

※ただし、市長は避難指示等を行った場合、ただちに知事に報告する。

その他のものは、いずれも市長の指示による場合、もしくは緊急避難的な措置として「指示」を行う。そのため、市長以外のものが緊急避難的な措置として「指示」を行った場合は、実施後、ただちにその旨を本部長（市長）に通知し、県知事への報告をしなければならない。

2. 避難指示等を行う場合

原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、指揮監および警察署等の防災関係機関からの要請も踏まえて、本部長が行う。

ただし、市長は避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

また、市長は避難のための立退きを指示し、または緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

災害の状況により様々な場合が想定され得るが、避難指示等を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえる点から、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。

(1) 局地的な災害による場合

〔地域を限定した避難指示等発令〕

- ア. 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- イ. 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ウ. 爆発のおそれがあるとき。
- エ. ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- オ. 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- カ. その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

(2) 広域的な災害による災害

〔広域的な避難指示等発令〕

- ア. 延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき。
- イ. ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- ウ. 県本部長から避難についての指示等の要請があったとき。
- エ. その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

3. 避難指示等の対象者

避難指示等は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

4. 避難指示等の内容

避難指示等は、次のことを明らかにする。

なお、安全な場所にいる人まで避難した場合、避難場所の混雑や避難途中に被災するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報等を発令する区域を設定する。

〔避難指示等の内容〕

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向および避難場所の名称）
- (4) 避難経路
- (5) その他（避難行動時の最小携帯品、災避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

5. 避難指示等の伝達等

(1) 関係地域内住民等への伝達

避難指示等を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、安心・安全メール、緊急速報メール等により伝達するとともに、報道機関の協力を得る等、関係区域内のすべての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行う。

広報については、第1章第3節「災害時の広報」による。

なお、避難措置解除の連絡は、報道機関への協力要請、職員による看板・ポスター等の掲示等による。

(2) 隣接市等機関への通報

市長が避難指示等を行ったとき、または警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、総務部次長は、次の要領により、必要に応じて関係機関等へ連絡する。

ア. 隣接市（防災担当）

地域住民が避難のため隣接市内の施設を利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に対しても連絡しておく。

なお、隣接市において、避難対策を検討する上で必要な情報である。

イ. 県の関係機関

各警察署、その他関係機関に連絡し協力を要請する。

ウ. 学校施設等の管理者

教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

6. 避難情報の県等への報告

危機管理課長は、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令（開始）および解除について、次の事項を記録するとともにすみやかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

なお、避難所を開設した際は、守山警察署長に対しても報告を行う。

〔県等へ報告すべき事項〕

ア. 発令日時（避難開始日時）

イ. 解除日時（非難終了日時）

ウ. 避難区分（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、解除）

エ. 避難対象地域

オ. 避難先施設名

カ. 避難先住所

キ. 応急救護所設置の有無

ク. 避難対象世帯

ケ. 避難世帯

コ. 避難人数

サ. その他参考となる事項

第2 警戒区域の設定等

風水害等対策編第1章第11節第3「警戒区域の設定等」を準用する。

第3 市公共施設等の来訪者・入所者等の避難

風水害等対策編第1章第11節第4「市公共施設等の来訪者・入所者等の避難」を準用する。

第4 避難の誘導

風水害等対策編第1章第11節第5「避難の誘導」を準用する。

第5 避難路および避難場所の安全確保

風水害等対策編第1章第11節第6「避難路および避難場所の安全確保」を準用する。

第6 避難場所・避難所の開設

風水害等対策編第1章第11節第7「避難場所・避難所の開設」を準用する。

なお、勤務時間外においては、以下の基準で避難所を開設する。

ア. 震度4の場合は、地震1号体制の配備職員により、市内の被害状況および避難者の有無を確認し、開設の必要がある場合は、危機管理課長の判断により、避難所開設の指示を行う。

この場合の開設の順位は、

- ・地区会館
- ・小学校・中学校
- ・その他の避難所

の順とし、施設管理者に施設の解錠と、避難所としての利用を要請するとともに、職員を派遣して、避難者の誘導を行う。職員が不足する場合は、電話等により、職員を動員する。避難所を開設した場合は、危機管理課長は、開設後、すみやかに市長に報告する。

イ. 震度5弱、震度5強の場合は、地震2号体制の避難誘導班により、各避難所の被害状況および避難者の有無を確認し、開設の必要がある場合は、危機管理課長に報告する。報告を受けた危機管理課長は、自らの判断により、避難所開設の指示を行う。

開設する避難所については、施設管理者に解錠と避難所としての利用を要請するとともに、避難誘導班に避難所の開設を指示する。避難所を開設した場合は、危機管理課長は、開設後、すみやかに市長に報告する。

ウ. 震度6以上の場合は、避難所に指定されている施設管理者および避難誘導班は、自動的に避難所に参集し、避難所の開設を行う。

避難所の開設手順は次のとおりである。

ア. 避難所を解錠し、施設の被害調査等安全を確認する。(施設管理者による)

イ. 担当職員の到達後、担当職員により、避難所開設の旨を本部に報告

ウ. 施設の門を開ける

エ. 施設の入口扉を開ける

(すでに避難者がある時は、取りあえず広いスペースに誘導する)

オ. 避難所内事務所を開設

カ. 避難者の受け入れ(収容)スペースを指定

キ. すでに避難している人を指定のスペースへ誘導

※以下「避難所の運営」の項へ

第7 避難所の運営

風水害等対策編第1章第11節第8「避難所の運営」を準用する。

第8 避難所を支援する職員

風水害等対策編第1章第11節第9「指定避難所を支援する職員」を準用する。

第9 広域避難

風水害等対策編第1章第11節第10「広域避難（広域一時滞在）」を準用する。

第10 自主避難者への対応

風水害等対策編第1章第11節第11「自主避難者への対応」を準用する。

第 11 節 応急医療救護

【市民病院、健康福祉部、北消防署】

風水害等対策編第 1 章第 12 節「応急医療救護」を準用する。

第 12 節 生活救援対策

市が取り込むべき応急対策は、飲料水・食品・生活必需品等の供給や、住宅に関する応急措置、災害相談業務の実施からなる。

第 1 飲料水の供給

【上下水道事業所】

風水害等対策編第 1 章第 13 節第 1 「飲料水の供給」を準用する。

第 2 食品の供給

【健康福祉部】

風水害等対策編第 1 章第 13 節第 2 「食品の供給」を準用する。

第 3 生活必需品の供給

【健康福祉部】

風水害等対策編第 1 章第 13 節第 3 「生活必需品の供給」を準用する。

第 4 被災建築物の応急危険度判定の実施

【建設部】

市は、県と協力して、災害発生後、可能な限りすみやかに被災建築物の応急危険度判定を実施し、所有者、管理者ならびに付近の通行者等に周知する。

1. 被災建築物における応急危険度判定の実施準備

建設部は、県との連携を図り、被災建築物等における応急危険度判定の実施に向けての準備を行う。

(1) 応急危険度判定士の確保

建設部は、県に応急危険度判定士の確保を要請する。

(2) 応急危険度判定士の受け入れ施設の確保

建設部は、危機管理課と協議し、応急危険度判定士の受け入れ施設を確保する。

(3) 作業実施のための準備

次のとおり作業のための準備を行う。

○ 応急危険度判定士の名簿づくり	○ 担当区域の配分
○ 判定に必要な資料の準備	○ 判定作業に必要な資機材の確保
○ 判定統一のための打ち合わせの実施	等

2. 応急危険度判定の実施

建設部は、応急危険度判定士と協力して、被災建築物等の応急危険度判定を実施する。

被災建築物の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に従い実施する。

(1) 危険度判定実施本部の設置

ア. 建設部は、市内に相当程度の被害があり、危険な被災建物が発生していると予測されるときは、災害実施本部長の判断により、危険度判定の実施を決定する。

イ. 判定実施を決定したときは、災害対策本部に建築課長を実施本部長とする危険度判定実施本部を設置し、判定業務にあたる。また、必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に、判定拠点を設置する。

ウ. 判定実施を決定したときは、県知事に連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に判定実施の周知を努める。

(2) 実施本部の業務

ア. 建物に係る被害情報の収集

イ. 判定実施計画の作成

- ① 実施オペレーションタイプ
- ② 判定実施区域、優先順位
- ③ 判定コーディネーター数
- ④ 対象建築物の用途、規模判定実施期間
- ⑤ 必要判定士数
- ⑥ 応援判定士数
- ⑦ 判定資機材等

ウ. 判定士・判定調整員の受入れ

エ. 判定士・判定調整員の組織編成

オ. 判定士・判定調整員の宿营地の確保

カ. 判定の実施および判定結果の現地表示

キ. 判定結果の調整および集計ならびに市長への報告

ク. 判定結果に対する住民等からの相談への対応

ケ. その他

(3) 県への支援要請

建築課長は、次の内容を具体化して、県危険度判定支援本部長に対し支援要請を行う。

ア. 判定士、判定調整員の派遣

イ. 判定資機材の提供

ウ. 実施本部または判定拠点までの輸送手段の用意

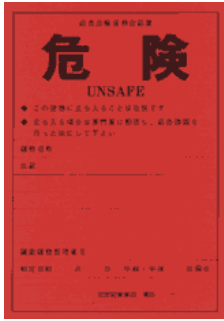
エ. 判定士・判定調整員の宿舎・食事の確保

オ. その他

3. 判定結果の表示および周知

- (1) 応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入り口等、見やすい場所に貼りつける。

■ 応急危険度判定結果の区分およびステッカー

判定結果	危険	要注意	調査済
ステッカー			
判定内容	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用および立ち入らないことが望まれる。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。	建築物の損傷が少ない。

(2) 応急危険度判定結果により「危険」または「要注意」と判断された建築物については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

また、類似した調査として、宅地に危険度を判定するための「被災宅地危険度判定」や、り災証明発行のための「被害家屋調査」も実施されることから、市民が混乱をきたさないよう、これらの調査の違いについて、分かりやすい内容で広報を実施する。

4. 危険と判断された建物の所有者等への対応

建設部は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物の所有者・管理者からの相談に優先して対応し、修理・復旧等を促進する。

第5 被災宅地危険度判定の実施

【建設部】

風水害等対策編第1章第13節第4「被災宅地危険度判定の実施」を準用する。

第6 被害家屋調査の実施

【建設部、総務部】

風水害等対策編第1章第13節第5「被害家屋調査の実施」を準用する。

なお、第一次被害家屋調査の参考資料として、建物応急危険度判定による調査結果を活用する。

第7 公営住宅、民間住宅（賃貸型応急住宅）の確保・供給

【建設部】

風水害等対策編第1章第13節第6「公営住宅、民間住宅（賃貸型応急住宅）の確保・供給」を準用する。

第8 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設

【建設部、総務部】

風水害等対策編第1章第13節第7「応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設」を準用する。

第9 被災住宅の応急処理

【建設部】

風水害等対策編第1章第13節第8「被災住宅の応急処理」を準用する。

第10 応急保育の実施

【こども家庭部】

風水害等対策編第1章第13節第9「応急保育の実施」を準用する。

第11 被害相談の実施

【環境生活部】

風水害等対策編第1章第13節第10「被害相談の実施」を準用する。

第12 燃料供給計画

【総務部】

風水害等対策編第1章第13節第11「燃料供給計画」を準用する。

第13節 避難行動要支援者対策

【環境生活部、健康福祉部】

風水害等対策編第1章第14節「避難行動要支援者対策」を準用する。

第14節 ボランティア対策

【健康福祉部、社会福祉協議会】

風水害等対策編第1章第15節「ボランティア対策」を準用する。

第15節 清掃・防疫等

【建設部、環境生活部、総務部、健康福祉部、北消防署、消防団】

風水害等対策編第1章第16節「清掃・防疫等」を準用する。

第16節 応急教育対策

【教育委員会、各機関】

風水害等対策編第1章第17節「応急教育対策」を準用する。

第17節 災害救助法の適用

【健康福祉部】

風水害等対策編第1章第18節「災害救助法の適用」を準用する。

第 18 節 農林水産対策

【都市経済部】

風水害等対策編第 1 章第 19 節「農林水産対策」を準用する。

第 19 節 帰宅困難者対策

【危機管理課、教育委員会事務局、都市経済部】

風水害等対策編第 1 章第 20 節「帰宅困難者対策」を準用する。

第2章 守山市南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は平成25年12月に改正施行された、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されている。このため南海トラフ地震対策として必要な以下の事項を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的に、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定する。

- ① 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導および救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
- ② 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ③ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④ 地震防災上必要な教育および広報に関する事項

また、過去に発生した南海トラフでの地震では、東海、東南海、南海地震など二つ以上の地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られており、発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。このため、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努める。

また、令和元年5月の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の改訂により、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることとなったことから、行政機関、住民一人ひとり、各企業等が、地震に関する災害リスクを踏まえ、必要な防災対応を自ら検討、実施する。

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報

発表条件	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

キーワード	調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始し、今後の情報に注意する。

また、地震発生から最短２時間後に観測された異常な現象の調査結果が発表されるため、発表された結果に応じた防災対応をとる。

地震発生から最短 2 時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2 時間程度	・日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難	・日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
1 週間 (※)	・日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
2 週間	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

なお、守山市地域防災計画における南海トラフ地震防災対策推進計画の該当箇所を次表に示す。

南海トラフ地震防災対策推進計画 該当箇所一覧

南海トラフ地震防災対策推進計画該当事項		地域防災計画該当箇所		
1	関係者との連携協力の確保	第1 初動体制	第1節 応急活動体制	震災対策編 第1章 災害応急対策計画
(1) 資機材、人員等の配備手配	(2) 他機関に対する応援要請	第2 災害対策本部		
		第3 災害対策本部職員の動員・配備		
		第4 災害対策要員確保計画		
		第5 応援の要請		
		第6 後方支援対策		
		第8 ライフライン機関との協力		
2 帰宅困難者への対応	3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	第3 報道機関への発表・協力要請	第3節 災害時の広報	第2章 災害予防計画
			第4節 消防・救急救助活動等	
			第12節 生活救援対策	
			第19節 帰宅困難者対策	
4 防災訓練計画	5 地震防災上必要な教育および広報に関する計画	第1 防災教育および広報	第7節 防災教育・広報および防災訓練	
		第4 防災訓練		
		第1 事業所等における帰宅困難者対策の推進	第10節 帰宅困難者対策	
		第2 駅周辺の混乱防止		
		第3 帰宅困難者の支援対策の充実		
		第1 具体的な施策の展開	第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	

※その他災害応急対策については、震災対策編第1章「災害応急対策計画」を準用する。

守山市地域防災計画 事故災害対策編

令和7年6月

守山市防災会議

目 次

第1章 応急活動体制	1
第1節 事故災害の想定	1
第1 湖上災害	1
第2 航空機災害	1
第3 鉄道災害	1
第4 道路災害	1
第5 危険物等災害	1
第6 毒物劇物災害	1
第7 大規模な火事災害	1
第2節 事故対策本部	1
第2章 突発重大事故応急対策	1
第1節 湖上災害対策	1
第1 発災直後の情報の収集・連絡	1
第2 活動体制	2
第3 救助・救急活動	2
第4 消火活動	2
第5 医療救護活動	3
第6 住民の避難	4
第7 災害広報の実施	4
第8 通信連絡	5
第9 物資等の確保	5
第10 輸送力の確保	5
第11 事故処理	5
第2節 航空機災害対策	6
第1 発災直後の情報の収集・連絡	6
第2 活動体制	6
第3 救助・救急活動	7
第4 消火活動	7
第5 医療救護活動	7
第6 住民の避難	7
第7 災害広報の実施	7
第8 通信連絡	7
第9 物資等の確保	7
第10 輸送力の確保	7
第11 事故処理	7
第3節 鉄道災害対策	8
第1 発災直後の情報の収集・連絡	8
第2 活動体制	9
第3 救助・救急活動	9
第4 消火活動	9
第5 医療救護活動	9

第6	住民の避難	9
第7	災害広報の実施	9
第8	通信連絡	10
第9	物資等の確保	10
第10	輸送力の確保	10
第11	事故処理	10
第4節	道路災害対策	11
第1	発災直後の情報の収集・連絡	11
第2	活動体制	12
第3	救助・救急活動	12
第4	消火活動	12
第5	医療救護活動	12
第6	住民の避難	12
第7	災害広報の実施	12
第8	通信連絡	12
第9	物資等の確保	13
第10	輸送力の確保	13
第11	事故処理	13
第5節	危険物等災害対策	14
第1	発災直後の情報の収集・連絡	14
第2	活動体制	16
第3	危険物等災害の拡大防止	16
第4	救助・救急活動	16
第5	消火活動	16
第6	医療救護活動	16
第7	住民の避難	17
第8	災害広報の実施	17
第9	通信連絡	17
第10	物資等の確保	17
第11	輸送力の確保	17
第12	事故処理	17
第6節	毒物劇物災害対策	18
第1	発災直後の情報の収集・連絡	18
第2	活動体制	19
第3	毒物劇物災害の拡大防止	19
第4	救助・救急活動	19
第5	消火活動	19
第6	医療救護活動	20
第7	住民の避難	20
第8	災害広報の実施	20
第9	通信連絡	20
第10	物資等の確保	20
第11	輸送力の確保	20

第 12	事故処理.....	20
第 7 節	大規模な火事災害対策.....	21
第 1	発災直後の情報の収集・連絡.....	21
第 2	活動体制	21
第 3	救助・救急活動	21
第 4	消火活動	22
第 5	医療救護活動	22
第 6	住民の避難	22
第 7	災害広報の実施	22
第 8	通信連絡	22
第 9	物資等の確保	22
第 10	輸送力の確保.....	22
第 11	事故処理.....	22

第1章 応急活動体制

【危機管理課、健康福祉部、総合政策部、環境生活部、都市経済部、北消防署、消防団】

第1節 事故災害の想定

本節で想定している災害は次に掲げる事故災害とする。

第1 湖上災害

旅客船の衝突等の湖上での大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

第2 航空機災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

第3 鉄道災害

旅客列車の衝突、車両火災等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

第4 道路災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

第5 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

第6 毒物劇物災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

第7 大規模な火事災害

高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

第2節 事故対策本部

本市および隣接市において、大規模な事故災害が発生し、またはそのおそれがある場合、住民の生命と安全を守るため迅速、的確な防災活動を実施するために事故対策本部を設置し応急対策を実施する。

事故対策本部の体制は、事故の規模・状況等により本部長が判断するものとし、風水害等対策編第1章第1節「応急活動体制」に定める警戒態勢および災害本部体制に準ずる。

第2章 突発重大事故応急対策

第1節 湖上災害対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

【危機管理課】

(1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、湖上事故が発生した場合、すみやかに市、最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 船舶運航事業者

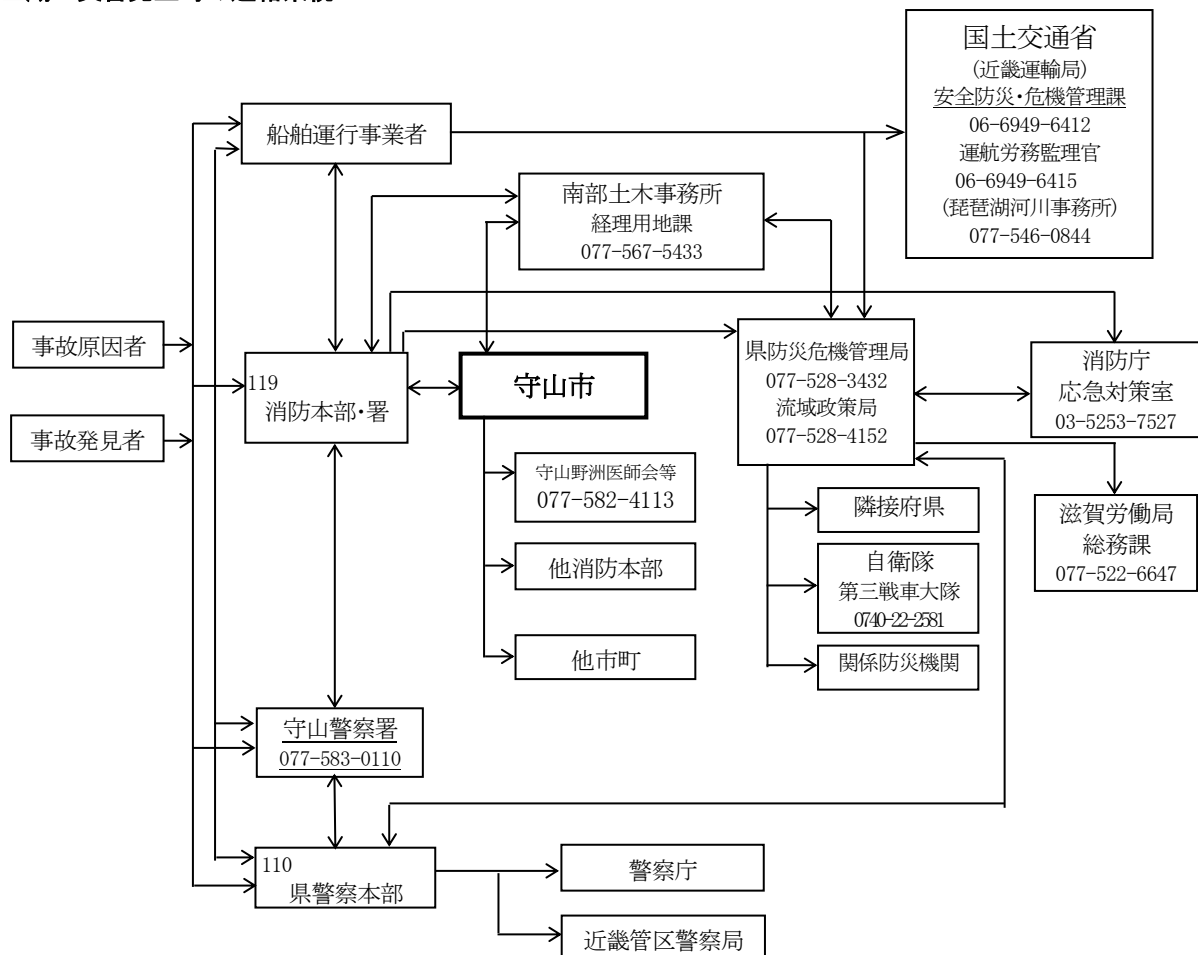
船舶運航事業者は、自己の運航する船舶について緊急事態または事故が発生した場合、すみやかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関に連絡する。

(3) 市および消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに県に報告する。なお、社会的影響度が高い船舶火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。

※（資料8-6）様式第3号

■湖上災害発生時の連絡系統



■船舶運航事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
琵琶湖汽船株式会社	船舶部	大津市浜大津 5-1-1	077-522-4115
近江トラベル株式会社	業務部旅客船課	彦根市松原町 3755	0749-22-0619

第2 活動体制

【危機管理課】

(1) 市の活動体制

第1章第1節「事故災害の想定」に定める湖上災害が発生または発生のおそれがある場合、ただちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は発災後すみやかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 救助・救急活動

【北消防署、消防団、危機管理課、各機関】

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は相互連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市および消防本部

すみやかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

また、市や消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 関係事業者

関係事業者は事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第4 消火活動

【北消防署、消防団、危機管理課、各機関】

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(1) 市および消防本部

すみやかに火災の状況および被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 関係事業者

関係事業者は事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第5 医療救護活動

【健康福祉部、各機関】

医療機関外の現場で医療が必要である場合、また、医療機関が混乱し、被災者の住民が医療の途を失ったような場合における、市、県、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

(1) 医療救護活動

ア．第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ．第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地救護所において、負傷者のトリアージ（傷病者の重症度による分類）および応急処置を行う。

② 市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ．第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班の派遣を要請する。

エ．第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

(2) 医療救護班の編成、派遣

ア．市の機関による医療救護班

健康福祉部長は、救急救護を必要とすると判断した場合、市の機関による医療救護班の編成、出動を命じる。

イ．医師会による医療救護班

健康福祉部長は、状況に応じ必要と認めた場合、守山野洲医師会に対し、医療救護班の編成、出動を要請する。

ウ．県への要請

市は、県に医療救護に関する協力要請を行い、または医療救護を必要と認めた時は、災害拠点病院等各医療関係団体（独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所、滋賀医科大学

医学部付属病院、日本赤十字社滋賀県支部、一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、一般社団法人滋賀県病院協会等）の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

第6 住民の避難

【危機管理課、健康福祉部】

(1) 避難指示等と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の指示等を行う。また、その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、民生委員・児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

■避難指示等の際、住民に伝える内容

避難対象地域
避難指示または緊急安全確保の理由
事故の所在・状況
避難先および避難経路
避難時の携帯品

(2) 指定避難所の設置と運営

市は、必要に応じて指定避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。

指定避難所の設置および運営については、風水害等対策編第1章第11節「避難対策」を準用する。

指定避難所を設置した場合は、すみやかに県に連絡する。

第7 災害広報の実施

【総合政策部】

事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県および関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、おおむね次のような事項について行う。

- ア. 事故の発生日時および場所
- イ. 被害の状況
- ウ. 被害者の安否状況
- エ. 応急対策の実施状況
- オ. 交通規制の状況
- カ. 治安の状況
- キ. 住民に対する協力および注意事項
- ク. その他必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ. 広報車による巡回活動
- ウ. 防災行政無線による通報

- エ. インターネットの利用
- オ. 自主防災組織、自治会を通じた連絡
- カ. サイレン
- キ. その他状況に応じた広報

第8 通信連絡

市・県および当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努める。

第9 物資等の確保

(1) 救援物資の輸送

市・県および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い被災者に必要な物資をすみやかに確保し搬送する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

市・県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。

第10 輸送力の確保

防災関係機関および当該事故関係機関は相互に連絡調整を行い、必要な交通規制などを実施し、輸送力の確保に努める

第11 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧をすみやかに実施するとともに、その状況を市防災会議会長に報告する。

第2節 航空機災害対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、航空機事故が発生した場合、すみやかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

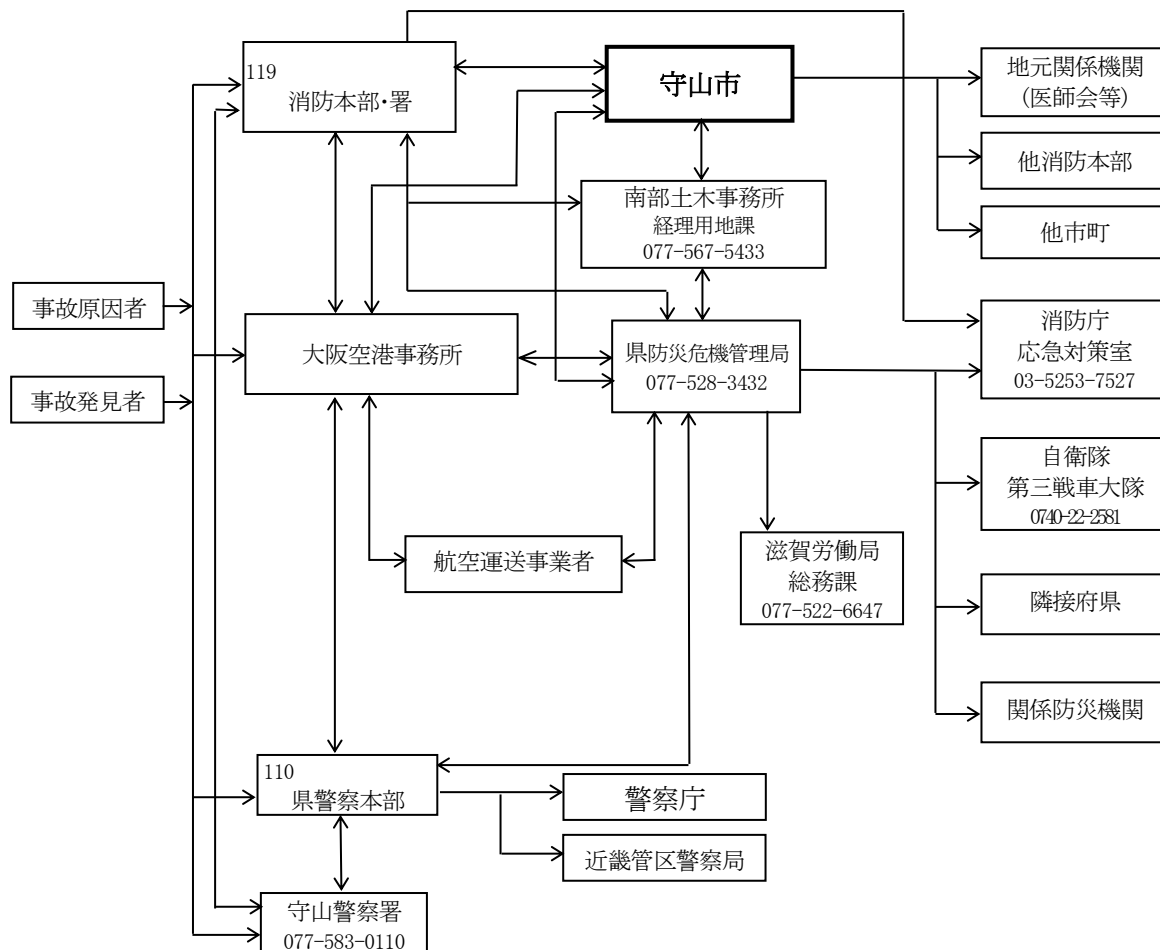
(2) 市および消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに県に報告する。

なお、航空機火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。

※（資料8-6）様式第3号

■航空機災害発生時の連絡系統



第2 活動体制

市は、第1章第1節「事故災害の想定」に定める航空機災害が発生または発生のおそれがある場合、ただちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

第3 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第4 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第5 医療救護活動

市、県、医師会等は相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第6 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難指示等を行うとともに、指定避難所を開設する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第7 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県および関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第8 通信連絡

市・県および当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努める。

第9 物資等の確保

(1) 救援物資の輸送

市・県および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い被災者に必要な物資をすみやかに確保し搬送する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

市・県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。

第10 輸送力の確保

防災関係機関および当該事故関係機関は相互に連絡調整を行い、必要な交通規制などを実施し、輸送力の確保に努める

第11 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧をすみやかに実施するとともに、その状況を市防災会議会長に報告する。

第3節 鉄道災害対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

- (1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、すみやかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

- (2) 鐵道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、すみやかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

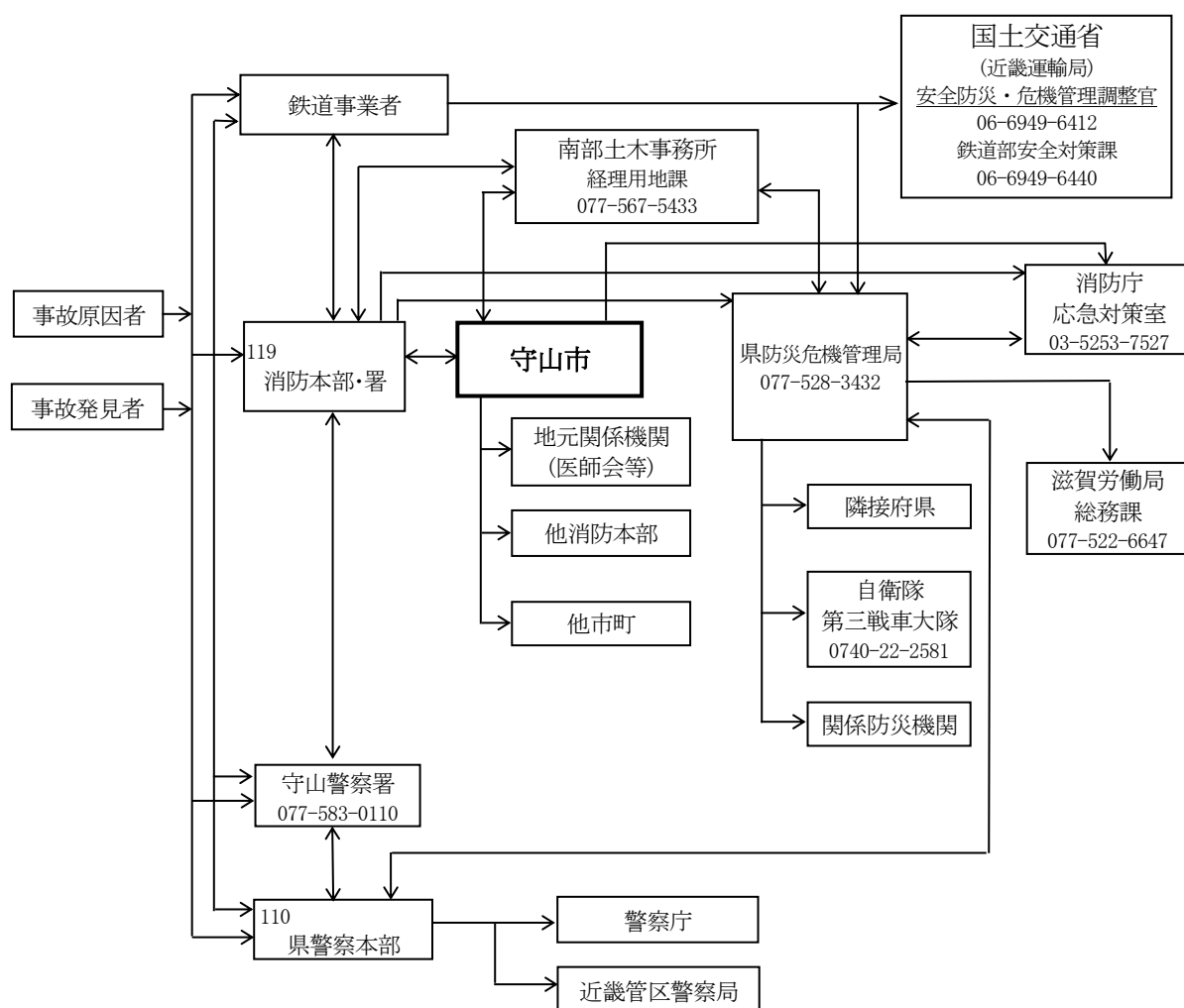
- (3) 市および消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに県に報告する。

なお、死者および負傷者の合計が 15 人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。

※ (資料 8-6) 様式第 3 号

■鉄道事故発生時の連絡系統



■鉄道事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部	京 滋 支 社 地 域 共生室	京都市南区西九条北ノ内町 5-5	075-682-8004
東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部	管理部総務課	名古屋市中村区名駅 1-3-4	052-564-2396
東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部	管理部総務課	東京都千代田区丸の内 1-9-1	03-3286-5152
東海旅客鉄道株式会社関西支社	管理部総務課	大阪市淀川区宮原 1-1-1	06-7668-0613

第2 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、第1章第1節「事故災害の想定」に定める鉄道災害が発生または発生のおそれがある場合、ただちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は発災後すみやかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第4 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第5 医療救護活動

市、県、医師会等は相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第6 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難指示等を行うとともに、指定避難所を開設する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第7 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県および関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第8 通信連絡

市・県および当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努める。

第9 物資等の確保

(1) 救援物資の輸送

市・県および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い被災者に必要な物資をすみやかに確保し搬送する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

市・県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。

第10 輸送力の確保

防災関係機関および当該事故関係機関は相互に連絡調整を行い、必要な交通規制などを実施し、輸送力の確保に努める

第11 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧をすみやかに実施するとともに、その状況を市防災会議会長に報告する。

第4節 道路災害対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、道路災害が発生した場合、すみやかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合、すみやかに国土交通省（近畿地方整備局）、県、市、消防機関、警察に連絡する。

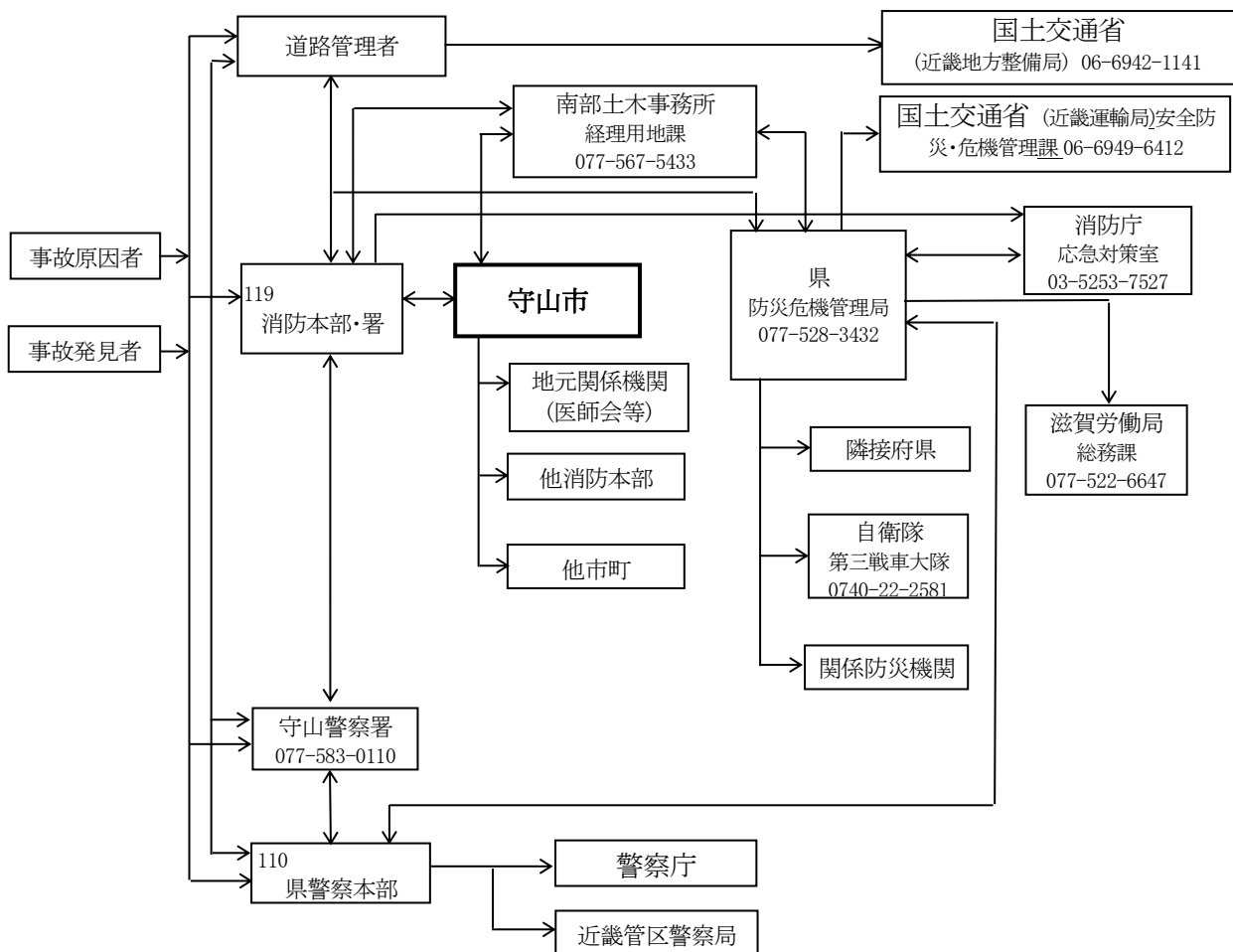
(3) 市および消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに県に報告する。

なお、死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。

※（資料8-6）様式第3号

■道路災害発生時の連絡系統



第2 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、第1章第1節「事故災害の想定」に定める道路災害が発生または発生のおそれがある場合、ただちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 道路管理者の措置

ア．災害発生後の施設の緊急点検

災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制をすみやかに整え、緊急点検を実施する。

イ．災害対策用資機材、復旧資機材の確保

応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達できるよう措置する。
また、必要に応じて関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。

ウ．災害発生時における応急復旧工事等の実施

道路施設が被災した場合、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。

また、車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、ただちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第3 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第4 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第5 医療救護活動

市、県、医師会等は相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第6 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難指示等を行うとともに、指定避難所を開設する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第7 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県および関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第8 通信連絡

市・県および当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努める。

第9 物資等の確保

(1) 救援物資の輸送

市・県および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い被災者に必要な物資をすみやかに確保し搬送する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

市・県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。

第10 輸送力の確保

防災関係機関および当該事故関係機関は相互に連絡調整を行い、必要な交通規制などを実施し、輸送力の確保に努める

第11 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧をすみやかに実施するとともに、その状況を市防災会議会長に報告する。

第5節 危険物等災害対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事業者等

事業者または事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、すみやかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 市および消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに県に報告する。

なお、下記に示す危険物等事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。

ア. 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの

イ. 負傷者が5名以上発生したもの

ウ. 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの

エ. 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 湖上、河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの

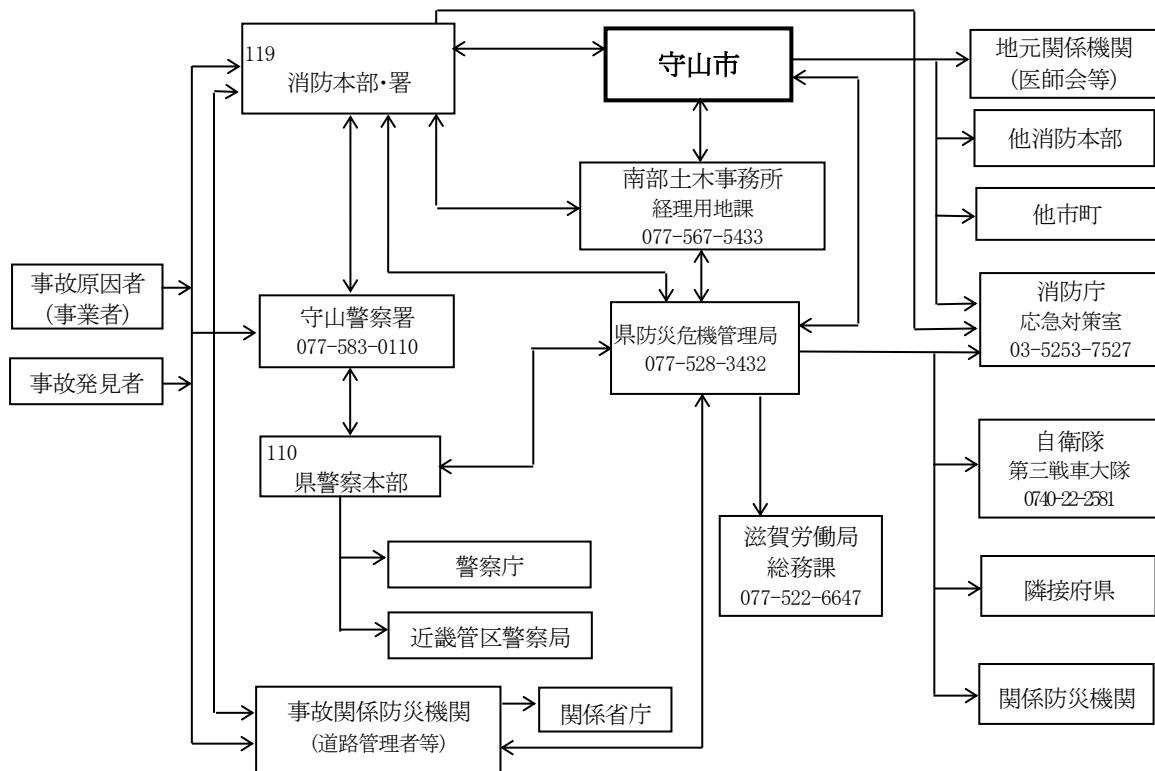
② 500kℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい等

オ. 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

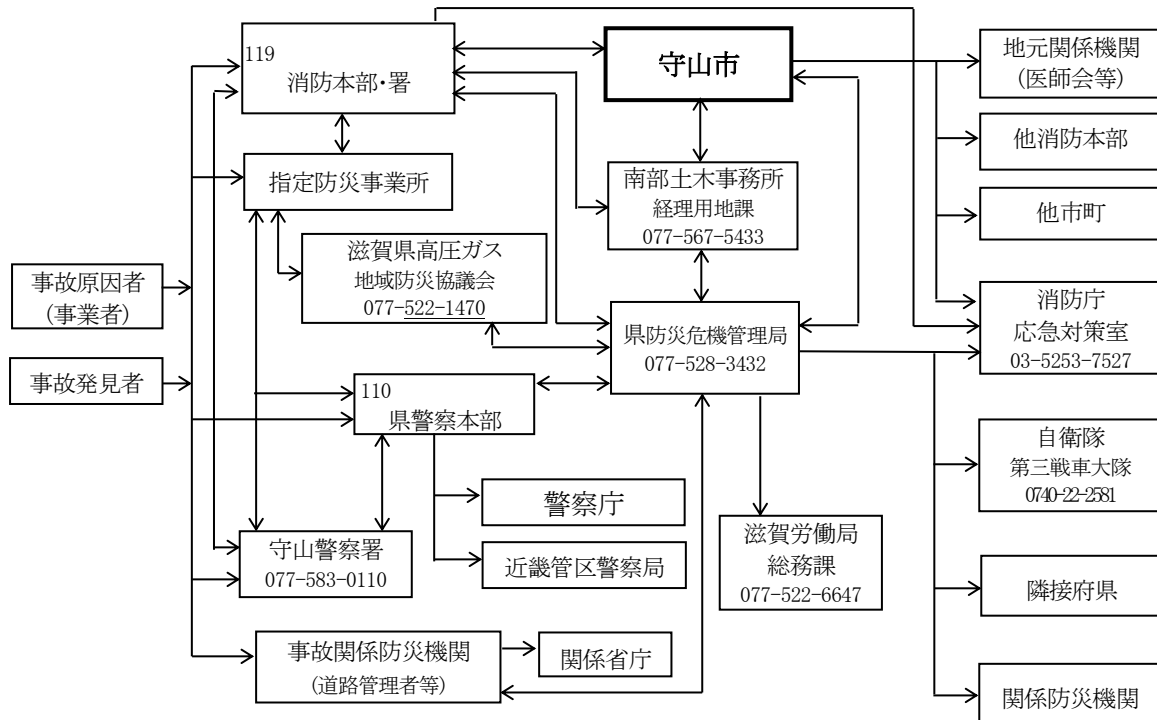
カ. 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

※（資料8-6）様式第3号

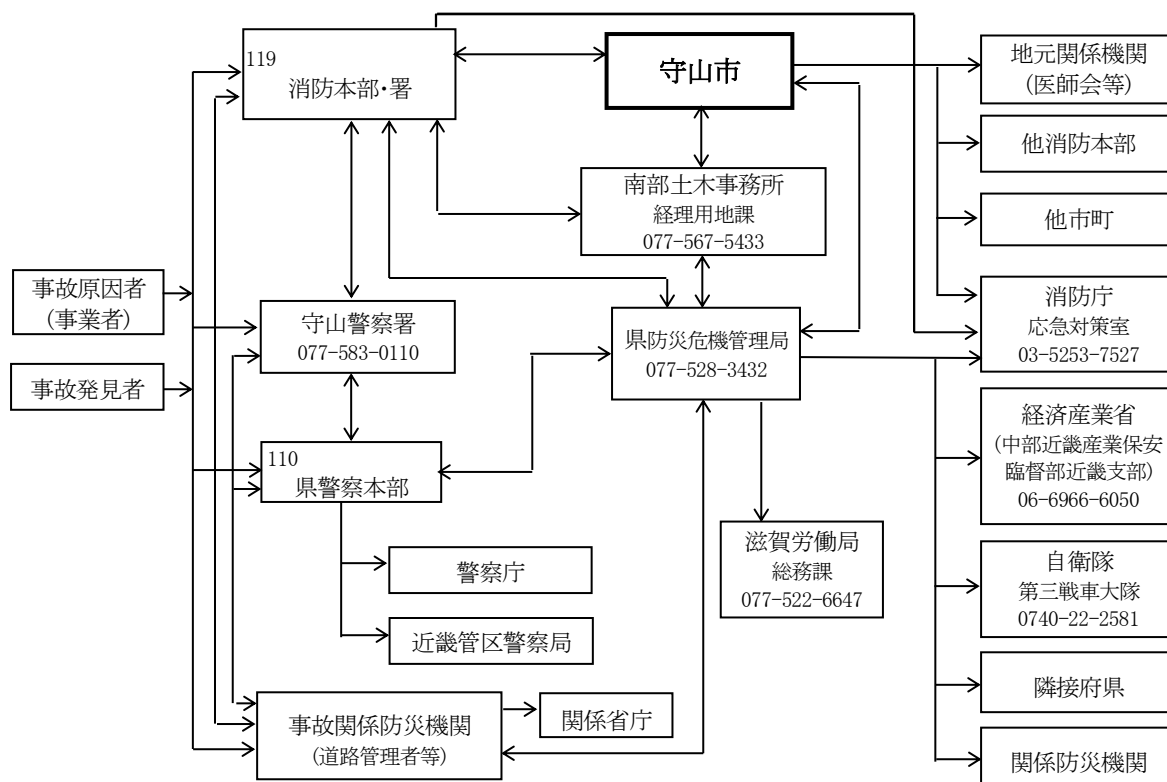
■危険物事故災害発生時の連絡系統



■高圧ガス物事故災害発生時の連絡系統



■火薬類物事故災害発生時の連絡系統



第2 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、第1章第1節「事故災害の想定」に定める危険物等災害が発生または発生のおそれがある場合、ただちに緊急初動体制をとり、初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は発災後すみやかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 危険物等災害の拡大防止

関係事業者は災害発生時に危険物施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、すみやかに初期防除を実施する。

第4 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第5 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と相互に連携して迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第6 医療救護活動

市、県、医師会等は相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、第

2章第1節「湖上災害対策」による。

第7 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難指示等を行うとともに、指定避難所を開設する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第8 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県および関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第9 通信連絡

市・県および当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努める。

第10 物資等の確保

(1) 救援物資の輸送

市・県および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い被災者に必要な物資をすみやかに確保し搬送する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

市・県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。

第11 輸送力の確保

防災関係機関および当該事故関係機関は相互に連絡調整を行い、必要な交通規制などを実施し、輸送力の確保に努める

第12 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧をすみやかに実施するとともに、その状況を市防災会議会長に報告する。

第6節 毒物劇物災害対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事業者等

事業者または事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、ただちに最寄りの保健所、消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 市および消防本部

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに県に報告する。

なお、下記に示す毒物劇物事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。

ア. 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの

イ. 負傷者が5名以上発生したもの

ウ. 毒物劇物を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

エ. 毒物劇物を貯蔵しまたは取り扱う施設からの毒物劇物の漏えい事故で、次に該当するもの

① 湖上、河川へ毒物劇物が流失し、防除・回収等の活動を要するもの

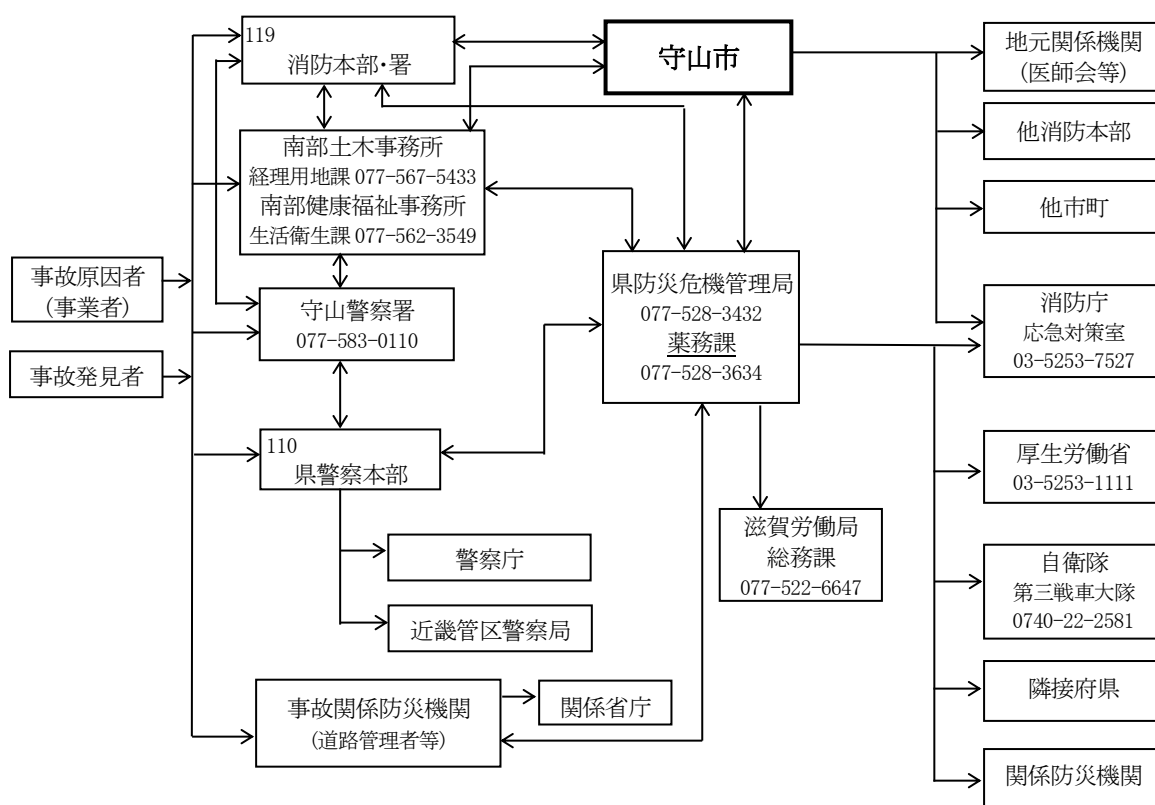
② 500kl以上のタンクからの毒物劇物の漏えい等

オ. 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ. 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

※（資料8-6）様式第3号

■毒物劇物災害発生時の連絡系統



第2 活動体制

(1) 市の活動体制

市は、第1章第1節「事故災害の想定」に定める毒物劇物災害が発生または発生のおそれがある場合、ただちに緊急初動体制をとり、初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は発災後すみやかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 毒物劇物災害の拡大防止

関係事業者は災害発生時に毒物劇物取扱施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、すみやかに初期防除を実施する。

第4 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第5 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第6 医療救護活動

市、県、医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第7 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難指示等を行うとともに、指定避難所を開設する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第8 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県および関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第9 通信連絡

市・県および当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努める。

第10 物資等の確保

(1) 救援物資の輸送

市・県および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い被災者に必要な物資をすみやかに確保し搬送する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

市・県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。

第11 輸送力の確保

防災関係機関および当該事故関係機関は相互に連絡調整を行い、必要な交通規制などを実施し、輸送力の確保に努める

第12 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧をすみやかに実施するとともに、その状況を市防災会議会長に報告する。

第7節 大規模な火事災害対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

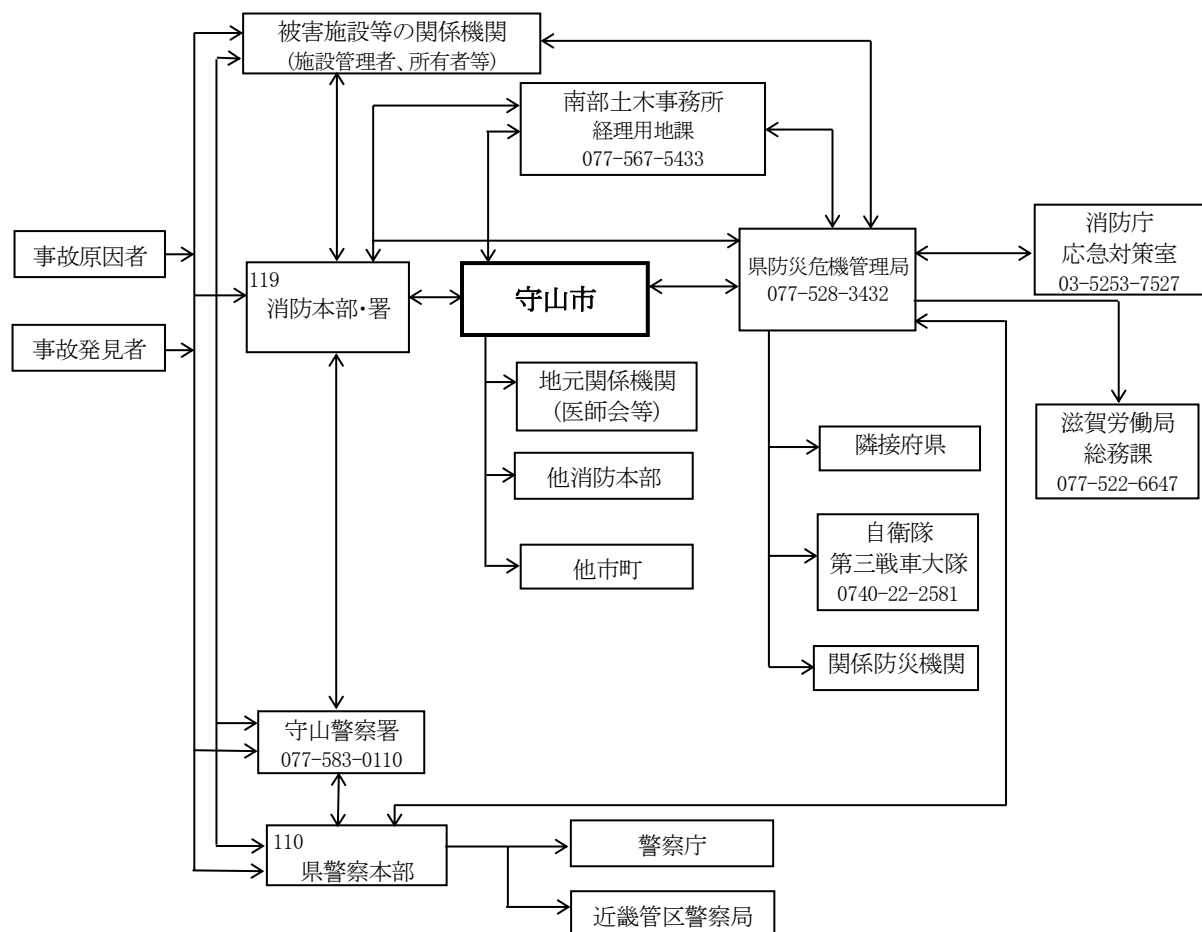
(1) 火災原因者等

火災原因者または火災発見者は、火災を発見した場合、すみやかに最寄りの消防機関に火災の状況等を連絡する。

(2) 市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに県に報告する。

■大規模な火事災害発生時の連絡系統



第2 活動体制

市は、第1章第1節「事故災害の想定」に定める大規模な火事災害が発生し、または発生のおそれがある場合、ただちに緊急初動対策班が初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

第3 救助・救急活動

市、消防本部、守山警察署、県、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第4 消火活動

市、消防本部は、守山警察署、県、関係事業者と、相互に連携して迅速かつ的確な消火活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第5 医療救護活動

市、県、医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第6 住民の避難

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難指示等を行うとともに、指定避難所を開設する。活動内容は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第7 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県および関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。広報事項、広報手段は、第2章第1節「湖上災害対策」による。

第8 通信連絡

市・県および当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努める。

第9 物資等の確保

(1) 救援物資の輸送

市・県および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い被災者に必要な物資をすみやかに確保し搬送する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

市・県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。

第10 輸送力の確保

防災関係機関および当該事故関係機関は相互に連絡調整を行い、必要な交通規制などを実施し、輸送力の確保に努める

第11 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧をすみやかに実施するとともに、その状況を市防災会議会長に報告する。

守山市地域防災計画 原子力災害対策編

令和7年6月

守山市防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第1 守山市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
第2 守山市における他の災害対策との関係	1
第3 計画の修正	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針	1
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第1 守山市および滋賀県の地域特性等	2
第2 前提となる事態の想定等	3
第3 予測される影響等	4
第6節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	6
第7節 防災関係機関の事務または業務の大綱	6
第2章 原子力災害事前対策	1
第1節 基本方針	1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	1
第1 情報の収集・連絡体制の整備	1
第2 情報の分析整理	2
第3 通信手段の確保	2
第4節 緊急事態応急体制の整備	4
第1 警戒態勢をとるために必要な体制	4
第2 災害対策本部体制等の整備	4
第3 防災関係機関相互の連携体制	4
第4 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊	4
第5 広域的な応援協力体制の拡充・強化	4
第6 モニタリング体制等	5
第7 複合災害に備えた体制の整備	5
第8 要員および防災資機材の確保等に係る連携	6
第5節 避難収容活動体制の整備	7
第1 避難計画の作成	7
第2 避難所等の整備	7
第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	7
第4 広域一時滞在に係る避難者受入れ体制の整備	8
第5 学校等施設における避難計画の整備	8
第6 住民等の避難状況の確認体制の整備	8
第7 居住地以外の市町に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備	8
第8 避難方法等の周知	8
第6節 緊急輸送活動体制の整備	9
第1 専門家の移送体制の整備	9

第2	緊急輸送路の確保体制等の整備.....	9
第7節	救助・救急、医療および防護資機材等の整備	9
第1	救助・救急活動用資機材の整備.....	9
第2	救助・救急機能の強化	9
第3	原子力災害医療活動体制等の整備.....	9
第4	安定ヨウ素剤の備蓄	9
第5	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備	9
第6	物資の調達、供給活動	9
第8節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	10
第9節	行政機関の業務継続計画の策定	10
第10節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発.....	11
第11節	緊急事態応急対策に従事する者の育成	11
第12節	防災訓練等の実施	12
第1	計画の方針	12
第2	防災訓練の計画策定および協力.....	12
第3	防災訓練の実施	12
第4	実践的な防災訓練の工夫と事後評価.....	12
第5	防災訓練に関する普及啓発.....	12
第13節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	13
第14節	災害復旧への備え	13
第3章	緊急事態応急対策	1
第1節	基本方針.....	1
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保.....	1
第1	計画の方針	1
第2	緊急時の情報収集	1
第3	応急対策活動情報等の情報収集.....	2
第4	原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等	2
第5	一般回線が使用できない場合の対処.....	2
第6	放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動	2
第3節	活動体制の確立.....	4
第1	市の活動体制	4
第2	応援要請	12
第3	原子力被災者生活支援チームとの連携.....	12
第4	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保.....	13
第4節	屋内退避、避難収容等の防護活動	14
第1	計画の方針	14
第2	防護措置基準	14
第3	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施.....	17
第4	避難場所	17
第5	広域一時滞在に係る避難者受入れ体制の整備.....	18
第6	広域一時滞在	19
第7	安定ヨウ素剤の予防服用.....	19
第8	要配慮者等への配慮	19

第9	学校等施設における避難措置.....	19
第10	警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置.....	19
第11	飲食物、生活必需品等の供給.....	19
第5節	治安の確保および火災の予防.....	20
第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等.....	20
第7節	緊急輸送活動.....	21
第1	緊急輸送活動.....	21
第2	緊急輸送のための交通確保.....	21
第8節	救助・救急および医療活動.....	22
第1	救助・救急および消火活動.....	22
第2	医療措置.....	22
第9節	住民等への的確な情報伝達活動.....	23
第1	住民等への情報伝達活動.....	23
第2	住民等からの問い合わせに対する対応.....	24
第10節	自発的支援の受入れ等.....	25
第1	ボランティアの受入れ.....	25
第2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ.....	25
第11節	行政機関の業務継続に係る措置.....	25
第4章	原子力災害中長期対策.....	1
第1節	基本方針.....	1
第2節	緊急事態解除宣言後の対応.....	1
第3節	放射性物質による環境汚染への対処.....	1
第4節	各種制限措置の解除.....	1
第5節	災害地域住民に係る記録等の作成.....	1
第1	災害地域住民の記録.....	1
第2	災害対策措置状況の記録.....	1
第6節	被災者等の生活再建等の支援.....	1
第7節	風評被害等の影響の軽減.....	2
第8節	心身の健康相談体制の整備.....	2

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に準じ、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）および事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって市民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 守山市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、守山市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編および県の地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等、関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

第2 守山市における他の災害対策との関係

この計画は、「守山市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「守山市地域防災計画（本編、資料編）」に拠る。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画または市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年：原子力規制委員会告示第1号）を遵守する。

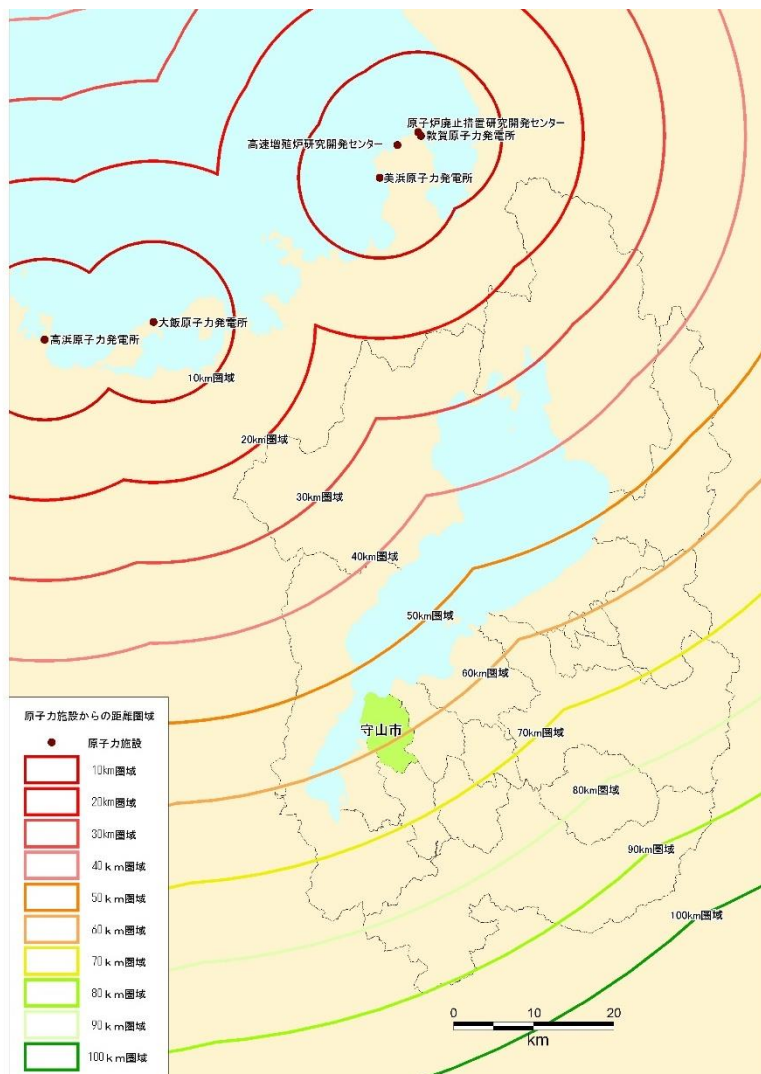
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる過酷事故の想定は、福島第一原子力発電所の事故災害相当を想定する。

第1 守山市および滋賀県の地域特性等

1. 周辺地域における原子力事業所の立地状況

滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。また、滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13km、守山市に最も近い大飯原子力発電所から守山市湖岸までの距離は約55kmの位置関係にある。



2. 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響等によって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、

夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は平年値（1991年～2020年）で4.1m/s程度である。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。

（気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月～2023年12月、今津および長浜1978年11月～2023年12月）

第2 前提となる事態の想定等

事故の想定およびその後の拡散状況に関する想定は、県で実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件による。

1. 放射性物質

原子力規制委員会が示した「原子力災害対策指針」においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスおよび揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

2. 放出量

(1) キセノン

原子力安全・保安院が平成23年6月6日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる1号機、2号機および、3号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1号機で $3.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ （ベクレル）、2号機で $3.5 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、3号機で $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ と試算されている。そこで、放出量は最も放出量の高い3号機の $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ を用い、この量が1時間で放出されたものとする。

(2) ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で $1.0 \times 10^{16} \text{Bq/h}$ （ベクレル/時）の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成23年8月24日、3月12日から15日のヨウ素131の放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時まで、 $2 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出、13時から17時まで $4 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$ が6時間で放出されたものとする。

3. 放出想定発電所

日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所、大飯発電所、高浜発電所とする。

4. 排出の高さ

関西電力株式会社美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

5. 拡散予測を行う日の選定

平成 22 年（2010 年）のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力株式会社大飯発電所、関西電力株式会社高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中 9 時から 15 時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が小さい（～1 m/s）日を選定する。

6. 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率 1 日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

7. 被ばく量の計算方法

6 にて計算された積算線量をもとに、屋外 8 時間、屋内 16 時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

なお、放射性物質の拡散予測については、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用した。

第3 予測される影響等

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、PAZ の範囲の目安については、原子力施設から半径 5 km、UPZ 区域の範囲の目安については、原子力施設からおおむね 30km とされている。

本市は、最も近い原子力施設から約 55km 離れており、UPZ 外であり、屋内退避をする。

一方、滋賀県で実施した放射性物質拡散予測シミュレーションを行った結果は、次に示すとおりである。

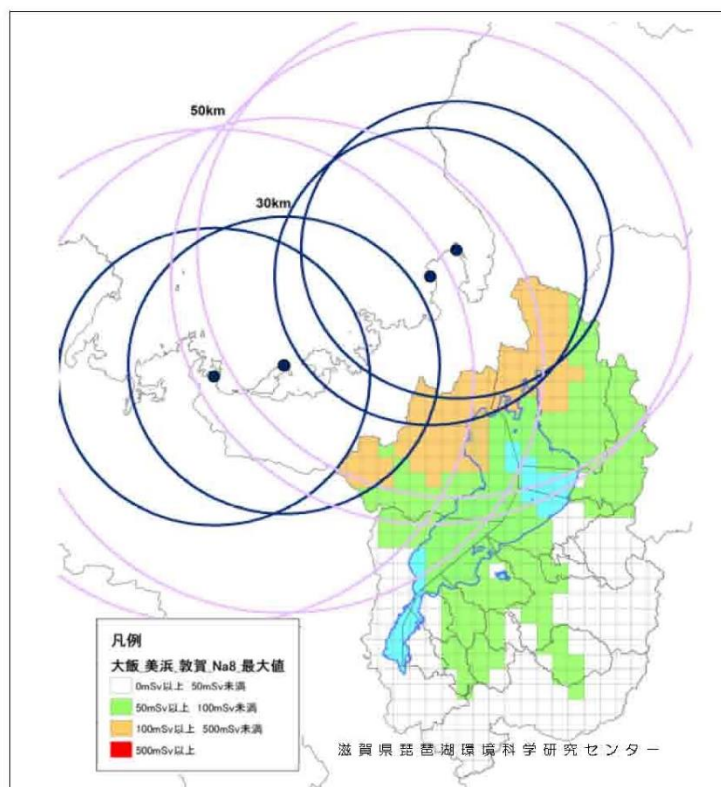
(1) 希ガスによる、外部被ばくによる実効線量

希ガスによる外部被ばく実効線量は、10mSv を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測されている。

(2) 放射性ヨウ素による甲状腺被ばく等価線量

放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに関するシミュレーション結果は次のとおりである。

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



なお、守山市が甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上になるケースは、美浜 2 ケース、大飯 1 ケースと限定された条件となっている。

日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所、大飯発電所、高浜発電所での東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30km～50km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。

第6節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

原子力施設から放射性物質が放出され、または、そのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外にある本市においては屋内退避をする。

放射性物質が放出された場合、国と県が実施する緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、原子力災害対策指針に定めている防護措置の実施を判断する基準OIL（第3章第4節第2 別表 防護措置基準「OILと防護措置について」）に基づき、避難や飲食物の摂取制限など必要な防護措置を実施する。

なお、UPZ外においても、原子力規制委員会の判断に基づき、必要に応じて、安定ヨウ素剤を服用する。

第7節 防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、守山市地域防災計画（共通編）第1章2節に定める「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1. 守山市	① 関係周辺市（滋賀県UPZ内に位置する長浜市および高島市をいう。以下同じ。）の応援 ② 関係周辺市からの避難誘導等の援助 ③ 広域避難所の開設 ④ 広報
2. 湖南広域消防局北消防署	① 滋賀県市町消防相互応援協定に基づく業務
3. 滋賀県	① 滋賀県防災会議に関する事務 ② 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 ③ 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 ④ 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 ⑤ 原子力防災に関する組織の整備 ⑥ 原子力防災に関する知識の普及および情報共有 ⑦ 原子力防災に関する教育・訓練 ⑧ 通信・連絡網の整備 ⑨ 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 ⑩ 環境条件の把握 ⑪ 災害状況の把握および伝達 ⑫ 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務 ⑬ 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 ⑭ 広報 ⑮ 住民の退避・避難、立入制限等 ⑯ 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 ⑰ 緊急時医療措置に関する事務

	⑮ 飲食物等の摂取制限等 ⑯ 緊急輸送および必要物資の調達 ⑰ 飲食物および生活必需品の供給 ⑱ 職員の被ばく管理 ㉑ 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ ㉓ 災害救助法の適用 ㉕ 義援金、義援物資の受入れおよび配分 ㉗ 広域応援の要請および受入れ ㉙ ボランティアの受入れ ㉛ 汚染の除去等 ㉝ 各種制限措置の解除 ㉟ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 ㊱ 風評被害等の影響の軽減 ㊳ 住民相談体制の整備 ㊵ 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 ㊷ 心身の健康相談体制の整備 ㊹ 物価の監視 ㊻ 関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力 ㊽ 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
4. 滋賀県警察本部 (守山警察署)	① 周辺住民等への情報伝達 ② 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け ③ 交通の規制および緊急輸送の支援 ④ 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 ⑤ 警察職員の被ばく対策 ⑥ その他原子力災害警備に必要な措置
5. 安全規制担当省庁 内閣府政策統括官（原子力防災担当） 原子力規制委員会 原子力規制庁 敦賀原子力規制事務所 美浜原子力規制事務所 大飯原子力規制事務所 高浜原子力規制事務所	① 地域防災計画の作成、防災訓練の実施等、原子力防災対策の企画、実施に関する指導・助言 ② 施設敷地緊急事態および全面緊急事態にかかる情報の連絡 ③ 緊急時モニタリングの企画、実施に関する情報の共有と連携

【指定地方行政機関】

6. 近畿管区警察局	① 管区内府県警察の指導、調整 ② 他管区警察局との連携 ③ 関係機関との協力 ④ 情報の収集および連絡 ⑤ 警察通信の運用
7. 近畿財務局 (大津財務事務所)	① 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 ② 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 ③ 原子力災害に関する財政金融状況の調査 ④ 国有財産の無償貸付
8. 近畿厚生局	① 救援等に係る情報の収集および提供
9. 近畿農政局 (滋賀県拠点)	① 原子力災害時における応急用食料品の供給支援 ② 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
10. 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	① 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること
11. 近畿経済産業局	① 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等 ② 風評被害等の影響の軽減
12. 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	① 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請 ② 原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 ③ 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 ④ 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 ⑤ 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 ⑥ 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
13. 大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	① 気象状況の監視 ② 気象に関する資料・情報の提供
14. 近畿総合通信局	① 電波および有線電気通信の監理 ② 非常通信訓練の計画およびその実施指導 ③ 非常通信協議会の育成・指導 ④ 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 ⑤ 原子力災害時における重要通信の確保 ⑥ 災害対策用移動通信機器等の貸出し ⑦ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
15. 滋賀労働局	① 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
16. 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	① 一般国道(指定区間)の管理 ② 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること ③ 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること ④ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

17. 近畿地方環境事務所	① 環境監視体制の支援に関すること ② 災害廃棄物の処理対策に関すること ③ 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 ④ 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

【自衛隊】

18. 陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	① 災害派遣要請に対する調整 ② 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣 ③ 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

【指定公共機関】

19. 東海旅客鉄道株式会社（東海鉄道事業本部・新幹線鉄道事業本部関西支社） 西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）	① 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
20. 西日本電信電話株式会社（滋賀支店）	① 原子力災害時における有線通信の確保
21. 日本赤十字社（滋賀県支部）	① 医療救護 ② こころのケア ③ 救援物資の備蓄および配分 ④ 災害時の血液製剤の供給 ⑤ 義援金の受付および配分 ⑥ その他災害救護に必要な業務 ⑦ ①～⑥の救護業務に関連し、次の業務を実施 (1) 復旧・復興に関する業務 (2) 防災・減災に関する業務
22. 日本放送協会（大津放送局）	① 原子力防災に関する知識の普及の協力 ② 原子力災害時における広報 ③ 災害情報および各種指示等の伝達
23. 西日本高速道路株式会社（関西支社） 中日本高速道路株式会社（名古屋支社、金沢支社）	① 原子力災害時における道路交通の確保等
24. 日本通運株式会社（大津支店）	① 災害対策用物資の輸送

25. 関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社（敦賀発電所） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖炉原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん	① 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 ② 警戒体制の整備および原子力防災組織の運営 ③ 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 ④ 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 ⑤ 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 緊急時における通報および報告 ⑧ 緊急時における応急措置 ⑨ 緊急事態応急対策 ⑩ 原子力災害事後対策の実施 ⑪ その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力
26. 独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所)	① 琵琶湖開発施設の防災管理

【指定地方公共機関】

27. 一般社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船株式会社 一般社団法人滋賀県トラック協会	① 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
28. 一般社団法人滋賀県医師会	① 原子力災害時における医療救護活動の実施
29. 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	① 災害時における医療救護の実施 ② 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 ③ 災害時における医薬品等の管理
30. 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	① 災害ボランティア活動の支援 ② 要配慮者の避難支援への協力
31. 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社	① 原子力防災に関する知識の普及の協力 ② 原子力災害時における広報 ③ 災害情報および各種指示等の伝達
32. 一般社団法人滋賀県LPガス協会	① 原子力災害時における施設の整備、防災管理 ② 原子力災害時におけるLPガス供給と保安の確保

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1. 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、県、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワーク強化に努める。

- ・県からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む）
- ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等、非常用通信機器等）や連絡先を含む）

2. 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3. 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等、緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

4. 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等の業務用移動通信警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

5. 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第2 情報の分析整理

1. 人材の育成・確保および専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2. 原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

3. 防災対策上必要とされる資料

市は、県と連携して応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を整備し、市庁舎に備え付ける。

第3 通信手段の確保

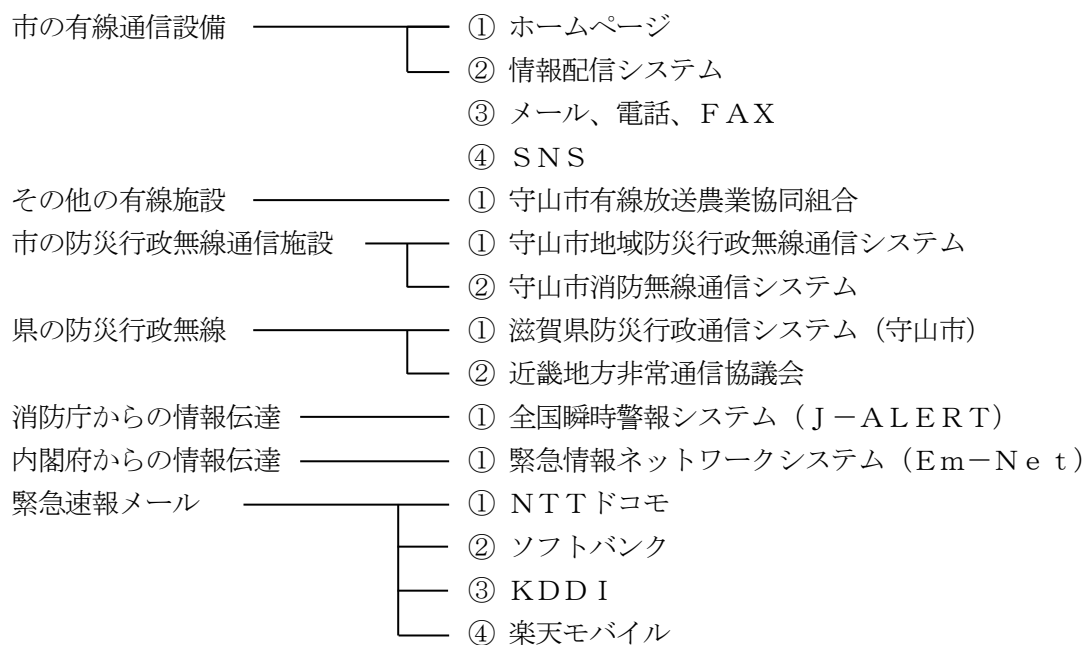
市は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、設備の整備を行う。

また、有線通信が途絶した際の、市民への情報源の確保のため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの多重化を検討する。

市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

1. 施設・設備の整備

(1) 現況



※（資料 4-1）市内公共施設連絡簿

(2) 基本方針

- ア．消防防災無線のデジタル化推進
- イ．情報配信システムの登録促進
- ウ．その他SNS等の市民への情報発信手段の整備
- エ．防災行政無線等の無線通信ネットワークの多重化

2. 関係各所との連携

県防災危機管理局との連携強化を図る。また、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の幅広い情報収集を行うため、無線従事者の確保ならびに、タクシー無線取扱業者等、運輸業者等との災害時協力協定の締結を推進する。

第4節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、原災法第10条（特定事象）および原災法第10条の可能性のある事故・故障発生時またはこれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生の通報を受けた場合、すみやかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成が行えるよう、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等、必要な体制を整備する。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

第3 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と警戒体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第4 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

第5 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

なお、広域応援協定等の締結状況は次のとおりである。

北海道登別市 ^{のぼりべつし}	北海道登別市中央町六丁目 11 TEL 0143-85-2111 FAX 0143-85-1108
東京都福生市 ^{ふっさし}	東京都福生市本町 5 TEL 0425-51-1511 FAX 0425-53-4451
長野県飯田市 ^{いいだし}	長野県飯田市大久保町 2534 TEL 0265-22-4511 FAX 0265-24-4511
熊本県水俣市 ^{みなまたし}	熊本県水俣市陣内一丁目 1 番 1 号 TEL 0966-61-1604 FAX 0966-62-0611
愛媛県今治市 ^{いまばりし}	愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1 TEL 0898-36-1558 FAX 0898-32-2765
岐阜県高山市 ^{たかやまし}	岐阜県高山市花岡町二丁目 18 番地 TEL 0577-35-3345 FAX 0577-35-3174
福井県大野市 ^{おおのし}	福井県大野市天神町 1 番 1 号 TEL 0779-64-4800 FAX 0779-66-7708
岡山県総社市 ^{そうじゃし}	岡山県総社市中央一丁目 1 番 1 号 TEL 0866-92-8599 FAX 0866-93-9479

第 6 モニタリング体制等

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による市内の環境への影響を評価するため、平常時より環境放射線モニタリングを実施することとし、あらかじめ必要な体制を整備するとともに、影響評価に用いる比較データの収集に努める。また、緊急時モニタリング実施体制を整備する。

1. 放射線測定器の整備・維持

市は、平常時または緊急時における市内の環境に対する放射性物質または放射線の影響を把握するため、下記の機器を維持するとともに、その操作の習熟に努める。

- (1) 空間線量測定器・日立アロカメディカル株式会社 TCS-172B・1 台
- (2) 表面汚染測定器・日立アロカメディカル株式会社 TGS-146B・1 台

2. 平常時における環境放射線モニタリングの実施

市は、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時より速野小学校における環境放射線モニタリングを隔月実施する。

3. モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

市は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員およびその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

第 7 複合災害に備えた体制の整備

市は、県と連携し、複合災害（同時または連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

第8 要員および防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、水害等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な要員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、要員および防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県と相互の連携を図る。

第5節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

市は、県の協力のもと、屋内退避および避難誘導のための計画の作成を検討する。

第2 避難所等の整備

1. コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、指定避難所として指定している施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

2. 自治体等からの受援計画の整備

市は、原子力災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入場所をあらかじめ定め、受援計画の整備を行う。

3. 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

4. 物資の備蓄に係る整備

市は、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、県の協力のもと、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する等、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

ア. 要配慮者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

イ. 要配慮者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

(2) 市は、県の協力のもと、要配慮者および一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、本編で示す要配慮者避難支援計画等の整備に努める。

(3) 病院等医療機関の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

(4) 社会福祉施設の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

第4 広域一時滞在に係る避難者受入れ体制の整備

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・幼稚園、こども園の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制の整備に努める。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第7 居住地以外の市町に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを検討する。

第8 避難方法等の周知

市は、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、緊急事態応急対策に従事する者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、県の協力のもと、周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第6節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（ヘリポートの場所や指定手続き、現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第7節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備がなされるよう消防局との連携を図る。

第2 救助・救急機能の強化

消防局は職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第4 安定ヨウ素剤の備蓄

市は、市内学校および公の施設に安定ヨウ素剤の備蓄を行う。服用については国が必要性を判断し、国または、県・市が服用指示を出す。また、安定ヨウ素剤は使用期限を考慮し随時入れ替えを行う。

第5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県と協力し、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。また、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より県と相互に密接な情報交換を行う。

第6 物資の調達、供給活動

市は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。

また、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、特定事象または警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。また、市民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。
- (2) 市は、地震や水害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への確かな情報を常に伝達できるよう、体制、広報車両等の設備、装備の整備を図る。
- (3) 市は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、県と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。防災行政無線（同報系）については、障害者世帯、高齢者世帯について、戸別受信機も活用するよう努める。また、防災行政無線等の情報伝達手段が確実に動作するよう、設備の耐震性や非常用電源の確保とともに日頃からの点検を行うよう努める。さらに、障害者、高齢者等が緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みを整備するよう努める。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット（ホームページ、SNS等）、登録制メール、IP通信網、広報用電光掲示板、有線放送、ケーブルテレビ網、Lアラート、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第9節 行政機関の業務継続計画の策定

本市は、災害対策の拠点となる市庁舎の機能低下を最小限にとどめながら、市民の生命、生活および財産を保護し、社会経済活動を維持すること、また、災害応急対策業務にあたる職員の防災意識の向上と防災対策の実行による業務執行体制を確保することを目的として、平成31年3月に守山市業務継続計画（震災対策編）を策定した。

原子力災害対策にあたっても守山市業務継続計画を踏まえ、応急対策業務に取り組む。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第 10 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- (1) 市は、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。
- ① 放射性物質および放射線の特性に関すること
 - ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に、市、国および県等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥ 屋内退避の方法に関すること（窓を閉め、エアコン・換気扇を止め気密性に配慮等）
 - ⑦ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
 - ⑧ 要配慮者への支援に関すること
 - ⑨ 緊急時にとるべき行動に関すること
- (2) 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施する。
また、市内小中学校においては、文部科学省発行「放射線等に関する副読本」を活用し、園児・児童・生徒に対して放射線に関する教育を実施する。
- (3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。
- (4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。
- (5) 市は、県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第 11 節 緊急事態応急対策に従事する者の育成

市は、県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が職員や消防団員等、緊急事態応急対策に従事する者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。また、県および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を、必要に応じ実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- ① 警戒体制および組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法および機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、県および国等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第12節 防災訓練等の実施

第1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の計画策定および協力

- (1) 市は、県およびその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独または共同して実施するための計画を策定する。
- (2) 市は、県が次に掲げる防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練の計画を策定した場合、それに協力する。
 - ① 災害対策本部等の災害応急体制の設置運営訓練
 - ② 対策拠点施設への参集訓練
 - ③ 緊急時通信連絡訓練
 - ④ 緊急時の県モニタリング訓練
 - ⑤ 原子力災害医療訓練
 - ⑥ 住民等に対する情報伝達訓練
 - ⑦ 周辺住民避難訓練
 - ⑧ 人命救助活動訓練

第3 防災訓練の実施

- (1) 市は、県およびその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独または共同して実施する。
- (2) 市は、県が本節第2(2)に定める防災訓練計画に基づき、定期的に実施する防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練に協力する。
- (3) 市は、県が原災法第13条に基づき作成する国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、本節第2(2)に掲げる防災訓練計画に基づき、必要に応じて市民の協力を得て、県およびその他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施する。

第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

市は、防災訓練を実施するにあたり、県、国、原子力事業者その他防災関係機関の助言を受けて作成した想定を踏まえるとともに、様々な条件を設定して防災訓練を実施する等、現場における判断力の向上・迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫する。市は、防災訓練を実施するにあたり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等警戒体制の改善に取り組む。また、市は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、守山市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等を行う。

第5 防災訓練に関する普及啓発

市は、市民に対して、市広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

第 13 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、ただちにその旨を県防災危機管理局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

また、市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第 14 節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国および県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報および原災法第10条の可能性のある事故・故障またはこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報があった場合の対応および同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

第1 計画の方針

原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、県、国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が必要であることから、原子力災害の事象に応じた本市と各防災関係機関の情報収集連絡体制およびその内容について定める。

第2 緊急時の情報収集

市は、原子力災害発生時（緊急時）において、県が以下により、国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報または県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

(1) 原子力防災管理者が行う通報連絡

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）が、原子力事業者防災業務計画に定める警戒体制を発令したとき、原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）等の緊急時に該当する場合の通報をいう。

(2) 原子力規制委員会からの警戒事象発生の通報があった場合

県は、国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。

(3) 特定事象発生等の通報

原子力事業所の原子力防災管理者が、特定事象発生後または発生の通報を受けた場合、ただちに県をはじめ防災関係機関に文書（FAX）で行う通報をいう。

(4) 原子力緊急事態宣言発出の連絡

原子力規制委員会が、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断をただちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等について、県をはじめ防災関係機関に行う連絡をいう。なお、原子力緊急事態宣言の発出時には、内閣総理大臣は以下の事項を公示することとされている。

ア．緊急事態応急対策を実施すべき区域

イ．原子力緊急事態の概要

ウ．緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者等に周知させるべき事項

(5) 原子力保安検査官等からの連絡

原子力保安検査官等、現地に配置された国の職員が確認する特定事象発生後の現場の状況、

原子力防災専門官が収集・整理した情報について、県をはじめ福井県、国等の防災関係機関に行う連絡をいう。

第3 応急対策活動情報等の情報収集

市は、原子力事業者による緊急時通報の後において、県が、以下により国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関から収集した経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受け、緊急時通報後の状況の把握に努める。

(1) 緊急時通報後の連絡

原子力事業者が、緊急時通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要な事項を記入し、FAXで随時、県および防災関係機関に随時行う報告をいう。

(2) 特定事象発生後の連絡等

ア．原子力事業者等から県への連絡

原子力事業者が、県をはじめ防災関係機関に対し、原子力事業所の状況、応急対策活動および事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に行う連絡をいう。

イ．国（原子力規制委員会）と県との連絡

県が、国（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等について、相互に連絡を密にするものをいう。

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の連絡等

ア．県の情報収集

県が、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況と合わせて、国、福井県の緊急事態応急対策活動等について把握する情報をいう。

第4 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

(1) 市が行う対応

市は、原子力緊急事態宣言発出後、常時必要な情報を収集するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、県および防災関係機関と必要な調整を行う。

(2) 原子力防災専門官が行う連絡・調整

原子力防災専門官は、原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、福井県、所在市町、県、関係周辺市、その他防災関係機関の間の連絡・調整を行うものとされている。

第5 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、メール、J－ALER T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を周辺市町に連絡するものとされている。

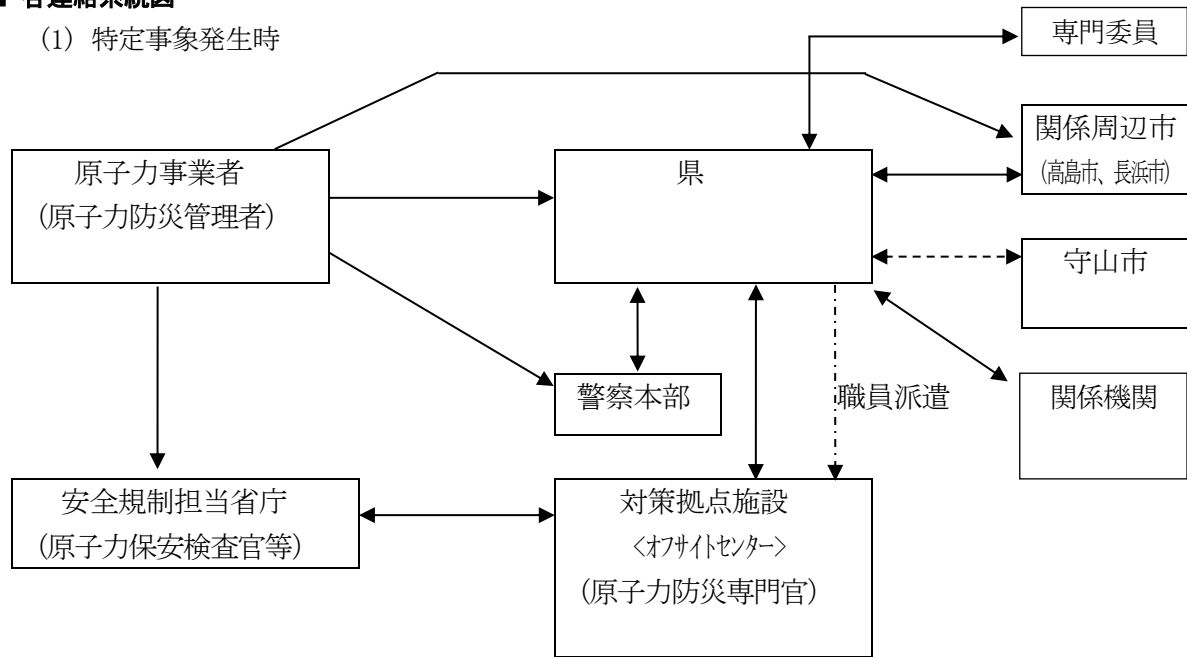
地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第6 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

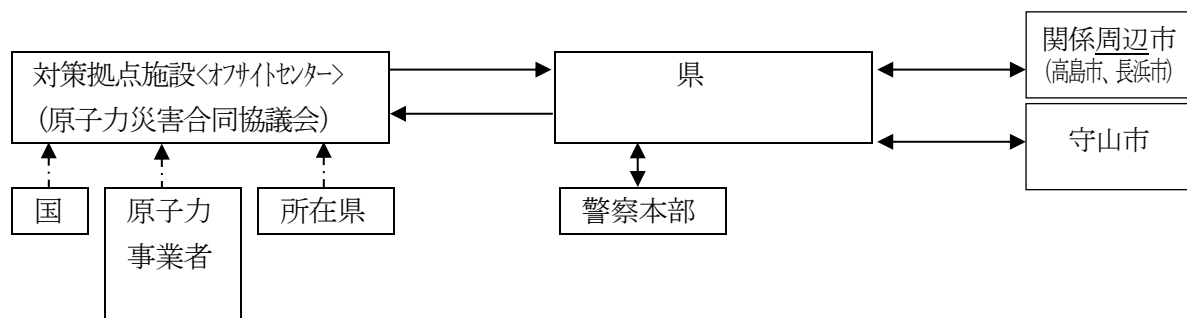
市は、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

■ 各連絡系統図

(1) 特定事象発生時



(2) 原子力緊急事態宣言発出後



第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

1. 動員体制

職員の動員配備の基準は、暫定として次に示す別表による。ただし、この別表については原子力事故災害の災害状況のフェーズと滋賀県からの情報伝達のフェーズにより、市の配備体制に関して段階を踏む必要があると考えられるため、今後検討を進め改定する。

配備レベル		配備体制
【フェーズ1】	(1) 福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または震度5強の地震が発生し環境生活部理事が警戒配備を決定したとき。 (2) その他、環境生活部理事が警戒配備体制を決定したとき。	警戒配備 ○参集する職員 危機管理課職員
【フェーズ2】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。 (2) 滋賀県に原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 滋賀県に原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (4) その他、副市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 ○参集する職員 <本部長> 副市長 <副本部長> 環境生活部理事 <本部員> ・部長級職員 ・環境生活部次長（危機管理課担当） ・北消防署長 ・消防団長 <参集する職員> ・次長級職員 ・課長級職員 ・危機管理課職員 ・消防団副団長
【フェーズ3】 （原災法第10条） 特定事象	(1) 滋賀県から緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から滋賀県に原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (3) 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の空間放射線量率が検出されたことが判明したとき。 (4) その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部の設置 ○参集する職員 <本部長> ・市長 <副本部長> ・副市長 ・教育長 <本部員> ・部長級職員 ・環境生活部次長（危機管理課担当） ・北消防署長 ・消防団長 <参集する職員> ・全職員 ・消防団副団長
【フェーズ4】 （原災法第15条） 緊急事態宣言	(1) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	

（※1）…「原子力災害対策指針」別添図表集「表2」に掲げる緊急事態

- ① 原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合
- ③ 東海地震注意報が発表された場合
- ④ 原子力規制庁の審議官または原子力防災課事故対策室長が必要と認める原子力施設の重要な故障等
- ⑤ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

2. 警戒配備体制

(1) 警戒配備体制の決定および解除基準

環境生活部理事は、次の場合に警戒配備体制を決定し、または解除する。

ア. 警戒配備の決定基準

- ① 福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または震度5強の地震が発生し環境生活部理事が警戒配備を決定したとき
- ② その他、環境生活部理事が警戒配備体制を決定したとき

イ. 警戒配備の解除基準

- ① 事故に至るものではないことが確認できたとき
- ② 原子力事業所の事故が終結したとき
- ③ 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき

(2) 業務内容

危機管理課職員は、県と連携を図り情報の収集を行う。

(3) 警戒配備体制を決定した場合の県への連絡

環境生活部理事が警戒配備体制を決定した場合、危機管理課長は、県にその旨を連絡する。

3. 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置および廃止基準

副市長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、または廃止する。

ア. 災害警戒本部の設置基準

- ① 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。
- ② 滋賀県に原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。
- ③ 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき
- ④ その他、副市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき

イ. 災害警戒本部の廃止基準

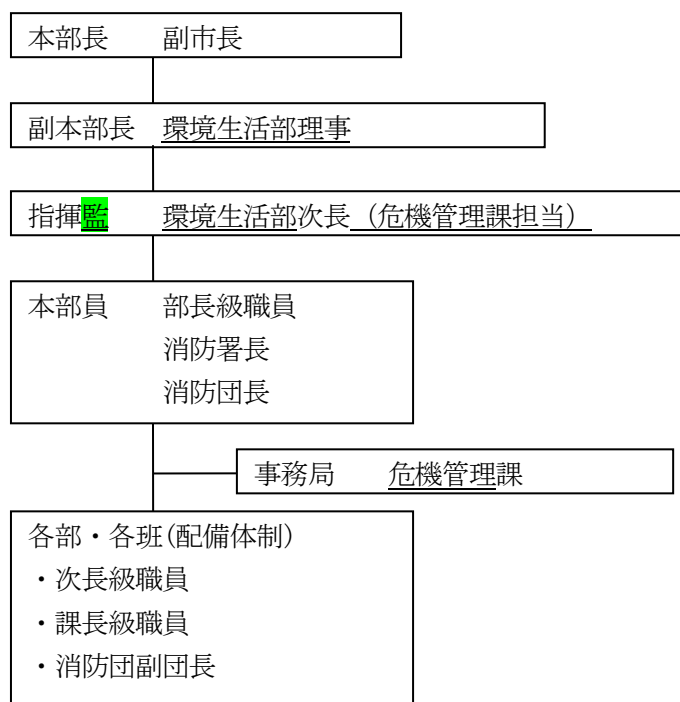
- ① 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策が完了したとき、または対策の必要がなくなったとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は本庁舎防災会議室とする。

(3) 災害警戒本部の組織および事務分掌

ア. 災害警戒本部の組織



イ. 災害警戒本部長は副市長をもって充て、災害警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ. 災害警戒本部副本部長は環境生活部理事をもって充て、災害警戒本部長に事故または不在の時は、その職務を代行または代理する。

エ. 災害警戒本部員は、部長級職員・環境生活部次長（危機管理課担当）・北消防署長および消防団長をもって充てる。

オ. 災害警戒本部の事務分掌は下記のとおりとする。

部	分担事務
環境生活部 (事務局)	① 警戒本部が実施する対策の基本方針に関すること ② 本部会議の開催に関すること ③ 各部の事務の総括に関すること ④ 県本部との連絡調整に関すること ⑤ 市民等への情報伝達に関すること ⑥ 災害情報の収集および整理に関すること
総合政策部	① 災害の広報に関すること ② 報道機関に対する情報提供に関すること ③ 事務局業務の補完に関すること
総務部	① 職員の安全確保に関すること ② 事務局業務の補完に関すること
環境生活部	① 市民等から問い合わせに関すること ② 混乱が生じた場合の交通規制に関すること ③ 事務局業務の補完に関すること

部	分担事務
健康福祉部	① 指定避難所の確保および運営に関すること ② 要配慮者の退避および避難に関すること
こども家庭部	① 事務局業務の補完に関すること
建設部	① 混乱が生じた場合の交通整理に関すること ② 事務局業務の補完に関すること
都市経済部	① 事務局業務の補完に関すること
上下水道事業所	① 事務局業務の補完に関すること
会計	① 事務局業務の補完に関すること
議会事務局	① 市議会との連絡調整に関すること ② 事務局業務の補完に関すること
農業委員会事務局	① 事務局業務の補完に関すること
監査委員事務局	① 事務局業務の補完に関すること
教育委員会	① 緊急時モニタリングの実施に関すること ② 退避および避難に関すること
北消防署	① 災害情報の収集および整理に関すること ② 緊急時のモニタリングの実施に関すること ③ 湖南広域消防局本部との連絡調整に関すること ④ その他消防に関すること
消防団	① 部長の要請に基づく全般出動に関すること

カ．災害警戒本部に、本部長、副本部長、本部員ならびに本部長が指定した防災関係機関等担当で構成する災害警戒本部会議を置く。

キ．市は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害警戒本部会議を招集する。災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ① 県その他防災関係機関の初期活動実施状況
- ② 市の初期活動の実施に関する基本的事項および重要事項
- ③ 各部の調整に関する事項
- ④ 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項
- ⑤ 国、県および防災関係機関に対する要請に関する事項
- ⑥ 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
- ⑦ その他重要な初期活動に関する事項
- ⑧ 災害警戒本部に危機管理課長を事務局長とする事務局を置き、危機管理課をもって構成する。

(4) 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知等

災害警戒本部を設置した場合、市（災害警戒本部長）は、次の機関にその旨を通知または報告し、意見・提言を求めることができる。

ア．県

イ．市防災会議構成団体

ウ．隣接市

(5) 設置の公表

災害警戒本部を設置した場合、市（災害警戒本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害警戒本部の標識を指定場所に掲示する。

4. 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置および廃止基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、または廃止する。

ア. 災害対策本部の設置基準

- ① 県から緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- ② 原子力防災管理者から原災法第 10 条第 1 項に定める通報が県にあったとき
- ③ 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- ④ その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- ⑤ 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

イ. 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準による。

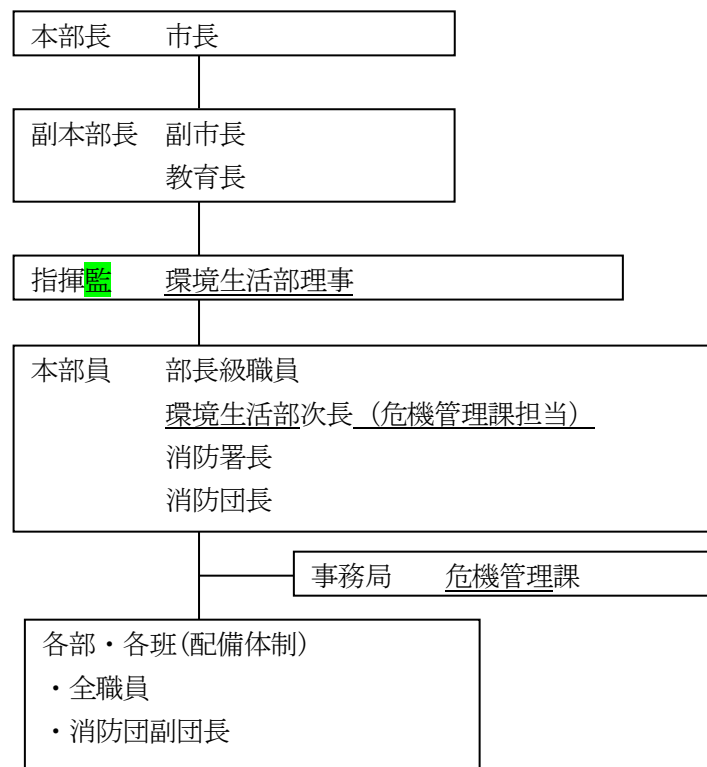
- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したとき、または対策の必要がなくなつたと認めたとき

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は本庁舎防災会議室とする。

(3) 災害対策本部の組織および事務分掌

ア．災害対策本部の組織



イ．災害対策本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ．災害対策本部副本部長は副市長および教育長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

また、災害対策本部長（市長）不在の時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておく。

① 第1順位 副市長

② 第2順位 教育長

エ．災害対策本部員は、部長級職員、環境生活部次長（危機管理課担当）・北消防署長および消防団長をもって充てる。

オ．災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、下記の「原子力災害時における災害対策本部の事務分掌」による。ただし、「原子力災害時における災害対策本部の事務分掌」に定めないものは他の災害の事務分掌を準ずる。

部	分担事務
環境生活部 (事務局)	① 災害対策本部の設置・運営に関する事 ② 災害状況の把握に関する事 ③ 災害対策本部が実施する対策の基本方針に関する事 ④ 災害応援および受援に関する事 ⑤ 本部会議の開催に関する事 ⑥ 各部の事務の総括に関する事 ⑦ 県本部等との連絡調整に関する事 ⑧ 市民等への情報伝達に関する事 ⑨ 国・県との連絡調整に関する事 ⑩ 本部長および副本部長の秘書に関する事 ⑪ 県および防災関係機関が実施する災害応急対策の状況把握に関する事 ⑫ 県および防災関係機関への災害情報の連絡に関する事
総合政策部	① 災害関係の広報活動に関する事 ② 災害情報の収集に関する事 ③ 報道機関に提供する情報の資料作成および連絡調整に関する事 ④ 事務局業務の補完に関する事
総務部	① 参集職員の把握および職員の安否に関する事 ② 職員の安全確保に関する事 ③ 職員の服務に関する事 ④ 災害予算に関する事 ⑤ 災害応急工事の契約に関する事 ⑥ 物資車両等の調整・確保に関する事 ⑦ 参集職員の把握および職員の安否に関する事 ⑧ 事務局業務の補完に関する事
環境生活部	① 所管施設への避難者受入れおよび運営支援に関する事 ② 自治会への情報伝達等に関する事 ③ 市民から問い合わせに対する対応に関する事 ④ 放射性物質による環境汚染への対処に関する事 ⑤ 交通規制に関する事 ⑥ 事務局業務の補完に関する事
健康福祉部	① 被災者の医療・救護対策に関する事 ② 保健医療施設との連絡調整に関する事 ③ 災害救助活動に係る医師会等との連絡調整に関する事 ④ 感染症予防対策に関する事 ⑤ 医療ボランティアへの対応に関する事 ⑥ 所管施設への避難者受入れおよび運営支援に関する事 ⑦ 災害救助法に関する事 ⑧ 要配慮者の退避および避難に関する事 ⑨ 諸物資の配給に関する事 ⑩ 炊き出しに関する事 ⑪ 被災者に対する生活保護に関する事

部	分担事務
こども家庭部	① 各保育所、こども園、幼稚園の安全対策に関する事 ② 各保育所、こども園、幼稚園の避難所の運営に関する事 ③ 所管施設への避難者受入れおよび運営支援に関する事
建設部	① 交通整理に関する事
都市経済部	① 緊急輸送活動に関する事 ② 農林漁業関係原子力災害被害状況の調査報告に関する事 ③ 畜産・水産関係に対する応急対策に関する事 ④ 主要食料の調達に関する事 ⑤ 中小企業関係の災害対策および連絡調整に関する事 ⑥ 商工業関係の被害調査に関する事
上下水道事業所	① 上水道施設等の災害対策および被害調査に関する事 ② 災害時の応急給水および飲料水確保に関する事 ③ 下水道施設等の災害対策および被害調査に関する事 ④ 下水排水処理対策に関する事
会計課	① 事務局業務の補完に関する事
議会事務局	① 市議会の災害活動対策のための情報収集および連絡調整に関する事 ② 事務局業務の補完に関する事
農業委員会事務局	① 事務局業務の補完に関する事
監査委員会事務局	① 事務局業務の補完に関する事
教育委員会	① 緊急時モニタリング実施に関する事 ② 生徒・児童・園児の退避および避難誘導、安全確保に関する事 ③ 学校の被害調査に関する事 ④ 所管施設への避難者受入れおよび運営支援に関する事 ⑤ 所管施設の被害調査および復旧に関する事 ⑥ 被災児童・生徒等に対する教育に関する事 ⑦ 被災児童・生徒等の学用品に関する事
北消防署	① 災害情報の収集および整理に関する事 ② 緊急時のモニタリングの実施に関する事 ③ 湖南広域消防局本部との連絡調整に関する事 ④ 治安の確保および火災の予防に関する事 ⑤ 救助・救急および消火活動に関する事 ⑥ その他消防に関する事
消防団	① 本部長の要請に基づく全般出動に関する事

カ．災害対策本部に、本部長、副本部長および本部員ならびに本部長が指定した防災関係機関等担当者で構成する災害対策本部会議を置く。

キ．市（災害対策本部長）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ① 市の災害状況および災害応急対策実施状況

② 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項および重要事項

③ 災害対策本部内各部の調整に関する事項

④ 防災関係機関との連絡調整に関する事項

⑤ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項

⑥ その他必要な災害対策に関する事項

ク．災害対策本部に危機管理課長を事務局長とする事務局を置き、事務局員は危機管理課職員をもって構成する。

なお、事務局長は、必要に応じその他の部の職員を事務局に構成員として加えることができる。

(4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知等

災害対策本部を設置した場合、市（災害対策本部長）は、次の機関にその旨を通知または報告し、意見・提言を求めることができる。

ア．県

イ．市防災会議構成団体

(5) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市（災害対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を指定場所に掲示する。

(6) 県との協力体制

市（災害対策本部長）は、県の災害対策本部との協力体制を整える。

(7) 文書および記録

ア．災害対策本部が設置されたとき、ただちに災害対策本部件名簿を作成する。

イ．各部が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず事務局に合議する。

ウ．発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず部名を併記する。

5. 原子力緊急事態宣言発出後の対応

国では、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、市においては、本節4に定める市の災害対策本部を継続する。

6. 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

第2 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対しすみやかに応援要請を行う。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

第3 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第4 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

1. 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

市は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部および現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等、安全管理および放射線防護に配慮する。

2. 防護対策

現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着および安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計および安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3. 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

- (1) 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 市は、県と連携または独自に職員の被ばく管理を行う。
- (3) 市の放射線防護を担う班は、必要に応じ県等、関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- (4) 市は、応急対策活動を行う市の緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を確保する。
- (5) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

市民の生命および身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、市民の安全確保を図る。

第1 計画の方針

原子力規制委員会では、「原子力災害対策指針」において、「O I Lと防護措置基準」が定められている。

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、当該施設の状況に基づき、原子力事業者が定めているE A Lの基準（第3章第4節第2 別表 防護措置基準「緊急事態区分とE A Lについて」）に基づき、緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、または、そのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてU P Z外にある本市において屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、U P Z（必要に応じてそれ以遠も含む）内で空間放射線率の測定を行い、防護措置基準O I Lと照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

なお、U P Z外においても、原子力規制委員会の判断に基づき、必要に応じて、安定ヨウ素剤を服用する。

県はこの方針に従って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図るとされており、本市についてもこれに従う。

第2 防護措置基準

原子力規制委員会の防護措置基準は別表のとおりである。

この防護措置基準等は、I A E Aにおいてその改訂が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしており、県においても、この基準に基づいて避難等の防護措置を実施することとしている。

別表 防護措置基準

■O I L と防護措置について（原子力防災対策指針より）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点では必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

■緊急事態区分とEALについて（原子力防災対策指針より）

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態 （警戒事象）	原子力規制委員会初動マニュアル中の警戒事態を採用 ① 原子力施設等立地道府県※ ¹ において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 原子力施設等立地道府県※ ¹ において、大津波警報が発令※ ² された場合 ③ 東海地震注意情報が発表された場合※ ³ ④ 原子力規制庁の審議官または原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※ ⁴ ⑤ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や、情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態 （特定事象）	原災法第10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ① 原子炉冷却材の漏えい。 ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③ 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤ 全交流電源喪失（5分以上継続）。 ⑥ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧ 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨ 原子炉制御室の使用不能。	PAZ内の住民等の避難準備、およびより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。
	全面緊急事態 （原子力緊急事態）	原災法第15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法第10条より変更） ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤ 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧ 炉心の溶融を示す放射線量または温度の検知。 ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪ 原子炉制御室等の使用不能。 ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬ 敷地境界の空間放射線量率 $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続。※ ⁵	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、および必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率等に基づく防護措置を実施する。

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甕島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県および北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・非常用母線への交流電源が1系統のみ。たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源になった状態
- ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・1次冷却材中のよう素濃度が所定の値を超えた場合
- ・原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・自然災害により以下の状況となった場合
 - －プラントの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になること

※5 落雷および明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

県においては、国、福井県、原子力事業者から緊急時モニタリング結果等の情報分析・提供等もしくは、県が実施するモニタリング結果より得られた線量が、第3章第4節第2 別表 防護措置基準「O I Lと防護措置について」に掲げる線量区分に該当する場合は、ただちに国、原子力防災専門官、国の専門家等と協議して、避難等が必要となった場合には、防護対策区域を決定するとともに、同区域の住民に対し、避難等の措置を行うよう関係周辺市に指示するとされている。

なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、県においては内閣総理大臣の指示に従い、関係周辺市に対し、住民等に対する避難等のための立ち退きの指示等の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施するとされており、本市については、情報収集の実施を図り、県と調整の上必要な対応を検討する。

なお、国においては、別表に示す「防護措置基準」について、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）等に対しては、環境モニタリング等の結果を踏まえた判断基準O I Lおよび予防的防護措置を決定するための判断基準E A L等の設定に向けて検討を行うとともに、防護措置基準の運用等についてもさらなる検討を行い、原子力災害対策指針に盛り込むこととされていることから、県においては、この内容を踏まえ必要な改定を行うものとされている。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。

- (1) 市が避難対象区域に含まれた場合、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供する。

- (2) 市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供する。
- (3) 市域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

第4 避難場所

- (1) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難およびスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。
- (2) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市に提供する。
- (3) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に

良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- (4) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行う。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

なお、市は、県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

- (5) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (6) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (7) 市が避難対象区域に含まれた場合は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、すみやかに国および県と協議の上建設する。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国および県に資機材の調達に関して要請する。

第5 広域一時滞在に係る避難者受入れ体制の整備

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第6 広域一時滞在

- (1) 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難および避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求める。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

第7 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場合には、ただちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期および服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

第8 要配慮者等への配慮

- (1) 市が避難対象区域となった場合は、県および関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させる。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させる。

第9 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または市に対しすみやかにその旨を連絡する。

第10 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の指示等した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

第11 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県および関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意

する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

(2) 市が被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

(3) 市が被災した場合、市および県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第5節 治安の確保および火災の予防

市は、応急対策実施区域およびその周辺における治安の確保については、治安当局と協議し、万全を期す。特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域およびその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国および県と協力のうえ、応急対策実施区域およびその周辺における火災予防に努める。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 市は、国および県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

(2) 市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言および指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

第7節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1. 緊急輸送の円滑な実施

市は、必要があるときは、県と協議・調整して関係周辺市および防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保する。

2. 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員および資機材
- ② 負傷者、要配慮者を中心とした避難者等
- ③ 対応方針決定会議への出席者（国の原子力災害現地対策本部長および県の現地本部長、関係市の災害対策本部長等）、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国から派遣される専門家、緊急時環境放射線モニタリング要員、情報通信要員等）および必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

3. 緊急輸送体制の確立

- (1) 市は、県および関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 市は、人員、車両に不足が生じたときは、県および関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県に支援を要請する。

第2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域となった場合もしくは近隣市が避難対象区域となった場合、市道路管理者は、交通規制にあたる県警察と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第8節 救助・救急および医療活動

第1 救助・救急および消火活動

- (1) 市が避難対象区域となった場合、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県またはその他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保する等の措置を講ずる。
- (2) 市が避難対象区域となった場合、災害の状況等から必要と認められるときは、県に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 市が避難対象区域となった場合、市内の消防力では対処できないと判断したときは、すみやかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

- ① 救急・救助の状況および応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路および集結（待機）場所 等

第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

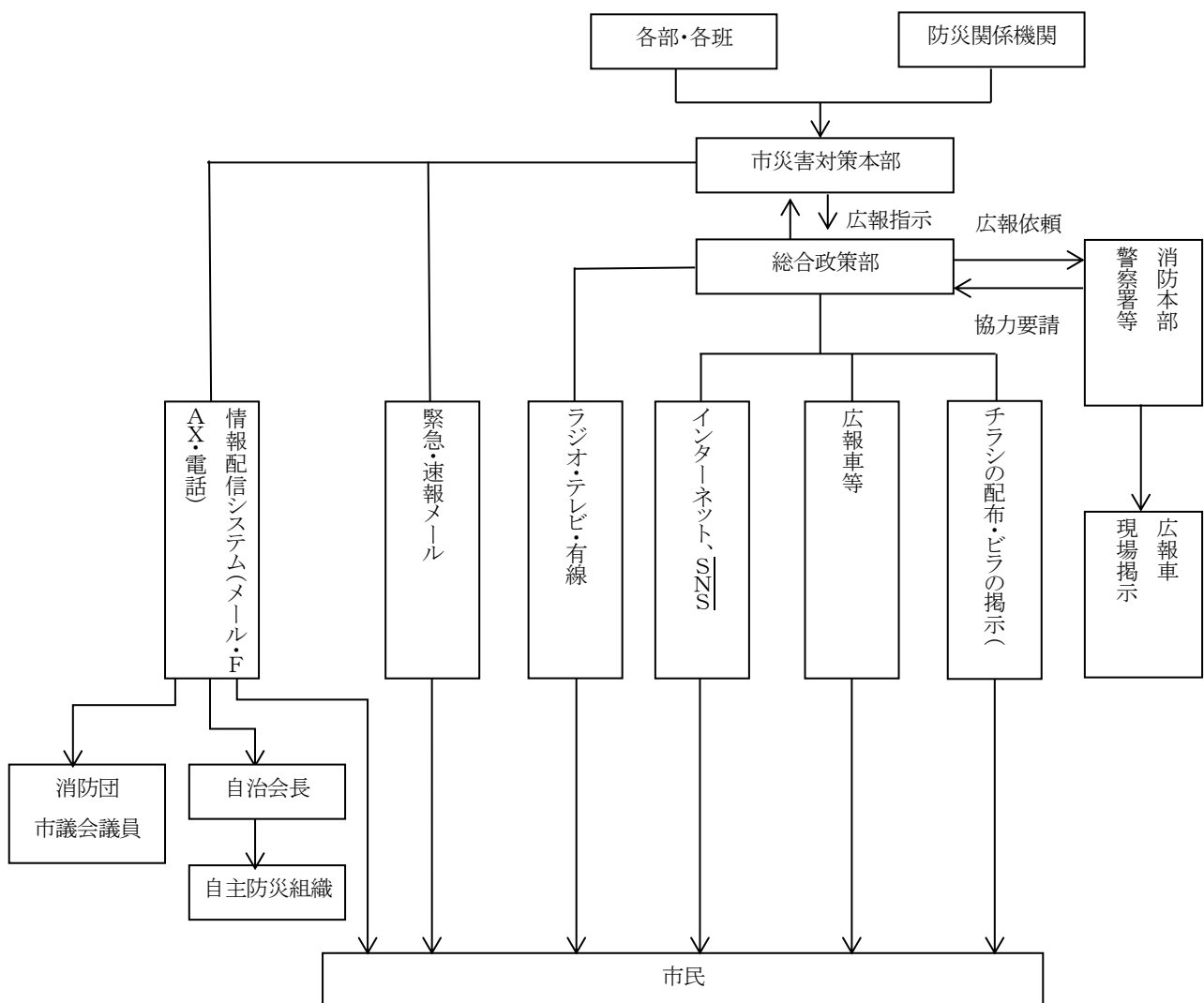
第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報のすみやかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

<市の広報体制>



- (3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定ならびに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。
- (4) 市は、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について県と相互に連絡をとりあう。
- (5) 市は、情報伝達にあたって、安全・安心メール、緊急速報メール、SNS、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。
- なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、すみやかに住民等からの問い合わせに対応するための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第10節 自発的支援の受入れ等

市は、緊急性の高い区域からの避難者の受け入れのための体制を整備する。

また、大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

市は、県および関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1. 義援物資の受入れ

被災した場合、市は、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国および被災地以外の県は必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

2. 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努める。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 市が避難対象区域となった場合、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。
- (2) 市が避難対象区域なった場合、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言後においても、引き続き存置される現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連係して原子力災害事故後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去および除去作業等について必要な措置を行う。

第4節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

市は、避難および屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置および事後対策措置を記録しておく。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 市は、国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体および避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

市は、国および県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第8節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施する。